

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

保育所等における事故防止対策の実施状況等
に関する調査研究

報告書

令和2年3月

株式会社 日本経済研究所

< 目 次 >

第1章 本調査研究事業の実施概要	1
1 本調査研究事業の背景と目的	1
2 本調査研究事業の内容と実施方法	2
(1) 保育所等における重大事故防止対策等に関する実態調査（都道府県等）	2
(2) 保育所等における重大事故防止対策等に関する実態調査（保育所等）	4
(3) 認可外保育施設等において実施可能な好事例の収集 ～ヒアリング調査を通じて～	6
(4) 巡回支援指導員の配置状況等の実態調査	8
(5) 専門家からの助言聴取	10
第2章 保育所等における重大事故防止対策等に関する実態調査	11
1 都道府県等を対象としたアンケート調査の実施	11
(1) アンケート調査の概要	11
(2) アンケート調査結果	12
2 保育所等を対象としたアンケート調査の実施	32
(1) アンケート調査の概要	32
(2) アンケート調査結果	33
第3章 認可外保育施設等において実施可能な好事例の収集 ～ ヒアリング調査を通じて ～	92
1 ヒアリング調査の概要	92
2 ヒアリング調査結果	92
第4章 巡回支援指導員の配置状況等の実態調査	174
1 アンケート調査の概要	174
2 アンケート調査結果	175
第5章 調査結果のまとめ	190
1 各調査結果から見てきたこと	190
2 総括	197

第1章 本調査研究事業の実施概要

1 本調査研究事業の背景と目的

保育所等においては、各種法令・指針等に基づき、保育事故や災害等に備えた点検、事故防止のための研修・講習や訓練を実施することとされている。しかし、重大事故防止対策や消防訓練等を行っていない事例があるとの指摘もあることから、更なる事故防止対策の徹底を図る必要がある。

「平成30年度教育・保育施設等における事故報告集計」（内閣府子ども・子育て本部）によれば、報告件数は1,641件、うち死亡の報告は9件であったところ、死亡の施設種別ごとの内訳をみると、認可外保育施設等が6件と多くを占めている。そのため、重大事故の発生を減少させるためには、認可外保育施設等における事故防止対策を強化することが急務であると考えられる。ついては、都道府県等や保育所等における重大事故防止対策の実施状況等の実態把握を行ったうえで、認可外保育施設等が事故防止対策を導入するにあたり参考となるよう、小規模な施設であっても適切に保育事故や災害等に備えた点検や事故防止のための研修・講習や訓練を行っている好事例を収集し、わかりやすく整理しようとするものである。これにより、重大事故の発生率が高い認可外保育施設等において事故防止対策や研修・講習、消防訓練が適切に実施されるようになれば、重大事故の発生が減少することが期待できる。

あわせて、重大事故の防止・早期発見・改善を目的として平成29年度より導入された巡回支援指導員の配置状況等（実施方法、今後の配置予定を含む。）についても調査・分析を行い、巡回支援の普及状況についても確認する。

2 本調査研究事業の内容と実施方法

本調査研究事業は、主に以下の（１）から（４）の４種類の調査、及び（５）の専門家からの助言聴取によって構成している。

（１）保育所等における重大事故防止対策等に関する実態調査（都道府県等）

ア アンケート調査の目的

地方自治体における重大事故防止対策の実施状況等の実態を把握すべく、都道府県及び市区町村に対し、アンケート調査を実施した。

イ アンケート調査の実施方法等

（ア）アンケート調査対象

全国の８地域ブロックのうち最も人口が多い都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県）の当該都道府県、管内市区町村

（イ）アンケート調査票の配布・回収方法

電子メールにより、調査票の配布・回収を行った。

具体的には、厚生労働省より依頼状を添えて上記の都道府県にアンケート調査票を送付し、当該都道府県にご回答をお願いするとともに、これらを管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）宛にメールにてご転送いただくよう依頼した。指定都市及び中核市には、厚生労働省より直接メールにてアンケート調査票を送付し、協力を依頼した。

なお、記入済みアンケート調査票の回収については、厚生労働省や都道府県経由ではなく、各都道府県、各市区町村から直接、弊社宛に電子メール添付又はFAXによりご送付いただいた。

（ウ）アンケート調査項目

アンケート調査票の主な調査項目は以下のとおりであり、都道府県、自治体が自ら指導監督権限を有する施設についてご回答をいただいた。

なお、回答は2019年10月1日時点（この時点の状況を把握していない場合は、把握している最新時点）の状況をご記入いただくよう依頼した。

- 都道府県／市区町村による事故防止対策に係るマニュアル、ガイドライン等の作成の有無
- 睡眠中の呼吸等点検、誤えん事故防止に係る食材点検等の事故防止対策に使用するチェックリスト等の作成、配布又は公開の有無
- 保育所等の職員を対象にした、以下の事故防止に向けた講習の実施の有無
 - ① 重大事故防止に関する講習

- ② 心肺蘇生法に関する講習
- ③ 気道内異物除去に関する講習
- ④ A E Dの使用に関する講習
- ⑤ エピペンの使用に関する講習

- 上記の各講習の案内を送付する範囲
- 講習を受講するための費用等への助成の有無
- 以下の重大事故防止対策の実施状況について、立入検査の確認事項としての位置づけの有無
 - ① 睡眠中の呼吸等点検
 - ② プール・水遊び中の指導役と監視役の分散配置
 - ③ 誤えん事故防止に係る食材点検
 - ④ 日常保育中の施設内点検
 - ⑤ アレルギー児の把握及び誤食防止措置
 - ⑥ 救命救急講習の受講（心肺蘇生法／気道内異物除去／A E Dの使用／エピペンの使用）
 - ⑦ 消防訓練の実施（避難訓練／消火訓練／通報訓練）
- 小規模な施設でも重大事故防止を効率的に実施している事例や点検表等を用いて効果的に実施している事例における優れた取組みの内容
- その他、回答自治体が把握している重大事故防止に向けた特徴的な（効果的な）取組みの内容等

(エ) アンケート調査時期

2019年12月23日（月）～2020年1月27日（月）

※ 2020年2月6日（木）到着分までを集計に含めている。

(オ) アンケート回収数

260件

(2) 保育所等における重大事故防止対策等に関する実態調査（保育所等）

ア アンケート調査の目的

保育所等における重大事故防止対策の実施状況等の実態を把握すべく、保育所等に対し、アンケート調査を実施した。

イ アンケート調査の実施方法等

(ア) アンケート調査対象

全国の8地域ブロックのうち最も人口が多い都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県）の保育所等。

なお、調査対象とした保育所等の施設種別は、以下のとおりである。

- 認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）
- 幼保連携型認定こども園
- 小規模保育事業
- 事業所内保育事業（認可）
- 認可外保育施設（地方単独保育施設）
- 認可外保育施設（ベビーホテル）
- 認可外保育施設（事業所内保育施設）
- 認可外保育施設（その他の認可外保育施設）

※ 幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び認可外の居宅訪問型保育事業は対象外とした。

(イ) アンケート調査票の配布・回収方法

電子メールにより、調査票の配布・回収を行った。

具体的には、厚生労働省より依頼状を添えて都道府県にアンケート調査票を送付し、認可外保育施設（地方単独保育施設、ベビーホテル、事業所内保育施設、その他の認可外保育施設）については都道府県から、認可外保育施設以外の施設については市区町村経由で、管内の調査対象施設宛にメールにてご転送いただくよう依頼した。なお、認可外保育施設に対する指導監督権限を都道府県が管内市区町村に委譲している場合は、市区町村から当該施設宛に送付していただくよう依頼した。

また、メールアドレスがない施設については、都道府県又は市区町村からその旨ご連絡いただき、弊社から郵送にて紙の調査票を当該施設宛に送付した。

なお、記入済みアンケート調査票の回収については、厚生労働省や都道府県、市区町村経由ではなく、各施設から直接、弊社宛に電子メール添付又はFAXによりご送付いただいた。

(ウ) アンケート調査項目

アンケート調査票の主な調査項目は以下のとおりである。

なお、回答は2019年10月1日時点（当該時点での回答が難しい場合は、把握している最新時点）の状況をご記入いただくよう依頼した。

《施設の基本情報》

- 施設種別
- 運営主体
- 定員数 等

《事故防止に向けた取組み》

- 事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等の使用の有無
- 以下の事故防止に係る取組状況
 - ① 睡眠中の呼吸等点検の実施状況
 - ② プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置の実施状況
 - ③ 誤えん事故防止に係る食材点検の実施状況
 - ④ 日常保育中の施設内点検の実施状況
 - ⑤ アレルギー児への対応状況
 - ⑥ 事故・ヒヤリハット発生時における報告書の作成の有無、振り返りや研修への活用の有無
 - ⑦ 救命救急講習（心肺蘇生法／気道内異物除去／AED使用／エピペン使用）の受講状況
 - ⑧ 防災訓練（避難訓練／消火訓練／通報訓練）の実施状況

(エ) アンケート調査時期

2019年12月23日（月）～2020年1月27日（月）

※ 2020年3月7日（土）到着分までを集計に含めている。

(オ) アンケート回収数

7,019件

(3) 認可外保育施設等において実施可能な好事例の収集 ～ヒアリング調査を通じて～

ア ヒアリング調査の目的

小規模な施設や認可外保育施設等でも実施可能と思われる事故防止の取組みを収集すべく、前述(2)のアンケート調査の回答の中から、小規模な施設でも適切な対応を行っている事例、点検表を用いて確実に各種点検を実施している事例(=好事例)を抽出し、より詳しい内容や背景について聞き取りを行うことを目的としてヒアリング調査を実施した。

イ ヒアリング調査の実施方法等

(ア) ヒアリング調査対象の選定及び実施方法

まず、前述(2)のアンケート調査の中から、調査票に記載されている取組みをすべて実施していると回答のあった事例を抽出した。そのうえで、ご記入いただいた具体的な内容を確認し、視点やチェック項目を明確に定めて取組みを行っていることが分かる事例を中心に絞り込みを行い、ヒアリング対象とした。

なお、ヒアリングは訪問により行った。

事例 No.	施設名	所在地	施設種別	定員数
1	すまいる保育園平野	大阪府	小規模保育事業	19名
2	学校法人すすき学園 花鶴幼児園	福岡県	小規模保育事業	19名
3	ゆらりん砂町保育園	東京都	認可外保育施設 (地方単独保育施設)	29名
4	さくらゆうゆう保育園	愛知県	認可外保育施設 (企業主導型保育施設)	50名
5	レーベンくじら保育園	北海道	認可外保育施設 (企業主導型保育施設)	19名

(イ) ヒアリング調査項目

主な調査項目は、以下のとおりである。

《事故防止マニュアル・ガイドライン等について》

- 作成プロセス
- マニュアルの内容
- マニュアルの見直し
- 職員への周知徹底

《事故防止に係る取組状況》

以下の事故防止に係る取組状況の具体的内容

- 睡眠中の呼吸等点検
- プール・水遊び中の事故防止の工夫
- 誤えん事故防止の工夫
- 日常保育中の施設内点検
- アレルギー児への対応

《事故・ヒヤリハットが発生したときの報告書の活用》

- 報告書の記載内容
- 振り返りや研修などへの活用方法

《救命救急講習の受講状況》

以下の救命救急講習の具体的な受講状況

- 心肺蘇生法の講習
- 気道内異物除去の講習
- AED使用の講習
- エピペン使用の講習

《防災訓練の実施状況》

以下の防災訓練の実施状況についての具体的内容

- 避難訓練
- 消火訓練
- 通報訓練

(ウ) ヒアリング調査時期

2020年3月

(4) 巡回支援指導員の配置状況等の実態調査

ア アンケート調査の目的

保育所等における重大事故防止を目的とした巡回支援指導員の配置状況や実施方法のほか、巡回支援指導員を配置している場合はその活用に関する問題・課題を、配置していない場合はその理由と今後の配置予定を把握すべく、都道府県及び市区町村に対し、アンケート調査を実施した。

イ アンケート調査の実施方法等

(ア) アンケート調査対象

全国の都道府県及び市区町村 1,788 か所

(イ) アンケート調査票の配布・回収方法

電子メールにより、調査票の配布・回収を行った。

具体的には、厚生労働省より依頼状を添えて都道府県にアンケート調査票を送付し、当該都道府県にご回答をお願いするとともに、これらを管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）宛にメールにてご転送いただくよう依頼した。指定都市及び中核市には、厚生労働省より直接メールにてアンケート調査票を送付し、協力を依頼した。

なお、記入済みアンケート調査票の回収については、厚生労働省や都道府県経由ではなく、各都道府県、各市区町村から直接、弊社宛に電子メール添付又はFAXによりご送付いただいた。

(ウ) アンケート調査項目

アンケート調査票の主な調査項目は以下のとおりである。

なお、回答は2019年10月1日時点の状況をご記入いただくよう依頼した。

● 巡回支援指導員の配置の有無

☞ 巡回支援指導員の配置「有」の場合

- 国の補助金の活用状況
- 指導員の雇用形態
- 自治体で雇用している場合、経験者・資格者の配置状況
- 巡回支援指導の実施回数
- 巡回支援指導の実施方法
 - ① 巡回する施設の選定方法
 - ② 実施方法
 - ③ 事前通告の有無

④ 訪問体制

⑤ 巡回頻度

⑥ 実施内容

⑦ 巡回支援指導の結果の公表の有無

- 連携している部局等
- 巡回支援指導の際のチェックリスト等の活用
- 令和2（2020）年度以降の配置予定について
- 巡回支援指導員以外で、保育の質確保に関する自治体独自の取組み

☞ 巡回支援指導員の配置「無」の場合

- 巡回支援指導員を配置していない理由
- 令和2年度以降の配置予定について
- 巡回支援指導員以外で、保育の質確保に関する自治体独自の取組み

(エ) アンケート調査時期

2019年11月25日（月）～12月16日（月）

※ 2020年3月13日（金）到着分までを集計に含めている。

(オ) アンケート回収数

1,155件

(5) 専門家からの助言聴取

ア 助言聴取の目的

本調査を円滑に行い、より効果的なものとするため、保育所等の事故予防に詳しい専門家から助言を受けた。

イ 助言聴取の実施方法

(ア) ご助言頂いた専門家

以下の2名の専門家より、ご助言を頂いた。

(五十音順)

氏名	現職
天野 珠路 先生	鶴見大学短期大学部保育科 教授
田中 哲郎 先生	東京工科大学 客員教授

(イ) ご助言を頂いた時期・内容

両専門家を個別に2回訪問し、以下のとおりご助言を頂いた。

回	時期	ご助言いただいた事項
第1回	【天野先生】 2019年12月9日(月) 16時～18時 【田中先生】 2019年11月14日(木) 10時30分～12時30分	・アンケート調査票(案)に追加が必要な視点、項目
第2回	【天野先生】 2020年3月16日(月) 11時～13時 【田中先生】 2020年3月17日(火) 14時～16時	・アンケート結果の分析 ・ヒアリング結果の取りまとめ

第2章 保育所等における重大事故防止対策等に関する実態調査

1 都道府県等を対象としたアンケート調査の実施

(1) アンケート調査の概要

地方自治体における重大事故防止対策の実施状況等の実態を把握するため、全国の8地域ブロックのうち最も人口が多い都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県）の都道府県及び市区町村に対し、アンケート調査を実施した（調査の実施方法の詳細は、第1章2（1）を参照のこと）。

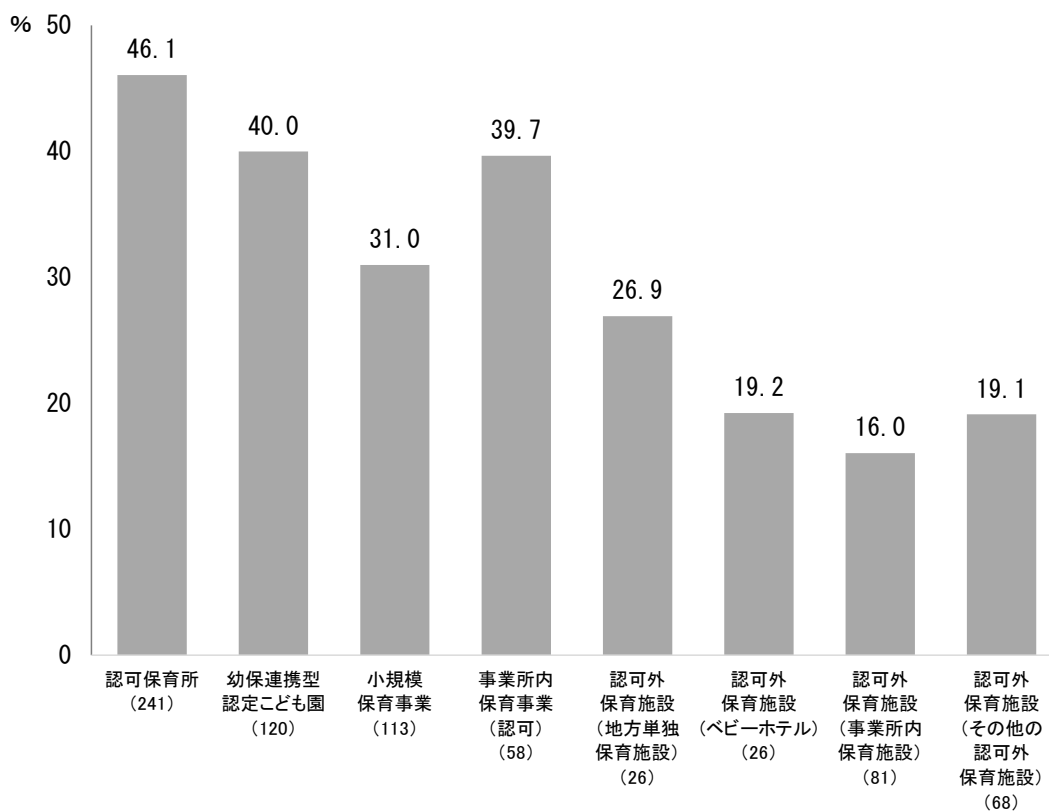
アンケート調査結果は、以下の（2）のとおりである。

(2) アンケート調査結果

ア 事故防止対策に係るマニュアル、ガイドライン等の作成の対象施設

都道府県、市区町村が自ら指導監督権限を有する施設に対し、マニュアル、ガイドライン等を作成している割合が高いのは、認可保育所（46.1%）、幼保連携型認定こども園（40.0%）、事業所内保育事業（認可）（39.7%）、小規模保育事業（31.0%）となっており、認可保育施設の割合が高い。認可外保育施設については、最も高い地方単独保育施設でも26.9%、最も低い事業所内保育施設では16.0%となっており、作成対象となっている割合が最も高い認可保育所とは30ポイント以上の差がある。

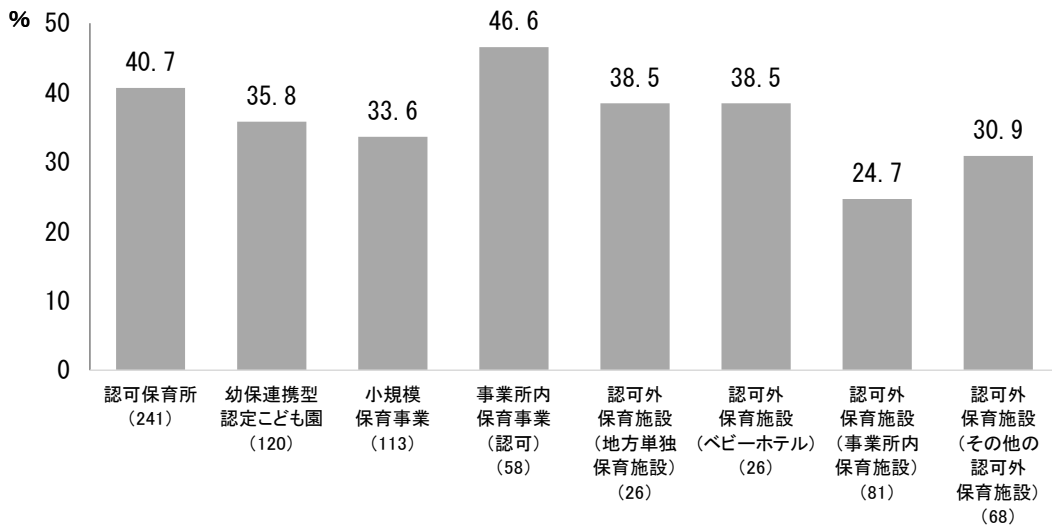
事故防止対策に係るマニュアル、ガイドライン等の作成の対象施設



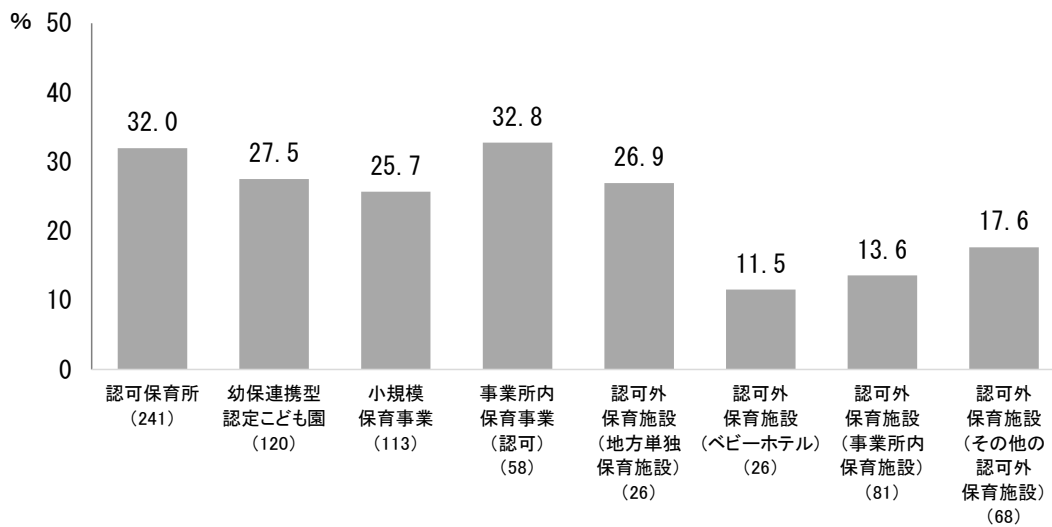
() 内は回答自治体数 (以下同じ)

イ 事故防止対策に使用するチェックリスト等の作成、配布又は公開となる対象施設
 チェックリスト等の作成、配布又は公開の割合が高いのは、「睡眠中の呼吸等点
 検」、「アレルギー児の把握及び誤食防止措置」、「日常保育中の施設内点検」となっ
 ている。施設種別でみると、認可外保育施設に比べて、事業所内保育事業（認可）、
 認可保育所など、認可保育施設の割合が高い傾向がある。

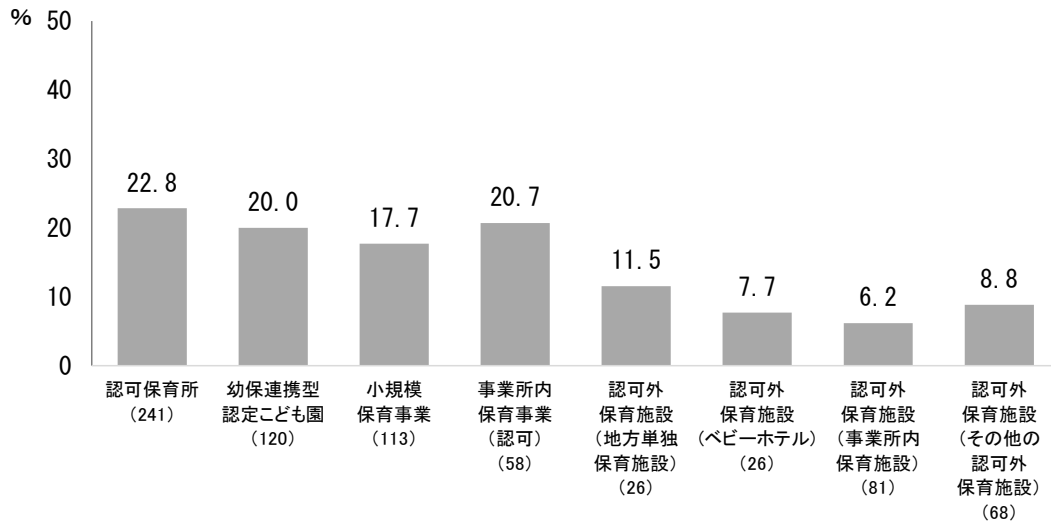
「睡眠中の呼吸等点検」に係るチェックリスト等の作成等対象施設



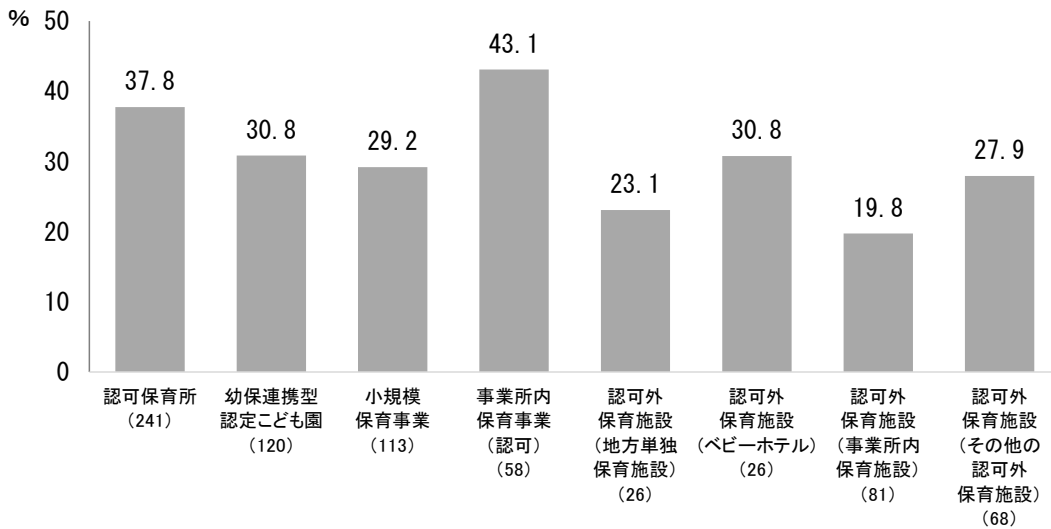
「プール・水遊び中の指導役と監視役の分散配置」に係る
 チェックリスト等の作成等対象施設



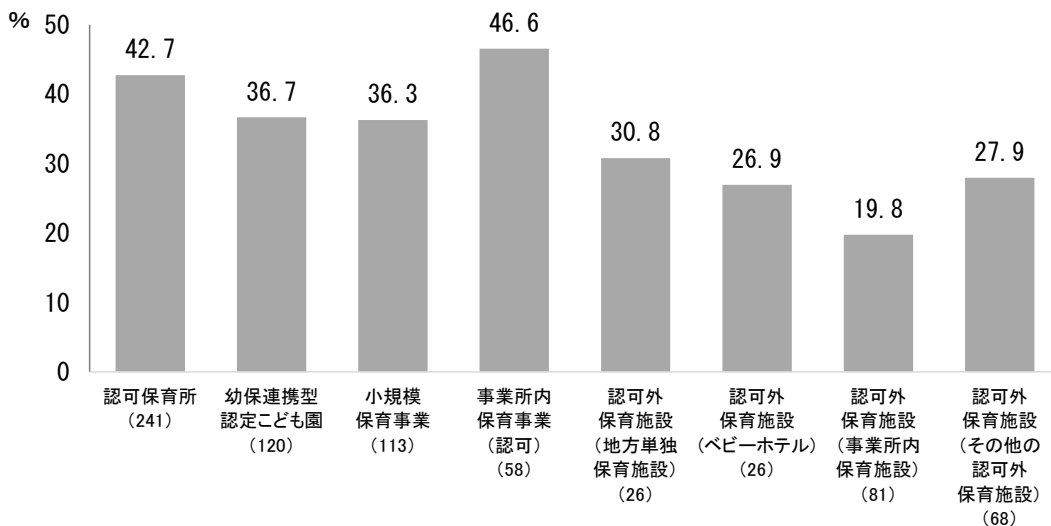
「誤えん事故防止のための食材点検」に係るチェックリスト等の作成等対象施設



「日常保育中の施設内点検」に係るチェックリスト等の作成等対象施設



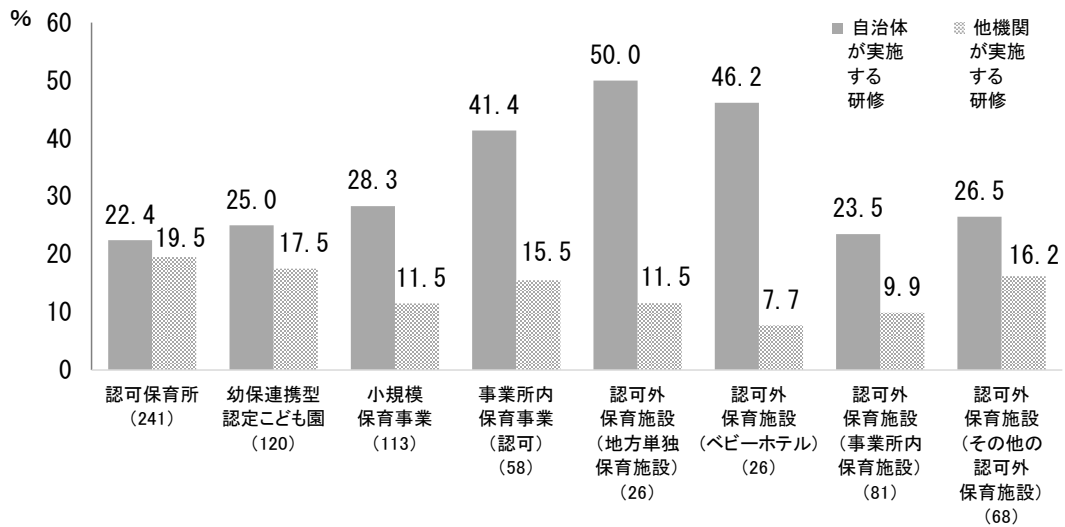
「アレルギー児の把握及び誤食防止措置」に係るチェックリスト等の作成等対象施設



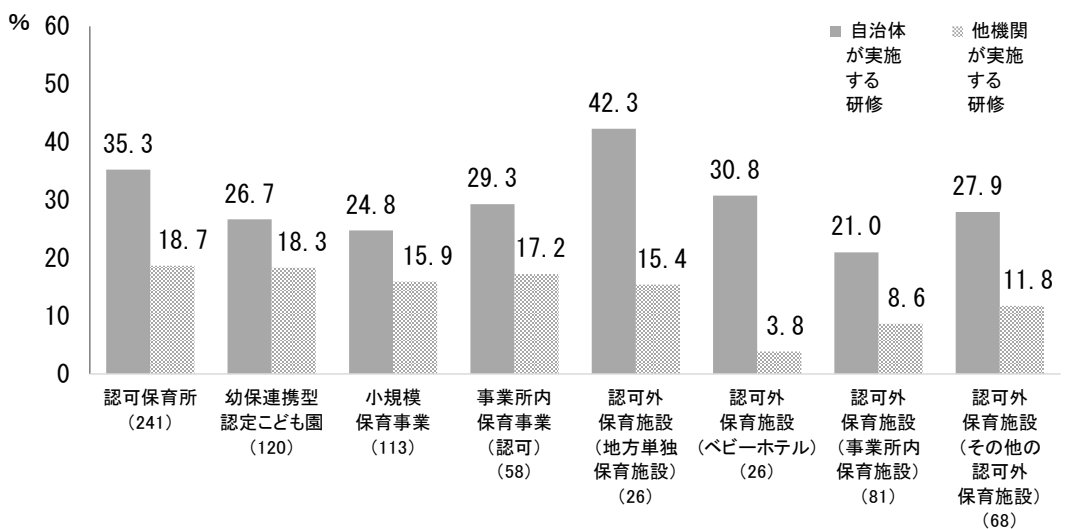
ウ 事故防止に向けた講習の実施対象施設

事故防止に向けた講習については、他機関が実施する講習に比べて、自治体が自ら実施する講習の割合が高くなっている。施設種別でみると、「エピペンの使用に関する講習」以外の講習については、自治体が自ら実施する認可外保育施設の職員を対象にした講習の実施割合が高い傾向がみられる。また、認可外保育施設の中では、地方単独保育施設を対象とした講習の実施割合が高くなっている。

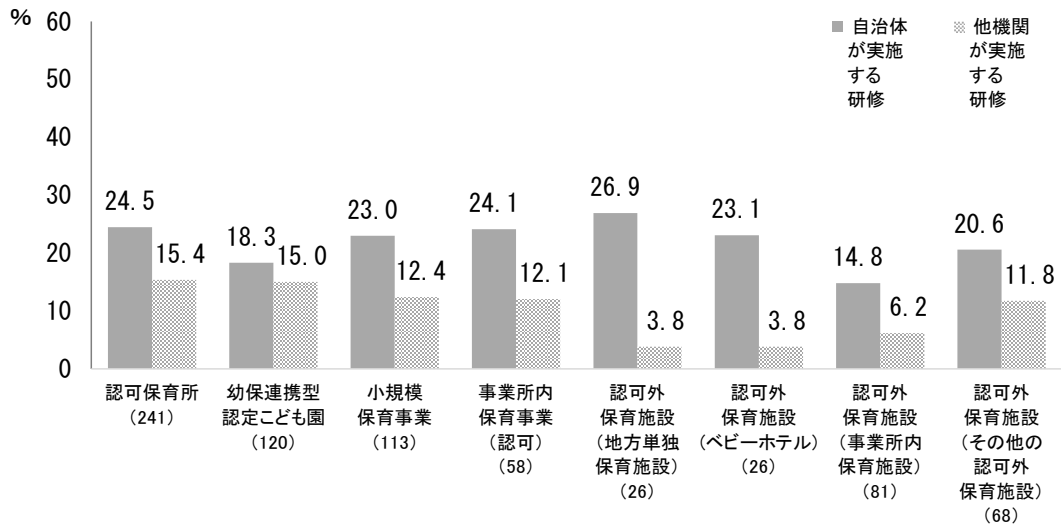
「重大事故防止に関する講習」の実施対象施設



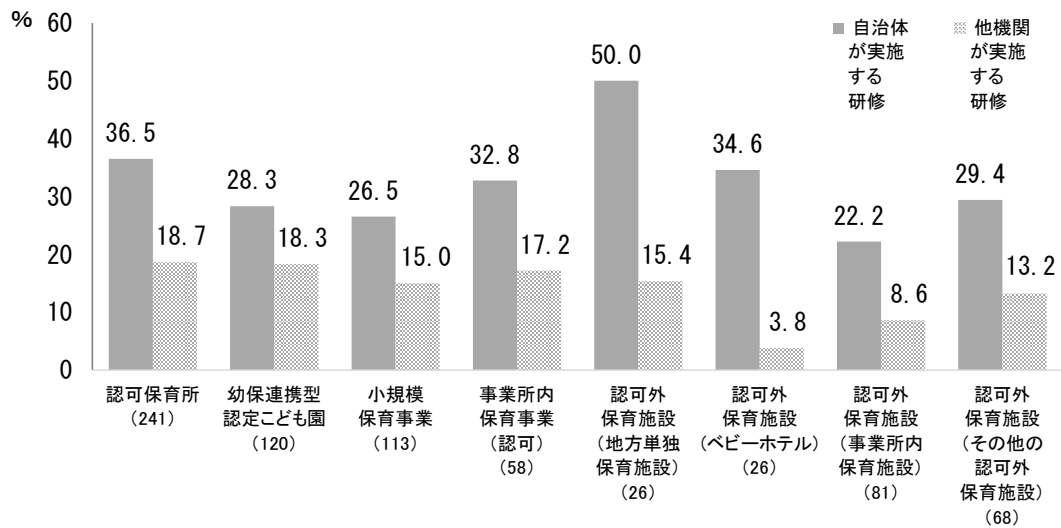
「心肺蘇生法に関する講習」の実施対象施設



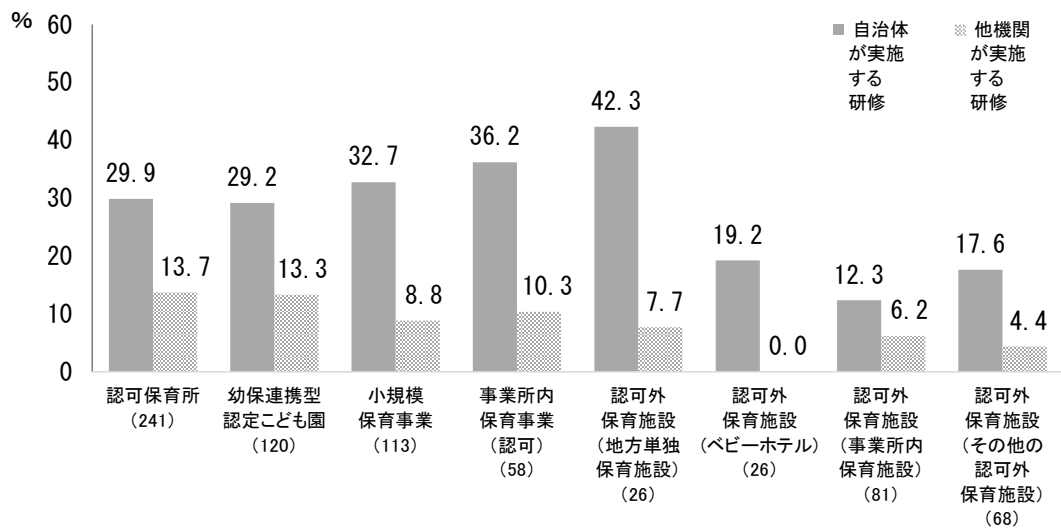
「気道内異物除去に関する講習」の実施対象施設



「AEDの使用に関する講習」の実施対象施設



「エピペンの使用に関する講習」の実施対象施設



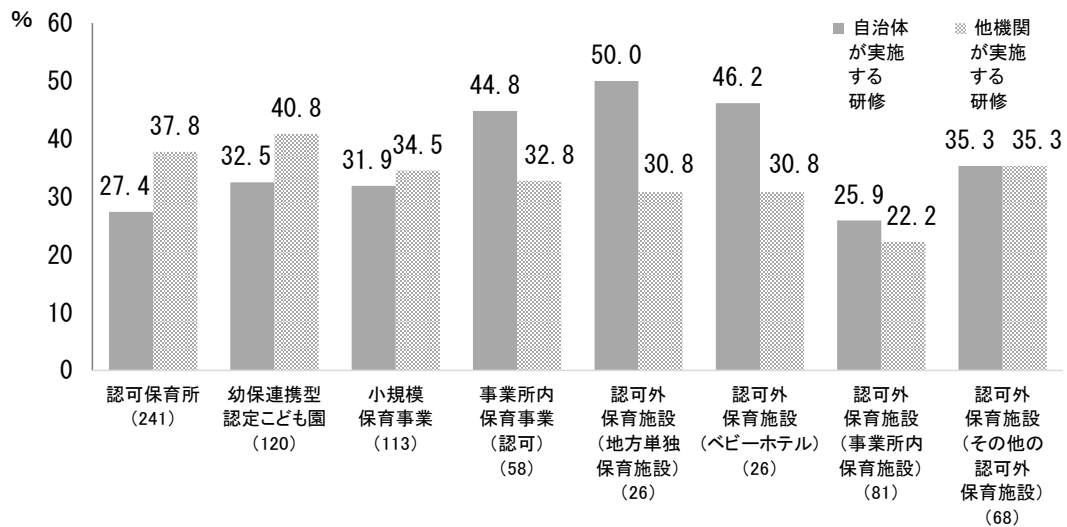
エ 事故防止に向けた講習の案内の送付対象施設

いずれの講習についても講習の案内の送付割合に大きな差異はみられない。

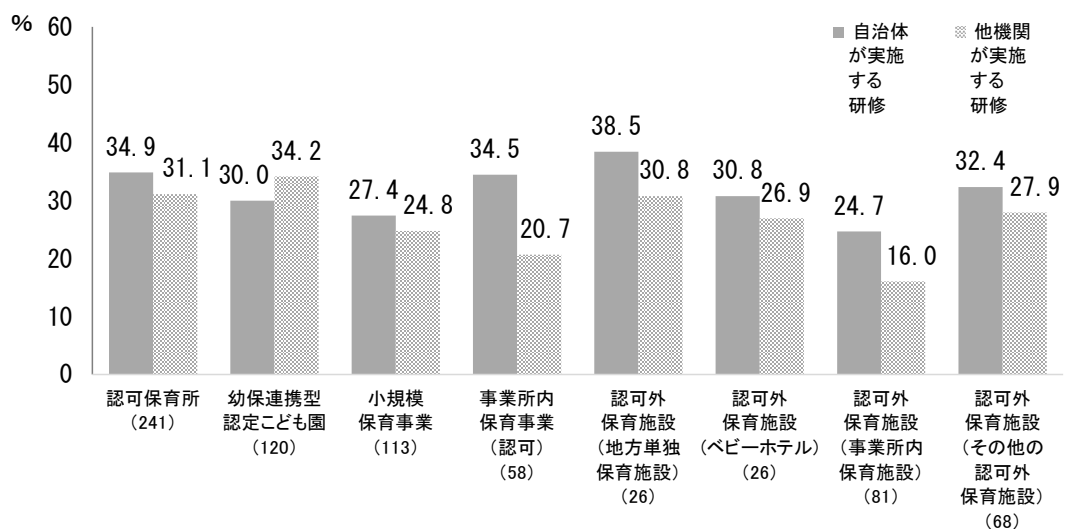
施設種別でも、認可保育施設と認可外保育施設では講習案内の送付割合にそれほど大きな差異はみられない。

なお、送付割合が高いのは、認可保育施設では事業所内保育事業（認可）、認可外保育施設では地方単独保育施設となっている。

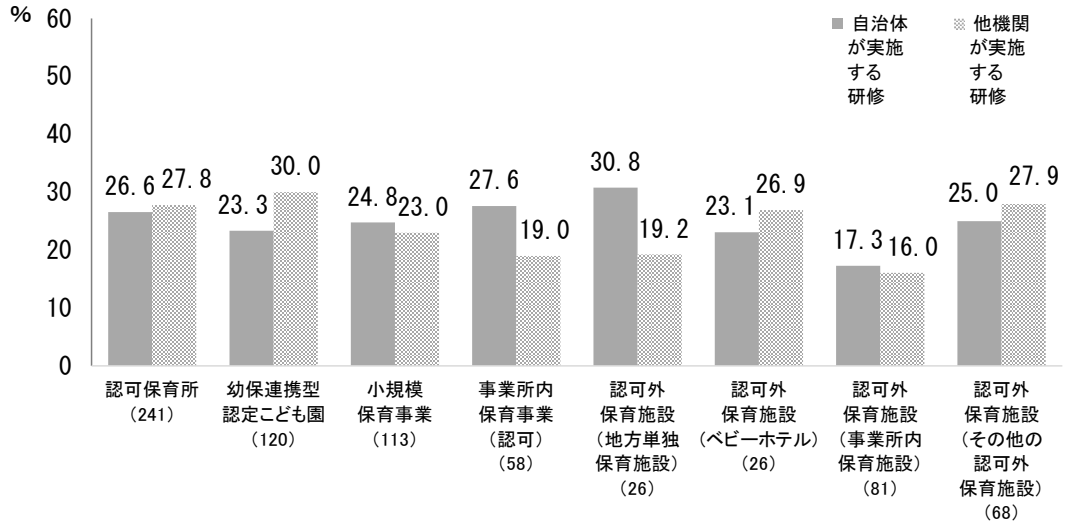
「重大事故防止に関する講習」の案内の送付対象施設



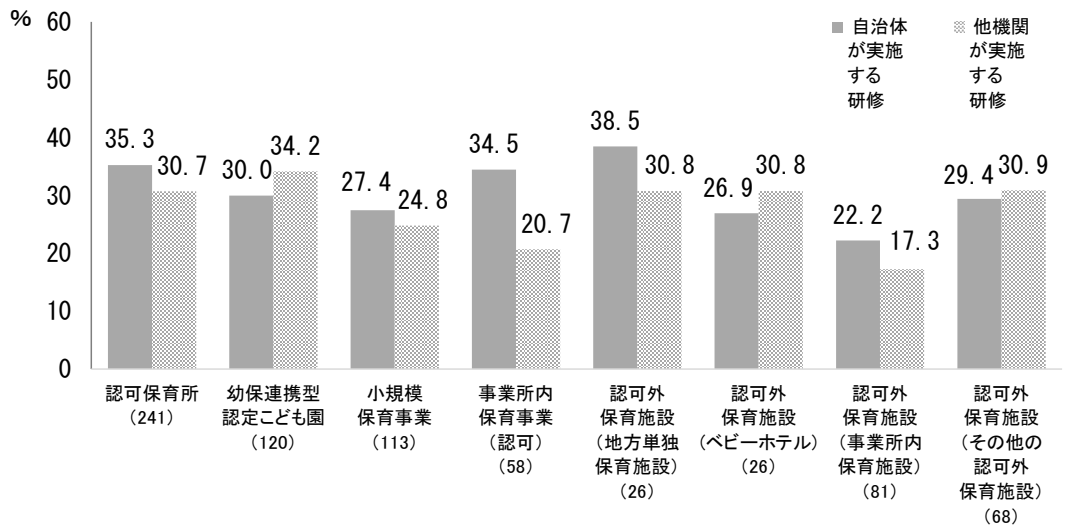
「心肺蘇生法に関する講習」の案内の送付対象施設



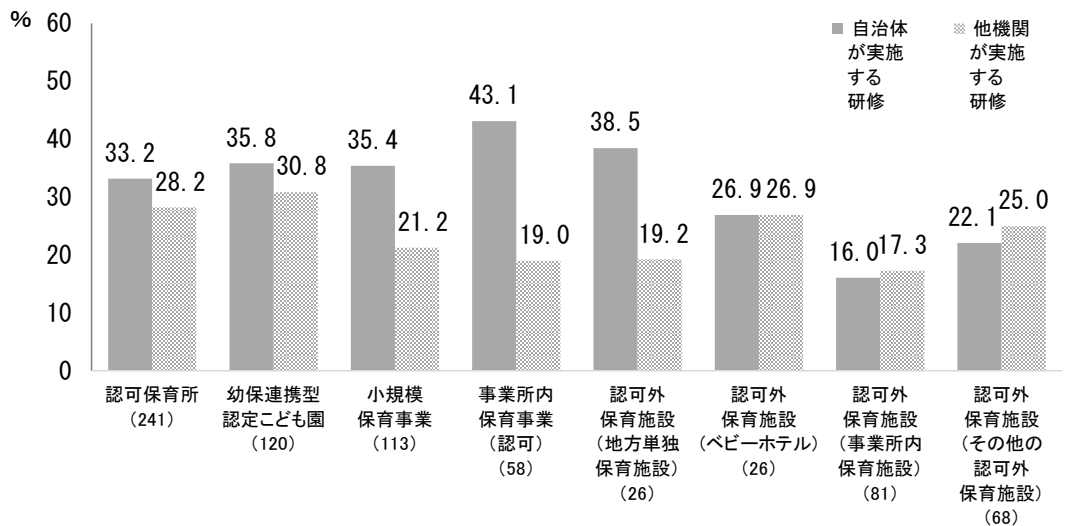
「気道内異物除去に関する講習」の案内の送付対象施設



「AEDの使用に関する講習」の案内の送付対象施設



「エピペンの使用に関する講習」の案内の送付対象施設

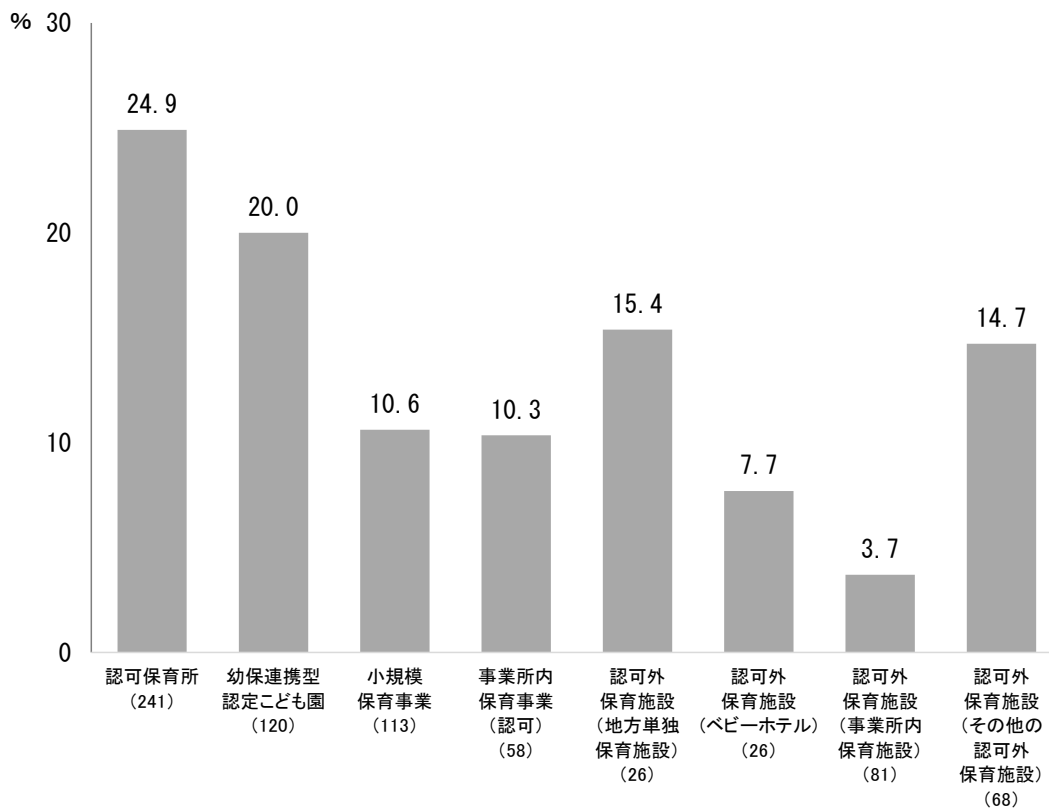


オ 事故防止に向けた講習の受講費用等の助成対象施設

事故防止に向けた講習の受講費用等の助成を行っている割合は、認可保育所（24.9%）、幼保連携型認定こども園（20.0%）、認可外保育施設（地方単独保育施設）（15.4%）、認可外保育施設（その他の認可外保育施設）（14.7%）の順に高い。

反対に、助成を行っている割合が低いのは、認可外保育施設（事業所内保育施設）（3.7%）、認可外保育施設（ベビーホテル）（7.7%）の順となっている。

事故防止に向けた講習の受講費用等の助成対象施設

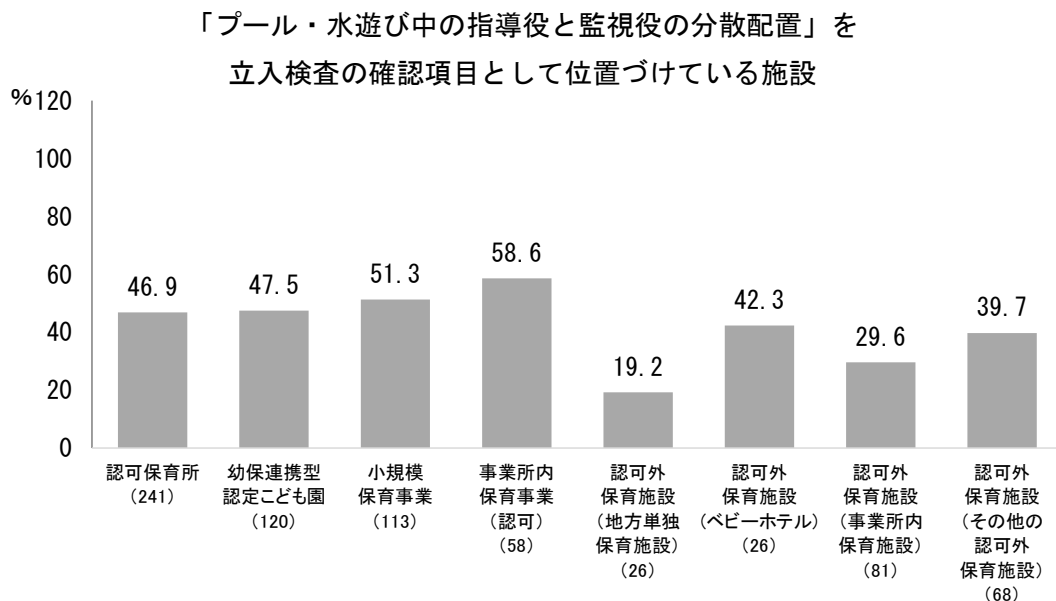
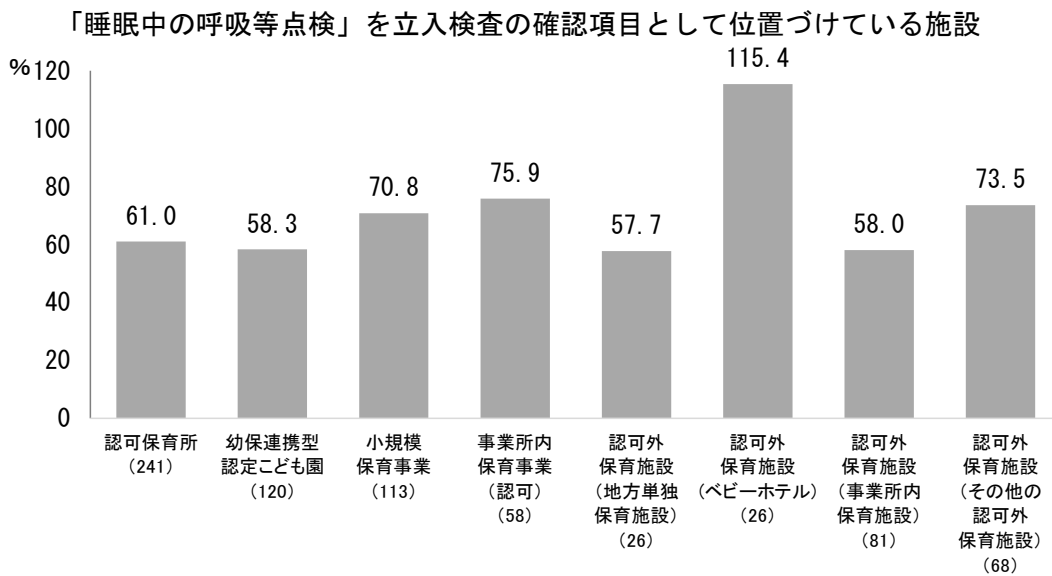


カ 立入調査の確認事項と位置づけている項目

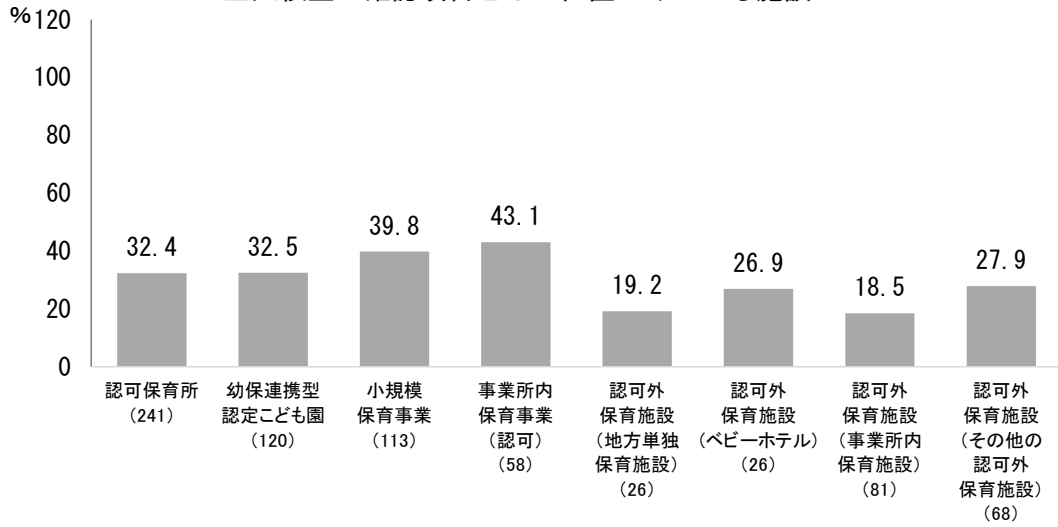
以下では、それぞれの事故防止対策等が立入検査の確認事項と位置付けられているかを確認した。なお、立入検査には、指導監督権限を有している都道府県又は市区町村に加え、自らは指導監督権限を持っていない都道府県又は市区町村も一緒に立入調査に立ち会うケースがあり、以下の回答には、自ら指導監督権限を有していない自治体による回答も含まれている。認可外保育施設（ベビーホテル）の一部の数値が100%を超えているのも、こうした理由によるものである。

(ア) 事故防止対策の実施状況

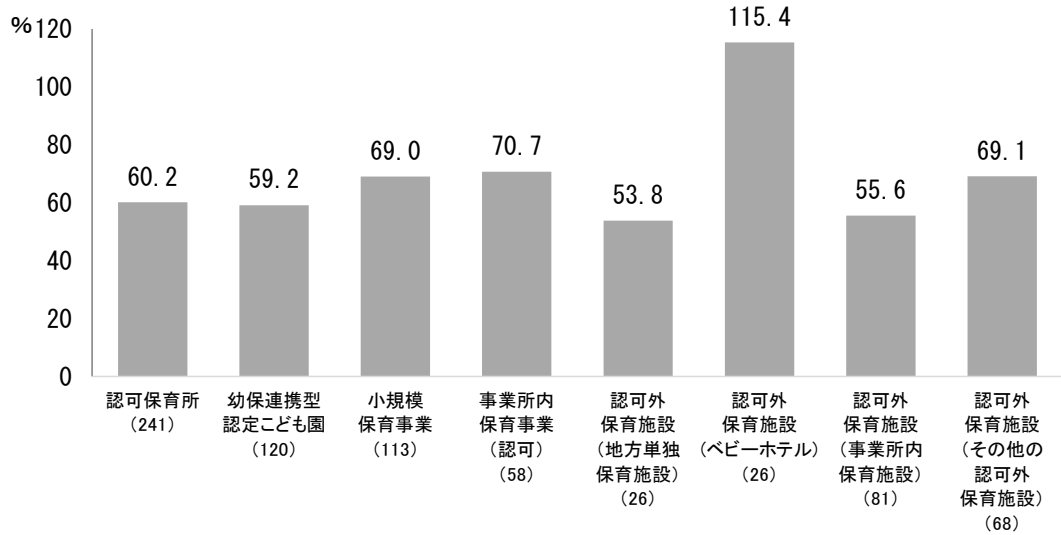
事故防止対策の実施状況のうち立入調査の確認事項と位置づけている項目としては、「睡眠中の呼吸等点検」、「日常保育中の施設内点検」、「アレルギー児の把握及び誤食防止装置」の割合が高い。特に、認可外保育施設（ベビーホテル）に対し、これらの項目を立入検査の確認事項と位置づけている自治体が多い。



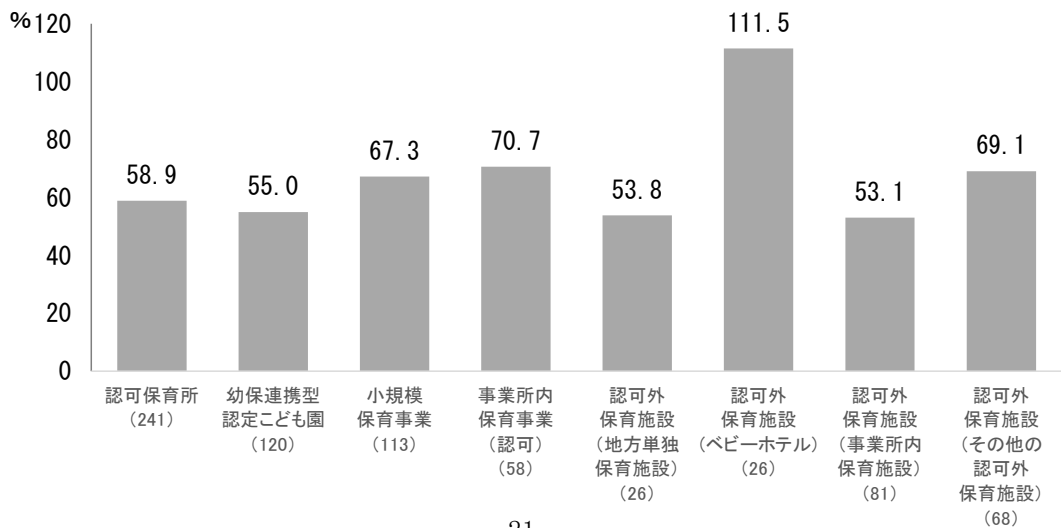
「誤えん事故防止のための食材点検」を
立入検査の確認項目として位置づけている施設



「日常保育中の施設内点検」を立入検査の確認項目として位置づけている施設



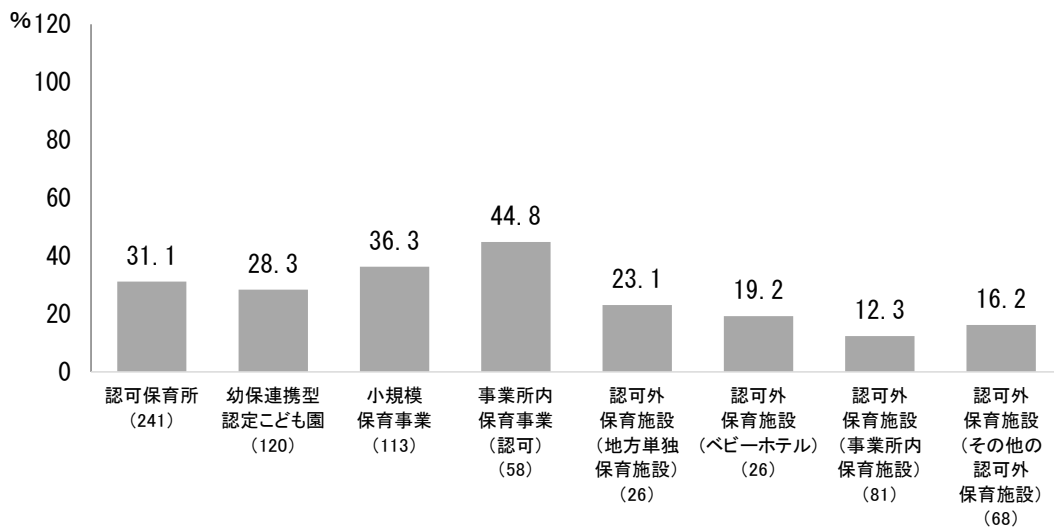
「アレルギー児の把握及び誤食防止措置」を
立入検査の確認項目として位置づけている施設



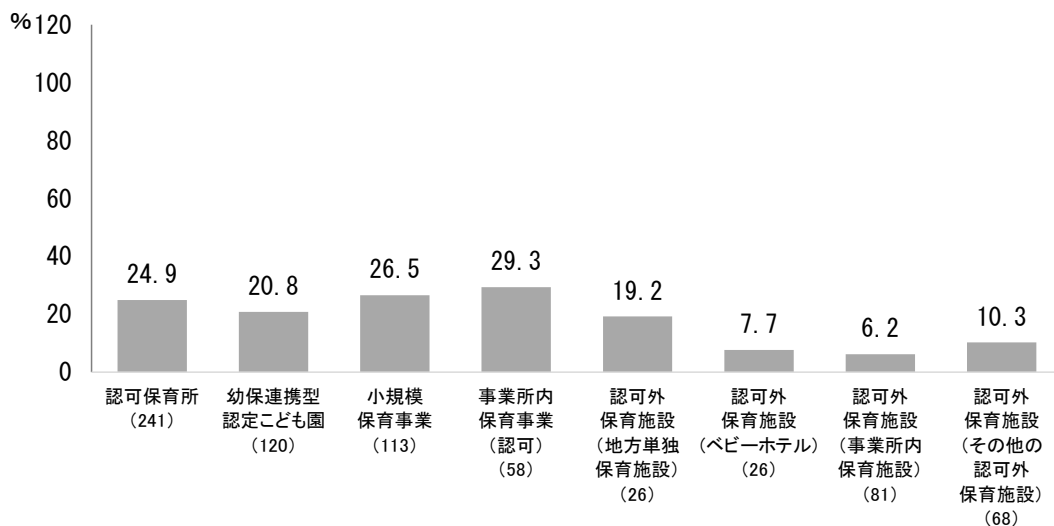
(イ) 救急救命講習の受講

救命救急講習の受講状況のうち立入検査の確認項目として位置づけられている項目としては、「心肺蘇生法に関する講習の受講状況」及び「AEDの使用に関する受講状況」の割合が高い。施設種別でみると、事業所内保育事業（認可）、小規模保育事業の割合が高くなっている。

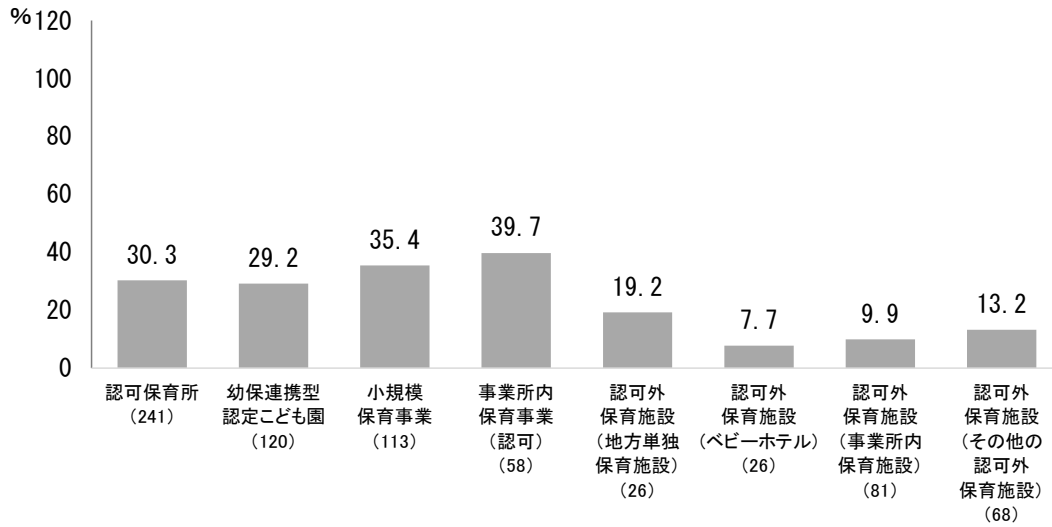
「心肺蘇生法に関する講習の受講状況」を立入検査の確認項目として位置づけている施設



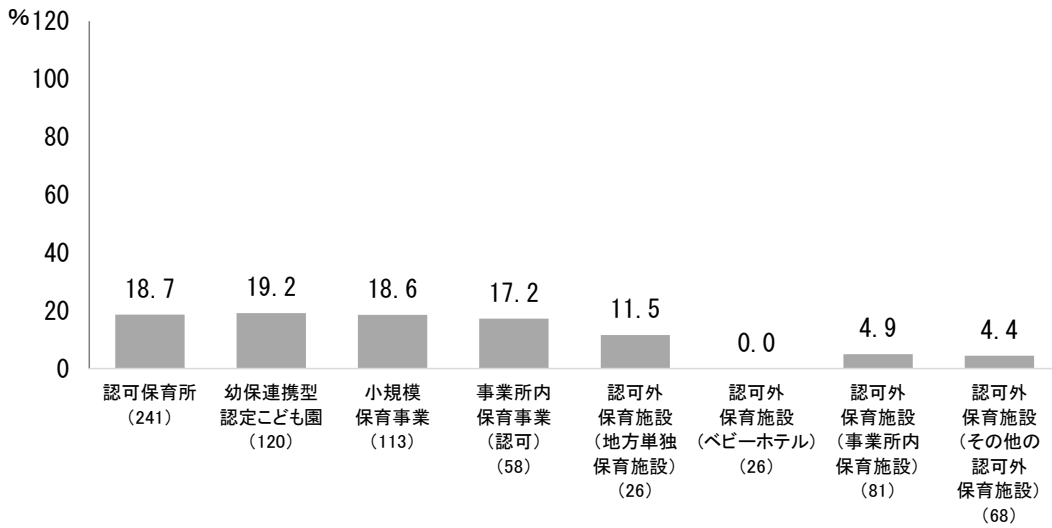
「気道内異物除去に関する講習の受講状況」を立入検査の確認項目として位置づけている施設



「AEDの使用に関する講習の受講状況」を
立入検査の確認項目として位置づけている施設



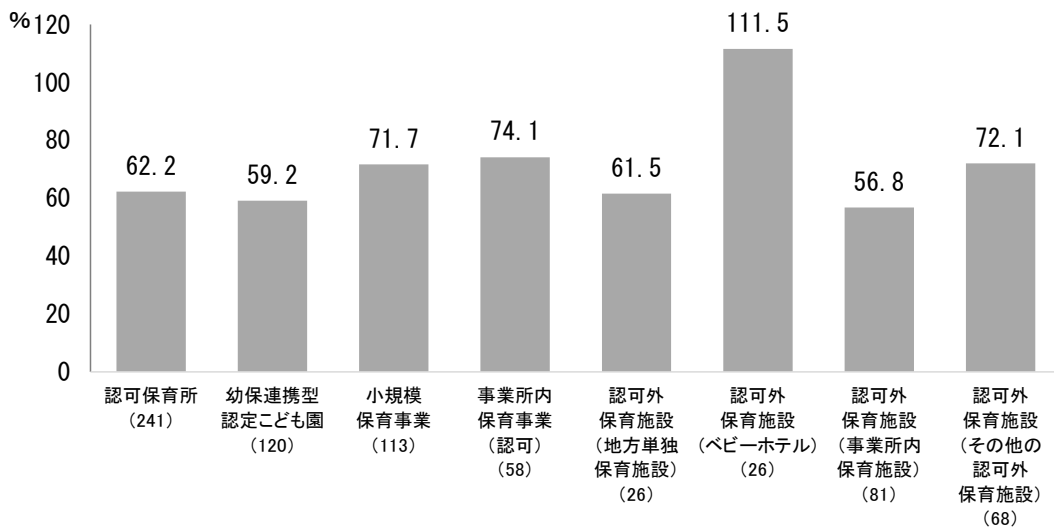
「エビペンの使用に関する講習の受講状況」を
立入検査の確認項目として位置づけている施設



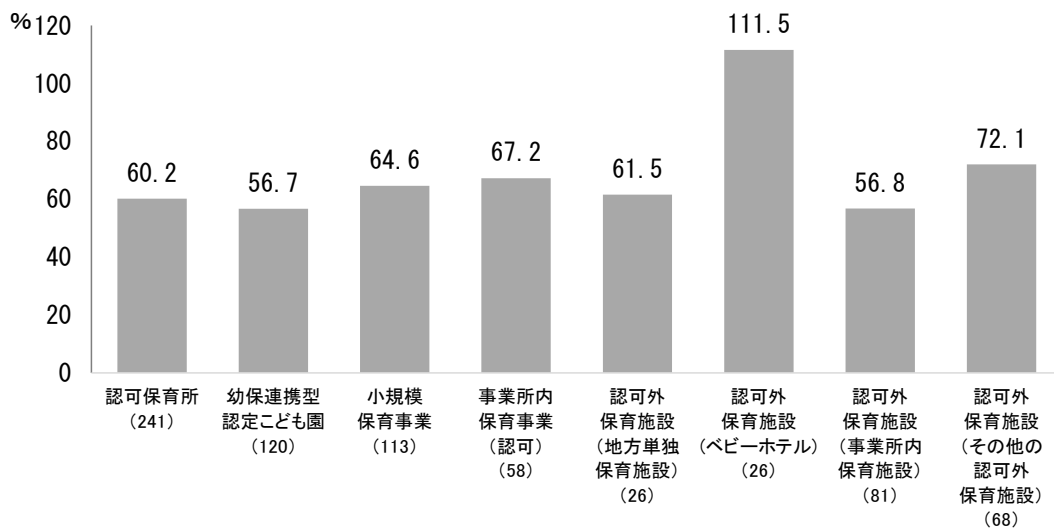
(ウ) 消防訓練の実施

消防訓練の受講状況のうち立入検査の確認項目として位置づけられている項目としては、「避難訓練の実施状況」及び「消火訓練の実施状況」の割合が高い。施設種別でみると、認可外保育施設（ベビーホテル）、認可外保育施設（その他の認可外保育施設）、事業所内保育事業（認可）の割合が高くなっている。

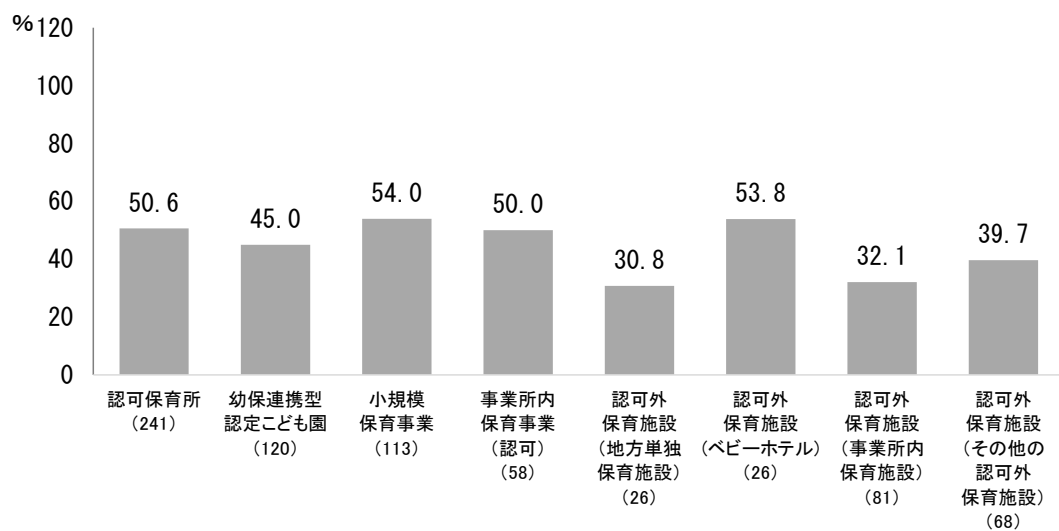
「避難訓練の実施状況」を立入検査の確認項目として位置づけている施設



「消火訓練の実施状況」を立入検査の確認項目として位置づけている施設



「通報訓練の実施」を立入検査の確認項目として位置づけている施設



キ 小規模な施設でも重大事故防止を効率的に実施している事例や点検表等を用いて効果的に実施している事例の優れている点

自治体が把握している小規模な施設でも重大事故防止を効率的に実施している事例や点検表等を用いて効果的に実施している事例の中から優れた取組みとして、以下が挙げられた。

項目	優れた取組み
睡眠中の呼吸等点検	<ul style="list-style-type: none"> • 職員が連携し、複数を配置した見守りの徹底を行っている。チェックの時間は、タイマーを利用するなど確実に点検する工夫をしている。 • 0歳児は、お昼寝の間、センサーと点検表のダブルチェックをする。
プール・水遊び中の事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> • 水遊びが始まる前にスタッフミーティング（役割分担・救命講習）をする。 • 必ず監視者を置くことを徹底し、プール管理日誌に監視者の確認事項を入れ、監視者の役割を明確にする。 • プールの近くに心肺蘇生法の手順を書いた用紙を置く。 • プール近くに携帯電話、熱中症警報機を設置する。
日常保育中の施設内点検	<ul style="list-style-type: none"> • 事故マニュアルの中で、保育室、園庭等、場所ごとに危険箇所を写真に撮り、全職員で共有する。 • 交通経路や戸外活動の場（公園、区民ひろば、学校等）の危険箇所を再確認し、作成した資料をファイリングして保育施設の玄関に掲示し、保護者会でも説明する。保護者と情報を共有することで、家族で利用する時も参考になると意見が聞かれるなど効果が見られた。
アレルギー児への対応	<ul style="list-style-type: none"> • 調理室、担任、事務所で確実な受け渡しを徹底するため、毎日、誤食防止〔個別〕チェックシートを使用している • アレルギー児が食事をする際、他の子どもと区別するため、違った食事用エプロンをつけるようにしている（未満児）。 • アレルギー対応として、使用する椅子に名前、何のアレルギーかを記載する。

項目	優れた取組み
ヒヤリハット報告書の活用	<ul style="list-style-type: none"> • 公立保育園で共通の「ヒヤリハット報告書」を活用し、保育園内での情報共有を行っている。 • ヒヤリハットを発見するとポストイトに記載のうえ職員室に掲示し、月ごとに会議で再発防止策等を話し合う。 • 事故に特化した職員会議（リスクマネジメント会議）を開催し、情報共有する。
研修・講習の受講	<ul style="list-style-type: none"> • 事故防止対策についての研修を企画し、公立だけでなく民間、認定こども園を含めた参加形態にし、積極的に出席できるよう声掛けをする。

ク その他重大事故防止に向けた特徴的な取組みの内容

その他、回答自治体における重大事故防止に向けた特徴的な取組みとして、以下が挙げられた。

項目	優れた取組み
事故防止に係るマニュアル、ガイドライン等	<ul style="list-style-type: none"> • 市が作成した事故防止啓発ポスター及び「事故防止及び事故発生時対応マニュアルー基礎編」「事故防止及び事故発生時対応マニュアル作成の手引き」を市域の全保育施設に配付している。 • 区立保育園では、重大事故防止に向けてのマニュアルを作成して、園内研修を毎年度実施している。 • 私立保育園等には、必要に応じて公立園で使用しているマニュアル等を参考送付している。
睡眠中の呼吸等点検	<ul style="list-style-type: none"> • ベビーセンサー等の導入を希望する園に対して、平成 29 年度及び令和元年度に、1 施設当たりの上限額として 100 万円を補助する事業を実施した。
プール・水遊び中の事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> • 公立・公設民営保育園では、プールの監視役は蛍光色のビブスを着用して、目立つように工夫している。
誤えん事故防止	<ul style="list-style-type: none"> • 誤えん事故防止の観点から給食献立を見直し、変更する対応も実施した。これらの検討結果や事故防止方策等は、必要に応じて私立園長会に情報提供するなど、区全体の事故防止に向けた取組みの一つとしている。 • 給食の汁ものは個別配食をし、子どもに配膳するときの温度を 45 度以下としている。
日常保育中の施設内点検	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 30 年度より、施設のリスクマネジメントとして、公立保育所のみリスク点検表を提出させるようにした。取組みのきっかけは、平成 30 年度に骨折等の事故が急増し、注意喚起と事故防止を図るためであった。この取組みに伴い、職員全体でハード面・ソフト面においてリスクマネジメント力が向上しているように思う。

項目	優れた取組み
	<ul style="list-style-type: none"> • 固定遊具下にマットを設置している。また、全保育室にエアコンを設置し、熱中症防止に努めている。また、全園の窓ガラスに飛散防止フィルムを貼っている。 • 来年度から、保育所（園）外で活動する際、児童に同行する保育士には、住民やドライバーの目に留まるようなビブスを着用し、活動するよう取り組む予定である。 • お散歩中に交通事故で多くの子どもが亡くなった事件の後、保育施設周辺の危険箇所の調査を行い、戸外活動のマニュアルの見直し及び関係機関と連携を取り、安全に戸外活動をするための対策を再検討するよう助言した。
アレルギー児への対応	<ul style="list-style-type: none"> • 区立（直営）保育園では、複数の園長による「給食調理・アレルギー対応検討部会」を組織し、給食提供の総合的な検討を行っている。また、その中で、アレルギー対応や事故防止を徹底するための方策検討等を行い、その結果を基に区立（直営）保育園全体の取組みとして実施している。
ヒヤリハット報告書、事故報告書の活用	<ul style="list-style-type: none"> • 重大事故防止のためにはヒヤリハットの検証が重要であることを巡回訪問及び実地検査時に助言していることで、事故防止への取組みの意識が高まった。 • 提出された事故報告書をもとに、保育安全だよりを作成し、認可保育園に配布している。起こりやすい事故の情報提供と、事故防止の啓発となっている。 • 区への事故報告書（首から上のけがは受診し、報告書を提出するよう依頼している）で詳しい内容が必要な案件については、保育施設を訪問し、事故の検証を実施している。 • 内閣府が公表している「『教育・保育施設等における事故報告集計』の公表及び事故防止対策について」を使用し、園長会で事故防止の周知を行っている。

項目	優れた取組み
	<ul style="list-style-type: none"> • ニュース、新聞等での情報などの周知徹底・共有化を図り、自園に置き換えたシミュレーションを行うなど意識強化につなげている。
研修・講習の受講	<ul style="list-style-type: none"> • 公立保育所においては、市立保育所における安全管理・危機管理の指針に基づき、各マニュアル（食物アレルギー対応マニュアル、睡眠時安全マニュアル、誤嚥・誤飲・窒息事故防止マニュアル、プール活動安全マニュアル、防災マニュアル、子どもの安全確保に関するマニュアル、児童虐待対応マニュアル、薬の取り扱い対応マニュアル）を作成し、全保育所の職員が活用できるよう、各職場で所内研修を行っている。 • 各保育所で年間を通して、あらゆる重大事故を想定した場面でのシミュレーション研修を行っている。 • 心肺蘇生用の小児人形を各園に1体を配付して、実技練習に取り組めるようにした。 • 公立園では各園の看護師が、全職員を対象に年1～2回、自園のAEDを使用して自主的にシミュレーション研修を行っているほか、アレルギーショックを起こした想定でエピペンの模擬訓練を行い、正規職員及び非常勤職員の誰もが対応できるようにしている。 • 公立保育園では、エピペンの取扱いについて、年1回、施設内研修を全施設で実施している（エピペンが必要な子どもを預かっている施設は、半年に1回実施）。 • 「保育従事者のための救命講習会」を年間3～4回実施している。 • 救命救急講習を園内研修で実施する場合、要請があれば消防署が実施できることを園長会等を通じて伝えている。

項目	優れた取組み
巡回指導	<ul style="list-style-type: none"> • 日々の保育巡回の際、公立園園長経験者や学識経験者等、様々な分野のスタッフが巡回アドバイザーとして同行し、指導や助言などの支援を行っている。また、看護師による巡回も日常的に行っており、医療の視点からも重大事故防止のためのアドバイスをを行っている。 • 区立保育園園長経験者等による定期的な巡回指導を行っており、実際に保育に入り、随時、事故防止に向けた指導を実施している。 • 立入調査に留まらず、毎月行っている巡回や集団指導の際に、重大事故に関するポイントを絞って情報提供や状況の確認をするほか、事例の紹介をして注意喚起を行っている。 • 認可、認可外を問わず、すべての保育施設を対象に、重大事故の発生につながりやすい場面（食事中、睡眠中、プール活動・水遊び中）に重点を置いて、事前通告なしに訪問し、保育状況に応じた助言・指導を行う巡回支援を実施している。

2 保育所等を対象としたアンケート調査の実施

(1) アンケート調査の概要

保育所等における重大事故防止対策の実施状況等の実態を把握すべく、全国の8地域ブロックのうち最も人口が多い都道府県（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県）の保育所等に対し、アンケート調査を実施した（調査の実施方法の詳細は、第1章2（2）を参照のこと。）。

なお、調査対象とした保育所等の施設種別は、以下のとおりである。

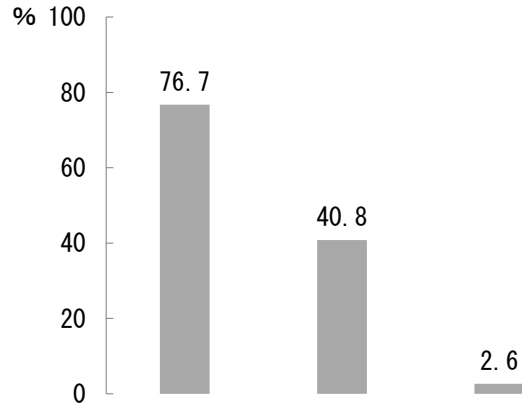
- 認可保育所（保育所型認定こども園を含む。）
 - 幼保連携型認定こども園
 - 小規模保育事業
 - 事業所内保育事業（認可）
 - 認可外保育施設（地方単独保育施設）
 - 認可外保育施設（ベビーホテル）
 - 認可外保育施設（事業所内保育施設）
 - 認可外保育施設（その他の認可外保育施設）
- ※ 幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び認可外の居宅訪問型保育事業は対象外とした。
- アンケート調査結果は、以下の（2）のとおりである。

(2) アンケート調査結果

ア 事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等の使用の有無

全体で見ると、事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等について「施設・運営主体が作成したものを使用している」が76.7%を占め、「自治体等が作成したものを使用している」が40.8%、「使用していない」が2.6%となっている。

事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等の使用の有無



		施設・運営主体が作成したものを使用している	自治体等が作成したものを使用している	使用していない	(%)
全体 (7,019)		76.7	40.8	2.6	(%)
施設種別	認可保育所 (3,902)	74.8	44.4	1.9	
	幼保連携型認定こども園 (645)	83.4	29.5	2.3	
	小規模保育事業 (913)	80.4	42.1	1.2	
	事業所内保育事業 (認可) (109)	74.3	35.8	8.3	
	認可外保育施設 (地方単独保育施設) (112)	72.3	28.6	9.8	
	認可外保育施設 (ベビーホテル) (12)	91.7	33.3	0.0	
	認可外保育施設 (事業所内保育施設) (598)	77.8	33.3	6.9	
	認可外保育施設 (その他の認可外保育施設) (700)	77.1	39.0	3.3	
	不明 (28)	60.7	35.7	0.0	
定員	1~20人 (1,761)	79.0	39.4	2.8	
	21~50人 (909)	78.7	34.5	4.3	
	51~100人 (2,064)	77.6	40.3	2.1	
	101~200人 (1,903)	73.5	46.5	1.6	
	200人以上 (266)	77.8	38.0	4.9	
	不明 (44)	54.5	40.9	4.5	
	設定していない (72)	68.1	29.2	11.1	

() 内は回答自治体数 (以下同じ)

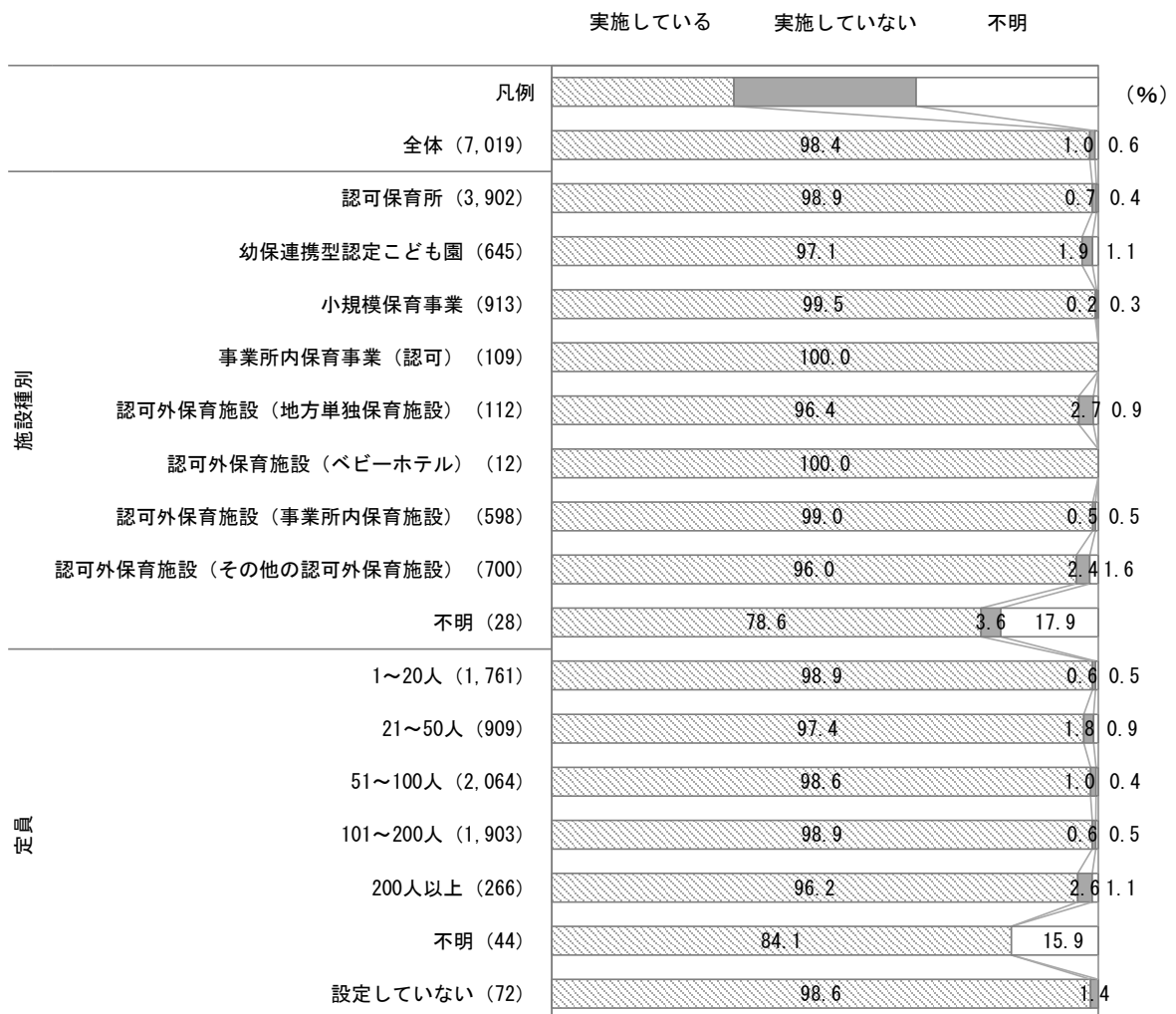
イ 事故防止に係る取組状況

(ア) 睡眠中の呼吸等点検の実施状況

① 実施の有無

全体で見ると、睡眠中の呼吸等点検を「実施している」が98.4%を占め、ほとんどの施設で睡眠中の呼吸等点検は実施されている。施設種別で見ると、認可外保育施設（その他の認可外保育施設）が96.0%、認可外保育施設（地方単独保育施設）が96.4%となっており、他の施設種別と比べて若干低くなっている。

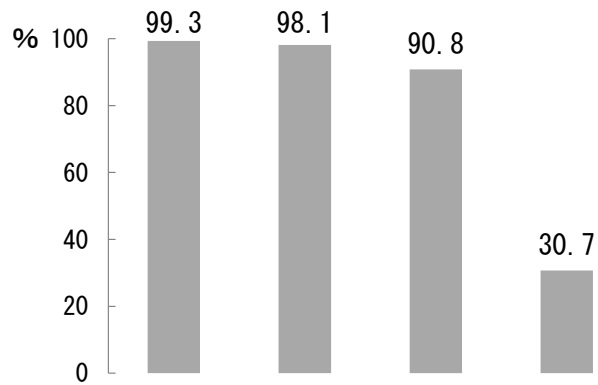
睡眠中の呼吸等点検の実施の有無



② 実施している場合のチェックしている点

全体で見ると、チェックしている点は「呼吸」99.3%、「体位」98.1%、「睡眠状態」90.8%の順となっており、特に「呼吸」と「体位」については、ほとんどの施設でチェックをしている。施設種別で見ると、「体位」については認可外保育施設（ベビーホテル）が91.7%、「睡眠状態」については幼保連携型認定こども園が85.6%となっており、他の施設種別と比べて若干低くなっている。

睡眠中の呼吸等点検を実施している場合のチェックしている点



		呼吸	体位	睡眠状態	その他	(%)
全体 (6,908)		99.3	98.1	90.8	30.7	
施設種別	認可保育所 (3,859)	99.3	98.1	91.9	31.6	
	幼保連携型認定こども園 (626)	99.4	97.9	85.6	25.7	
	小規模保育事業 (908)	99.7	98.6	90.6	28.0	
	事業所内保育事業 (認可) (109)	99.1	96.3	89.0	32.1	
	認可外保育施設 (地方単独保育施設) (108)	98.1	99.1	92.6	25.9	
	認可外保育施設 (ベビーホテル) (12)	100.0	91.7	100.0	75.0	
	認可外保育施設 (事業所内保育施設) (592)	99.3	98.5	88.7	30.7	
	認可外保育施設 (その他の認可外保育施設) (672)	99.1	98.4	91.5	34.1	
	不明 (22)	95.5	90.9	72.7	27.3	
定員	1~20人 (1,742)	99.4	98.5	90.4	29.8	
	21~50人 (885)	99.2	98.3	91.5	32.2	
	51~100人 (2,035)	99.2	97.7	90.5	29.6	
	101~200人 (1,882)	99.4	98.6	91.5	33.4	
	200人以上 (256)	98.8	96.1	87.1	24.6	
	不明 (37)	100.0	97.3	97.3	24.3	
	設定していない (71)	100.0	95.8	91.5	22.5	

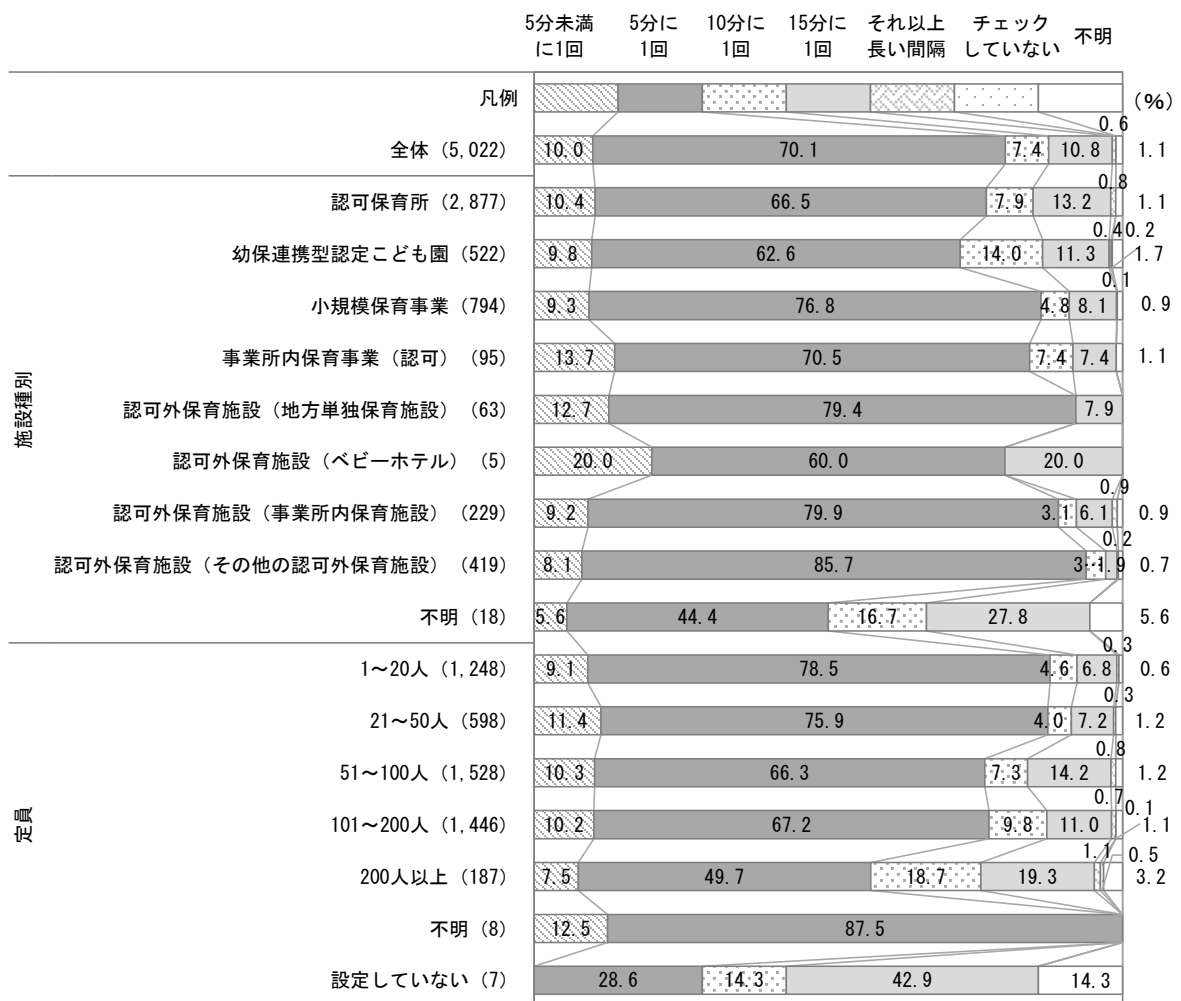
※「その他」の例

- ・口元にタオルケットがかかっているか
- ・顔色、唇の色
- ・発汗、熱感
- ・脈拍数

③ 実施している場合のチェックする頻度

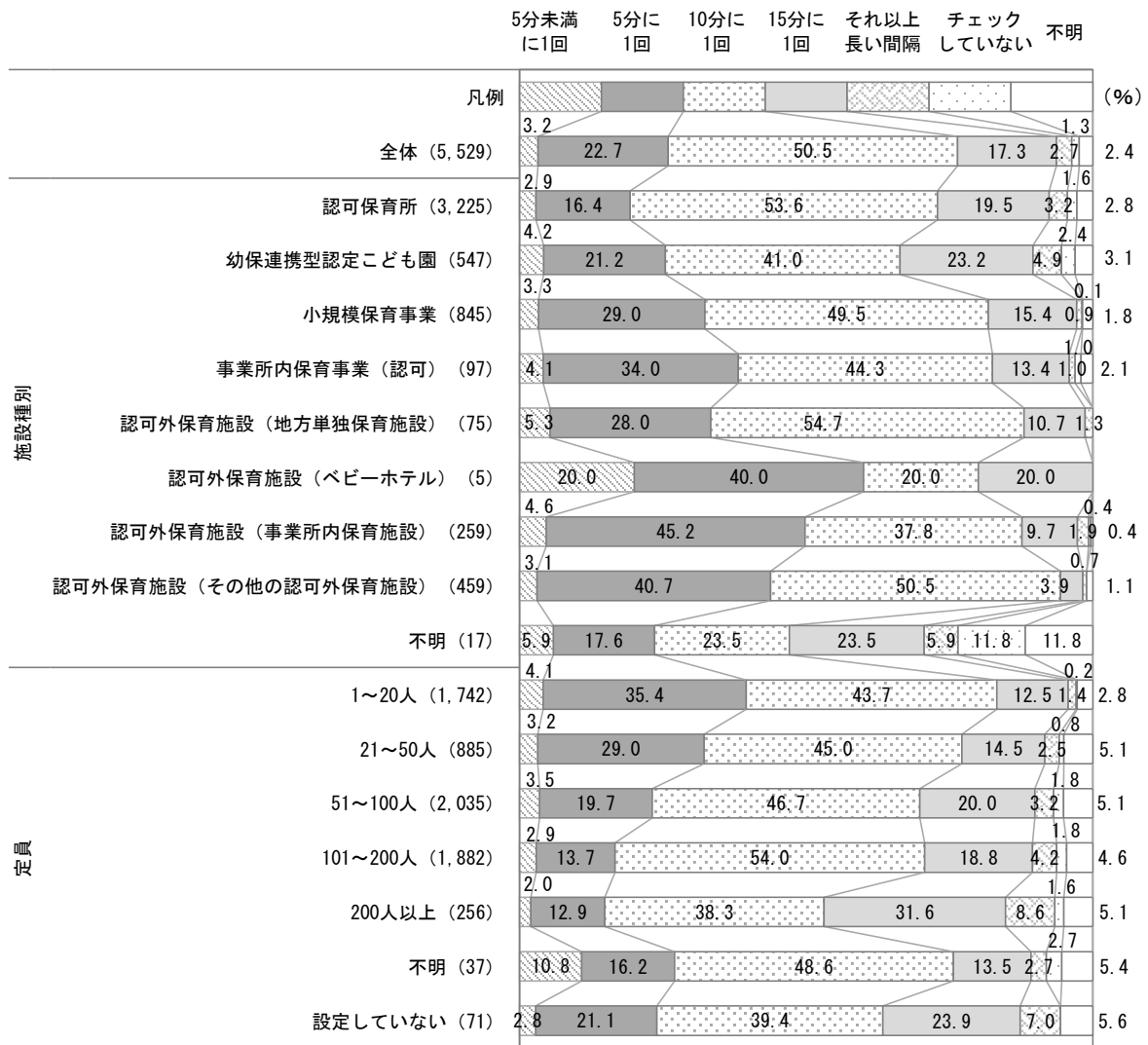
0歳児は、全体でみると、「5分に1回」70.1%、「15分に1回」10.8%、「5分未満に1回」10.0%の順となっている。施設種別でみると、認可外保育施設（その他の認可外保育施設）が「5分未満に1回」8.1%、「5分に1回」85.7%で合わせて93.8%と最も頻度が短く、幼保連携型認定こども園が「5分未満に1回」9.8%、「5分に1回」62.6%で合わせて72.4%と最も頻度が長くなっている。

睡眠中の呼吸等点検を実施している場合のチェックする頻度（0歳児）



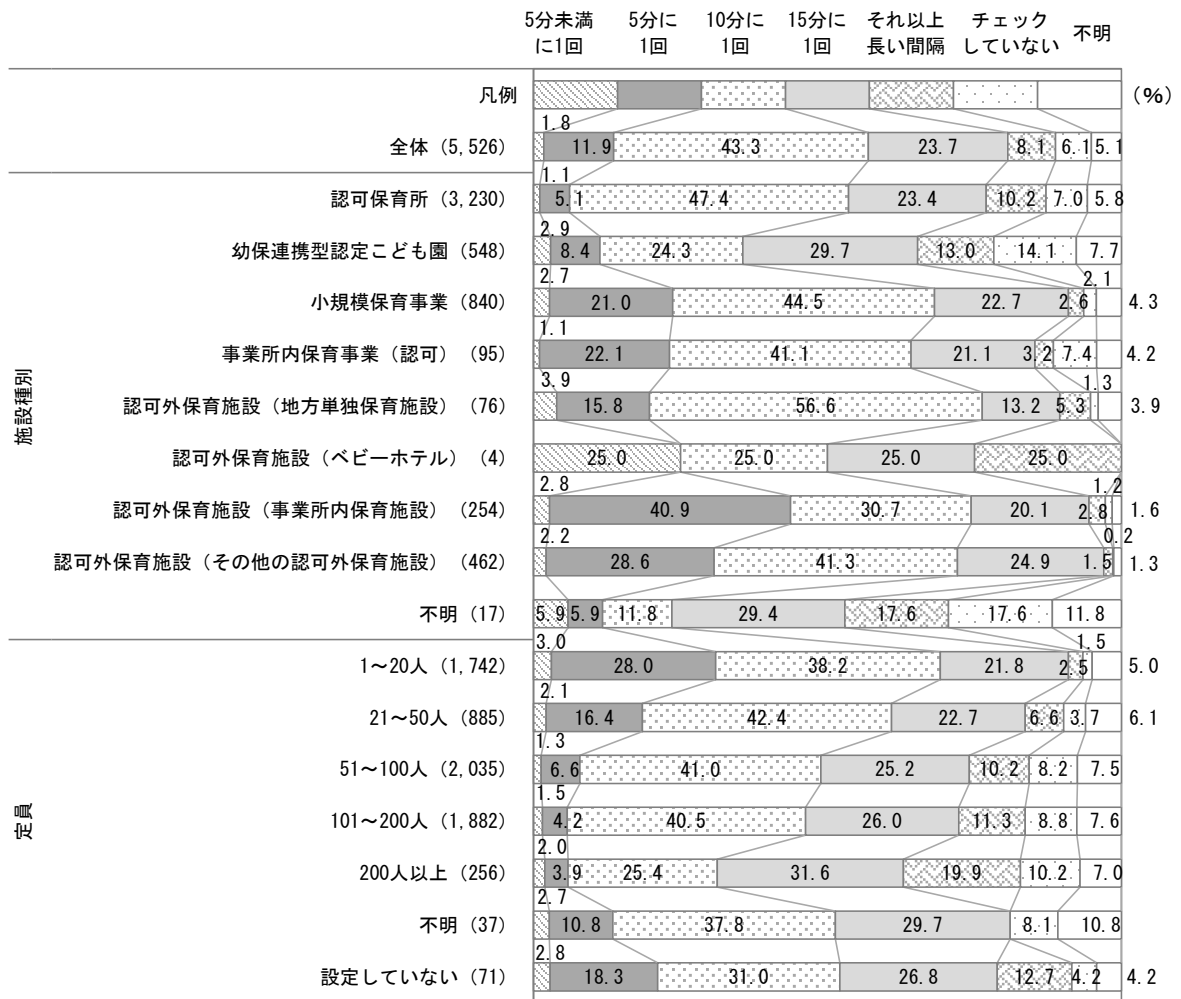
1歳児をチェックする頻度は、全体でみると、「10分に1回」50.5%、「5分に1回」22.7%、「15分に1回」17.3%の順となっている。施設種別でみると、認可外保育施設（その他の認可外保育施設）が「5分未満に1回」3.1%、「5分に1回」40.7%、「10分に1回」50.5%で合わせて94.3%と最も頻度が短く、幼保連携型認定こども園が「5分未満に1回」4.2%、「5分に1回」21.2%、「10分に1回」41.0%で合わせて66.4%と最も頻度が長くなっている。

睡眠中の呼吸等点検を実施している場合のチェックする頻度（1歳児）



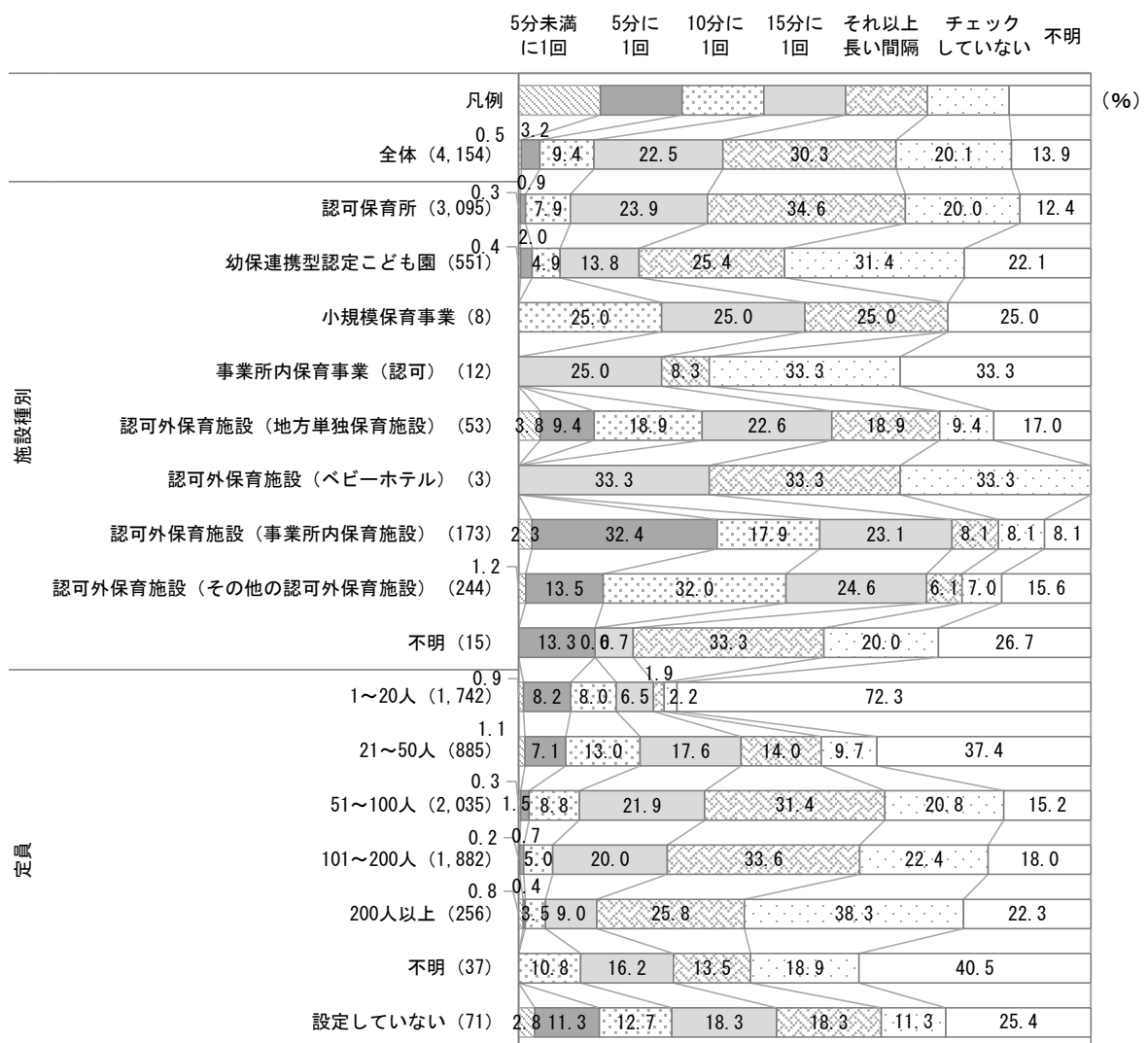
2歳児をチェックする頻度は、全体で見ると、「10分に1回」43.3%、「15分に1回」23.7%、「5分に1回」11.9%の順となっている。施設種別で見ると、認可外保育施設（地方単独保育施設）が「5分未満に1回」3.9%、「5分に1回」15.8%、「10分に1回」56.6%で合わせて76.3%と最も頻度が長く、幼保連携型認定こども園が「5分未満に1回」2.9%、「5分に1回」8.4%、「10分に1回」24.3%で合わせて35.6%と最も頻度が長くなっている。

睡眠中の呼吸等点検を実施している場合のチェックする頻度（2歳児）



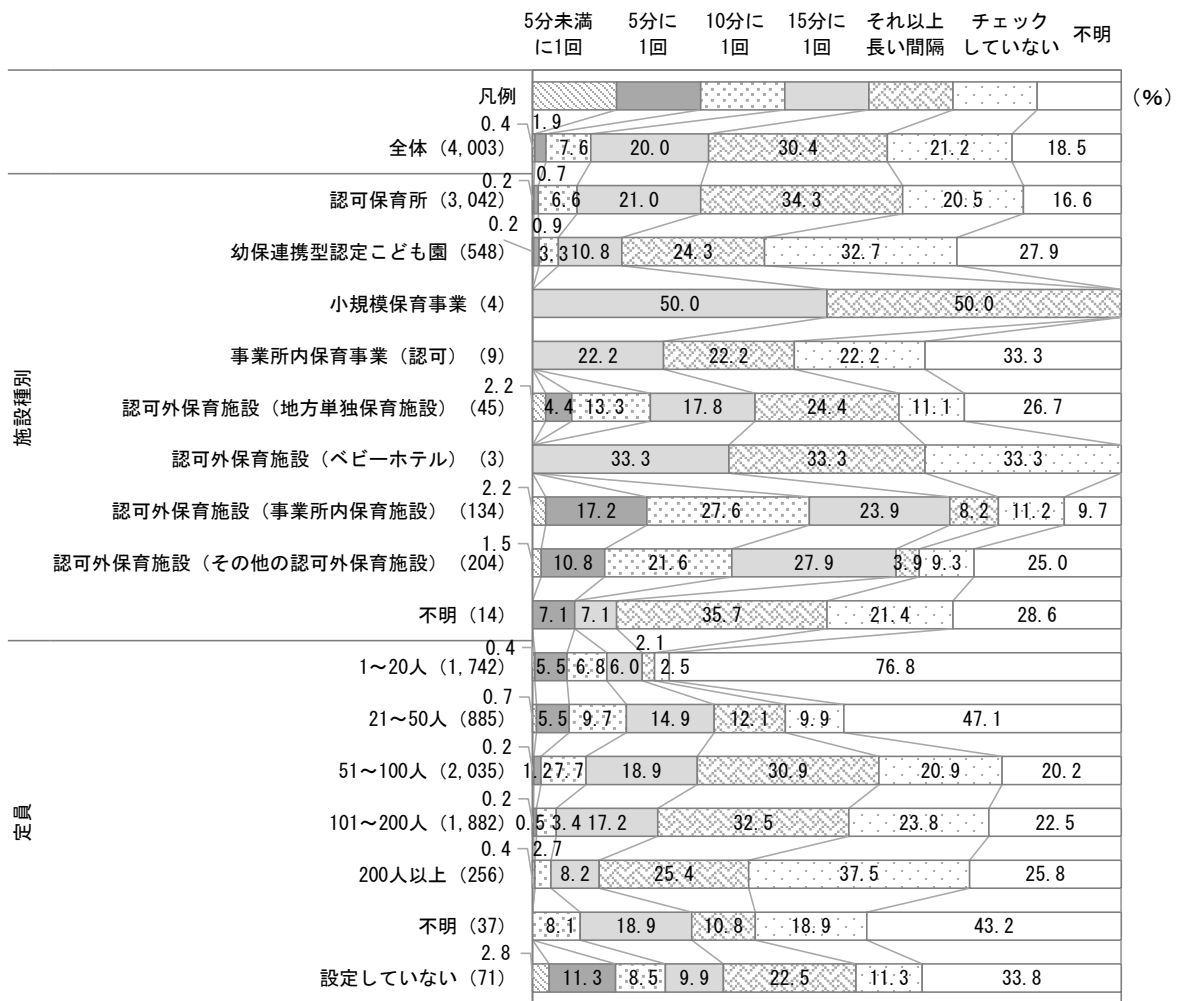
3歳児をチェックする頻度は、全体でみると、「それ以上長い間隔」30.3%、「15分に1回」22.5%、「チェックしていない」20.1%の順となっている。施設種別でみると、認可外保育施設（事業所内保育施設）が「5分未満に1回」2.3%、「5分に1回」32.4%、「10分に1回」17.9%、「15分に1回」23.1%で合わせて75.7%と最も頻度が短く、幼保連携型認定こども園が「5分未満に1回」0.4%、「5分に1回」2.0%、「10分に1回」4.9%、「15分に1回」13.8%で合わせて21.1%と最も頻度が長くなっている。

睡眠中の呼吸等点検を実施している場合のチェックする頻度（3歳児）



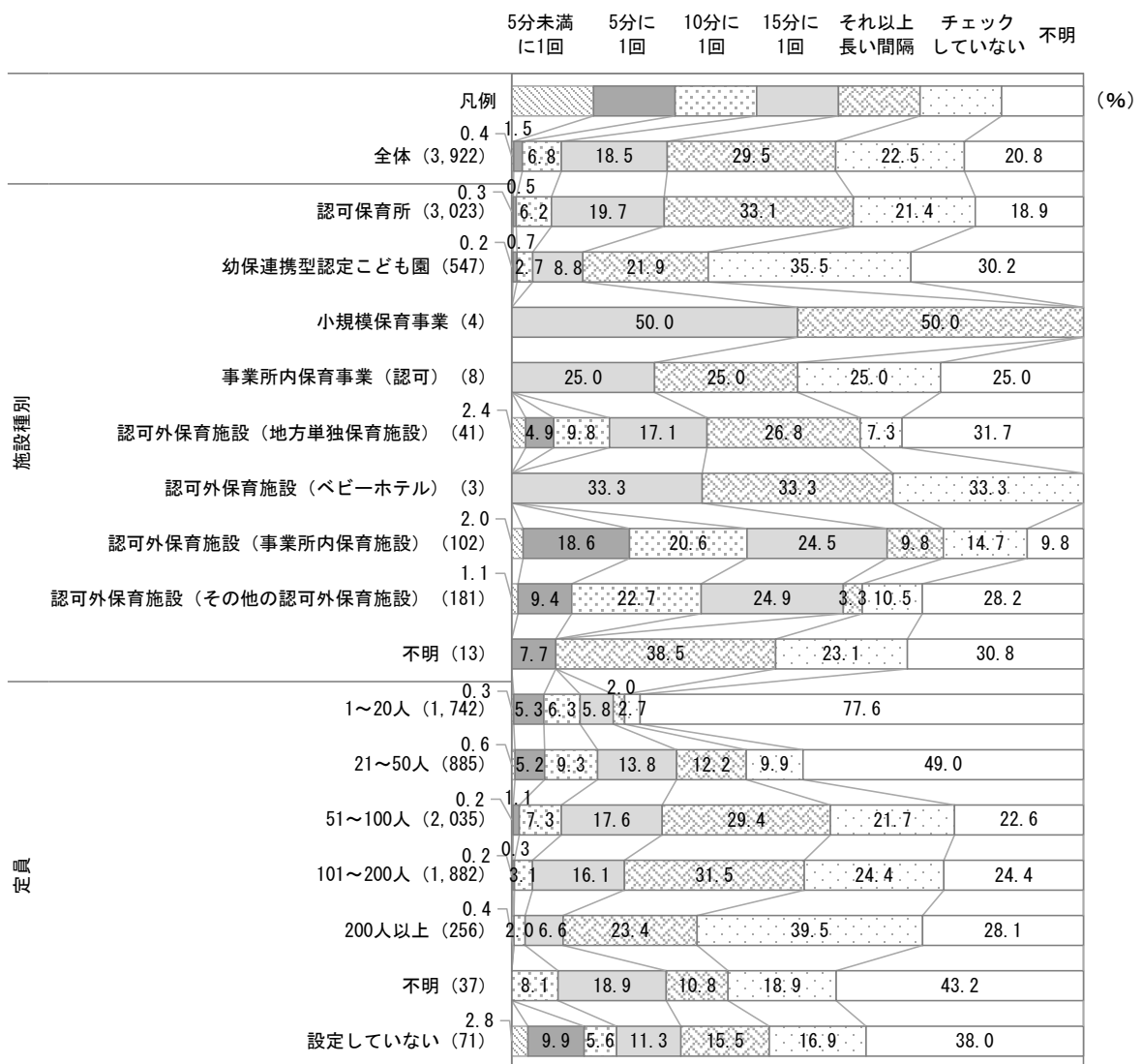
4歳児をチェックする頻度は、全体でみると、「それ以上長い間隔」30.4%、「チェックしていない」21.2%、「15分に1回」20.0%の順となっている。施設種別でみると、認可外保育施設（事業所内保育施設）が「5分未満に1回」2.2%、「5分に1回」17.2%、「10分に1回」27.6%、「15分に1回」23.9%で合わせて70.9%と最も頻度が短く、幼保連携型認定こども園が「5分未満に1回」0.2%、「5分に1回」0.9%、「10分に1回」3.3%、「15分に1回」10.8%で合わせて15.2%と最も頻度が長くなっている。

睡眠中の呼吸等点検を実施している場合のチェックする頻度（4歳児）



5歳児をチェックする頻度は、全体で見ると、「それ以上長い間隔」29.5%、「チェックしていない」22.5%、「不明」20.8%の順となっている。施設種別で見ると、認可外保育施設（事業所内保育施設）が「5分未満に1回」2.0%、「5分に1回」18.6%、「10分に1回」20.6%、「15分に1回」24.5%で合わせて65.7%と最も頻度が短く、幼保連携型認定こども園が「5分未満に1回」0.2%、「5分に1回」0.7%、「10分に1回」2.7%、「15分に1回」8.8%で合わせて12.4%と最も頻度が長くなっている。

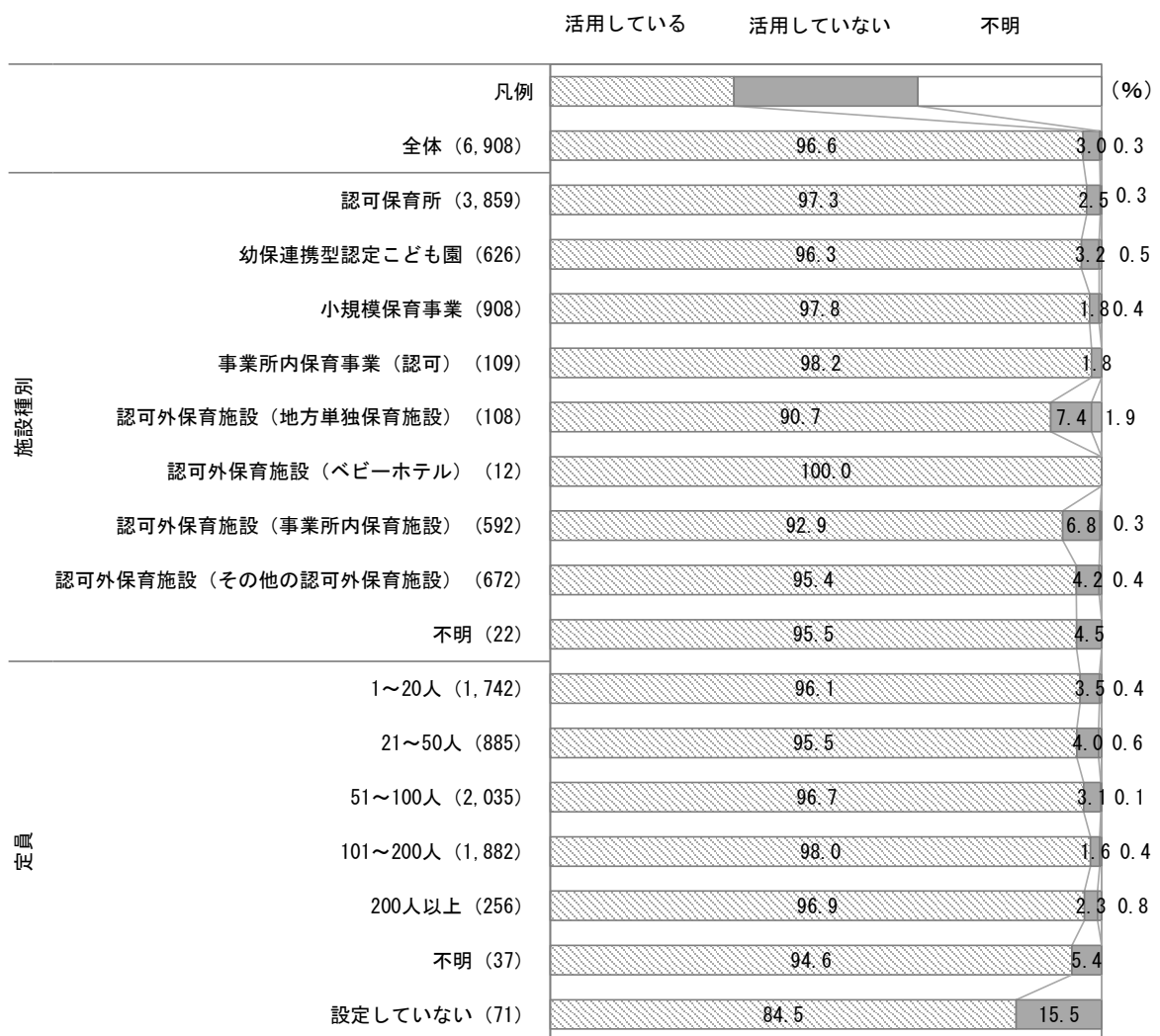
睡眠中の呼吸等点検を実施している場合のチェックする頻度（5歳児）



④ 実施している場合の点検表の活用の有無

全体で見ると、点検表を「活用している」が96.6%を占めており、ほとんどの施設で点検表が活用されている。施設種別で見ると、認可外保育施設（ベビーホテル）が100%となっているのに対し、認可外保育施設（地方単独保育施設）が90.7%となっており、他の施設種別と比べて若干低くなっている。

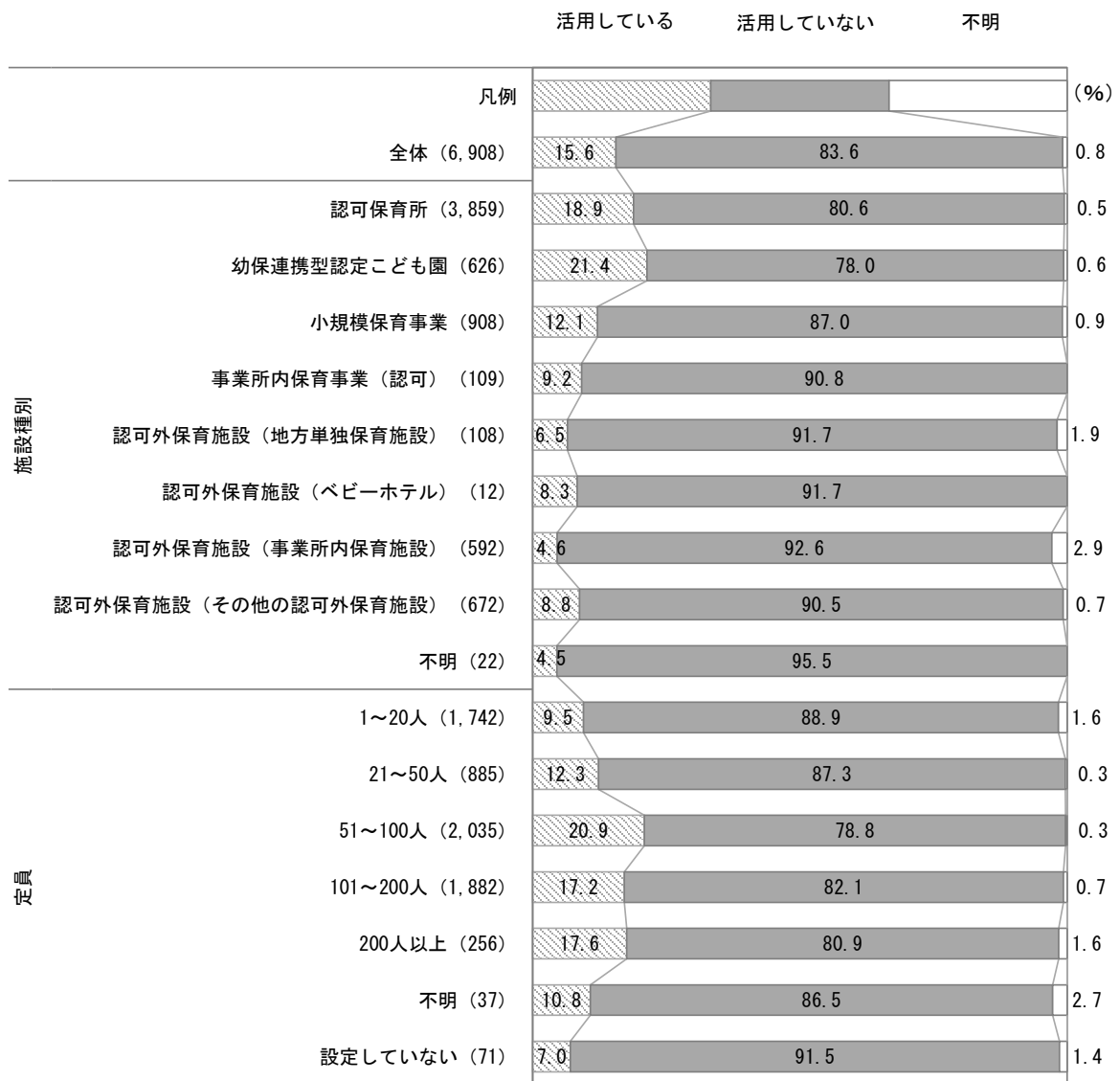
睡眠中の呼吸等点検を実施している場合の点検表の活用の有無



⑤ 実施している場合、睡眠状態等を確認するセンサーの活用の有無

全体で見ると、センサーを「活用している」が15.6%、「活用していない」が83.6%、「不明」が0.8%となっており、センサーはあまり活用されていない。施設種別で見ると、「活用している」については、幼保連携型認定こども園が21.4%と最も高く、認可外保育施設（事業所内保育施設）が4.6%と最も低くなっている。

睡眠状態等を確認するセンサーの活用の有無



⑥ 実施にあたって工夫している点（自由記述）

- 午睡に入る前には、口の中に何も入っていないことを確認する。スタイを外し忘れていないかを確認する。
- 呼吸確認の際は、直接体に触り、確認している。
- 呼吸確認をスピーディに行うために、ステンレス製の舌圧子を鼻の下に当てる（呼吸をしていれば白く曇る）と同時に胸に手を当てて確認している。
- 「目で見て耳で呼吸音を聞いて、手で触れて呼吸を確認する」という確認法をしている。
- 子どもを暖めすぎないようにする。子どもが「うつ熱状態」にならないように衣服の調整をこまめに行う。
- 睡眠状態を常に観察し、寝返りし、うつ伏せになるとすぐに仰向けに体位を変えている。
- すぐにうつ伏せに戻る習慣の園児は目の届きやすい所に寝かせる。
- 睡眠中の呼吸チェックで異常な呼吸（シーソー呼吸等）が分かるように、各クラスに資料を配布し、周知に努めている。
- 子どもの体位を矢印で示して分かりやすいようにしている。
- 敷布団は、体の沈まない適度な硬さがあるものを使う。
- コットを使用し、寝返りなどで、隣の子とも重ならないように配慮している。
- 直に床に布団を敷かず、すのこベッドを使用している。
- 子供の顔色が分かる程度の部屋の明るさを保つ。
- 湿度は、湿度計で定期的にチェックを行い、エアコンの除湿や加湿器を用いて適切な範囲を保てるよう工夫している。
- タイマーセットを行い、5分間隔で知らせるようにしている。
- 音が出ないようにタイマーは首から掛けてバイブにしている。
- 入所1か月は0歳児・1歳児は5分ごと、2歳児は10分ごとにチェックする。
- 熱性けいれん等の既往歴に応じて2歳児以上であっても睡眠時チェックを行っている。起床後、検温も毎日行っている。
- 預りの初期と一時預りは、より丁寧に睡眠チェックを行う。
- チェック表のバインダーに、うつ伏せ、仰向け等の写真入りで留意点を記載する。
- チェック担当者によってペンの色をかえるなど、文字を書くところを少なくしている。
- 0歳児はセンサー、映像が事務所のPCにつながっており、チェックがないとPCに注意喚起の信号が来る仕組みとなっている。

- センサーを目視と併用しているが、センサーを過信せず全員の睡眠状態を常時把握し目は離さないことを原則とする。
- 午睡担当は複数とする。いろいろな方向からチェックができるよう、職員を配置している
- 保育士が順番を決めて、30分交代でチェックしている。
- 職員は必ず子どもが見える位置につき、誰もいない時間を作らない。
- 定期的に園長が午睡中のクラスを観察し、適切に午睡チェックが行われているか、室温、湿度などが快適かを確認している。
- 咳が出ていたら向きを変えたり、水分補給をしたりする。

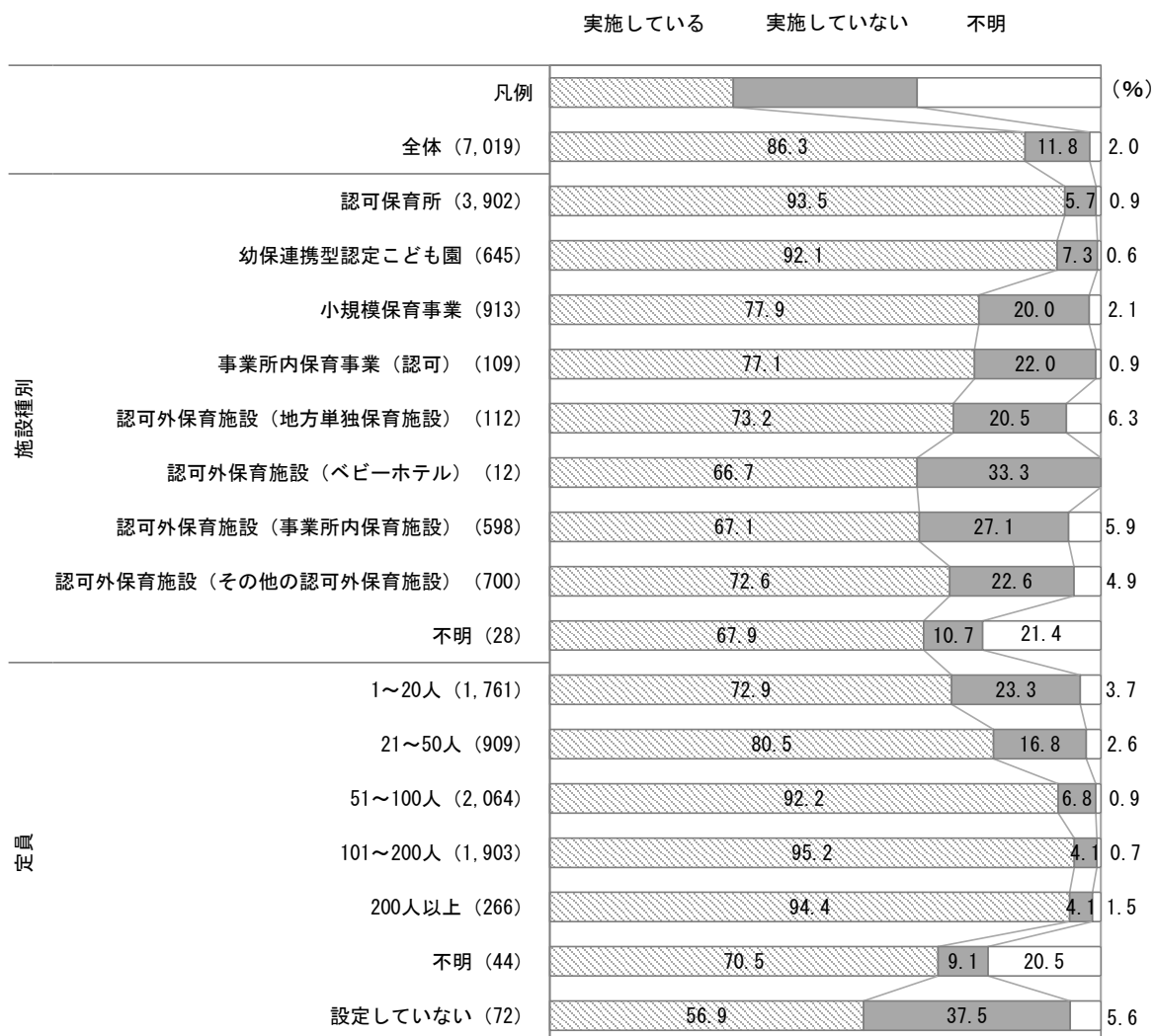
など

(イ) プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置の実施状況

① 分散配置の有無

全体でみると、プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置を「実施している」が86.3%、「実施していない」が11.8%、「不明」が2.0%となっており、多くの施設で分別配置が実施されている。施設種別でみると、認可外保育施設（ベビーホテル）や認可外保育施設（事業所内保育施設）の「実施している」の割合は、他の施設種別と比べて低い。低年齢の子どもが多いことからプール・水遊びを実施していない施設があることも要因の一つであると考えられる。

プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置の実施の有無



② その他、プール・水遊び中の事故防止に向けて、工夫している点（自由記述）

- プール開きの前には、水遊びマニュアルの読み合わせを行う。
- 園内研修を行い、職員間で過去のヒヤリハットなどを検証し、事故の防止に努める。
- 監視役は必ず「赤いビブス（ゼッケン）」を着用し、ビブスには「監視役」と大きく表示している。
- 監視役は活動に参加せず、監視のみに徹底する。監視者の視線が一定にならないように動かし続ける。
- 水遊びの事故が起きた場合の救助訓練を行っている。
- 保育士の人数を多くし、プールの4面から子供たちの様子を見るようにしている。
- 人数が足りず監視体制が取れないときは、中止とする。
- 水遊びの前は「監視役の保育士には話しかけない」という約束を子どもたちとしている。
- 「子どもは静かに溺れる」ことを念頭に、個々に観察するようにしている。
- 「水遊びカード」でご家庭の方の確認印と体調確認、朝の体温を書いてもらっている。
- 「朝食を食べていない」、「白米・パン等、力が出る物を食べていない」、「前日に予防接種を受けている」、「体調が優れない」等の子ども様子を必ず確認する。
- 「緊急シート」と子機（電話）を園庭に持ち出している。
- すぐに使用できるよう、プールの近くに、AED・携帯電話・緊急連絡簿を置いている。
- できるだけ子どもたちを少人数のグループに分けて、注意が行き届くようにしている。
- プールはなく、水遊びのみだが、遊ぶクラスの順番と、各保育者の役割を決めている。
- 職員間で連携し、言葉を掛けながら、指差し行動を確認している。
- 監視員のほかに、水着を着用している保育士が必ずプールの中に子どもたちと一緒に入っている。
- 活発に遊ぶ子と慣れていない子の遊び場を分ける。
- よく目が届くように、少人数で時間帯をずらして活動するようにしている。
- プールに入る時間は5分から10分位とし、こまめに休息する。
- 子どもの排泄等で持ち場を離れる時は、必ず他の保育士に声をかけフォロー体制が整ってから離れる。

- 園児の体調をしっかり把握してから活動し、活動中はこまめに人数確認をする。
- トランシーバーを持ち、緊急時は応援体制がとれるようにしている。溺水時のシミュレーションをする。
- 少人数のため、ビニールプールで行っており、年次に合わせた水位を注意している。
- プールの外での転倒防止のため、滑らないマットを敷いている。
- 床にゴムチップを使用しており、さらにプールの下には、転倒しても大きな怪我につながらないようクッション性のあるマットを敷いている。
- 誤飲を招くような小さなおもちゃを使用しない。
- WEBカメラで、監視及び録画している。
- プール活動に従事した職員は、「水遊び監視係用 振り返りシート」を毎回記入し、安全管理への意識、行動を徹底している。
- スイミングスクールで行っており、指導は専門家に任せて、保育教諭はすべて監視役に回っている（プールサイドと水中で分けている）。
- プールの使用後は、すぐに排水する。

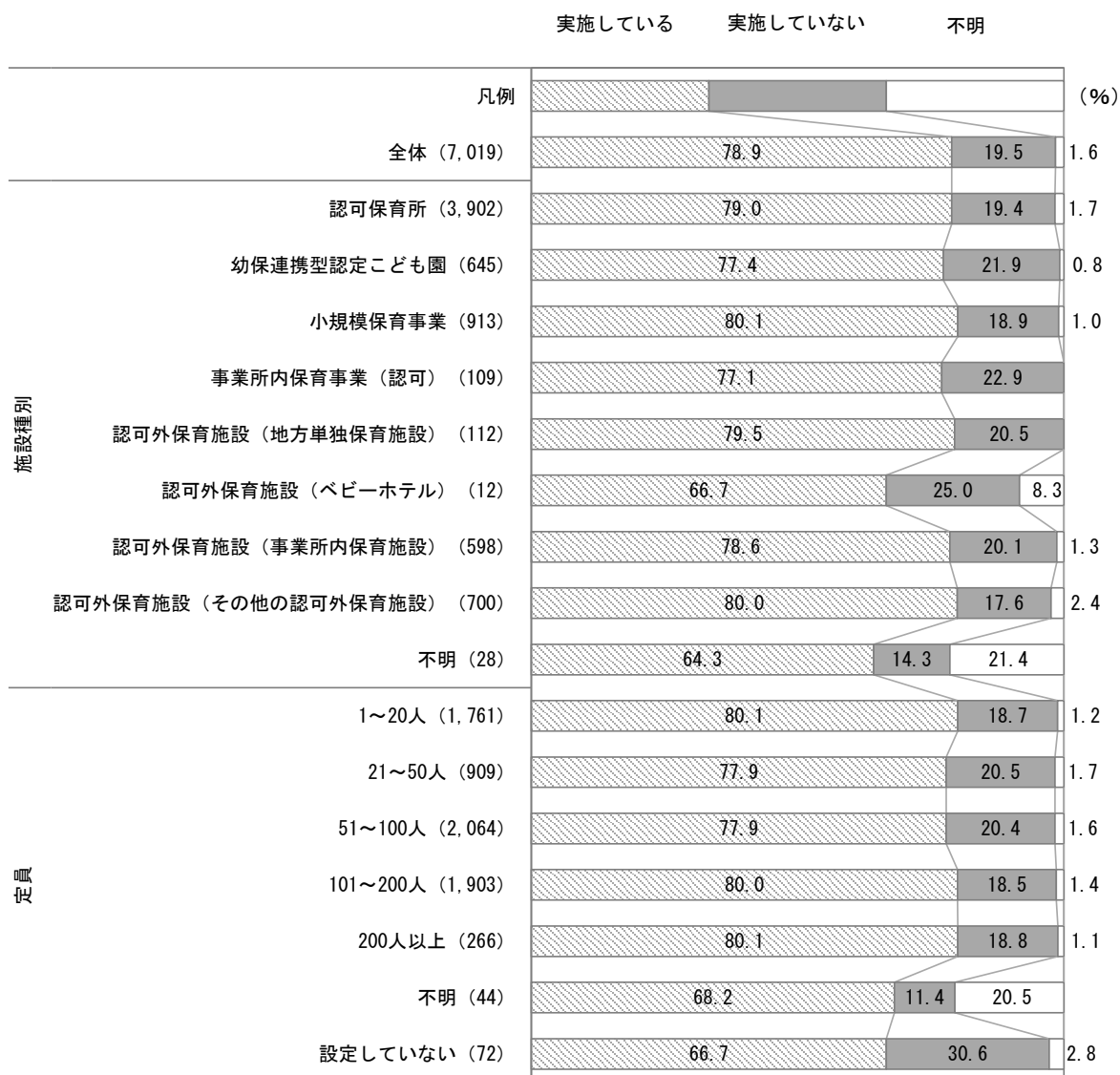
など

(ウ) 誤えん事故防止に係る食材点検の実施状況

① 実施の有無

全体でみると、誤えん事故防止に係る食材点検を「実施している」が78.9%、「実施していない」が19.5%、「不明」が1.6%となっており、多くの施設で食材点検が実施されている。施設種別でみると、「実施している」については、小規模保育事業が80.1%と最も高く、認可外保育施設（ベビーホテル）が66.7%と最も低くなっている。

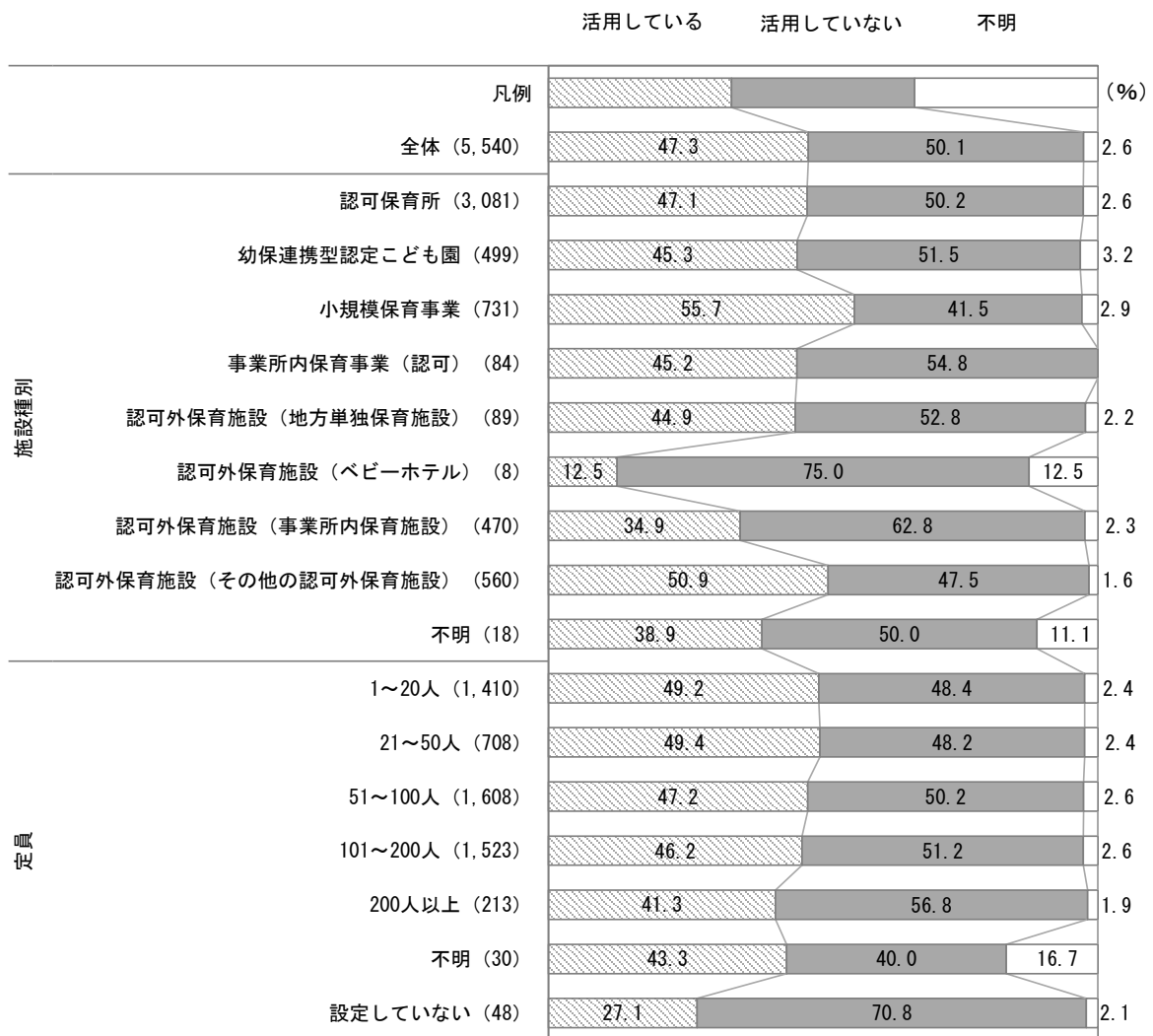
誤えん事故防止に係る食材点検の実施の有無



② 実施している場合の食材点検表の活用の有無

全体で見ると、食材点検表を「活用している」が47.3%、「活用していない」が50.1%、「不明」が2.6%となっており、食材点検表の活用は半数を割っている。施設種別で見ると、「活用している」については、小規模保育事業が55.7%と最も高く、認可外保育施設（ベビーホテル）が12.5%と最も低くなっている。

誤えん事故防止に係る食材点検を実施している場合の食材点検表の活用の有無



③ その他、誤えん事故防止に向けて、工夫している点（自由記述）

- 毎日検食簿を記入し、味付けだけではなく、食材の大きさ、硬さ等のチェックをしている。
- 椅子の場合は、足の裏が床につく高さにして深く座らせる。
- 水分を摂って、のどを潤してから食べさせる。
- つめこみすぎないように注意する。「もぐもぐごっくん」を言葉かけしている。
- 0歳、1歳児に対しては、マンツーマンで食事介助をしている（時間差による食事）。
- 眠くなってしまった子どもには無理に食事を与えないようにしている。
- 1歳半までの児童には食材チェック表を用い、家庭で摂取していない食材を職員が把握する。家庭で食べるようになったらチェックをしてもらい、保育所で提供するようにしている。
- 栄養士・看護師・保育士の三者で給食会議を実施し、こどもたちの喫食状況を確認する。
- 日々の様子を担当者が確認し、「授乳・離乳食管理表」を使用して全職員に周知するようにしている。必要に応じて、個別に形状を変え、とろみをつけている。
- 「給食日誌&検食簿」を点検表として使用し、検食で主食の炊き方や食材の固さや大きさ等を確認している。
- えだまめ等、誤嚥につながりそうな食材は、使わない。
- 気管のサイズモデルを用意し、それよりも大きなものは提供しないようにしている。
- ミニトマト・巨峰・サクランボを提供する時はカットして提供する。団子・ピーナッツなどは提供しない。
- 団子は、提供しないようにしているが、提供する時は、団子のかわりのかぼちゃを使用している。節分の豆は、0、1歳児に関しては、卵ボーロを提供している。おにぎりののりは噛みやすいもの、こんにゃくは糸こんにゃくやしらたきを使用している。
- 誤嚥防止として、提供しない食材をリスト化している。
- 魚の骨は調理員と保育士による2重チェックを行っている。
- メニューによっては同じ給食でも調理方法を変える。
例) 幼児…もち米とうるち米を使用したお餅、乳児…もち米を使用したおこわ
- 栄養士が必ず検食し、大きさ、味、触感などをチェックする。改善点があれば、子どもたちに配膳する前に、厨房に連絡し改善してもらう。

- 給食委員（栄養士、保育士で構成）で定期的に会議を開き、給食について意見交換をしている。
- 喫食ノート・口頭にてクラスと給食室との連携を取っている。
- 食材が大きいと判断した場合は、保育士が専用のハサミでカットしている。
- 調理員が保育室に様子を見に行く。子ども一人一人の咀嚼状況を把握でき、保育者と直接情報交換もできるので、子どもに合った形態の食材を提供できる。
- 毎日午後のミーティングで保育士と調理員が食事についての振り返りをする。
- 誤嚥マニュアルを全職員で確認し、年1回、クラス担任以外の職員が食事の様子の子の点検を行っている。
- 食前に、内閣府から通知された誤嚥防止の留意点（食前にお茶を飲む等）を、乳児は職員のみ、幼児は園児も一緒に唱和して意識化している。

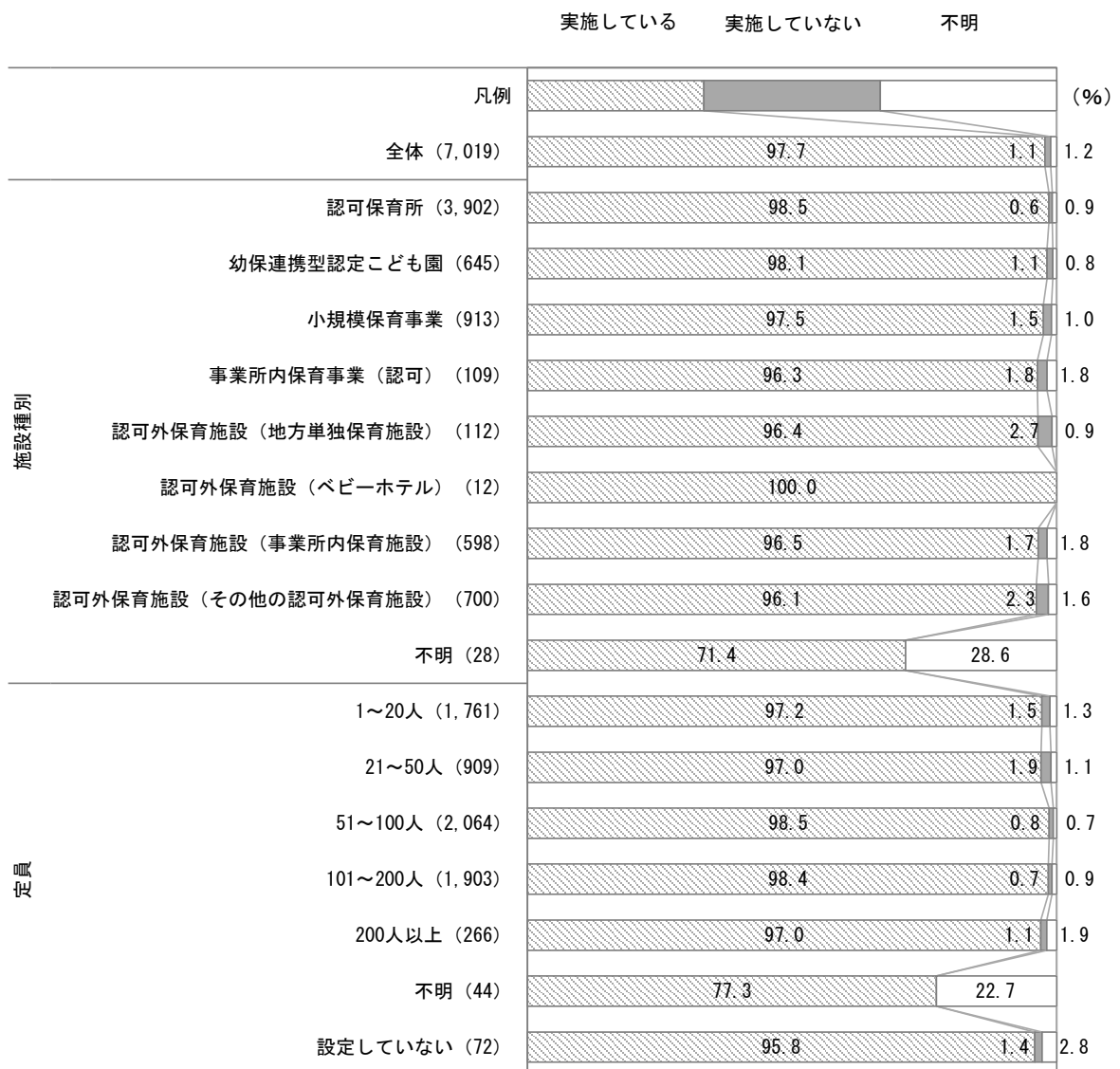
など

(エ) 日常保育中の施設内点検の実施状況

① 実施の有無

全体でみると、日常保育中の施設内点検を「実施している」が97.7%、「実施していない」が1.1%、「不明」が1.2%となっており、ほとんどの施設では日常保育中の施設内点検が実施されている。施設種別でみると、「実施している」については、認可外保育施設（ベビーホテル）が100.0%と最も高く、認可外保育施設（その他の認可外保育施設）が96.1%と最も低くなっている。

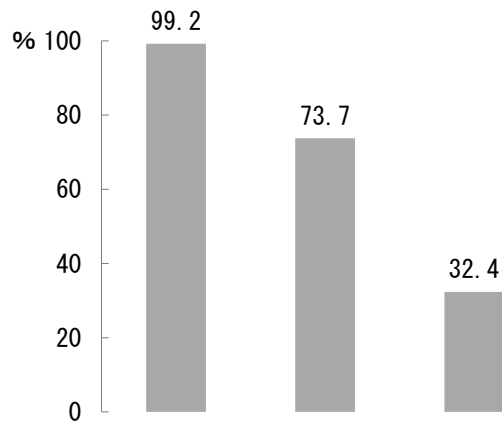
日常保育中の施設内点検の実施の有無



② 実施している場合の点検対象

全体で見ると、点検対象は「保育室内」99.2%、「園庭」73.7%、「その他」32.4%の順となっており、特に「保育室内」については、ほとんどの施設で点検を実施している。施設種別で見ると、「保育室内」については、事業所内保育事業（認可）及び認可外保育施設（ベビーホテル）が100.0%と最も高く、認可外保育施設（地方単独保育施設）が98.1%と最も低くなっている。

日常保育中の施設内点検を実施している場合の点検対象



		保育室内	園庭	その他	(%)
全体 (6,861)		99.2	73.7	32.4	
施設種別	認可保育所 (3,843)	99.2	89.3	34.2	
	幼保連携型認定こども園 (633)	98.3	99.2	36.2	
	小規模保育事業 (890)	99.8	34.9	31.9	
	事業所内保育事業（認可） (105)	100.0	57.1	27.6	
	認可外保育施設（地方単独保育施設） (108)	98.1	42.6	24.1	
	認可外保育施設（ベビーホテル） (12)	100.0	33.3	50.0	
	認可外保育施設（事業所内保育施設） (577)	99.5	49.2	23.2	
	認可外保育施設（その他の認可外保育施設） (673)	99.6	41.2	28.2	
	不明 (20)	95.0	85.0	35.0	
定員	1～20人 (1,711)	99.8	36.4	28.1	
	21～50人 (882)	99.2	61.8	29.1	
	51～100人 (2,034)	99.1	85.8	33.0	
	101～200人 (1,873)	98.8	97.9	37.3	
	200人以上 (258)	99.6	99.2	35.3	
	不明 (34)	100.0	73.5	32.4	
	設定していない (69)	100.0	43.5	15.9	

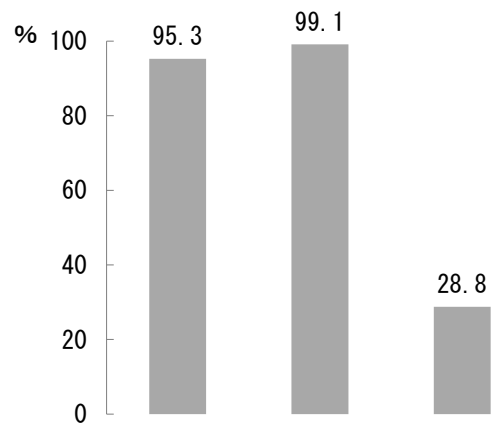
※「その他」の例

- ・園舎の周り、駐車場
- ・給食室

③ 実施している場合の点検内容

全体でみると、点検内容は「玩具、遊具等の点検」99.1%、「窒息の可能性がある小物等を乳幼児の手の届く範囲に置いていないか」95.3%、「その他」28.8%の順となっており、特に「玩具、遊具等の点検」については、ほとんどの施設で点検を実施している。施設種別でみると、「窒息の可能性がある小物等を乳幼児の手の届く範囲に置いていないか」については、事業所内保育事業（認可）及び認可外保育施設（事業所内保育施設）が98.1%と最も高く、認可外保育施設（ベビーホテル）が91.7%と最も低くなっている。

日常保育中の施設内点検を実施している場合の点検内容



		窒息の可能性がある小物等を乳幼児の手の届く範囲に置いていないか	玩具、遊具等の点検	その他	(%)
全体 (6,861)		95.3	99.1	28.8	
施設種別	認可保育所 (3,843)	94.5	99.2	30.3	
	幼保連携型認定こども園 (633)	92.9	98.7	29.9	
	小規模保育事業 (890)	96.6	99.1	28.4	
	事業所内保育事業（認可） (105)	98.1	100.0	25.7	
	認可外保育施設（地方単独保育施設） (108)	96.3	99.1	23.1	
	認可外保育施設（ベビーホテル） (12)	91.7	100.0	41.7	
	認可外保育施設（事業所内保育施設） (577)	98.1	99.3	22.5	
	認可外保育施設（その他の認可外保育施設） (673)	97.5	99.0	26.2	
	不明 (20)	95.0	100.0	30.0	
定員	1～20人 (1,711)	97.5	99.2	27.0	
	21～50人 (882)	95.8	99.0	26.0	
	51～100人 (2,034)	94.5	99.3	29.7	
	101～200人 (1,873)	94.0	98.9	31.6	
	200人以上 (258)	93.4	99.2	26.0	
	不明 (34)	97.1	100.0	35.3	
	設定していない (69)	98.6	98.6	11.6	

※「その他」の例

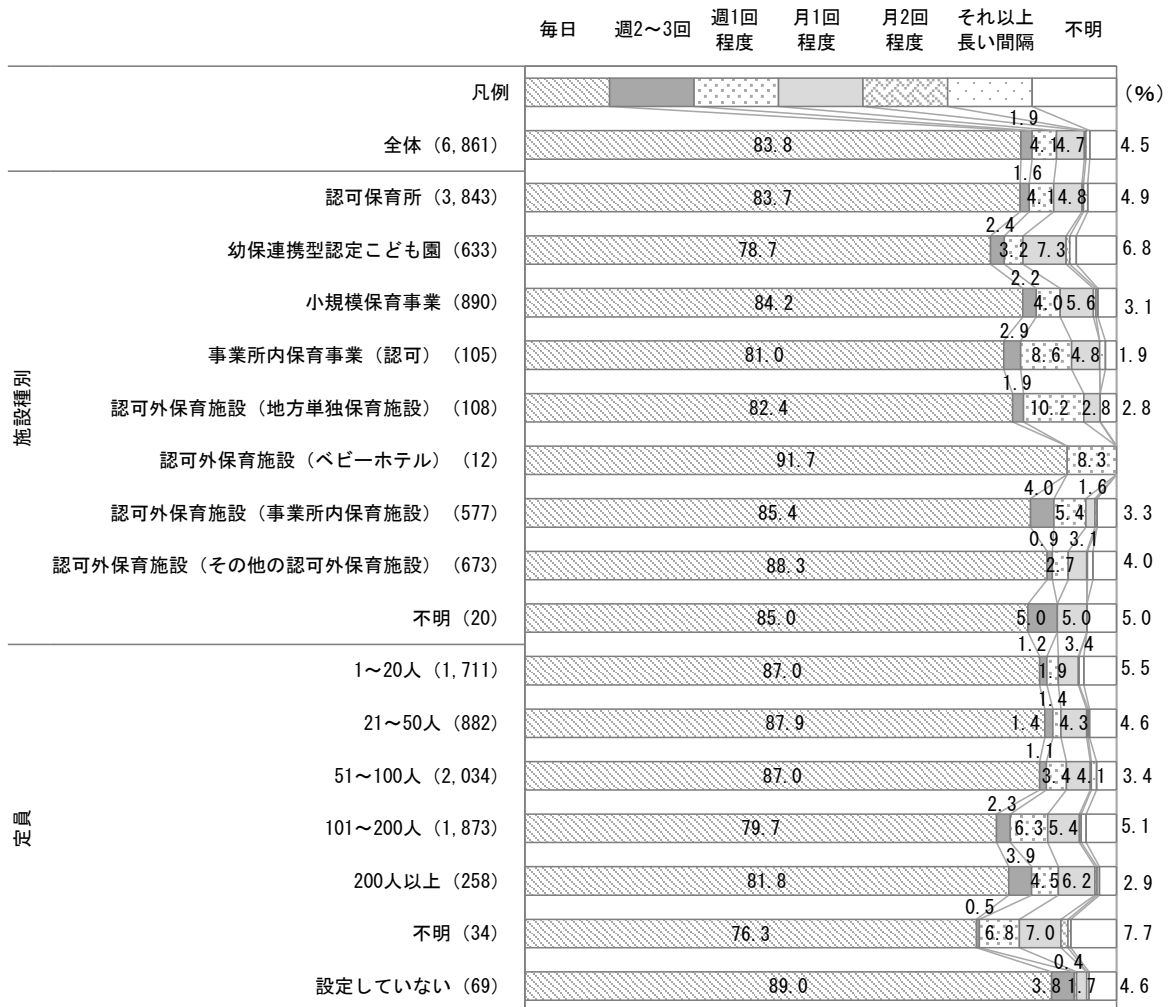
- ・エアコン・コンセント・火気使用器具・給湯湯沸設備・L P G
- ・園外の危険箇所の点検
- ・暖房器具の点検
- ・散歩車の点検
- ・積雪による屋根からの落雪の確認

④ 実施している場合の点検頻度

<窒息の可能性がある小物等を乳幼児の手の届く範囲に置いていないか>

全体でみると、点検頻度は「毎日」が83.8%、「月1回程度」が4.7%、「週1回程度」が4.1%などとなっており、多くの施設で「窒息の可能性がある小物等を乳幼児の手の届く範囲に置いていないか」についての点検は「毎日」実施されている。施設種別でみると、「毎日」については、認可外保育施設（ベビーホテル）が91.7%と最も高く、幼保連携型認定こども園が78.7%と最も低くなっている。

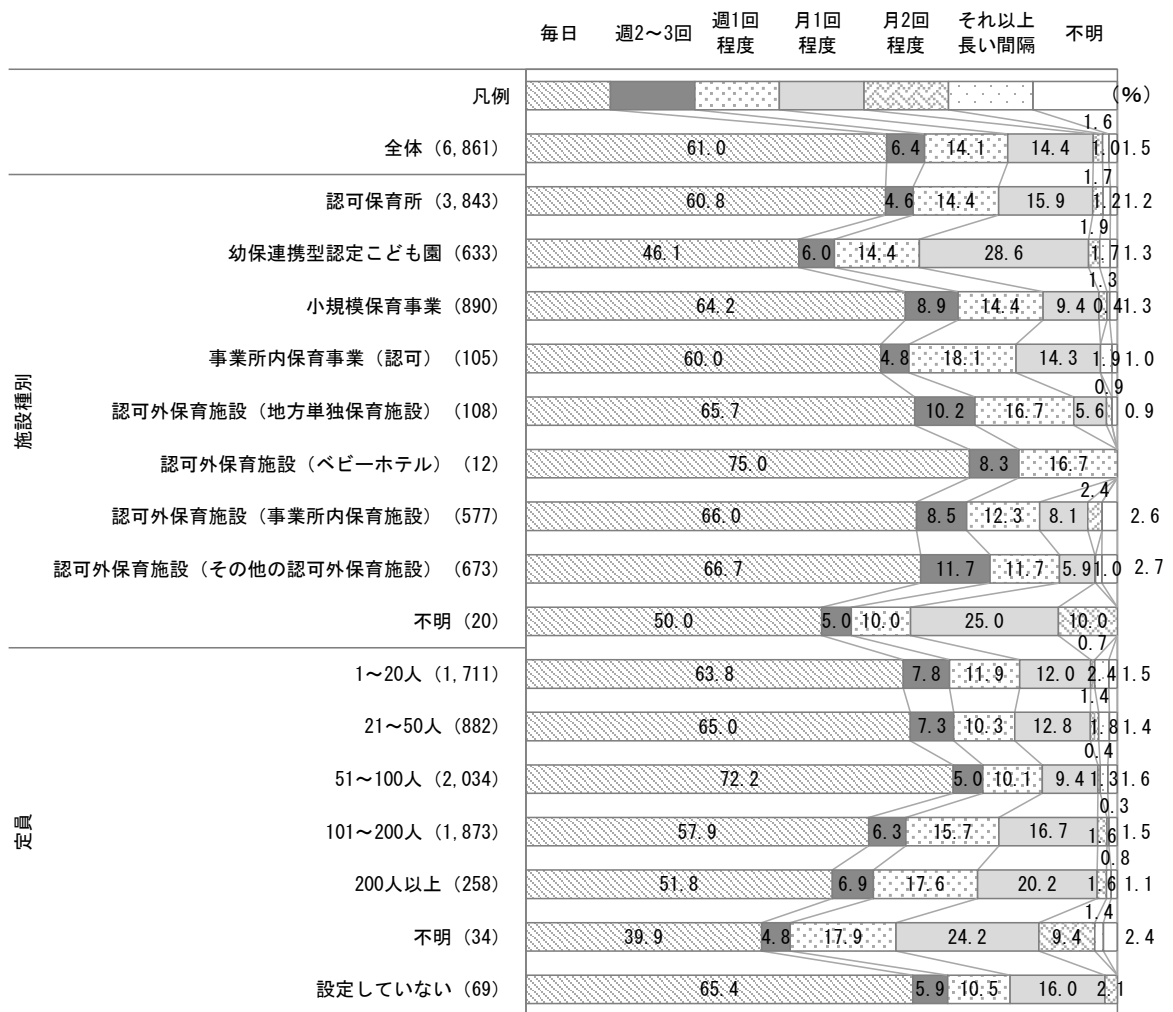
日常保育中の施設内点検（窒息の可能性がある小物等を乳幼児の手の届く範囲に置いていないか）を実施している場合の点検頻度



<玩具、遊具等の点検>

全体でみると、点検頻度は「毎日」が61.0%、「月1回程度」が14.4%、「週1回程度」が14.1%などとなっており、約6割の施設では「玩具、遊具等」についての点検は「毎日」実施されている。施設種別でみると、「毎日」については、認可外保育施設（ベビーホテル）が75.0%と最も高く、幼保連携型認定こども園が46.1%と最も低くなっている。

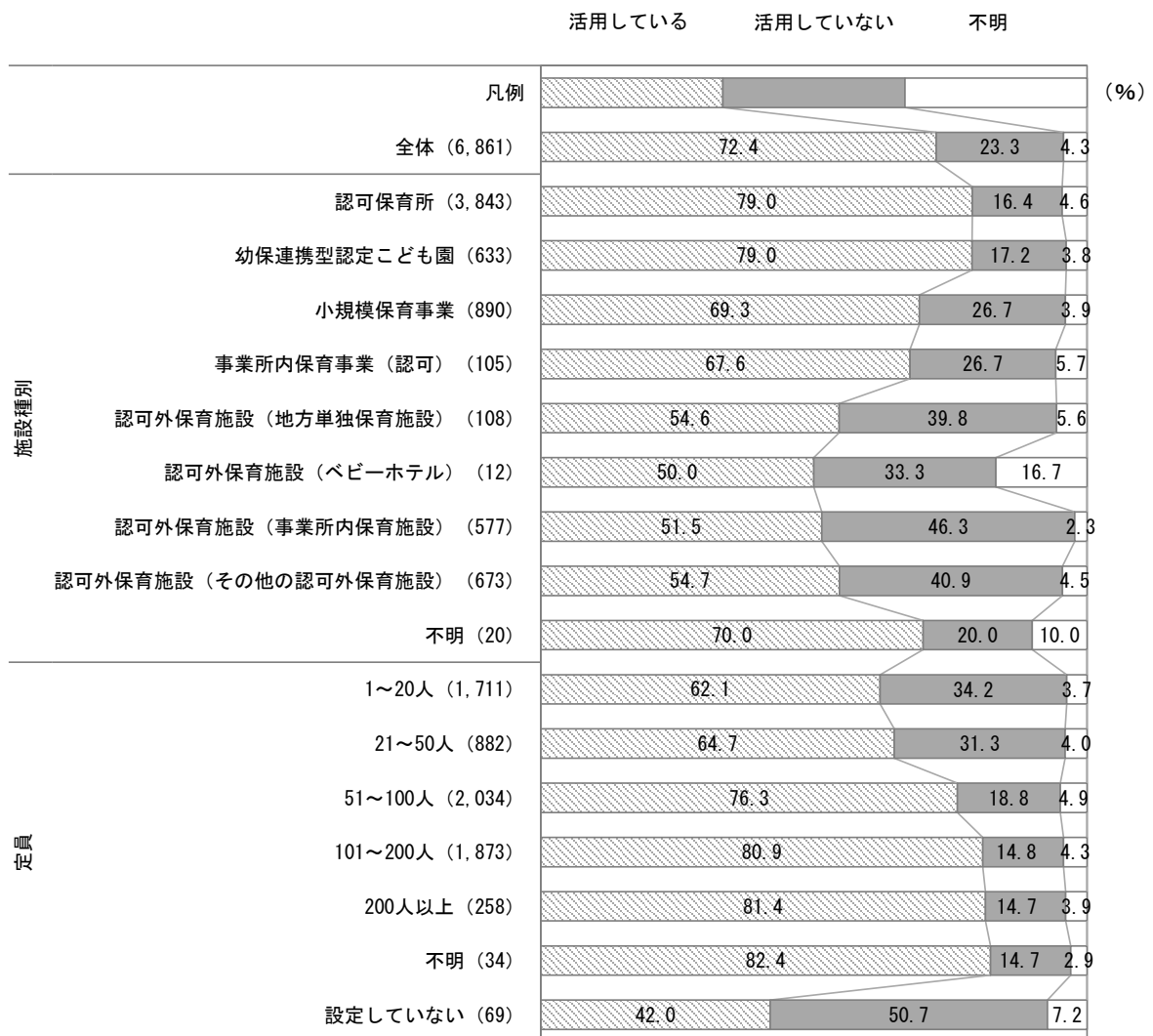
日常保育中の施設内点検（玩具、遊具等の点検）を実施している場合の点検頻度



⑤ 実施している場合の点検表の活用の有無

全体で見ると、点検表を「活用している」が72.4%、「活用していない」が23.3%、「不明」が4.3%となっており、7割以上の施設では点検表が活用されている。施設種別で見ると、「活用している」については、認可保育所及び幼保連携型認定こども園が79.0%と最も高く、認可外保育施設（ベビーホテル）が50.0%と最も低くなっている。

日常保育中の施設内点検を実施している場合の点検表の活用の有無



⑥ その他、施設内点検に関し、工夫している点（自由記述）

- おもちゃに破損箇所はないかや日常の中で使うもの（イス、机等）は使用前に点検するようにしている。
- 早朝保育担当者が、毎朝、遊具を点検し、朝礼時に報告をしている。
- 0～1歳児では、玩具使用后その都度消毒を行うため、その時に破損なども含め、確認している。
- 2～5歳児には、玩具使用時に使い方や注意点などを伝えている。
- 玩具の安全点検時に、一覧にした玩具個数（お手玉や、手作り玩具）と実際の玩具個数との一致を確認する。
- クラス日誌に点検表を挟み、毎日行うようにしている。
- クラスの点検は、いろんな視点で確認もあった方がよいので、必ず他クラスの職員にも点検してもらう。
- クラス別年齢別に実施し、振り返りも行っている。
- 遅番勤務の職員が、全園児が帰った後に最終確認している。
- チェック項目を場所ごとにあらかじめ作成しておき、それを基にチェックをしている。
- 職員会議にてチェックリストの追加項目があるかなど話し合いを行い、随時項目を足したり消したりして、見直しを行っている。
- 「構造物・備品管理点検シート」及び「園庭遊具点検シート」により毎週点検を行っている。
- 机などの角は、安全マットで保護している。
- コンセントはキャップを付けて保護している。
- 安全クッションを滑り台等鉄柱に巻き付けている。
- 園内でリスクマネジメントチームを中心に、園内の危険箇所を確認している。
- シールの剥がれや、プラスチック製品や木製品の劣化による破片の有無を調べる。
- 玩具を破損などの理由で処分した場合も、現在ある玩具をできるだけ把握するため、どの玩具を処分したかを職員で共有しておく。
- 安全点検の日を定期的に設定し、室内外の点検を行っている。
- いつも同じ職員だけではなく、各担任及び管理職、看護師、フリー等も含め、たくさんの目で点検を実施する。
- 一人が気づいたことを園日誌のヒヤリハット欄に記入し、パート職員を含めた全職員と共有している。
- 園内で安全プロジェクトチームを立ち上げ、保護者にも周知した「環境整備週間」として環境点検を年に数回実施している。
- 安全衛生委員会を保護者と職員で組織して、定期的に見回っている。

- 環境プロジェクトの係を作り、定期的に点検、検討、改善などを行っている。
- 園庭は、毎朝の掃除での確認のほか、週1回・月1回の遊具点検を行っている。
- 散歩等で拾ってきた木の実等の置き場所、数の確認に気をつけている。

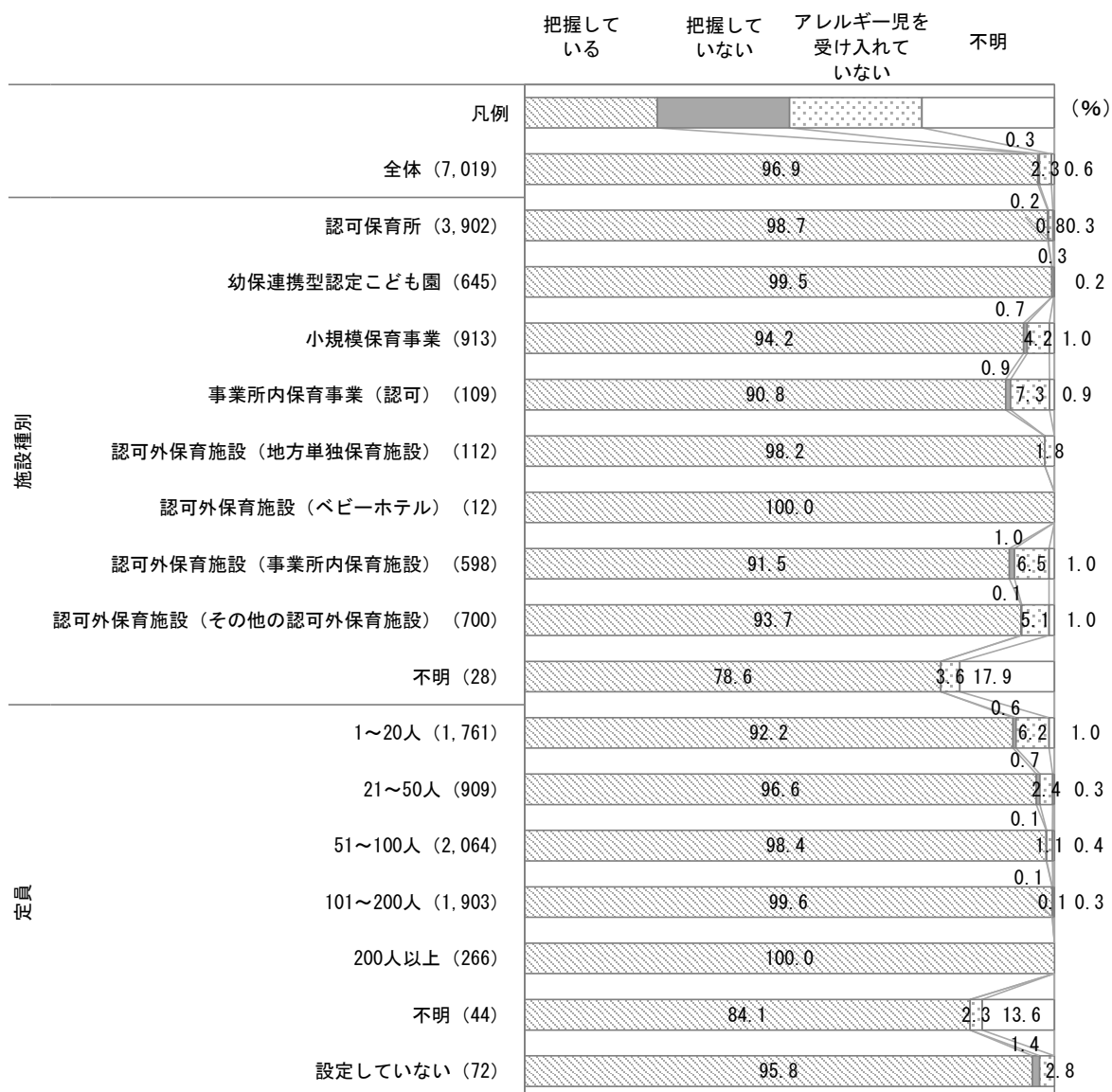
など

(オ) アレルギー児への対応状況

① アレルギー児の把握の有無

全体でみると、アレルギー児を「把握している」が96.9%、「把握していない」が0.3%、「アレルギー児を受け入れていない」が2.3%などとなっており、ほとんどの施設ではアレルギー児を把握している。施設種別でみると、「把握している」については、認可外保育施設（ベビーホテル）が100.0%と最も高く、事業所内保育所（認可）が90.8%と最も低くなっている。

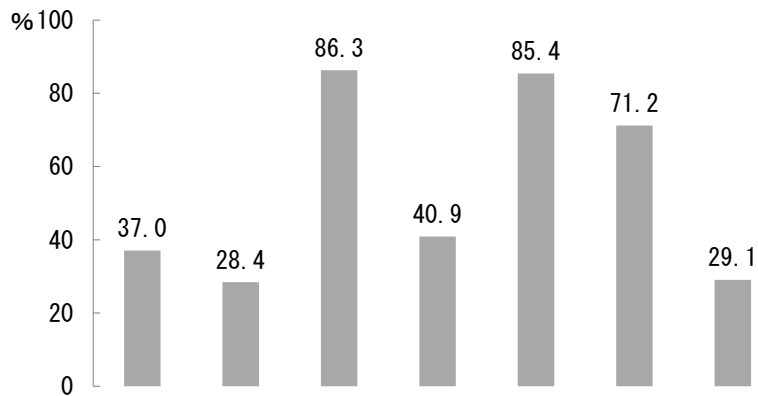
アレルギー児の把握の有無



② 誤食防止措置の実施内容

全体でみると、誤食防止措置は「調理時、取り分け時、配膳時など、重要な場面でのアレルギー表と現物との突き合わせ確認を行う」が86.3%、「食器やトレイの形や色を変える」が85.4%、「アレルギー児は普通食の子どもとは別のテーブルにする」が71.2%の順となっている。施設種別でみると、「調理時、取り分け時、配膳時など、重要な場面でのアレルギー表と現物との突き合わせ確認を行う」については、認可保育所が93.7%と最も高く、認可外保育施設（事業所内保育施設）が57.4%と最も低くなっている。

誤食防止措置の実施内容



	専用の作業スペースを設ける	担当の調理師をつける	調理時、取り分け時、配膳時など、重要な場面でのアレルギー表と現物との突き合わせ確認を行う	除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする	食器やトレイの形や色を変える	アレルギー児は普通食の子どもとは別のテーブルにする	その他
全体 (6,800)	37.0	28.4	86.3	40.9	85.4	71.2	29.1
施設種別							
認可保育所 (3,852)	43.3	36.9	93.7	41.4	92.3	74.1	28.2
幼保連携型認定こども園 (642)	41.9	34.7	92.4	41.4	88.6	64.0	26.0
小規模保育事業 (860)	25.3	13.4	83.1	43.5	88.0	72.1	29.0
事業所内保育事業 (認可) (99)	21.2	14.1	82.8	41.4	79.8	68.7	29.3
認可外保育施設 (地方単独保育施設) (110)	28.2	15.5	62.7	38.2	60.0	53.6	34.5
認可外保育施設 (ベビーホテル) (12)	41.7	16.7	66.7	50.0	41.7	58.3	66.7
認可外保育施設 (事業所内保育施設) (547)	22.1	7.5	57.4	33.1	54.3	63.8	32.0
認可外保育施設 (その他の認可外保育施設) (656)	27.3	13.9	70.3	40.9	70.4	69.5	33.4
不明 (22)	36.4	31.8	81.8	36.4	90.9	77.3	18.2
定員							
1~20人 (1,623)	24.5	11.6	74.0	39.9	75.2	67.9	29.3
21~50人 (878)	30.3	19.0	77.7	40.4	78.7	67.3	31.3
51~100人 (2,032)	40.8	35.4	92.4	40.6	91.5	70.8	27.8
101~200人 (1,895)	45.6	38.8	94.7	42.2	91.3	76.4	29.6
200人以上 (266)	52.6	39.1	92.9	43.2	88.7	77.1	24.8
不明 (37)	24.3	24.3	83.8	48.6	78.4	64.9	35.1
設定していない (69)	20.3	10.1	56.5	29.0	60.9	50.7	30.4

※「その他」の例

- ・専用のテーブル拭きを使用する
- ・トレイに、顔写真とアレルギーを明記したプレートをつける
- ・アレルギーマークのクリップをつける

③ その他、アレルギー児への対応に関し、工夫している点（自由記述）

- アレルギー対応マニュアルを調理室、ランチルーム、各保育室に保管する。
- 各月の献立ができたなら、保護者、職員、調理員がそれぞれチェックした後、調理員と担任、所属長などを含めたアレルギー会議を行い、代食か除去食かなどの確認をしている。
- 保護者とのアレルギー面談を毎月行い、誤食防止に努めている。
- 誤食防止のため、献立表にマーカー等で色分けをして誰にでもアレルギー食であることが分かるようにしている。
- 朝のミーティングで、その日の献立確認とアレルゲンとなる食材の確認を行う。
- パートの保育士もクラスに入ることがあるため、アレルギー児の写真を撮り、どの子にアレルギーがあるのかが分かるようにしている。
- アレルギー児が他の園児となるべく同じものを食べられるように給食献立の中で、できる限りアレルギー食材を使用しないようにしている（オムレツ・卵焼き等の献立はなく、マヨネーズはマヨドレにする等）。
- 色合い、形は似ているものを作り、普通食と差が出ないようにしている。
- アレルギー食の調理、配膳を普通食よりも先に行う。
- 給食室にアレルギー児の一覧（アレルギーを発症する食材、除去の詳細）を掲示している。
- アレルギー児に配膳する時、お代わりをするとき等、他の職員にも分かるように声掛けをしながら渡す。
- アレルギー対応の食事提供時には、現物を確認した上で代替メニューを復唱し、2人以上の保育者で二重チェックし、誤食を防ぐ。
- アレルギー児の顔写真とアレルゲンを記入してラミネートしたものを、給食時、おやつ時ともに、アレルギー児専用のトレイにクリップでつける。
- 重度のアレルギー児は、1人用テーブルを使用する。
- アレルギー児に目印になるようバンダナを付ける。
- アレルギー児の担当保育士は違う色のエプロンを着用する。
- アレルギー児が、差別感を感じないように心のケアを大切にしている。
- アレルギー児の人権にも配慮した対応を行っている。3歳以上児の場合、アレルギーの状況等によっては同じテーブルと一緒に楽しく食事ができるような配慮もしている。
- アレルギー児には保育士が1対1でつく。食後も部屋の片づけや掃除が終了するまで、食事を提供した職員がそのままつくか、もしくは子どもを別室に移動させる。
- アレルギー児に食事を与える際、看護師を同席させる。

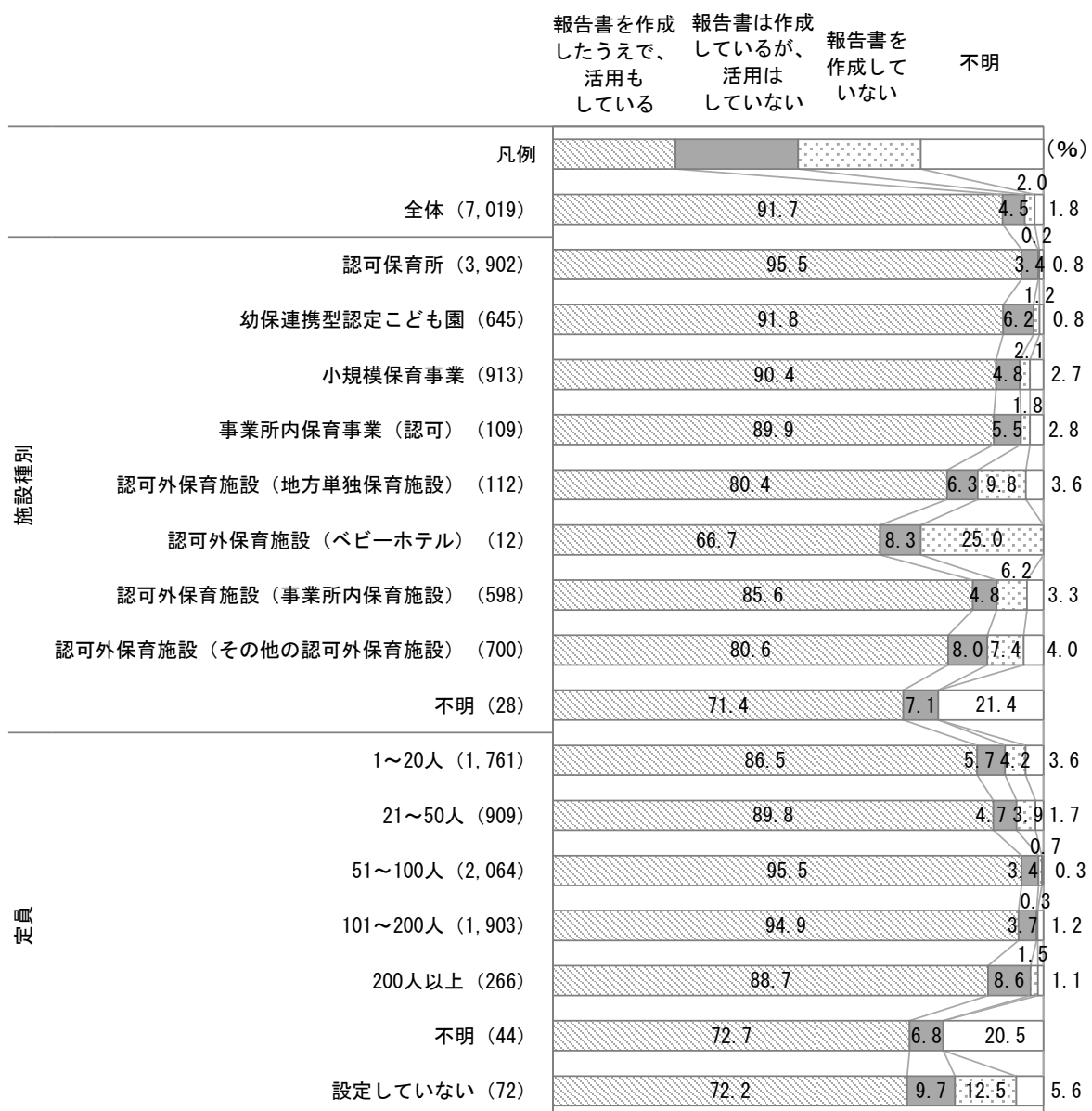
- アレルギー児の清掃用の台ふき・雑巾は専用もしくは使い捨てにする。
- 他の児童の食事に触れないよう、喫食中や食後の動線を考える。
- 年度初めに園内研修でアレルギー児への食事提供をロールプレイ等で行い、確認している。
- 災害時にも誤食を防ぐため、アレルギー食品を記入したゼッケンを各園児に準備している。

など

ウ 事故・ヒヤリハット発生時における報告書の作成、振り返りや研修への活用状況
 <事故発生時>

全体でみると、事故発生時に「報告書を作成したうえで、活用もしている」が91.7%、「報告書は作成しているが、活用はしていない」が4.5%、「報告書は作成していない」が2.0%などとなっており、多くの施設では、報告書を作成したうえで活用もしている。施設種別でみると、「報告書を作成したうえで、活用もしている」については、認可保育所が95.5%と最も高く、認可外保育施設（ベビーホテル）が66.7%と最も低くなっている。

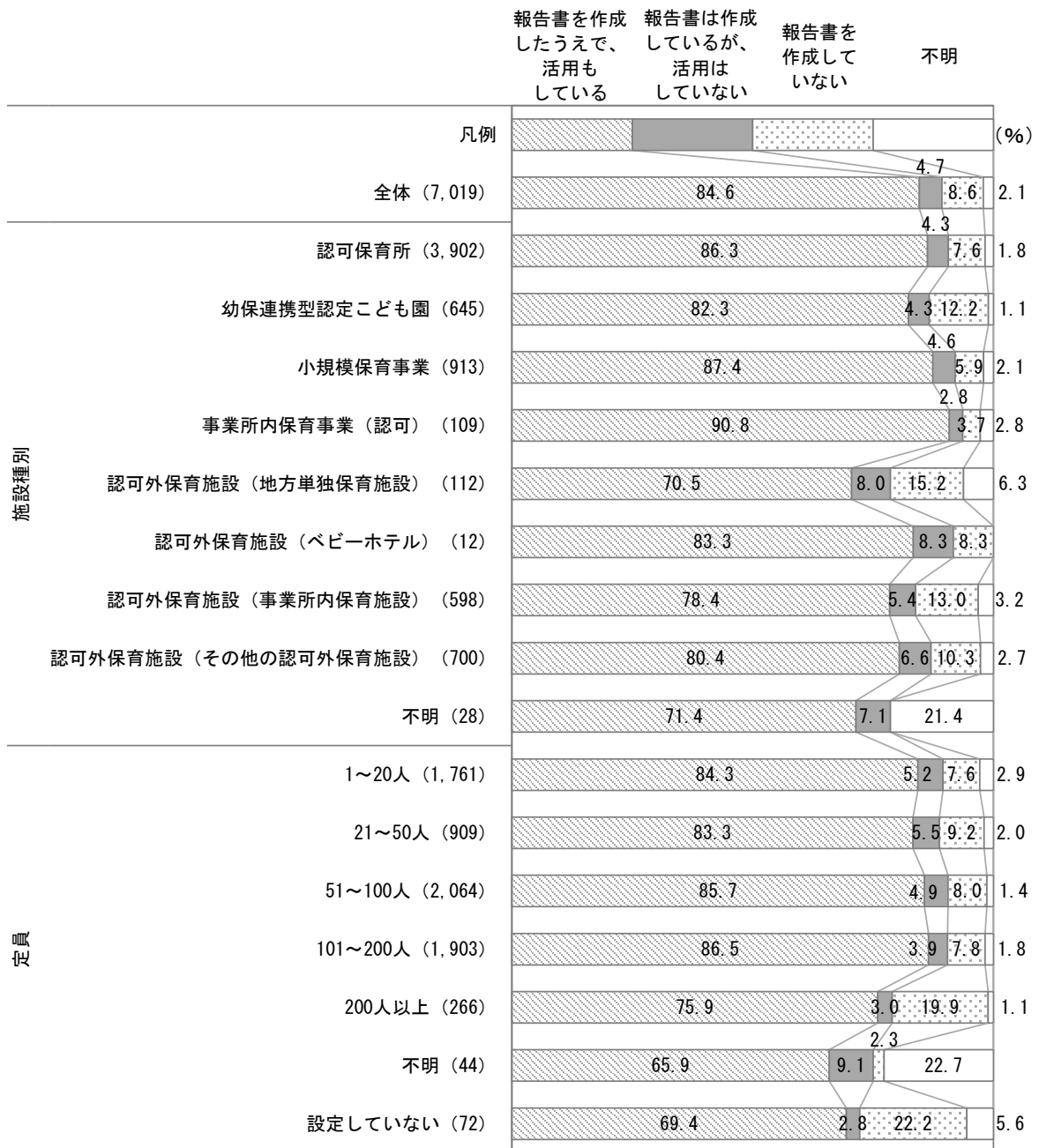
事故発生時における報告書の作成、振り返りや研修への活用状況



<ヒヤリハット発生時>

全体で見ると、ヒヤリハット発生時に「報告書を作成したうえで、活用もしている」が84.6%、「報告書は作成しているが、活用はしていない」が4.7%、「報告書は作成していない」が8.6%などとなっており、多くの施設では、報告書を作成したうえで活用もしている。施設種別で見ると、「報告書を作成したうえで、活用もしている」については、事業所内保育事業（認可）が90.8%と最も高く、認可外保育施設（地方単独保育施設）が70.5%と最も低くなっている。

ヒヤリハット発生時における報告書の作成、振り返りや研修への活用状況



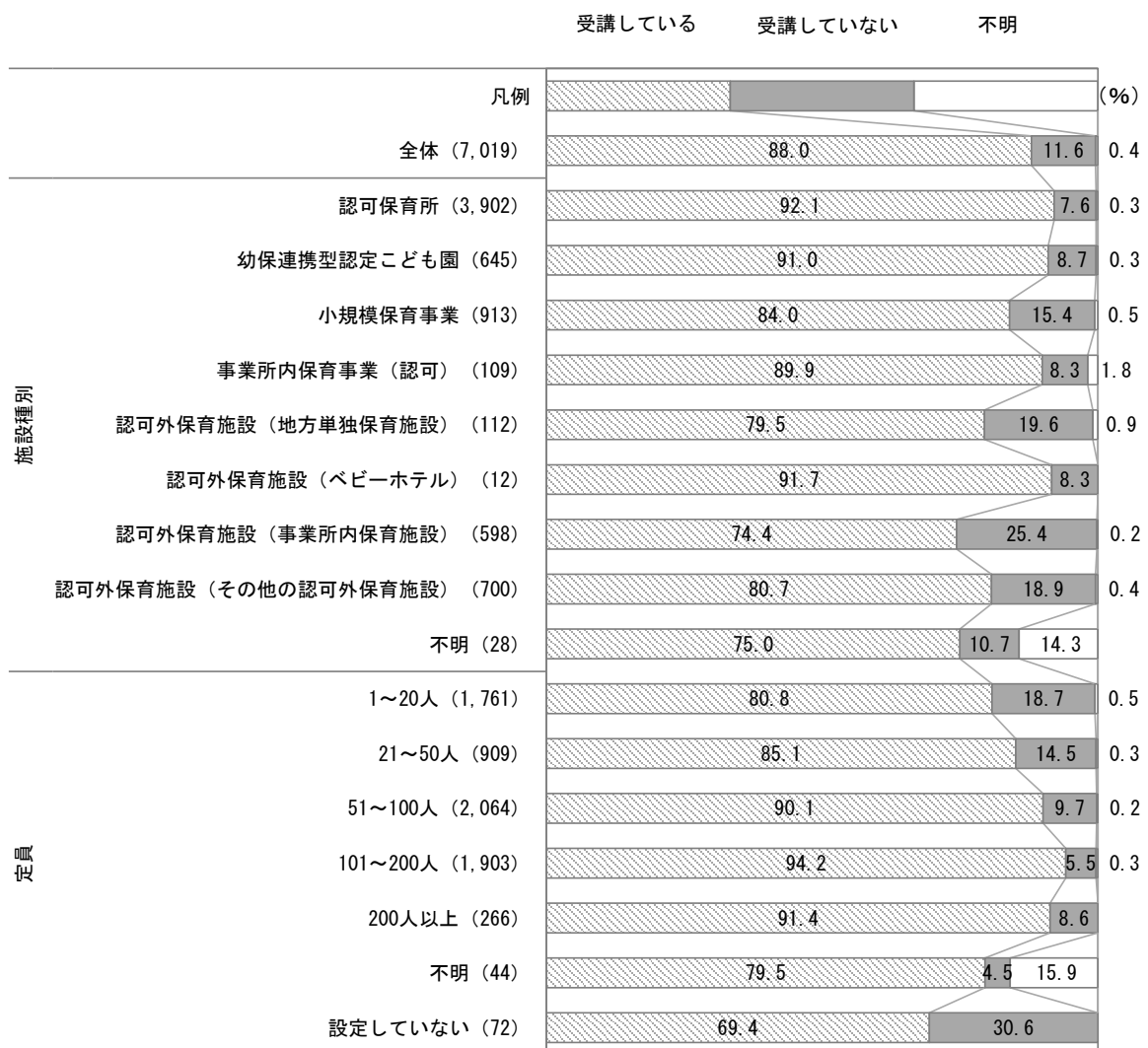
エ 救命救急講習の受講状況

(ア) 心肺蘇生法の講習

① 受講の有無

全体でみると、心肺蘇生法の講習を「受講している」が88.0%、「受講していない」が11.6%、「不明」が0.4%となっており、多くの施設で心肺蘇生法の講習を受講している。施設種別でみると、「受講している」については、認可保育所が92.1%と最も高く、認可外保育施設（事業所内保育施設）が74.4%と最も低くなっている。

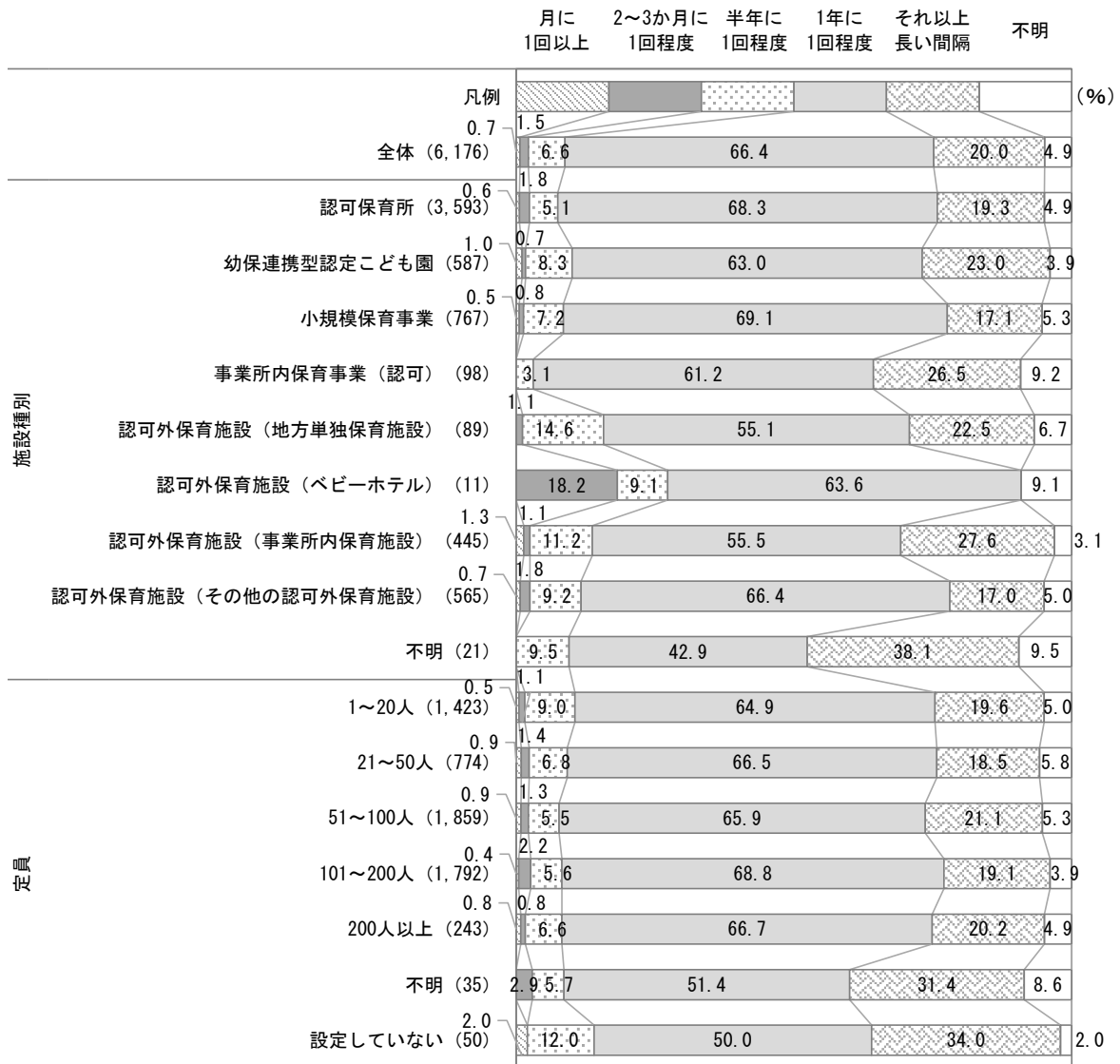
心肺蘇生法の講習の受講の有無



② 受講している場合の受講頻度

全体で見ると、受講頻度は「1年に1回程度」が66.4%、「それ以上長い間隔」が20.0%、「半年に1回程度」が6.6%などとなっており、約3分の2の施設が「1年に1回程度」受講している。施設種別で見ると、「1年に1回程度」以内の受講頻度については、認可外保育施設（ベビーホテル）が90.9%と最も高く、事業所内保育事業（認可）が64.3%と最も低くなっている。

心肺蘇生法の講習を受講している場合の受講頻度



③ 受講にあたって工夫している点、留意している点等（自由記述）

- プール活動が開始になる前に、できるだけ多くの職員が受講できるようお昼寝の時間を利用し、2部制で消防の方に講習に来てもらっている。
- これまで午睡中に研修を行ってきたが、土曜の昼間に研修としての時間を確保することで、全員で集中して受講するようにした。
- 春は睡眠時無呼吸症候群対策として乳児の心肺蘇生を重点的に行っている。夏は、幼児のプール遊び対策として幼児の心肺蘇生方法を重点的に行っている。
- 消防署より人形を借り、指導員資格を持った職員2名が全職員に指導している。
- 消防署での心肺蘇生法の講習を受講した職員が、復習も兼ねて担当者となり園内研修をリードする。
- 受講後、報告書を作成し、保育士間で情報を共有する。
- Web講習を活用している。
- 未受講者を優先し、職員会議等で受講報告を義務づけている。
- 新任保育士は、講習を受けてから、保育業務につく。

など

④ 受講していない場合、その理由（自由記述）

- 日常の保育が忙しくて講習に参加できなかったため。
- 日程調整がうまくできなかったため。
- 保育者の受講時間が取れなかったため。
- 受講日に行事と重なり行けなかったため。
- 受講申し込み時に定員満了で受講できなかったため。
- 講習会のお知らせが届いたことがなく、受講する機会がなかったため。
- 近年は看護師を配置しているため。
- 一度受講したことがある者は、受講しなくてもよいという認識であったため。
- 施設が開設したばかりであるため。

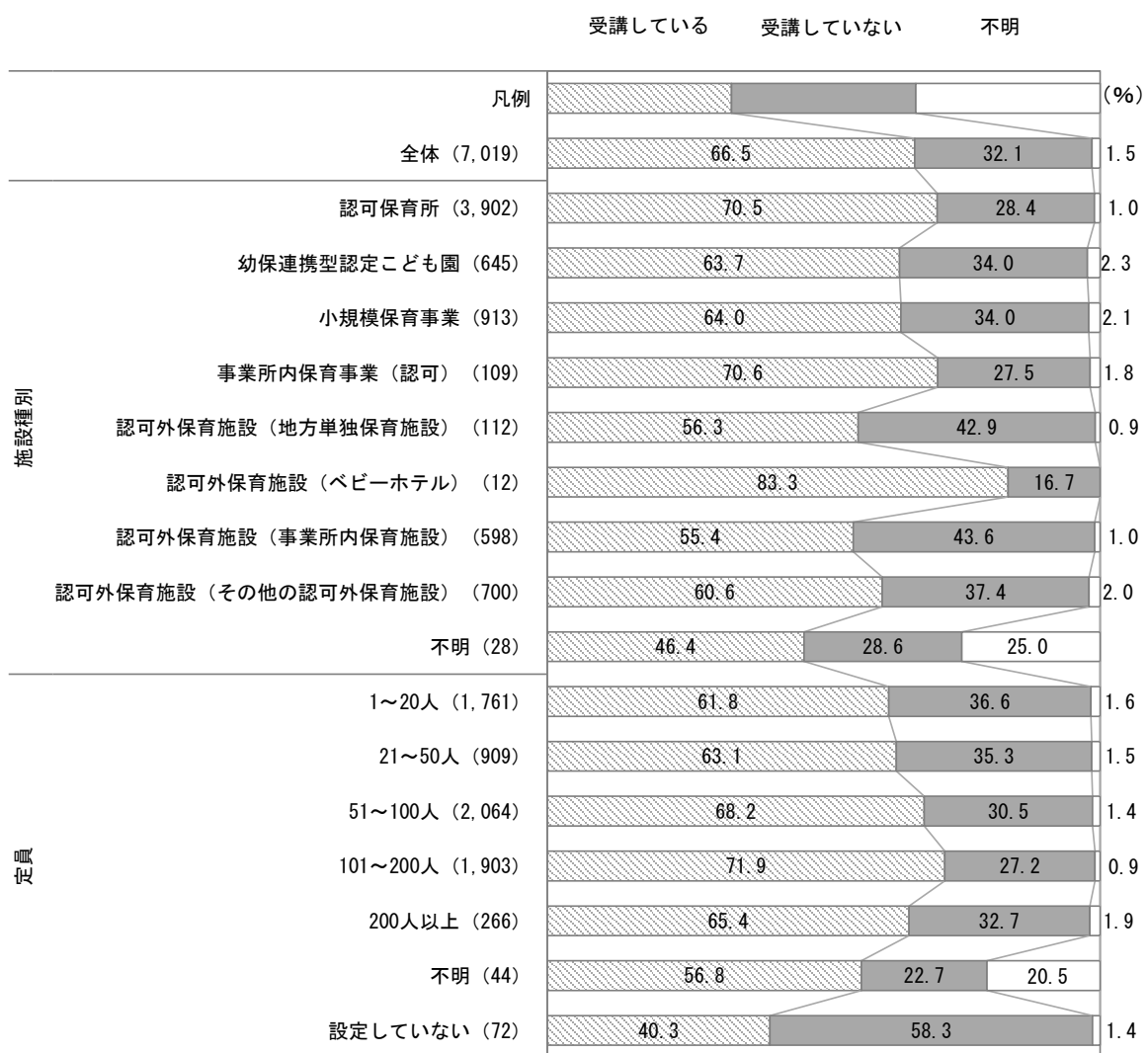
など

(イ) 気道内異物除去の講習

① 受講の有無

全体でみると、気道内異物除去の講習を「受講している」が66.5%、「受講していない」が32.1%、「不明」が1.5%となっており、約3分の2の施設では気道内異物除去の講習を受講している。施設種別でみると、「受講している」については、認可外保育施設（ベビーホテル）が83.3%と最も高く、認可外保育施設（事業所内保育施設）が55.4%と最も低くなっている。

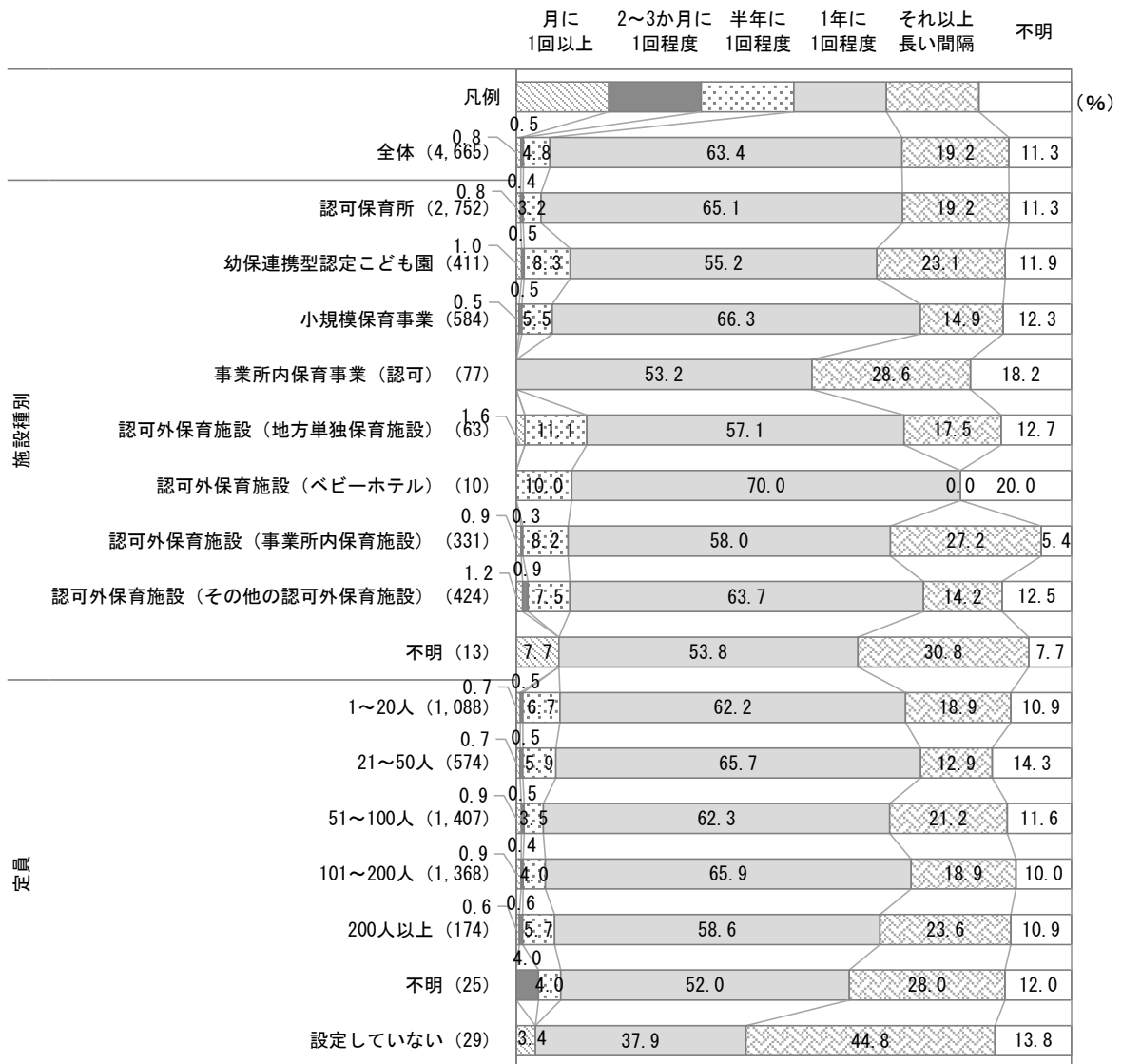
気道内異物除去の講習の受講の有無



② 受講している場合の受講頻度

全体で見ると、受講頻度は「1年に1回程度」が63.4%、「それ以上長い間隔」が19.2%、「半年に1回程度」が4.8%などとなっており、約6割の施設では「1年に1回程度」受講している。施設種別で見ると、「1年に1回程度」以内の受講頻度については、認可外保育施設（ベビーホテル）が80.0%と最も高く、事業所内保育事業（認可）が53.2%と最も低くなっている。

気道内異物除去の講習を受講している場合の受講頻度



③ 受講にあたって工夫している点、留意している点等（自由記述）

- 「気道内異物除去」単独での受講ではないが、救命救急・心肺蘇生の講習会に取り入れてもらっている。
- 救命救急講習の時に、気道内異物除去のことも質問し、教えてもらっている。
- 消防署員の方に、人形を持ってきていただき訓練している。
- 職員会議の中で、看護師が講師となり、保育士が受講している。
- 全職員が参加できるように、土曜日の園行事終了後に実施している。
- 受講後、報告書を作成し、保育士間で情報を共有する。
- 1年の間に、職員向けに1回、保護者向けに1回、合計2回の受講の機会を作っている。
- 未受講者を優先し、職員会議等で受講報告を義務づけている。
- 新任保育士は、講習を受けてから、保育業務につく。

など

④ 受講していない場合、その理由（自由記述）

- そのような講習があることを知らなかったため。
- いつ、どこで講習会があるかが分からないため。
- 日常の保育が忙しくて講習に参加できなかったため。
- 日程調整がうまくできなかったため。
- 保育者の受講時間が取れなかったため。
- 講習会のお知らせが届いたことがなく、受講する機会がなかったため。
- 近年は看護師を配置しているため。
- 施設が開設したばかりであるため。

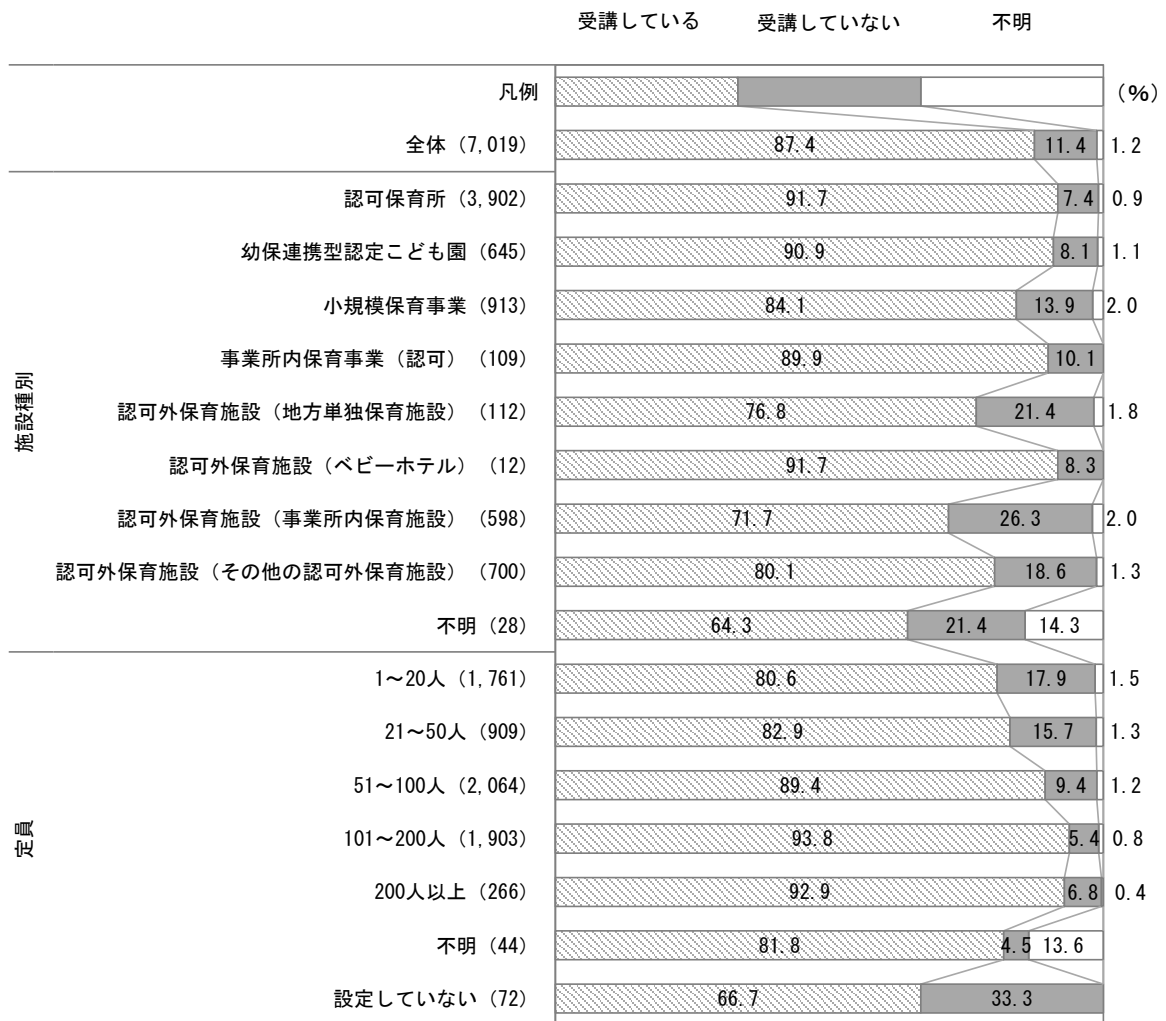
など

(ウ) AED使用の講習

① 受講の有無

全体で見ると、AED使用の講習を「受講している」が87.4%、「受講していない」が11.4%、「不明」が1.2%となっており、多くの施設でAED使用の講習を受講している。施設種別で見ると、「受講している」については、認可保育所と認可外保育施設（ベビーホテル）が91.7%と最も高く、認可外保育施設（事業所内保育施設）が71.7%と最も低くなっている。

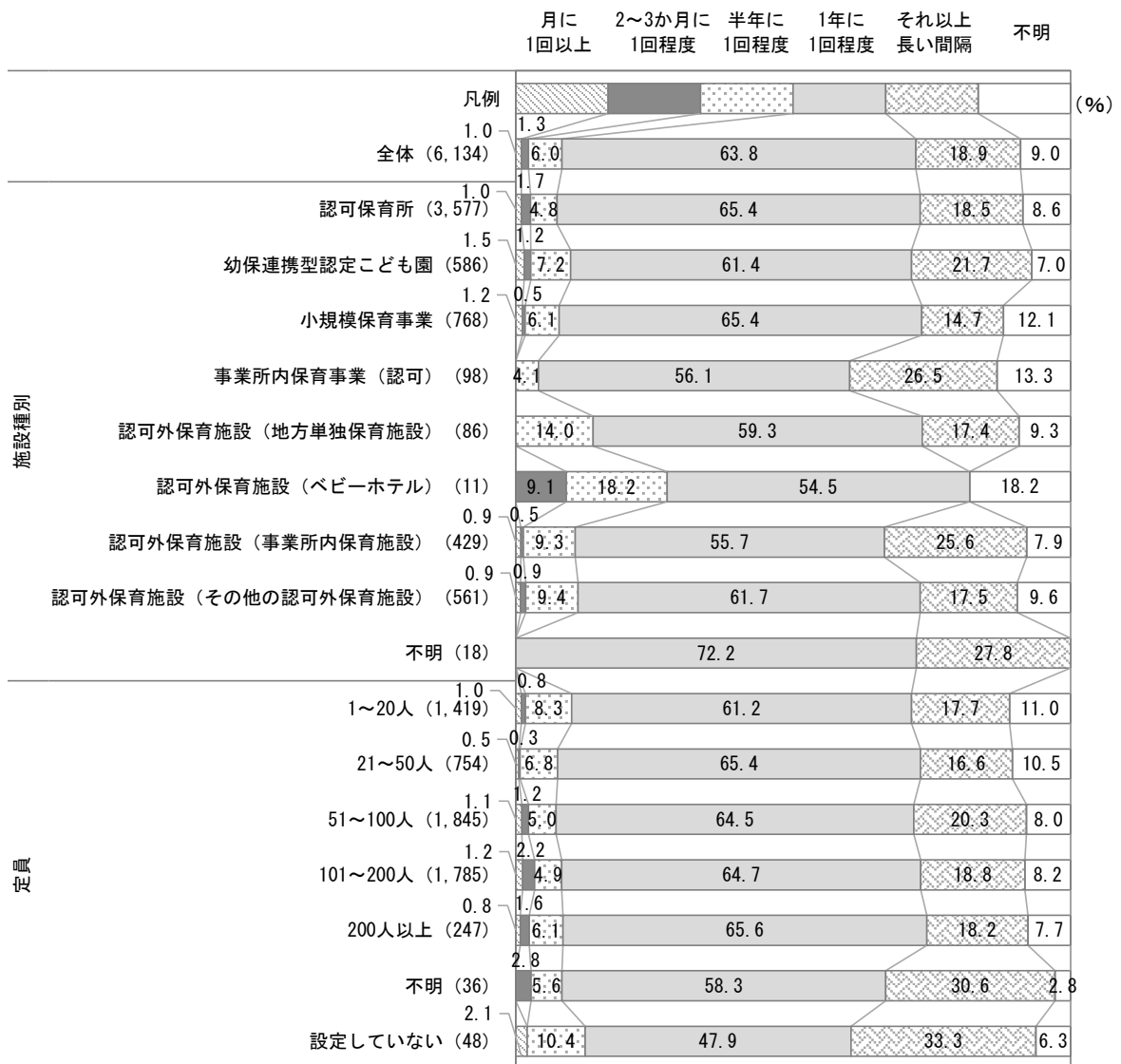
AED使用の講習の受講の有無



② 受講している場合の受講頻度

全体で見ると、受講頻度は「1年に1回程度」が63.8%、「それ以上長い間隔」が18.9%、「半年に1回程度」が6.0%などとなっており、約6割の施設では「1年に1回程度」受講している。施設種別で見ると、「1年に1回程度」以内の受講頻度については、認可外保育施設（ベビーホテル）が81.8%と最も高く、事業所内保育事業（認可）が60.2%と最も低くなっている。

AED使用の講習を受講している場合の受講頻度



③ 受講にあたって工夫している点、留意している点等（自由記述）

- 救命救急講習時に、消防の方に訓練用のAEDを持参してもらい、全員が体験できるようにしている。
- 3年に1度の更新期限が過ぎないように、次回の受講期限を一覧にしている。
- 順番に受講して、全員が受講できるようにしている。
- 2時間程度かかる訓練であるので、時間外（夜）や、子どもができるだけ少ない、行事後の午後の時間帯等を利用し、できるだけ多くの職員が受けられるように工夫している。
- 一度に受講出来るようにAEDのメーカーに園に来てもらい、実技主体の講習を、何年かに一度開催している。
- 当園にはAEDがないため、緊急時に借りる予定の近隣施設のAEDの種類を事前に確認し、消防の方には同じ機種を持参してもらうようにしている。
- 未受講者を優先し、職員会議等で受講報告を義務付けている。
- 消防署での心肺蘇生法の講習を受講した職員が、復習も兼ねて担当者となり園内研修をリードする。

など

④ 受講していない場合、その理由（自由記述）

- 園にAEDを設置していないため。
- いつ、どこで講習会があるかが分からないため。
- 日常の保育が忙しくて講習に参加できなかったため。
- 日程調整がうまくできなかったため。
- 保育者の受講時間が取れなかったため。
- 講習会のお知らせが届いたことがなく、受講する機会がなかったため。
- 近年は看護師を配置しているため。
- 施設が開設したばかりであるため。

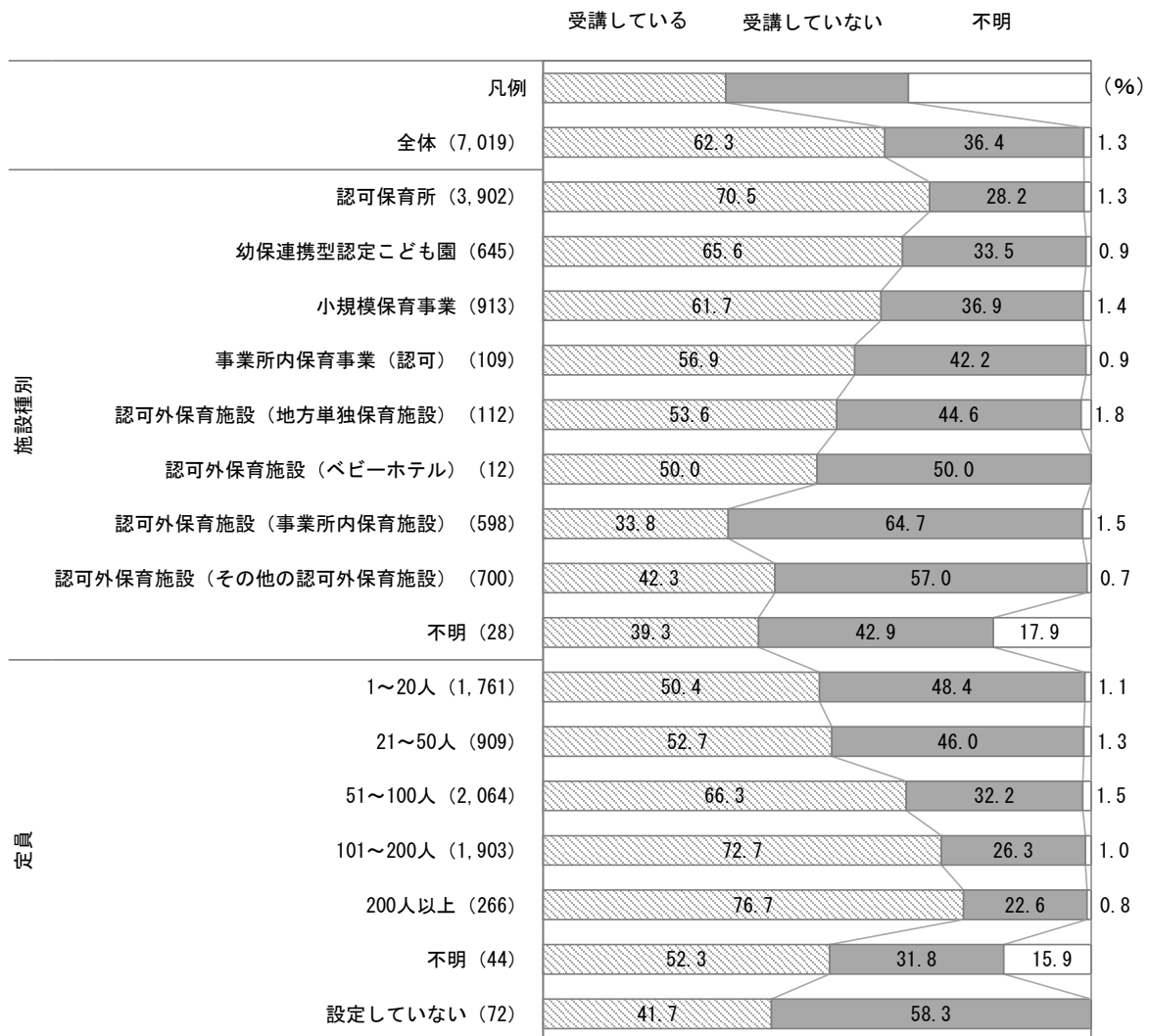
など

(エ) エピペン使用の講習

① 受講の有無

全体でみると、エピペン使用の講習を「受講している」が62.3%、「受講していない」が36.4%、「不明」が1.3%となっており、約6割の施設ではエピペン使用の講習を受講している。施設種別でみると、「受講している」については、認可保育所が70.5%と最も高く、認可外保育施設（事業所内保育施設）が33.8%と最も低くなっている。もっともエピペンは低年齢児には使用できないため、低年齢児の受け入れが多い認可外保育施設では使用の機会が少なく、そのため講習を受ける必要性も感じにくいものと推測できる。

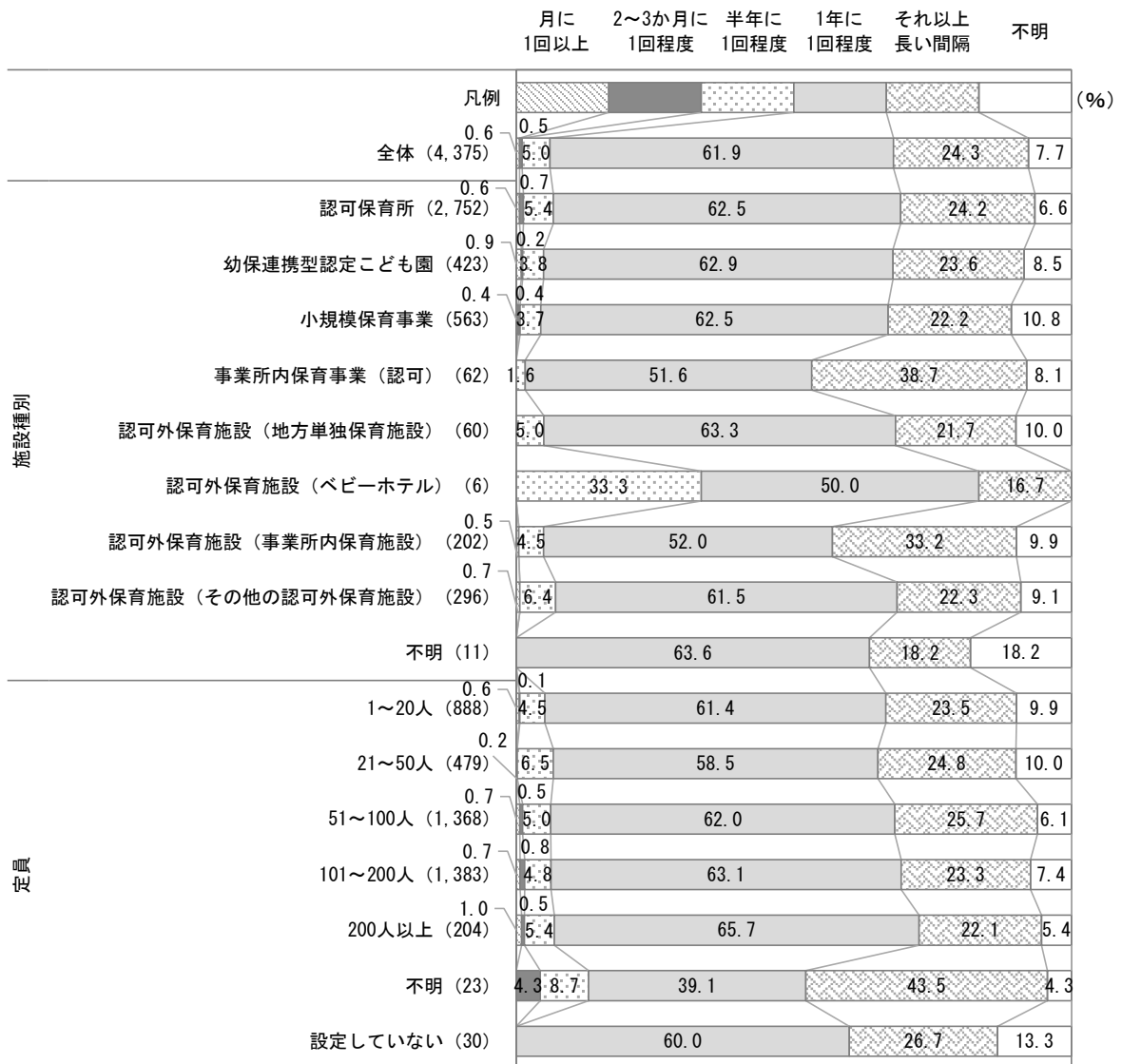
エピペン使用の講習の受講の有無



② 受講している場合の受講頻度

全体で見ると、受講頻度は「1年に1回程度」が61.9%、「それ以上長い間隔」が24.3%、「半年に1回程度」が5.0%などとなっており、約6割の施設では「1年に1回程度」受講している。施設種別で見ると、「1年に1回程度」以内の受講頻度については、認可外保育施設（ベビーホテル）が83.3%と最も高く、事業所内保育事業（認可）が53.2%と最も低くなっている。

エビペン使用の講習を受講している場合の受講頻度



③ 受講にあたって工夫している点、留意している点等（自由記述）

- いまのところ、園児の中にエピペンが必要としている子はいないが、全員が対応できるようにしている。
- エピペン対応の子どもが在籍している場合は、年に一度看護師による講習会を園内で行っている。
- 職員会議で映像を見て学び、また実際にエピペンのトレーナーを使用して体験している。
- 外部研修を受講するだけでなく、看護師を講師に園内研修を行い、職員全員が受講できるようにしている。園内研修では、練習用トレーナーを使ってエピペンの使い方が練習できるようにしている。
- 使い方だけでなく、アレルギー症状が出た時の緊急対応についても模擬練習を行っている。

など

④ 受講していない場合、その理由（自由記述）

- エピペン使用の対象児がいないため。
- アレルギー児を受け入れていないため。
- 講習会のお知らせが届いたことがなく、受講する機会がなかったため。
- 近年は看護師を配置しているため。
- 施設が開設したばかりであるため。

など

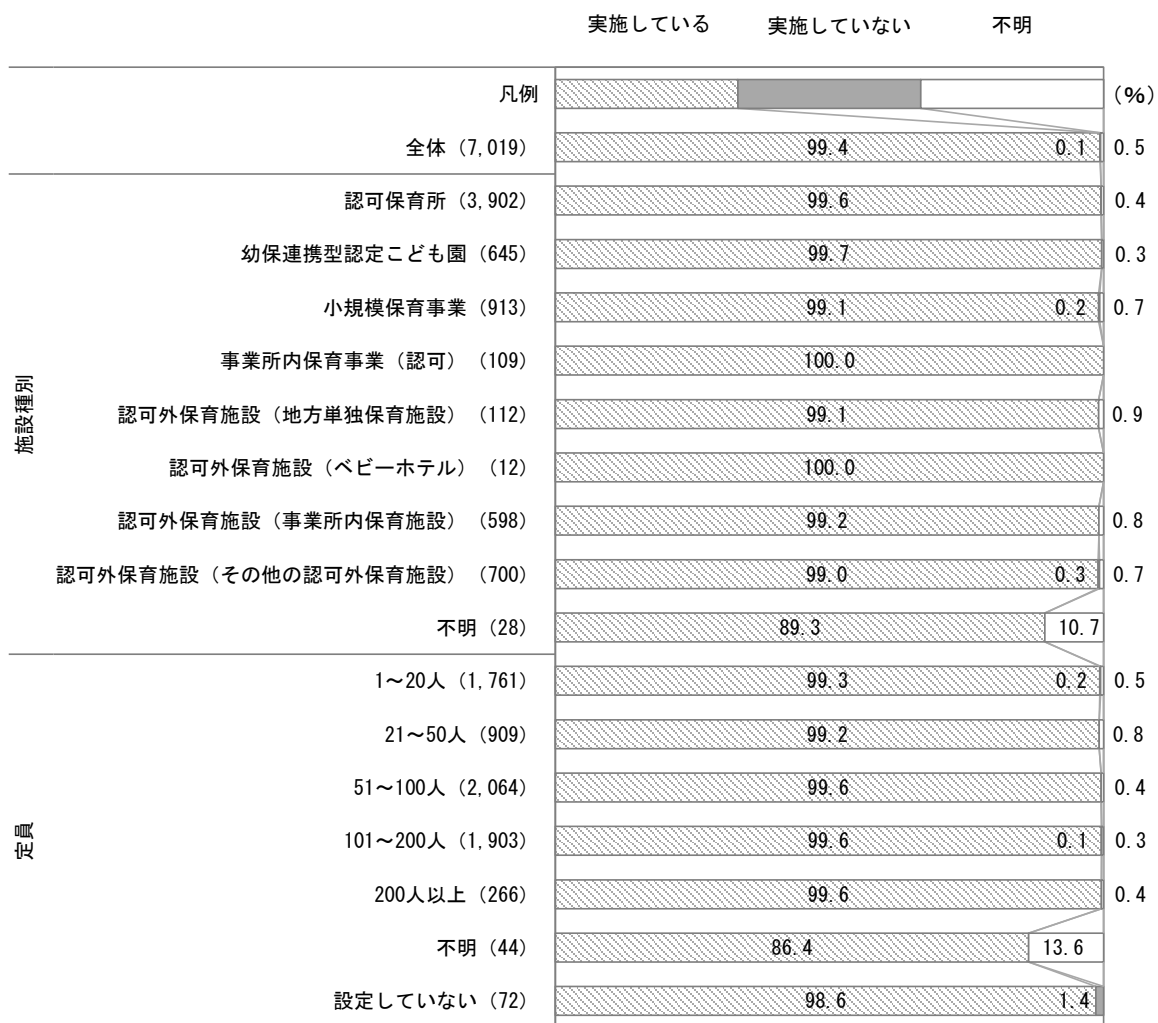
オ 防災訓練（避難訓練／消火訓練／通報訓練）の実施状況

(ア) 避難訓練

① 実施の有無

全体で見ると、避難訓練を「実施している」が99.4%、「実施していない」が0.1%、「不明」が0.5%となっており、ほとんどの施設では避難訓練を実施している。避難訓練については、ほとんどの施設が実施しているため、施設種別・定員別の傾向などはみられない。

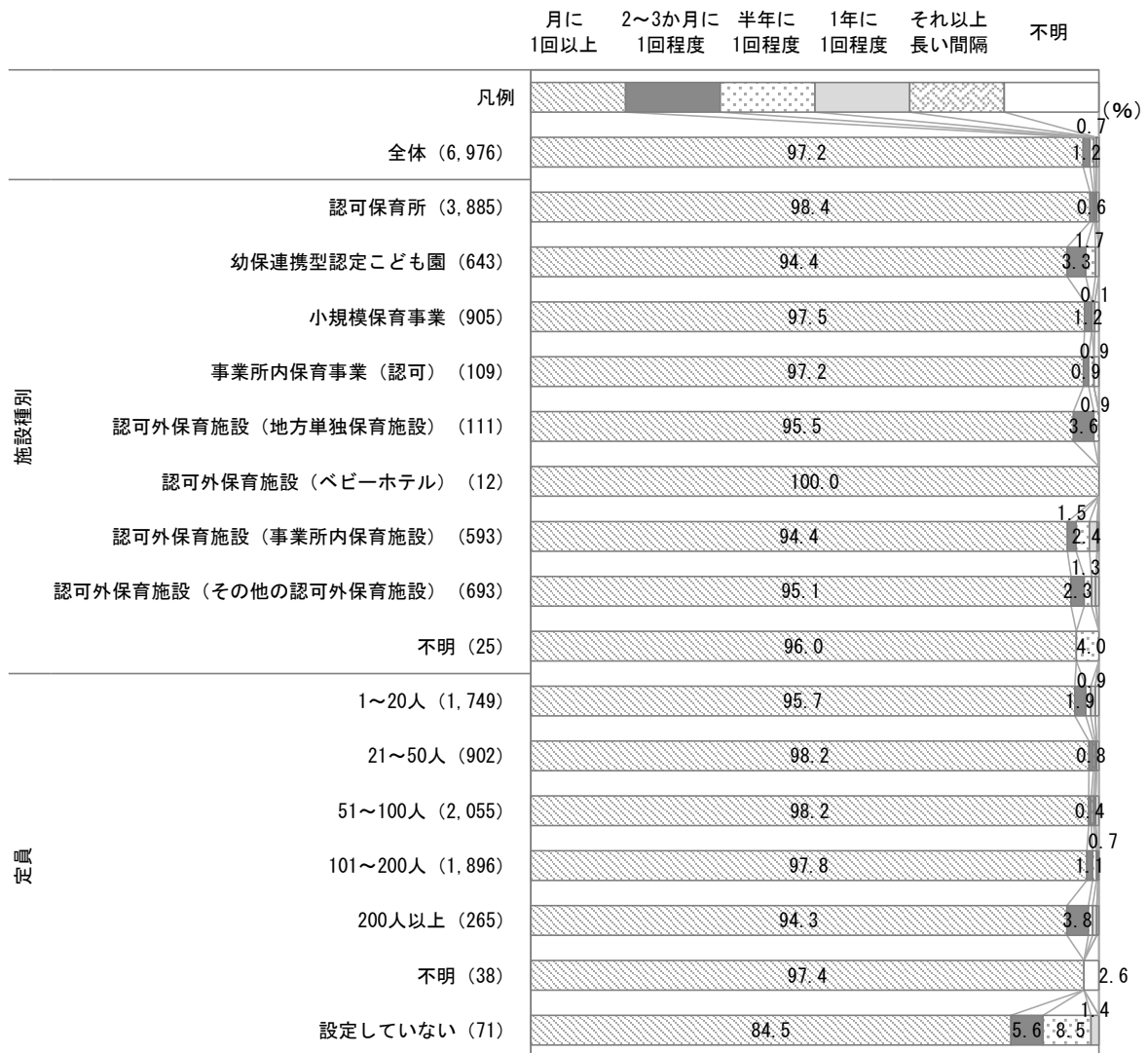
避難訓練の実施の有無



② 実施している場合の実施頻度

全体で見ると、実施頻度が「月に1回以上」が97.2%、「2～3か月以上に1回程度」が1.2%、「半年に1回程度」が0.7%などとなっており、ほとんどの施設では「月に1回以上」実施している。避難訓練については、ほとんどの施設が「月に1回以上」実施しているため、施設種別・定員別の傾向などはみられない。

避難訓練を実施している場合の実施頻度



③ 実施にあたって工夫している点、留意している点等（自由記述）

- 訓練について「ねらい」や「要点」を整理した年間計画表を作成し、訓練の都度記録表に基づく振り返りを行っている。
- 1年間の中で、火災・地震からの火災・水害土砂災害・竜巻等の場合の想定、早朝・午前中・午睡中・午後・夕方・土曜日等の時間帯の想定を組み合わせ、訓練を実施している。
- 月ごとに、地震・火災・津波・不審者とテーマを変えて実施している。
- 施設長がいない場合や早朝や夕刻等保育形態が違う時間帯の場合も実施している。
- 火災においても、発火場所によっては、屋外あるいは屋内非常階段を使用するなど避難経路の変更もあるため、いろいろな要素を替えながら行っている。
- 周辺に海岸が近いので、年1回程度、津波を想定しての訓練を実施している。
- プール入水時の地震訓練も行っている。
- 不審者役も保育士が行い、現実近づけて行っている。
- 保育園では原則火を使わないので、火災訓練よりは地震を想定した訓練を多く行っている。
- 年2回以上は、消防署への通報訓練も行っている。
- 年に2度、施設全体での訓練に参加、それ以外は託児室での避難として図上の訓練も取り入れあらゆる状況を想定し行っている。
- 必ず園外に出て公園に二次避難している。
- 園舎に倒壊の危険性がある場合も考え、園舎から離れた広場まで避難する機会も訓練している。
- 全ての職員が指示できるように順番にリーダーとして担当している。
- 全職員の避難訓練対応を目指して、担当者は輪番制とし、通報や機器の操作の習得に努めている。
- 乳児園のため、警報ベルやサイレンは使わず館内放送にて告げる。
- サイレンの音で子どもたちが驚かないように、毎月鳴らして、覚えてもらう。近隣住民の方にサイレン前に放送でお知らせする。
- 避難帽子・避難靴を各部屋に常備する。
- 火災想定訓練には、発生元に消火器を集める係を設置している。
- 各クラス1台のトランシーバーを使用し、火災場所や安全な避難経路を職員間で知らせ合う。
- 通報から避難完了までの所要時間を測定している。
- どんな場合でも対応できるよう、職員に訓練を行うことを事前に知らせないようにしている。
- 消防署や警察署との連携や、地域の方との連携を取っている。

- 複合施設であるため、年に数回は、他の施設と合同で避難訓練を行っている。
- 市内の消防署や消防団、市役所の危機管理課とも細かい打ち合わせの時間をもち、地震と津波防災の避難訓練にも参加し、実践に備えている。
- 年に一回大規模災害を想定し、保護者への引き渡し訓練を行っている。保護者に対して安心・安全メールを流し、見る訓練、伝言ダイヤル171を使用し、使い方に慣れてもらう。
- 地域の消防署に依頼し、保育施設内の安全確認をお願いし、実際の避難訓練を見てもらって、助言や指導をいただいた。
- 不審者対応は年1回警察官が来園し、さすまたの講習も受けている。園児に向けての誘拐防止訓練も警察官から年に1回受けている。
- 2階に保育室がある関係上、いかにしてスムーズに下りてくるかを常に話し合い訓練の回数を多くして対応している。
- 「おかしもち」(おさない、かけない、しゃべらない、もどらない、ちかづかない)を子どもたちに徹底させている。
- 園児には、紙芝居やパネルシアターなどを利用し、防災教育を実施している。
- 0～2歳児までが入所しているので、職員間の連携を一番に考え、保育児には簡単な言葉や行動で知らせるように努めている。
- 0～3歳児までの混合保育なので、怖がらせないように予告をしてから訓練するようにしている。
- 避難車や防災ずきんに慣れるため、日頃から使うようにしている。
- 毎回、クラスの子全員の出席を確認し、危険な時は笛の音でどこにいても聞こえるよう指示し、ホールもしくは安全な所に集まるよう、訓練している。集まったらクラスごとに人数把握する。
- 「もしも」を活かせるように、避難訓練を終わった後で話し合い、色々な避難経路について意識している。
- 園児の避難だけではなく、ベビーカーの搬出など緊急時の職員の配置についてもシミュレーションしながら実施している。
- より現実的な訓練になるよう想定を工夫し、訓練のための訓練にならないように話し合いをする。
- 安全防災委員会を作り、訓練の内容、今後に向けて必要な中身を検討しながら、計画的に行い、職員間で共有できる仕組みを作っている。

など

④ 実施していない場合、実施していない理由（自由記述）

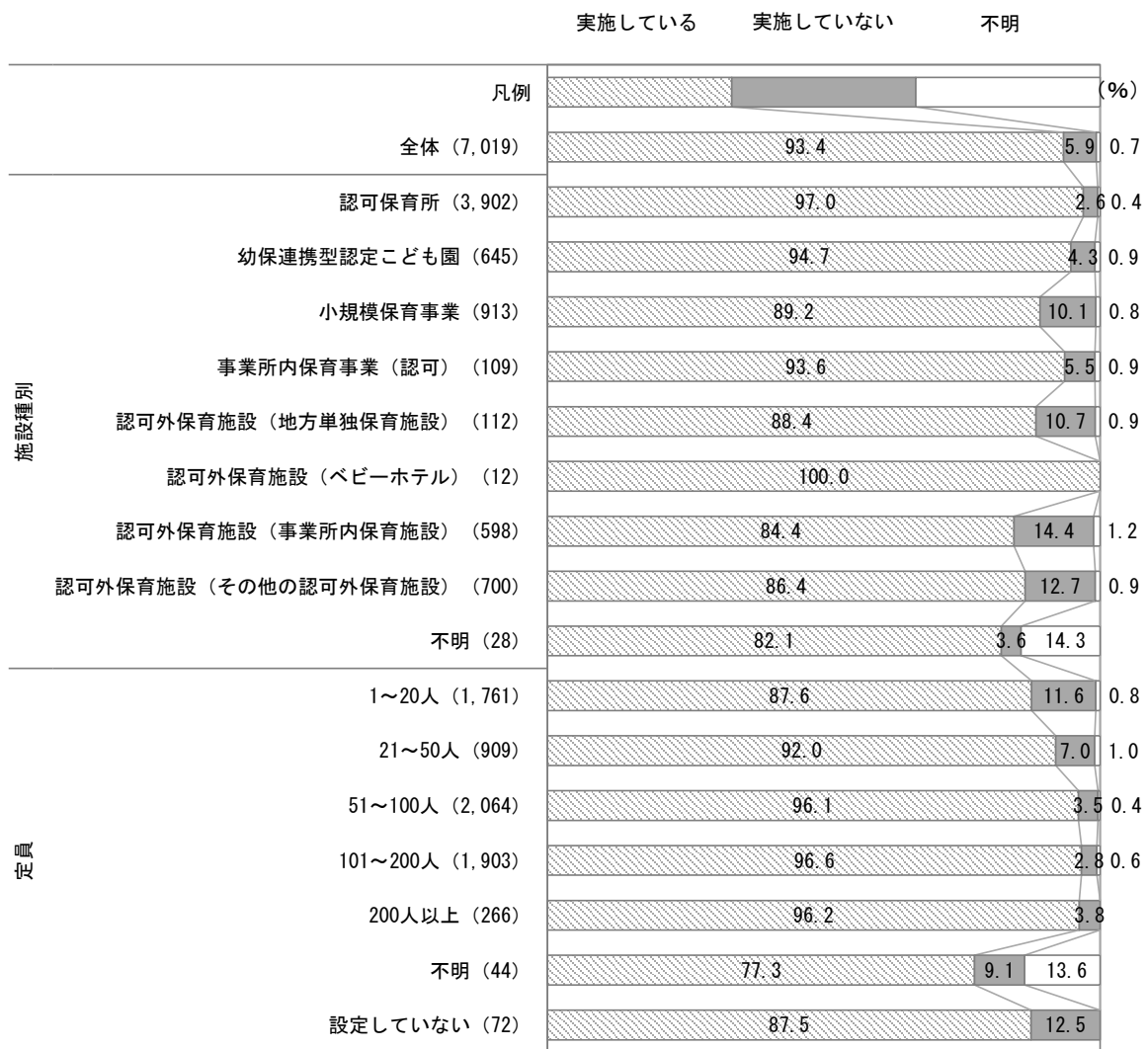
- 施設が開設したばかりであるため。

(イ) 消火訓練

① 実施の有無

全体でみると、消火訓練を「実施している」が93.4%、「実施していない」が5.9%、「不明」が0.7%となっており、ほとんどの施設では消火訓練を実施している。施設種別でみると、「実施している」については、認可外保育施設（ベビーホテル）が100.0%と最も高く、認可外保育施設（事業所内保育施設）が84.4%と最も低くなっている。

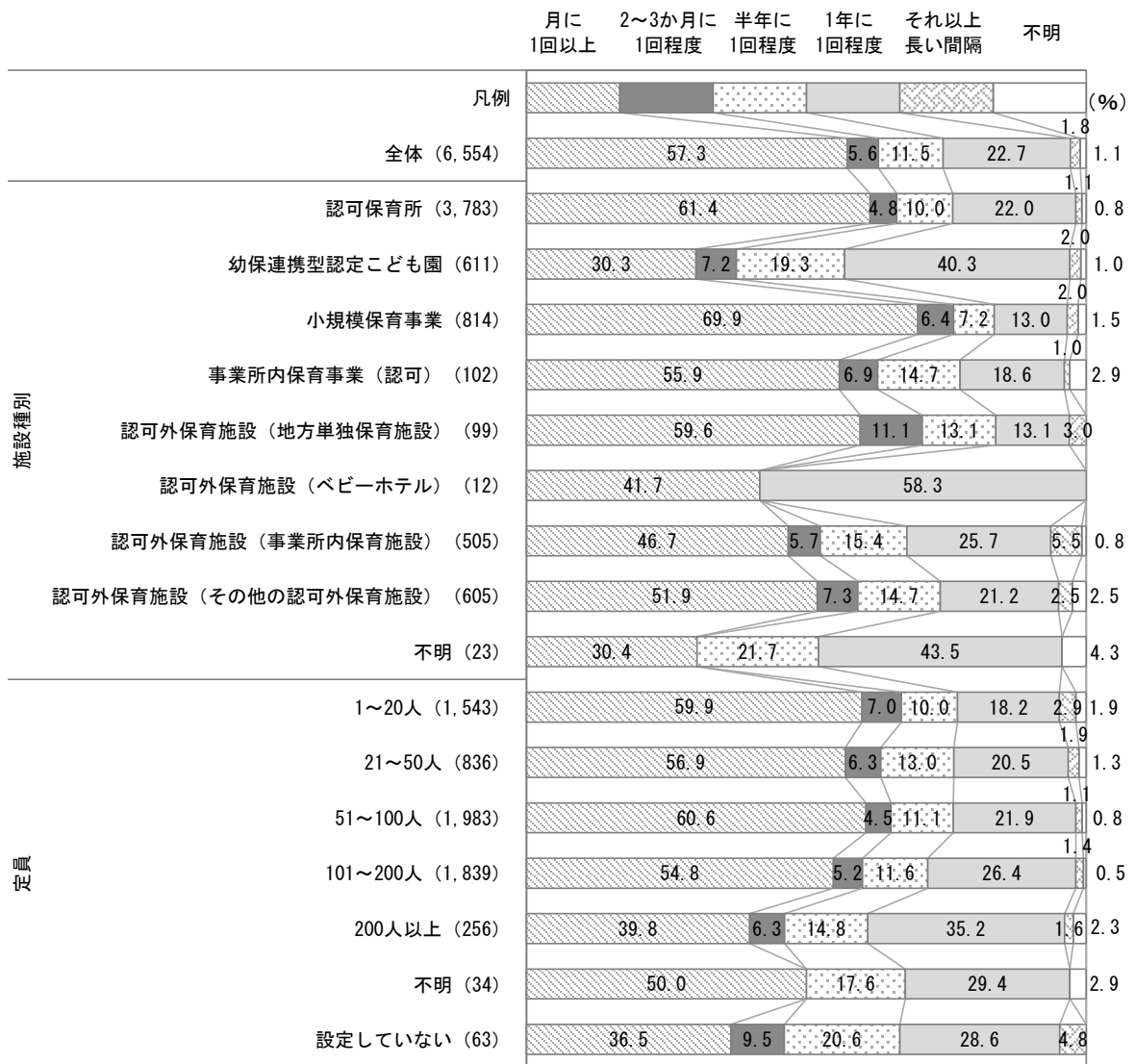
消火訓練の実施の有無



② 実施している場合の実施頻度

全体で見ると、実施頻度は「月に1回以上」が57.3%、「1年に1回程度」が22.7%、「半年に1回程度」が11.5%、「2～3か月以上に1回程度」が5.6%などとなっており、6割近くの施設では「月に1回以上」実施している。施設種別で見ると、「月に1回以上」については、小規模保育事業が69.9%と最も高く、幼保連携型認定こども園が30.3%と最も低くなっている。

消火訓練を実施している場合の実施頻度



③ 実施にあたって工夫している点、留意している点等（自由記述）

- 初期消火訓練は毎月、散歩先での避難訓練、プール実施中など様々な状況下を想定して訓練案を毎年洗い出し、反省し、実施している。
- 事前に日にちは知らせてあるが、時間は伝えず、抜き打ちのような形で行っている。
- 月に1回、職員でいろいろな場所での消火をシミュレーションする。
- バケツリレー、水消火器、消火器の持ち出し訓練、ホースによる消火などいろいろな消火方法を実施している。
- 三角コーンを炎に見立て、水消火器を使用し、放水訓練をする。
- 消防より水消火器を借りたり、実際に火がでる装置を使用したりして（消防士立ち合いのもと）消火訓練をすることもある。
- ダミーの消火器を使用した通常訓練のほか、消火栓から実際のホースを出して火元まで延ばしてみることも適宜行っている。
- 加圧式で繰り返し使用できる消火器を実際に用いて訓練を行っている。
- 火事の現場発見→消火器を設定→ホースの先を火に向ける→ピンを抜いた設定で消火剤を撒く様子まで行うようにしている。
- 毎回異なる保育士に消火器の取扱いを体験させている。
- その月の想定によっては、その場で初期消火者を園長が指名するようにしている。
- 火元を発見する可能性が特に高い人（施設長、主任保育士、看護師、調理師）においては必ず実施することを計画に取り入れている。
- 火の出やすい給食室などからの出火を想定し、消火器を使用し、先生たちと一緒に点検しながら疑似訓練を行っている。
- 実際に火事が想定される場所まで消火器を持っていき、初期消火の対応を行う。
- 消火器を操作するときは、自分の動きに合わせて声を出して行っている。
- 子ども達を誘導する保育者ではなく、調理員が初期消火にあたるように配置し、安全に全員が避難できる方法を職員間で考え合っている。
- 調理室の先生だけが消火役ばかりにならないようにしている。
- 毎回同じ役割にならないように、全職員がまんべんなくそれぞれ役割を担当できるように回していく。
- 火元をキッチンと想定するだけではなく、事故による火災やビル内火災の延焼なども想定して消火訓練をしている。
- 居宅保育室なので、地域の防災訓練に参加して訓練している。
- 「火事だー！」と声を出して、子どもたちの目の前で、職員全員が消火訓練をしている。

- 年に1回は、消防署見学に行き、消火訓練（消火器を使って）をしている。
- 消防署の方に消火訓練を見学してもらい、アドバイスをもらっている。
- 園児が興味を持つよう現物の消防車からの放水など、消防署に協力を依頼している。
- 毎月の避難訓練時に、子ども達とともに行き非常時に対応できるようにしている。
- 煙体験なども行い、煙の怖さを体験する。
- 子どもたちに火の威力が伝わるように炎の大きさを描いたものを使用し、消火訓練を行うこともある。
- 絵を見せてわかりやすく、小さいながらも防災頭巾の大切さや保育者から離れてはいけないことを伝えている。
- 実践訓練だけでなく、子供にわかりやすく理解してもらうためにも紙芝居・絵本なども活用している。
- 子ども達がトラウマにならないように、あまり大きな音は出さないようにする。
- ヘルメットや防災頭巾、避難靴はすぐ届くところにおいておく。
- 自衛消防大会に出場し、基本訓練の習得をしている。
- 市主催の自主防災訓練に参加し、避難誘導・消火訓練・救急搬送訓練・起震による地震体験・煙道通過体験・通報訓練・炊き出し・マンホールトイレ設置訓練・放水訓練・機動隊レスキュー体験を行った。また、研修後、園内報告にて認識を高めた。
- その都度反省会を開き、そこで出た問題点をもとに改善を図っている。

など

④ 実施していない場合、実施していない理由（自由記述）

- 園庭がなく、訓練の実施場所がないため。
- 実際に火をつけたり、消火器を使ったりする機会や場所がないため。
- 研修用の消火器がないため。
- 出火の際は隣接している施設の職員が対応する体制のため。
- オール電化、かつ、小規模で空間が狭く、必要性を感じなかったため。
- 消火訓練をする発想がなかったため。
- 施設が開設したばかりであるため。

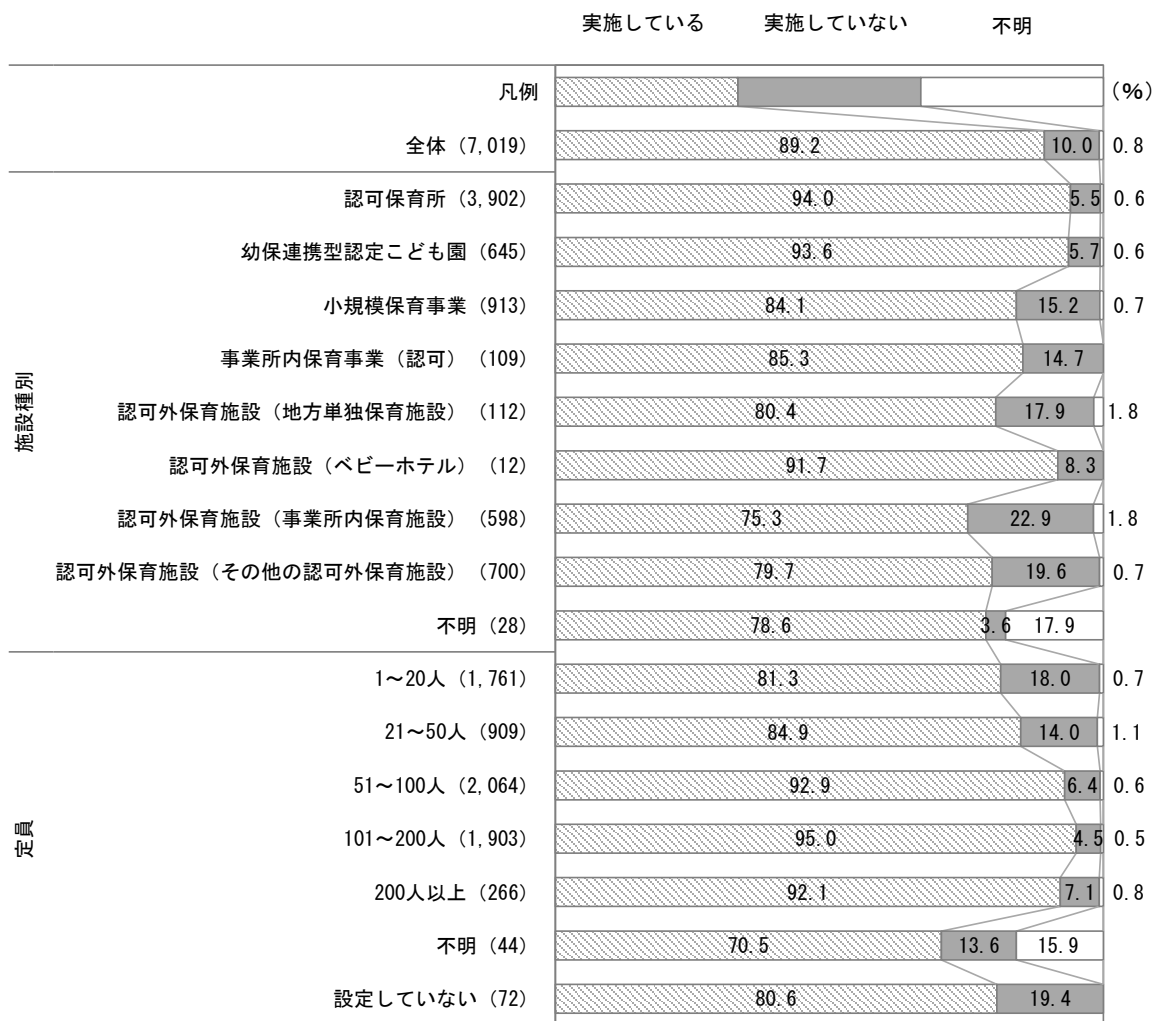
など

(ウ) 通報訓練

① 実施の有無

全体でみると、通報訓練は「実施している」が89.2%、「実施していない」が10.0%、「不明」が0.8%となっており、多くの施設で通報訓練を実施している。施設種別でみると、「実施している」については、認可保育所が94.0%と最も高く、認可外保育施設（事業所内保育施設）が75.3%と最も低くなっている。

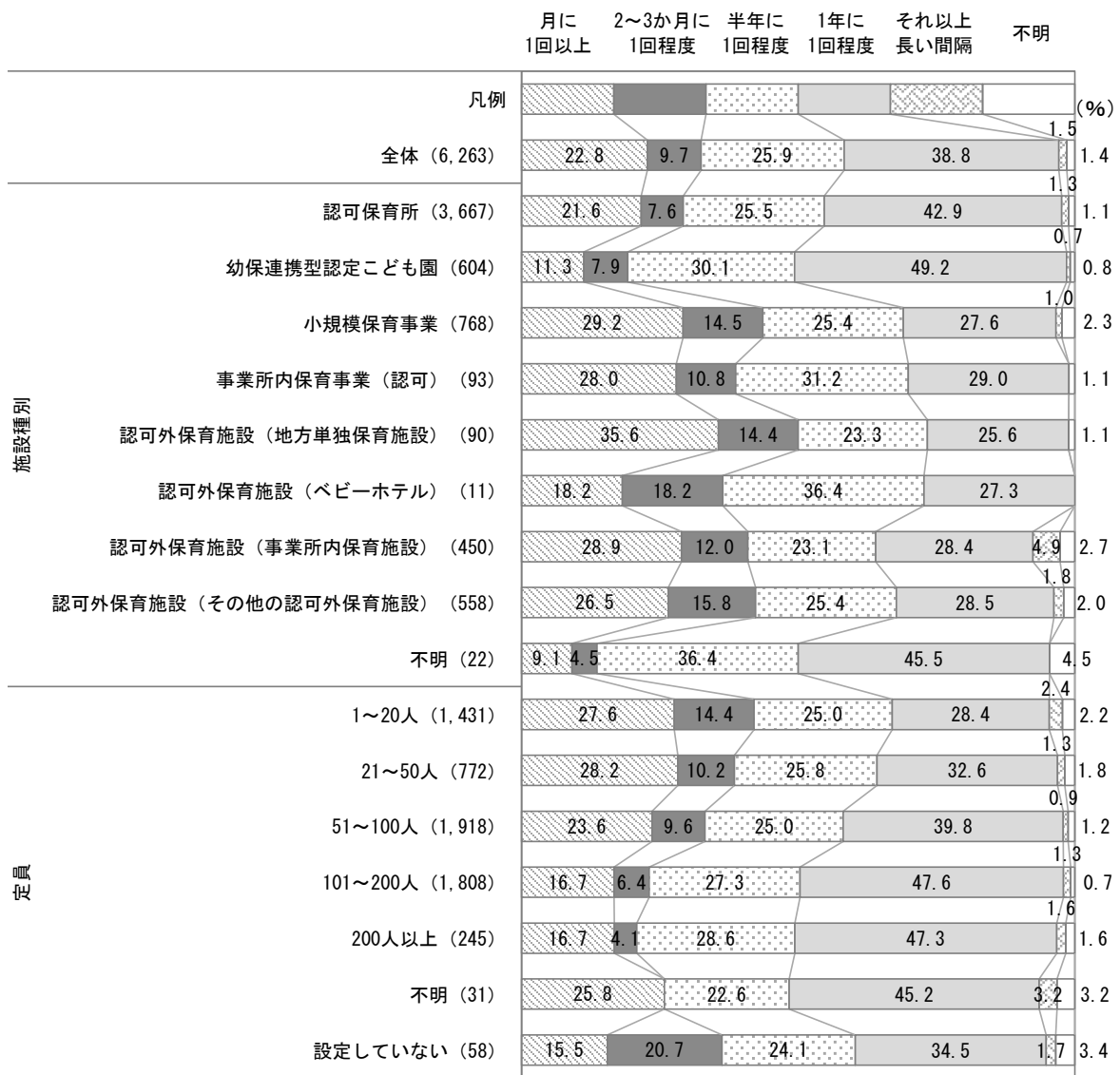
通報訓練の実施の有無



② 実施している場合の実施頻度

全体で見ると、実施頻度が「1年に1回程度」が38.8%、「半年に1回程度」が25.9%、「月に1回以上」が22.8%、「2～3か月以上に1回程度」が9.7%などとなっており、ほとんどの施設では「1年に1回以上」実施している。施設種別で見ると、「月に1回以上」については、認可外保育施設（地方単独保育施設）が35.6%と最も高く、幼保連携型認定こども園が11.3%と最も低くなっている。

通報訓練を実施している場合の実施頻度



③ 実施にあたって工夫している点、留意している点等（自由記述）

- フローチャートを作成し、災害発生から通報までの流れを明確にしている。
- 1人1回は通報訓練ができるように1年間の計画を立てている。
- 警察、消防署に協力依頼し、110番・119番の通報訓練を実施している。
- 2人1組で通報する役と受ける役を交互に行い、通報のシミュレーションをしている。
- 通報内容もケガや誤飲など、実際にありそうなことを想定して行うようにしている。
- 救急車の依頼について、落ち着いて通報できるようにマニュアルを作成している。
- 不審者が来た場合なども想定して、電話をかける練習をしている。
- 火災時の消防署への通報訓練のほか、ガス漏れ時のガス会社への通報訓練も実施している。
- 市役所と連携し、毎月、無線通信訓練を行っている。
- 正確な場所、状況が伝えられるように、電話の近くに通報マニュアルを置いている
- マニュアルを見ずに冷静に言えるよう訓練している。
- 通報の仕方とともに、毎日の園児数と職員数をボードに記入して通報用電話の側に設置している。
- 園長、副園長のデスクにマニュアルがあるので、いつでも対応できるようにしてある。
- 緊急連絡カードを避難リュックやお散歩リュック、各部屋に用意しており、いざという時に落ち着いて、緊急連絡カードを見ながら通報ができるようにしている。
- 固定電話、携帯など、様々な通報の仕方を想定している。
- 保育園専用の携帯電話に非常用連絡先を入力している。
- 会議で、通報を行う際の手順を確認している。
- これまで行ったことのない職員が行うようにする。
- 異動してきた職員、新人職員などを中心に行っている。
- 子どもたちが怯えないように、不要な緊張感を出さないように気を付けている。
- 消防署より火災通報専用電話機や通報伝達のポイントなどを指導していただく機会を設けている。
- 消防署と連携し、実際と同じ想定で訓練を行い、総評を受ける。改善点などあれば、教えてもらい、改善する。

- 消防署の方に来ていただき、練習風景を見ていただいてアドバイスを受けるようにしている。
- 園の有資格者（防火管理者）が中心となり、通報並びに内線の電話リレー訓練を半年に1回行う。

など

④ 実施していない場合、実施していない理由（自由記述）

- 保育所単独では実施していないが、病院総務課の避難訓練計画に則り、病院全体で実施しているため。
- 園がビル内にあり、ビルの管理者が消防署や警察の方と連携をとっているため。緊急時すぐに通報できるよう消防署や警察署の連絡先を園内に掲示している。
- 昨年度まではしていたが、消防署の方より「火災通報専用電話機を設置しているので、通報訓練は必要ない」と言われたため。
- 110番はボタンひとつで通報でき、119番は専用電話機があるので、安心してしているため。
- オール電化で火災発生の確率が極めて低く、必要性を感じていないため。
- どのようにしてよいか、具体的なやり方が分からないため。
- いままで指導がなかったため。
- 施設が開設したばかりであるため。

など

第3章 認可外保育施設等において実施可能な好事例の収集 ～ ヒアリング調査を通じて ～

1 ヒアリング調査の概要

小規模な施設でも適切な対応を行っている事例、点検表を用いて確実に各種点検を実施している事例（＝好事例）について、より詳しい内容や背景について聞き取りを行い、小規模な施設や認可外保育施設等でも実施可能と思われる事故防止の取組みを収集するため、ヒアリング調査を実施した（ヒアリング調査の実施方法等の詳細は、第1章2（3）を参照のこと。）。

ヒアリング調査結果は、以下の2のとおりである。

2 ヒアリング調査結果

以下の5つの事例については、各施設を訪問のうえ、次頁以降にヒアリング結果を取りまとめた。

事例No.	施設名	所在地	施設種別	定員数
1	すまいる保育園平野	大阪府	小規模保育事業	19名
2	学校法人すすき学園 花鶴幼児園	福岡県	小規模保育事業	19名
3	ゆらりん砂町保育園	東京都	認可外保育施設 (地方単独保育施設)	29名
4	さくらゆうゆう保育園	愛知県	認可外保育施設 (企業主導型保育施設)	50名
5	レーベンくじら保育園	北海道	認可外保育施設 (企業主導型保育施設)	19名

事例1 | すまいる保育園平野（大阪府）



■ 保育所の概要

施設名称	すまいる保育園平野
所在地	大阪府大阪市平野区加美正覚寺2丁目1番16号 平川マンション101号
施設種別	小規模保育事業A型
経営主体	株式会社ビティ
開設時期	2015年12月
定員数	19名（0歳児4名、1歳児6名、2歳児9名）
職員数	常勤職員6名（保育士4名、栄養士1名、 小学校教諭1級・中学校教諭・高校教諭1名） 非常勤職員5名（保育士3名、家庭的保育者1名、調理補助1名）
保育事業の種類	月極保育
開所日	月曜日～土曜日
休所日	日曜日・祝日、年末年始
開所時間	7時30分～19時30分

1 事故防止に対する当保育施設の考え方

- 「命を預かる」という緊張感を常に持ち、事故が起こらないようにと気を配りながら保育に携わっている。
- 当保育施設では、睡眠時、水遊び時、検食時その他多くの場面で点検表を活用しているが、これは保育従事者の事故防止への意識づけの面で非常に効果的であると感じている。毎日、毎週、点検項目を読み、チェックしているため、何が良くて、何が悪いかが、頭や身体に染み込んでいる。
- 一方、子どもと関わる時間を多く確保するため、書類の記載については、極力、少なく済むようにと考えている。その点、点検表を活用すればチェックで済むため、効率的であるとも感じている。

2 事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等について

(作成プロセス)

- 大阪市が作成した「事故防止及び事故発生時対応マニュアル ー基礎編ー」を基に、ホームページ等から収集した情報（日本医師会のホームページに掲載されている気道異物除去の手順など）、自園での取決め内容（緊急事態発生時の緊急連絡表や防災体制一覧表など）や写真を綴じ込み、当保育施設独自のマニュアルとして作成している。
- 月1回、法人内の全保育園の園長が集まる園長会議の中で「こうした資料・データが出ている」などの事故防止についての情報交換を行っており、こうした情報交換の中で得られた最新の情報や分かりやすい説明資料などは、必要に応じて、都度、マニュアルに追加している。

(マニュアルの内容)

- ベースにしている大阪市作成「事故防止及び事故発生時対応マニュアル ー基礎編ー」（平成30年4月）の構成は、以下のとおりである。

<大阪市作成「事故防止及び事故発生時対応マニュアル ー基礎編ー」の構成>

- | | |
|---|--|
| 1 | みんなで取り組む事故予防 ～ こどもの命を守るために ～ |
| 2 | まず確認！睡眠中も保育中 ～ 睡眠時安全チェックポイント ～ |
| 3 | もちろん配置！水遊びには監視役
～ プール活動・水遊び安全チェックポイント ～ |
| 4 | リスクを減らす！いつも観察 誤嚥予防
～ 誤嚥・誤飲・窒息事故防止チェックポイント ～ |
| 5 | 事故発生時の対応 |

- 独自に追加している内容として、例えば、睡眠中の子どもたちの写真を撮り、良い例には○、悪い例には×を付けるなど、誰でも視覚的に分かるように工夫した頁などがある。【事例1：参考例1参照】

(マニュアルの見直し)

- 当該マニュアルは、年に1回、定期的に見直しを行い、また厚生労働省の通知などを踏まえ反映させる必要な項目が出てきた場合には、その都度、追加するようにしている。

(職員への周知徹底)

- 当該マニュアルは、職員会議で定期的に見直しを行い、また厚生労働省の通知などを踏まえ反映させる必要な項目が出てきた場合には、その都度、追加するようにしている。



事故防止に係る一連のマニュアル類



重要な部分は抜粋して掲示

(その他)

- 法人の本部が作成している事故防止マニュアルの中から、緊急対応が必要な事項を抽出し、「保育所での緊急対応について」という小冊子を作成している。A3版二つ折り、A4版二つ折りの2種類で印刷し、前者は自宅で読み返すため、後者は勤務中にポケットに常に入れておき、必要な時に見返すことができるようにするために、職員全員に配布している。

<「2020年度 保育所での緊急対応について」の構成>

- 1 けが等の対応
- 2 救急車の呼び方
- 3 散歩の実施及び緊急事態発生の時
- 4 災害時について (台風・地震・津波等)
- 5 防災の対応について
- 6 与薬について (薬を飲ませる時)
- 7 ひきつけ・嘔吐等の対応
- 8 虐待の対応について
- 9 緊急工事発生時の対応
- 10 非常時の連絡先について 病院の一覧

3 事故防止に係る取組状況

(1) 睡眠中の呼吸等点検

(チェックしている点)

- 呼吸
- 体位
- 睡眠状態
- その他、熱・嘔吐がないか

(チェックの頻度)

0歳児	1歳児	2歳児
5分に1回	10分に1回	10分に1回

(チェックに際しての点検表の活用)

- 点検表を活用しており、0歳児は5分ごとに、1歳児、2歳児は10分ごとに呼吸チェックの結果、体の向き、熱感を記録している。【事例1：参考例2参照】

(チェック体制)

- クラスごとに専属の職員1名、サポート1名を配置している。

(チェックにあたり心掛けていること)

- 仰向けに寝かせ、寝返りをした子どもはその都度、仰向けにする。
- 部屋の電気は、午睡開始直後から半分は点けたままにしており、チェックがしやすいようにしている。
- タイマー（5分間隔、音が出るもの）を使用し、確実にチェックができるようにしている。

(2) プール・水遊び中の事故防止の工夫

- 大阪市のホームページで公表されているプール管理日誌を用い、記載された活動前、活動中、活動後の確認事項をチェックしている。【事例1：参考例3参照】
- 監視者は専属で配置し、目印として、監視用の黄色いタスキを使用する。
- 必ず10分おきに子どもの人数を点呼する。
- 事故があったときにすぐに対処できるよう、プール・水遊び中、携帯電話と緊急連絡カードをセットにしてプールサイドに置いておく。



監視用タスキ、携帯電話と緊急連絡カード



水遊び場所近くの扉に貼ってある掲示

(3) 誤えん事故防止の工夫

- 給食調理段階で、食材の大きさを常に意識して、細かく刻んでいる。
- 毎食、給食日誌・検食簿を付けており、その中で食材の硬さや大きさなどをチェックしている。【事例1：参考例4参照】
- 子どもの年齢にあったスプーン、フォーク、箸を準備し、使用するようになっている。
- 食事の最初にはコップ一杯のお茶を飲ませている。
- 食べるスピード、一口の量の確認を必ず行うようになっている。また、口の中にかくさん詰め込まず、よく噛むなど、安全な食べ方を指導している。

(4) 日常保育中の施設内点検

(点検対象)

- 保育室、散歩コース、近隣公園、園外保育場所

(点検内容)

- 毎日、週1回の異なる点検頻度ごとに、以下の種類のチェックリストがあり、このチェックリストを基に点検を行っている。

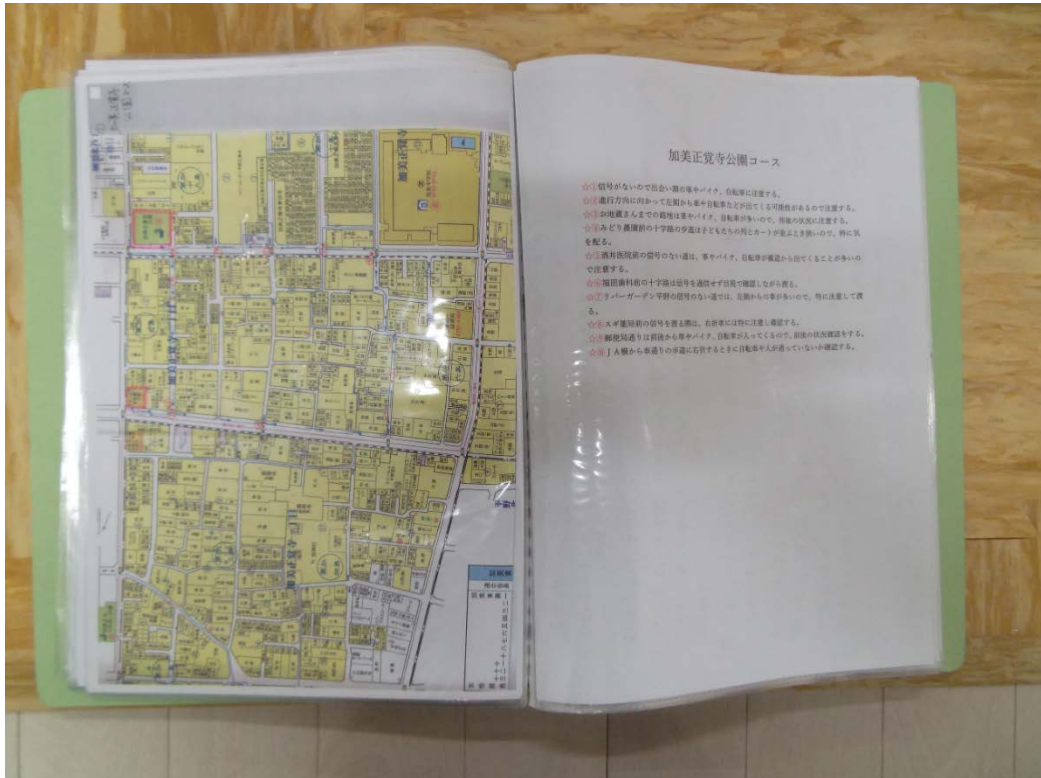
() 内は点検項目数

毎日点検		週1回点検
園内・外周	園外	
1 定期点検リスト ・保育室 (23) ・プール管理 (15) 2 臨時点検リスト (感染症発生時) (11) 3 日常点検リスト ・環境 (日常) (22) ・個人衛生 (11) ・健康管理 (5) ・園庭・室外 (7) ・薬品管理 (6) ・汚物処理 (トイレ) (11)	4 散歩チェック リスト (23)	5 年齢別事故軽減のためのチェックリスト (0歳児クラス用、 1歳児クラス用、 2歳児クラス用) 6 長時間延長のための チェックリスト (13)

- 園内の部屋だけでなく、散歩チェックリスト、年齢別事故軽減のためのチェックリストを付けるなど、きめ細かな点検を行っている。なお、散歩チェックリスト、年齢別事故軽減のためのチェックリストともに、参考様式として、大阪市のホームページで公表されているものがベースとなっている。【事例1：参考例5参照】

(その他)

- 点検箇所別に担当者を決めて、細やかに室内を点検し、全員が同じ状況を共有できるようにしている。
- 散歩コースは28コースを用意しており、それぞれのコースごとにマップと注意点を記載したペーパーを作成し、冊子としてまとめている。具体的には、マップ上の要注意箇所に番号を振り、その番号ごとに「信号がないので、出会い頭の車やバイク、自転車に注意する」、「～の十字路は信号を過信せず、目視で確認しながら渡る」などの注意点を記載している。



全 28 の散歩コースのマップと各コースの要注意箇所が記載された冊子

(5) アレルギー児への対応

(実施している誤食防止措置)

- 専用の作業スペースを設ける。
- 担当の調理師をつける。
- 普通食を作る前に、アレルギー児の食事を作る。
- 調理時、取り分け時、配膳時など、重要な場面でのアレルギー表と現物との突き合わせ確認を行う。
- 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- 食器やトレイの形や色を変える。
- アレルギー児は普通食の子どもとは別のテーブルにする。
- 近くの園児と混ざらないように衝立を使用する。



赤いテープを張った範囲が
アレルギー児専用の作業スペース



近くの園児と混ざらないようにするための衝立
(※ 今後、衝立は透明なものに変更する予定)

(調理時、取り分け時、配膳時以外でのアレルギー児への対応に関する工夫)

- 誤食がないよう、アレルギーの食材を使用しない。全員が同じものを食べることでリスクをなくす。
- また、アレルギーの食材を使用しないからといって安心するのではなく、常に意識の中に持つためにも食器・トレイなどは色分けし、配膳する前にはアレルギーのマニュアルの手順に従い、配膳している。配膳の際には、「○○（アレルギー食材）は入っていません。」「確認しました。」というように、常に声に出して確認するようにしている。



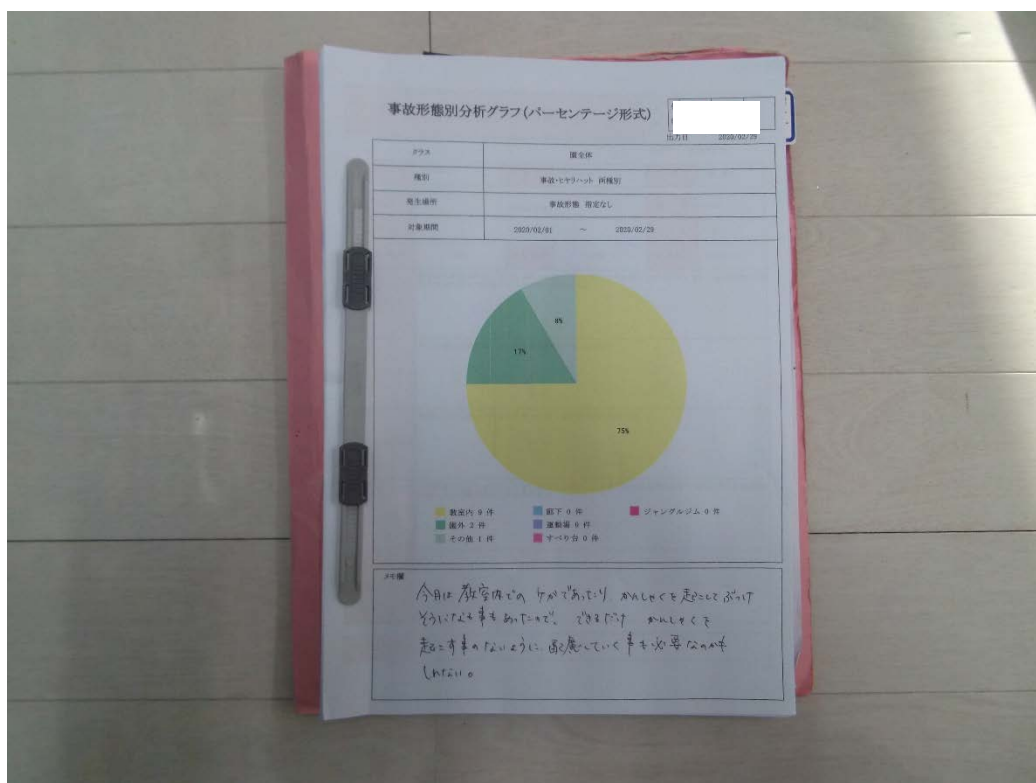
色分けした食器やトレイ（右側がアレルギー児用、左側が普通食用）
右側のトレイには洗濯ばさみを付け、一目で分かるようにしている

4 事故・ヒヤリハット発生時の報告書の活用

- 事故・ヒヤリハットが発生した際は、事故・ヒヤリハット報告書を記載している。

【事例1：参考例6参照】

- 事故・ヒヤリハット報告書は、ヒヤリハットに気付いた保育士が記入しており、1人1月当たり2枚程度、月の合計で30枚程度を作成している。
- 法人内の看護師が月に1回、法人内の全保育園を巡回し、ヒヤリハット報告を集計、その集計結果を園長会議で報告し、事故防止について意見交換している。
- 導入している保育業務支援システムにおいて、ヒヤリハットの種類がグラフで表示されるため、これを毎月蓄積することで自園の傾向が把握できるようになっている。



ヒヤリハットの種類分析

- 大阪市では、治療に要する期間が2日以上の場合には市に報告することが義務付けられているが、提出したことはない。
- 法人の本部に対しては、医療機関での受診が1回だけの事故も含め、治療に要する期間が2日未満の事故についても報告しており、年に3枚程度、提出することがある（記入様式は市を通じて国に提出する「特定保育・教育施設等 事故報告様式」）。

5 救命救急講習の受講について

- 地元の消防署に依頼し、毎年3月の終わりに3時間の救命救急講習会を開催してもらっている。日程は、全員が受講できるよう卒園式の日の午後に設定し、全員が受講してから新年度のスタートを切るようにしている。
- 内容は、心肺蘇生法、気道内異物除去、AED使用、エピペン使用のほか、緊急時の救急車の要請方法、乳幼児のケガ・事故の対応方法、熱中症の対応、水遊びの時の事故対応などを含むものであり、講習終了後、普通救命講習修了証が得られる。
- 上記とは別に、保育士1名が日本赤十字社の幼児安全法短期講習を受講している。
- AEDは、毎月の避難訓練時にトレーニングキッドを使用し、園内で練習している。
- エピペンについても、練習用キットを用いて、園内で練習している。



保護者に安心してもらうため受講証を掲示



救急バッグは常備



エピペンの練習用キット

6 防災訓練の実施

- 避難訓練は、年間避難計画に基づき、火災・地震・洪水・防犯を想定し、月に1回、行っている。このうち1回は保護者にも参加してもらい、訓練終了後、AEDの実演や防災についての話をしている。【事例1：参考例7参照】
- また、当保育施設はマンションの1階に位置しているため、年に1度、マンションの管理会社と協力し、合同で避難訓練を実施している（平日開催）。さらに、大阪府が主催する「大阪880万人訓練」という地域災害訓練にも参加している。
- 避難訓練の実施後は、記録簿を付けるようにしている。



マンションの1階エントランスへの避難



3人抱きキャリアを常備



保護者が参加する訓練の終了後、AED実演



同じく保護者が参加する回に行われる防災の話

- 消火訓練は、購入した訓練用の水消火器を使って、年に2回実施している。
- 通報訓練は、年に1回、実施している。電話機の側や目につくところに緊急通報のマニュアルの内容を掲示し、慌てていてもそれを読むだけで通報できるように工夫している。



消火訓練のイメージ



読むだけで通報できるように工夫した掲示
(緊急事態発生時の緊急連絡先、通報文例など)

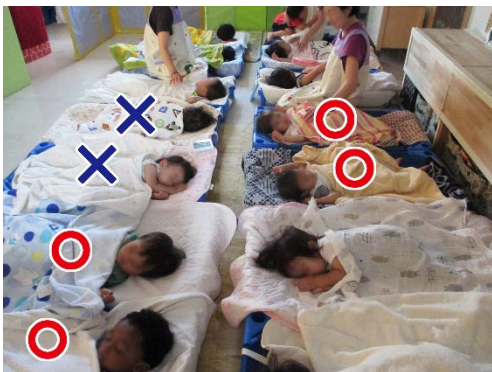
■ 本事例から得られる示唆

大阪市が「事故防止及び事故発生時対応マニュアル」や各種の点検表を作成し、管轄下の保育施設に提供していることもあって、これらをベースに、自園に合うように手直しし、独自のマニュアルや点検表として作り上げている。また、同じ法人内に複数の保育所を有するため、園長会議等を通じて、事故防止やヒヤリハット事例に関する情報交換を行い、マニュアルや点検表に取り入れている。

事故防止のために非常に多くの場面で点検表を用いているのが当保育施設の特徴であり、職員の事故防止への意識づけへの面で効果を上げている。また、緊急対応用に必要な事項のみを記載した小冊子を作成し、勤務中に常にポケットに入れておき、いつでも見られるようにしているなど、きめ細やかな対応がなされており、他の保育施設に参考になりうると思われる。

【事例1：参考例1】

マニュアルに盛り込まれている睡眠中の体位の良い例、悪い例



- ★ 睡眠中は、必ず上向きにする。
うつ伏せにしない。
横向きは必ず上向きにして寝かせるようにする。
仰向けに寝かせることが重要。



【事例1：参考例3】

プール管理日誌

管理責任者：
衛生管理者：

プー ル 管 理 日 誌
年 月 日 () 天候 ()

①	クラス プールに 入る人数	プール 指導者 人	プール 監視者 人	開始 時刻 終了 時刻	清掃・設備の点検 (実施し〇で囲む)	時間	気温(℃)	水温(℃)	水深(cm)	遊離残留塩素濃度(mg/L)		測定者
										塩素添加前	塩素添加後	
①					清掃		℃	℃	cm	mg/L	mg/L	
②					設備		℃	℃	cm	mg/L	mg/L	
③					清掃		℃	℃	cm	mg/L	mg/L	
④					設備		℃	℃	cm	mg/L	mg/L	
					清掃		℃	℃	cm	mg/L	mg/L	
					設備		℃	℃	cm	mg/L	mg/L	
					清掃		℃	℃	cm	mg/L	mg/L	
					設備		℃	℃	cm	mg/L	mg/L	

プー ル 活 動 の 確 認 事 項

- 【活動前】
- 健康観察表等からこどもの体調を確認しましたか？
 - 排泄を済ませましたか？
 - シャワーで身体を丁寧に洗いましたか？**(特におしり)**
- 【活動中】
- 体調変化はありませんか？
 - こどもの安全は守られていますか？
 - 塩素濃度は0.4~1.0mg/Lを維持していますか？
- 【活動後】
- 体調変化はありませんか？
 - シャワーで身体を洗いましたか？**(特に目の周囲)**
 - うがいをしましたか？

＜特記事項＞

最終確認者：

【事例1：参考例4】

給食日誌・検食簿の様式

給食日誌・検食簿

確認欄	施設長	調理担当者

年月日		年 月 日 ()				天候	記録者		
給食数	0歳		1歳		2歳		3歳		
	4歳		5歳		職員		合計		
特記事項									
午前のおやつ	市販菓子・牛乳・その他()		検食時間		時 分		検食者氏名		
	献立名		献立表参照		衛生面		異味・異臭・異物		
	形態	硬さ	硬い・丁度良い・軟らかい		衛生面		異味・異臭・異物		
		大きさ	大きい・丁度良い・小さい				有・無		
	味付		濃い・丁度良い・薄い		残食量		g		
	分量		多い・適量・少ない		(個別配慮の状況)		喫食状況		
	鮮度		特に良い・良い・良くない		(個別配慮の状況)		喫食状況		
	色彩		良い・普通・良くない						
盛付		特に良い・良い・良くない							
昼食	市販菓子・牛乳・その他()		検食時間		時 分		検食者氏名		
	献立名		献立表参照		衛生面		異味・異臭・異物		
	形態	硬さ	硬い・丁度良い・軟らかい		衛生面		異味・異臭・異物		
		大きさ	大きい・丁度良い・小さい				有・無		
	副食	味付	濃い・丁度良い・薄い		加熱状況		適切・不適		
		分量	多い・適量・少ない		(個別配慮の状況)		喫食状況		
	鮮度		特に良い・良い・良くない		(個別配慮の状況)		喫食状況		
	色彩		良い・普通・良くない						
盛付		特に良い・良い・良くない							
午後のおやつ	市販菓子・牛乳・その他()		検食時間		時 分		検食者氏名		
	献立名		献立表参照		衛生面		異味・異臭・異物		
	形態	硬さ	硬い・丁度良い・軟らかい		衛生面		異味・異臭・異物		
		大きさ	大きい・丁度良い・小さい				有・無		
	味付		濃い・丁度良い・薄い		加熱状況		適切・不適		
	分量		多い・適量・小さい		(個別配慮の状況)		喫食状況		
	鮮度		特に良い・良い・良くない		(個別配慮の状況)		喫食状況		
	色彩		良い・普通・良くない						
盛付		特に良い・良い・良くない							
離乳食	市販菓子・牛乳・その他()		検食時間		時 分		検食者氏名		
	献立名		献立表参照		衛生面		異味・異臭・異物		
	形態	硬さ	硬い・丁度良い・軟らかい		衛生面		異味・異臭・異物		
		大きさ	大きい・丁度良い・小さい				有・無		
	副食	味付	濃い・丁度良い・薄い		加熱状況		適切・不適		
		分量	多い・適量・小さい		(個別配慮の状況)		喫食状況		
	鮮度		特に良い・良い・良くない		(個別配慮の状況)		喫食状況		
	色彩		良い・普通・良くない						
	盛付		特に良い・良い・良くない						
	中期	献立名		献立表参照		形態		味付	
		(個別配慮の状況)		喫食者		硬さ	大きさ	喫食量	
		検食時間		時 分		軟らかい	小さい	感想・意見	
後期	(個別配慮の状況)		喫食者		良い	良い	薄い		
	検食時間		時 分		硬い	大きい	丁度良い		
	時 分		時 分		濃い		2 1 1 3 2 3		
完了期	(個別配慮の状況)		喫食者		軟らかい	小さい	薄い		
	検食時間		時 分		良い	良い	丁度良い		
	時 分		時 分		濃い		2 1 1 3 2 3		
備考									

【事例1：参考例5】

散歩チェックリスト

No.	項目
1	前日または当日、現場に下見に行き状況を把握する。
2	戻る時間、経路、行き先、子どもの人数、引率者について再度確認をする。
3	散歩用リュックサックに、携帯電話・緊急用救急用品・メモ帳・筆記用具は必ず常備し、保育士は防犯ブザー・ホイッスルを持つ。
4	子どもの心身の健康状態を把握し、散歩参加の可否を判断する。
5	天候、目的地により衣服の調整をし帽子をかぶせる。
6	靴が足の大きさに合っているか確認し、左右履き違えていないか確かめる。
7	乳母車の使用前後、パンクやネジのゆるみがないか、ブレーキ作動に異常はないか点検する。適宜油をさす、清掃を行うなど、安全保持に努める。
8	乳母車に乗せたら安全ベルトをし、ベルトがない場合は安全が保てる人数を考えバランスの取れるような乗せ方をする。
9	出かける前に、デジカメで全員の写真を写す。
10	保育従事者は、子どもの列の前後に位置し車道側、子どもは内側を歩く。 (目的地・人数により、列の中央にも位置する)
11	歩道の切れ目では、必ず停止し左右を確認し、安全に歩くためのルールを知らせる。また、歩道の白線内、ガードレールの内側を通行する。
12	乳母車に乗せた時は、指・腕・頭を出して挟んだり、ぶついたりしないよう注意する。止まっている時はブレーキがきちんとかかっていることを確認する。
13	列全体の歩くスピードを考え誘導する。
14	道路に落ちているものを拾わないように注意する。
15	手をつないでいる時、引っ張り合うことにより肘内障になることがあるので注意する。
16	人数確認は、複数の保育従事者で頻繁に行う。(出発時・途中・帰所時)
17	公園で遊ぶ際は地域の子どものも利用しているので、人数確認、遊び方に気を配る。
18	公園の遊具は必ずしも安全とはいえないので、年齢にあった遊具なのか、壊れてすべりやすすくないかを十分確認してから使用する。
19	固定遊具の側には保育従事者が付き添い、子どもの安全を確認する。
20	ジュースの空き缶やタバコ、動物の糞など危険なものがないか確認する。
21	海や川、用水路など水辺を通るときは転落しないよう見守る。
22	犬や猫、鳥は見せるだけにし、触らない。
23	公園や路上において不審なものがないか常に気を配る。

年齢別事故軽減のためのチェックリスト（0歳児クラス用）

No.	項目
1	保育施設で使用するベビー用品は、子どもの年齢や使用目的にあったものを選び、取扱説明書をよく読んでいる。
2	子どもの周囲に角の鋭い家具、おもちゃ、箱などがなく必ず確認し、危険なものはすぐに片付けている。
3	ベビーベッドの柵は必ず上げている。
4	ベッドの柵とマットの間に隙間がないようにする。
5	おむつの取りかえなどで、子どもを寝かせたままにしてそばを離れないようにしている。
6	子どもを抱いている時、自分の足元に注意している。
7	子どもを抱いている時、あわてて階段をおりないようにしている。
8	寝ている子どもの上に物が落ちてこないように安全を確認している。
9	ミルクを飲ませた後は、ゲップをさせてから寝かせている。
10	よだれかけのひもを外してから、子どもを寝かせている。
11	ベビーベッドの柵とマットレス、敷き布団の間に隙間がないことを確認している。
12	敷き布団は硬めの物を使用している。
13	子どもを寝かせる時は仰向けに寝かせ、呼吸状態を確認している。
14	子どもを抱いている時、ドアを勢いよく閉めることがないようにしている。
15	ドアのちょうつがいに子どもの指が入らないように注意している。
16	ドアをバタバタさせたり、ドアの近くで遊ばせないようにしている。
17	子ども用いすは、安定のよい物を使用している。
18	子どもが座る場所は、角や縁の鋭い物はないようにしている。
19	いすに座っていて急に立ち上がったたり、倒れることがないように注意している。
20	つかまり立ちをしたり、つたい歩きをしたりする時は、目を離さずそばで見守る。
21	口に物をくわえて歩行させないようにしている。
22	子どもは保育従事者を後追いしたり、見上げたりすることがあるので、注意している。
23	子どもが敷居や段差のある所を歩く時は、つまづかないように注意している。
24	子どもの腕を、保育従事者や年上の子どもが強く引っ張ることがないようにしている。
25	子どもが直接接触してやけどをするような暖房器具は使用していない。
26	ビニール袋、ゴム風船は、子どもの手の届かない所にしまっている。

No.	項目
27	バケツや子供用プールなどに、水を溜めておかないようにしている。
28	沐浴中の子どもから目を離さないようにしている。
29	ボール遊びでは勢いあまって転倒することがあるので、周辺のおもちゃなどに注意している。
30	バギーに乗せる時は深く腰掛けさせ、安全ベルトを使用し、そばから離れないようにしている。
31	飼育している小動物は、保育従事者と一緒に見るよう注意している。
32	床が濡れていたらすぐ拭きとるようにしている。
33	室内では口に入れそうな物がないか点検している。
34	ロッカーや棚は倒れないように固定している。
35	誤飲防止のため、3.9×5.1 cmより小さなものは子どもの手の届く所（概ね高さ1 m以下）には置かない。

年齢別事故軽減のためのチェックリスト（1歳児クラス用）

No.	項目
1	子どもの遊んでいる位置を確認している。
2	遊具の安全を確認している。
3	固定遊具を使用する時は、そばについている。
4	おもちゃを持ったり、カバンをかけたりしたまま、すべり台で遊ばないようにしている。
5	すべり台に多くの子どもが集まり、押し合いなどしないように注意している。
6	揺れているブランコには近づかないように注意している。
7	子どもが敷居や段差のある所を歩く時は、つまづかないように注意している。
8	階段や玄関などの段差のある所に、子どもがひとりで行かないようにしている。
9	階段を上がり下がりする時は、そばについて注意する。
10	子どもにとって大きな物や重い物を持って移動する時は、付き添うようにしている。
11	子どもの腕を強く引っ張らないように注意している。
12	肘内障を起こしやすい子どもは、職員全員が把握している。
13	子ども同士で手をつないでいる時、引っ張り合って肘内障になることがあるので注意している。
14	手に怪我をしていたり、手がふさがったりしている時は、バランスを取りにくく転びやすいので注意している。
15	室内、室外で角や鋭い部分にはガードがしてある。
16	いすに立ち上がったたり、いすをおもちゃにしたりして遊ばないようにしている。
17	ロッカーや棚は倒れないように固定している。
18	ドアを開閉する時、子どもの手や足の位置を確認している。
19	ドアのちょうつがいに入らないように注意している。
20	子どもが引き出しやドアを開け閉めしないように鍵をかけている。
21	室内は整理整頓を行い、使用した物はすぐに収納場所に片付けている。
22	ハサミやカッターなどの刃物は、使用したら必ず片付けている。
23	口の中に入ってしまう小さなおもちゃを机の上に置いていない。
24	食べ物の硬さや大きさ、量などを考えて食べさせている。
25	ビニール袋などは、遊ばないように注意し、子どもの手の届かない所にしまっている。
26	子どもが鼻や耳に小物を入れて遊ばないように注意している。
27	フォーク・歯ブラシなどをくわえて走り回ることがないようにしている。
28	極端なふざけは注意している。

No.	項目
29	子どもが直接触れてやけどをするような暖房器具は使用していない。
30	床が濡れていたらすぐ拭きとるようにしている。
31	トイレのレバーを操作する時は手助けをしている。
32	落ち着いて便器に座れるように補助をしている。
33	公園等は小さい子どもの安全について十分に配慮していないことがあるので、遊ぶ際には十分に点検している。
34	砂を口に入れたり、目に誤って入ってしまったたりすることがあるので、衛生管理には気をつけている。
35	飼育している小動物は、保育従事者と一緒に見るよう注意している。
36	散歩の時は人数確認をしている。
37	道路では飛び出しに注意している。
38	散歩の時は、歩く場所に積荷や看板などが出していないか点検している。
39	水遊びをする時は、必ず保育従事者が付き添っている。
40	窓ガラス、鏡、網戸を叩かないように注意する。
41	子どもの位置を注意しながら歩く。

【事例1：参考例6参照】

事故・ヒヤリハット報告書の様式

事故・ヒヤリハット報告書	係印			
--------------	----	--	--	--

出力日

報告書 No.		報告日		報告者	
---------	--	-----	--	-----	--

発生日				時刻	
児童名				クラス	
発生場所		事故形態		形態区分	
発生内容					
対応内容					
要因・ 事故の経緯					
今後の対応					
備考					

進捗状況	
------	--

【事例1：参考例7】

年間避難計画

月	設定	ねらい	子どもの活動	実施方法
4	火災	火災の合図を知る。	火災の話を読み、「火事です」の言葉で避難する。	紙芝居や火災についての話を聞く。
5	火災	保育者に誘導され、避難の方法を知る。	避難の合図で保育者と1階エントランスへ避難する。	保育中に火災の合図を読み、保育者の誘導で避難する。
6	地震	地震について避難の方法を知る。	地震の紙芝居を見て、その後、避難する。	「地震です」の声掛けで保育者の側に集まり、避難する。
7	防犯	防犯について興味を持つ。	防犯の紙芝居を見る。	紙芝居や防災についての話を聞く。
8	防犯	保育者に誘導され、避難の方法を知る。	保育者の声掛けで素早く保育者の側に移動する。	不審者侵入の合言葉を保育士同士共有する。
9	火災	落ち着いて保育者と一緒に避難する。	避難の合図で保育者と1階エントランスへ避難する。	保育者の誘導に従い、避難する。
10	地震	保育者の声掛けで集まり、避難する。	避難の合図で保育者と一緒に避難する。	揺れが小さくなったら靴を履いて1階まで避難する。
11	防犯 (園外)	笛の合図や声掛けで集まる。	遊びの途中でも保育者に促され、避難する。	各公園での避難場所を保育士間で共有する。
12	火災	保育者と一緒にあわてないで避難する。	合図を聞いて出入口に集まり、あわてないで保育者と一緒に階段を下りて1階に避難する。	誘導の声掛けをしながら落ち着いて避難する。
1	洪水	水害について話を聞き、避難の方法を知る。	話を聞いて、非常口から階段で3階に避難する。	非常口の開閉時、扉に注意し、避難する。
2	地震	机の下や布団の下に入って避難することに慣れる。	合図を聞いてあわてないで保育者と一緒に安全な場所に避難する。	役割分担を再度確認し合い、指示に従って行動する。
3	火災	保育者と一緒に安全に避難する。	避難の方法が分かり、保育者と一緒に速やかに避難する。	避難の方法が分かり、速やかに行動する。

■ 事例2 | 学校法人すすき学園 花鶴幼稚園（福岡県）



■ 保育所の概要

施設名称	学校法人すすき学園 花鶴幼稚園
所在地	福岡県古賀市日吉3丁目24-35
施設種別	小規模保育事業A型
経営主体	学校法人すすき学園
開設時期	2017年4月
定員数	19名（0歳児3名、1歳児8名、2歳児8名）
職員数	常勤職員6名（保育士6名） 非常勤職員16名（保育士13名、子育て支援員2名、用務員1名）
保育事業の種類	月極保育
開所日	月曜日～土曜日
休所日	日曜日・祝日、年末年始
開所時間	7時30分～18時30分

1 事故防止に対する当保育施設の考え方

- 同じグループ内に他の保育施設や幼稚園があるため、これらの姉妹園からマニュアルの提供を受けて自園に合うように修正する、主任会でインシデント事例を共有し合うなど、グループ全体で効率的・効果的に事故防止の取組みを進めている。
- マニュアルは姉妹園ほか他の保育所のマニュアルは参考にしたが、そのまま転用するのではなく、なぜそのようなルールにするのかといった背景を考えながら自園に合うように手直しするということが重要である。
- マニュアルを作成する際には、文字だけでは頭に入らないので、絵や写真を添えることが理解の助けになると感じている。
- 実際に発生したインシデントや事故の事例を勉強すると「こんなことが起こるのか」と気づきが多い。気づきを得たら、すぐにマニュアルに反映させるようにしている。

2 事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等について

(作成プロセス)

- 当保育施設の事故防止に係るマニュアルは、既に開設していた同じグループ内の認可保育所のマニュアルをベースにしつつ、ホームページで公開されている他市の保育所のマニュアルも参考に取り入れながら、自園にあうように手直しを加えて作成した。
- 厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」の内容は部分的に取り入れたが、現場レベルで使えるマニュアルとなると、モデルになりそうなまとまったものは行政の資料の中には見当たらなかった。

(マニュアルの内容)

- 当保育施設のマニュアルは、対応すべき内容に応じて数冊に分かれている。大元となるのは「危機管理マニュアル」であり、危機的な状況が発生した時の指揮権順位や危機の事象ごとの予防と対応が記載されている。福岡県地域防災計画に基づき当保育施設におけるすべての職員が火災、災害、事故、事件等のあらゆる危機に対し、明確かつ迅速に対応又は予防するために定められたものである。これに加え、より現場レベルの保育場面ごとの予防に重点を置いたマニュアルとして、「乳幼児対応マニュアル（乳幼児突然死症候群、熱性けいれん、誤嚥、嘔吐下痢）」、「水遊び・沐浴マニュアル」、「アレルギー対応マニュアル」などがある。
- 「危機管理マニュアル」において特徴的なのは、危機管理における指揮権について定めている点である。「危機発生時において的確な命令を指示する的確な指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の代行者を日常から選任しておく必要がある」と記載され、園内において危機的な状況が発生した時の指揮権順位は、① 園長、② リーダー保育士、③ 担任保育士となっている（複数の職務者がいる場合は職務経験の順）。また、上記とは別に、お散歩・遠足等の園外保育における指揮権順位、イベント等特殊な状況における指揮権順位も定められている。

○ 各マニュアルの構成は、以下のとおりである。

<マニュアルの構成>

■ 危機管理マニュアル

- | |
|---|
| <p>I 危機管理における指揮権</p> <ol style="list-style-type: none">1 基本的指揮権2 園内において危機的状況が発生した時の指揮権順位3 お散歩等の園外保育における指揮権順位4 イベント等特殊な状況における指揮権順位 <p>II 危機における対応と予防</p> <ol style="list-style-type: none">1 地震発生時における予防と対応2 警戒宣言が出された場合の対応3 火災時における予防と対応4 その他の自然災害時における予防と対応5 事故発生時における予防と対応6 事件発生時における予防と対応7 食中毒発生時における予防と対応8 光化学スモッグ等大気汚染発生時における予防と対応 |
|---|

■ 乳幼児対応マニュアル（乳幼児突然死症候群、熱性けいれん、誤嚥、嘔吐下痢）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 SIDSを防ぐために常に心がけること2 SIDSの防止対策3 子どもの視診4 発熱、下痢、嘔吐、けいれんの場合の処置方法5 誤嚥時の予防と対応 |
|---|

【事例2：参考例1参照】

■ 水遊び・沐浴マニュアル

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 水遊び・沐浴をする前の注意点2 水遊び準備の注意点3 水遊びをする日のチェック事項4 活動後のプールの片づけについて5 事故が起こってしまった時の対応6 応急措置7 プールの水質管理について |
|---|

【事例2：参考例2参照】

■ アレルギー対応マニュアル

- 1 アレルギーとは
- 2 アレルギーの症状
- 3 アレルギーがある子どもへの対応
- 4 アレルギーの子どもへの提供方法
- 5 アナフィラキシーとは
- 6 アナフィラキシーの重症度
- 7 アナフィラキシーが起こったときの対応方法

★ 参考資料

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」平成 29 年 12 月改定版
(福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課発行)

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/294214_53131934_misc.pdf

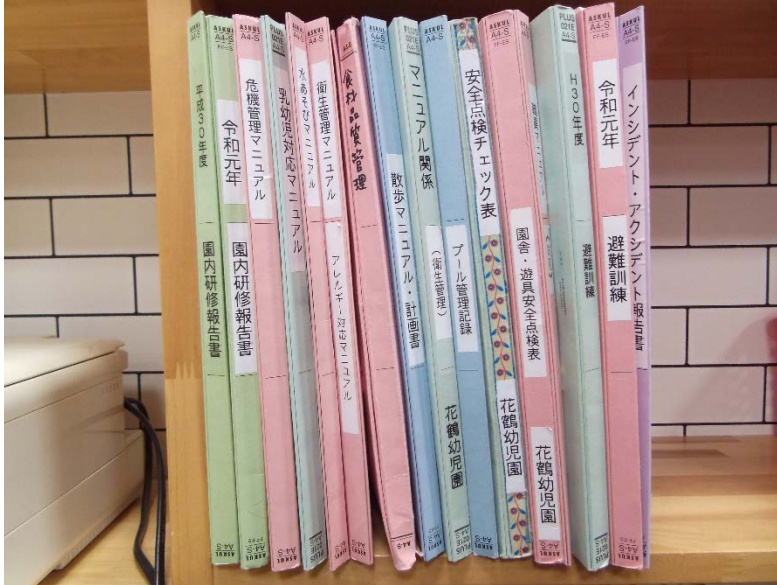
- このようにマニュアルを分冊にしている理由としては、開設後間もないため、必要の都度、あった方がよいものを足していつているということがあるが、すべてを一冊にまとめてしまうよりも、分冊にした方がどこに何が書いてあるかが分かりやすいというのが現場の意見のようである。
- このほか、外部委託している調理業務の調理員向けの「衛生管理マニュアル」や「散歩マニュアル」、「防犯マニュアル」も整備されている。

(マニュアルの見直し)

- マニュアルは、年に 1 回、全体を通して改訂の必要性を確認し、必要があれば改訂している。
- また、研修会等を通じて得られた最新の情報をマニュアルに反映させた方がよいと判断した場合は、即時、反映させている。即時に反映させる理由としては、例えば月に 1 回まとめて見直しするなどした場合、反映を失念し、漏れが生じる可能性があるためである。

(職員への周知徹底)

- 開設後間もなく、ほとんどの職員はマニュアルを整備した当事者であるため、どこに何が書いてあるかをよく理解しているが、年度初めに、勉強会を行っている。新しい職員に対しては、講習会を行い、周知している。
- また、マニュアルの内容を更新した場合は、更新した個所を職員間の連絡ノートに貼り付け、その確認の証として職員の先生方に押印してもらう仕組みを取っている。今後は、いつでも見返すことができるよう、更新した個所を随時アップロードできる連絡アプリを導入することも予定している。



事故防止に係る一連のマニュアル類

3 事故防止に係る取組状況

(1) 睡眠中の呼吸等点検

(チェックしている点)

- 呼吸の確認
- 体位
- 睡眠状態

(チェックの頻度)

0歳児	1歳児	2歳児
5分に1回	10分に1回	15分に1回

(チェックに際しての点検表の活用)

- 点検表を活用し、0歳児は5分ごとに呼吸チェックの結果と体調の変化（咳、鼻水、熱など）を、1歳児は10分ごとの、2歳児は15分ごとの体の向きを記録している。

(チェック体制)

- 保育室にいる職員数は通常の保育中と同じ人数を配置しており、チェックの担当者は適宜、交代しながら、全員で見ている。

(チェックにあたり心掛けていること)

- 呼吸チェックの際は、身体を触り、変化を見逃さないようにする。
- 仰向けに寝かせ、寝返りをした子どもはその都度、仰向けにする。

- 子どもの顔色が見やすいよう部屋を暗くしすぎない。カーテンは閉めない。
- 慣らし期間中の子どもについては、確認頻度を増やす。
- 窒息死の原因になる柔らかな枕、ぬいぐるみ、小さなおもちゃは枕元には置かない。
- 過食を避け、子どもの満腹感を見逃さないようにする。
- 高体温にならないよう厚着をさせすぎない。また、衣服の締め付けがないことを確認する。

(2) プール・水遊び中の事故防止の工夫

- 小人数ずつに時間を分け（15分以内）、水遊びを行っている。
- 子どもが溺れないよう、プールの水深は3～5cmと浅くしている。
- 0歳児は1人に対し職員は2名（1名はサポート）、1歳児、2歳児は子ども6人に対し職員3人を配置し、職員ごとに「子どもと活動する人」、「子どもと活動をし、怪我や排泄の対応をする人」などの役割を決め、配置確認表に記録している。
- 監視役は上記とは別の職員を必ず配置し、1m以上プールから離れた場所でプールの中の子どもを見る役に徹する。監視役が配置できない日はプールを出さず、ホースで水をまく活動のみとする。
- 乳幼児は十分な準備運動が行えないため、心臓発作防止の観点から、心臓より離れた四肢から徐々に温水に慣らしていく。
- プールが破れないようにするためのブルーシートは、プールの下だけに敷く。
- 事故が起きてしまった場合の対応として、監視役は119番に通報するために事務に伝達する役割、その他の職員は子どもの救助に当たる役割、他の子どもたちの安全を確保する役割などと、予め役割分担を決めている。
- プールの水抜きは監視役が始めに行い、最後まで責任を持つ。

(3) 誤えん事故防止の工夫

- 以下のような食材点検リストを用いて、誤嚥・窒息につながりやすい食材の有無を確認する。

<誤嚥・窒息につながりやすい食材の形状や性質>

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 弾力があるもの | → こんにゃく、きのこ、練り製品 など |
| ② なめらかなもの | → 熟れた柿やメロン、豆類 など |
| ③ 球形のもの | → プチトマト、乾いた豆類 など |
| ④ 粘着性が高いもの | → 餅、白玉団子、ごはん など |
| ⑤ 固いもの | → かたまり肉、えび、いか など |
| ⑥ 唾液を吸うもの | → パン、ゆで卵、さつま芋 など |
| ⑦ 口の中でばらばらになりやすいもの | → ブロッコリー、ひき肉 など |

- 検食時に食品の大きさ、形を確認する。給食は外部委託を活用しており、月1回開催している給食会議で食材のカットサイズや食べやすくするための工夫等について調理員に伝え、改善を加えている。
- 毎朝、保護者が提出する連絡帳から子どもの体調に関する記述（下痢など）を読み取り、それをボードに書き写し、職員間で情報を共有する。そして、体調を踏まえて食事の中身を調整する、食べさせるときに注意するなどの配慮を行う。

（４）日常保育中の施設内点検

（点検対象）

- 保育室、園庭、駐車場、散歩ルート

（点検内容）

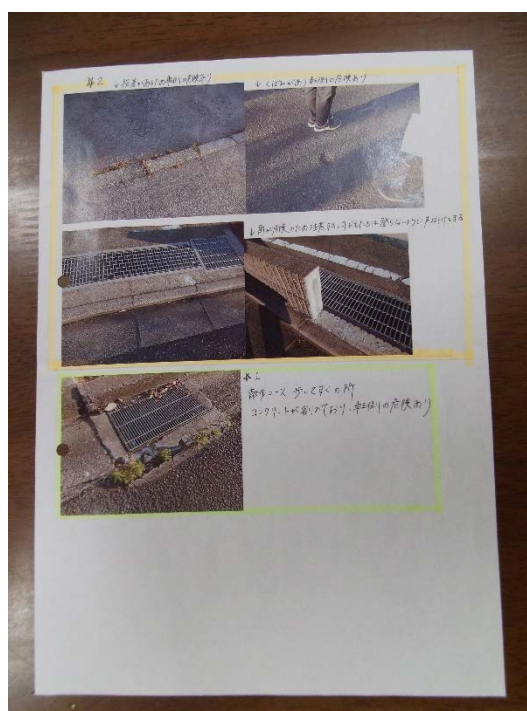
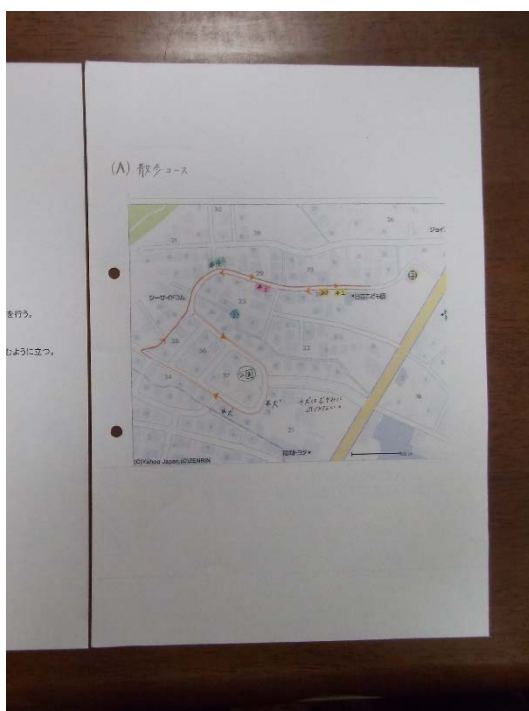
- 毎日と月1回の異なる点検頻度ごとにチェックリストがある。毎日行っている点検の種類としては、「園舎・遊具の安全点検」と「保育室等の衛生管理点検」の2種類がある。また、月1回行っている点検の種類には、「園全体の安全点検」と「年齢別の事故防止チェック」の2種類がある。
- 各点検のチェック項目の例としては、例えば以下のようなものがある。

毎日	園舎・遊具の安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ・（園舎の各室ごとに）清掃終了後、危険なものやゴミが落ちていないか ・コンセントに問題はないか ・換気扇は切れているか など
	保育室等の衛生管理点検	<ul style="list-style-type: none"> ・調乳室内及び器具の清掃・清潔状態はよいか ・乳幼児の床・ベッド・食卓台・遊具・玩具等は清拭・消毒等を適切にし、清潔に保たれているか ・トイレの床・便器等は毎日1回以上消毒液を用いて清掃しているか など
月1回	園全体の安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ■ 園庭 <ul style="list-style-type: none"> ・園児がけがをしそうな物が落ちていないか ・遊具に故障箇所はないか（遊具ごとにチェック欄あり） など ■ 保育室 <ul style="list-style-type: none"> ・遊具に傷みやペンキのはがれ、補修箇所はないか ・イスや机にがたつきはないか ・床の傷みや、頑固な汚れなどはないか など ■ 園舎周辺の環境 <ul style="list-style-type: none"> ・門のカギは壊れていないか ・垣根、柵などが壊れていないか など

	<p>年齢別の 事故防止チェック</p>	<p>■ 0歳児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの周囲に角の鋭い家具、おもちゃ、箱がないか確認し、危険なものはすぐに片付けているか ・ベビーベッドの柵は必ず上げているか など <p>■ 1歳児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃを持ったまま固定遊具で遊ばせることはないか など
--	--------------------------	--

(その他)

- 同じ園舎の中にある姉妹園と施設を共用しているため、月1回、ともに共用部を確認するとともに、互いの施設にも立ち入り、第三者の目で点検し合っている。
- 駐車場については、早番の職員が毎朝外回りを清掃する際に、たばこ、釘などの危険なものが落ちていないか、また運転手の視界の妨げになるものがないかといった視点で点検している。
- 散歩ルートは、危険箇所（段差がある、道路に窪みがある、コンクリートが割れている、コンクリートの角が尖っているなど）を洗い出し、写真付きで記録にまとめ、職員間で共有している。



散歩コースのマップ上に危険箇所を示すとともに、その内容を写真付きで記録

(5) アレルギー児への対応

(実施している誤食防止措置)

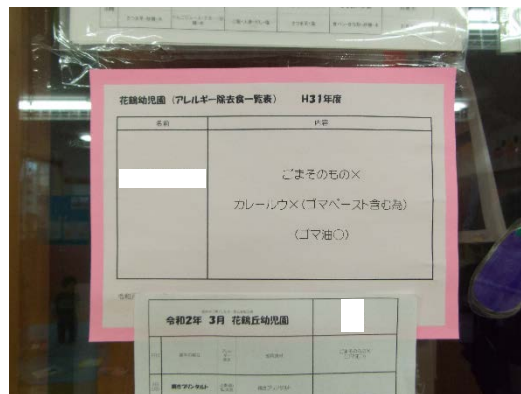
- 調理時、取り分け時、配膳時など、重要な場面でのアレルギー表と現物との突き合わせ確認を行う。
- 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- アレルギー児のみトレイを使用し、食器の形や色を変える。
- アレルギー児は普通食の子どもとは別のテーブルにする。

(調理時、取り分け時、配膳時以外でのアレルギー児への対応に関する工夫)

- アレルギー食材・献立を掲示し、全職員間で情報を共有している。
- 除去方法や進め方等、わからないことが出てきたときには、担当医や嘱託医（アレルギー科）に電話し、助言、指導を得るようにしている。



アレルギー児のみトレイを使用



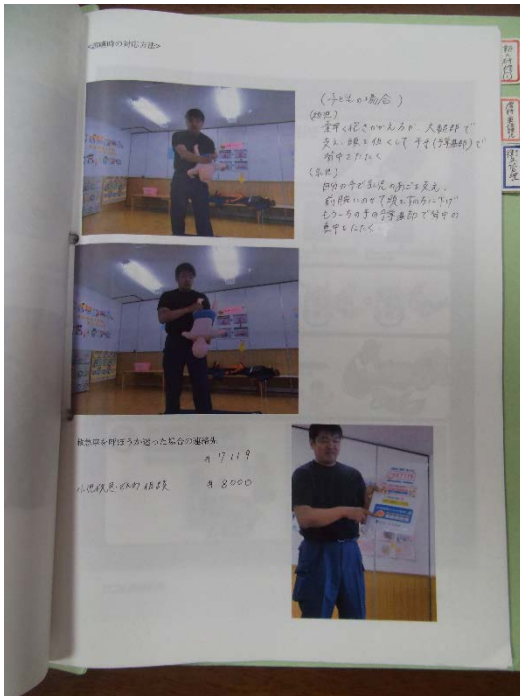
アレルギー児のアレルギー食材、献立を掲示

4 事故・ヒヤリハット発生時の報告書の活用

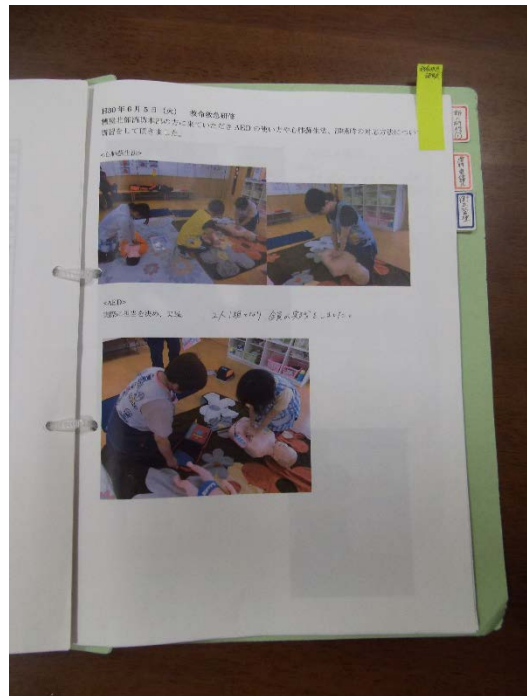
- インシデントとアクシデントの報告書は同じ様式を使用している（「インシデント・アクシデント報告書」）。【事例2：参考例3参照】
- インシデント報告書は、気づいた職員にその日のうちに書いてもらい、その日のうちに他の職員にも伝達している。毎週1回の職員会議で報告するほか、姉妹園の主任が集まる月1回の主任会でも共有し、その会議録も付けている。
- インシデント報告書は、職員が「インシデントである」と気づかなければ、書かれることはなく、問題とも認識されない。いま議論しているのは、起こった出来事は事故を引き起こしかねないインシデントであるということを職員一人ひとりが如何に気づけるかということである。
- アクシデント報告書は、例えば子どもが転んだ先に台があり、頭をぶつけてしまったというような場合に記入するが、発生件数が少ないため、作成枚数も少ない。

5 救命救急講習の受講について

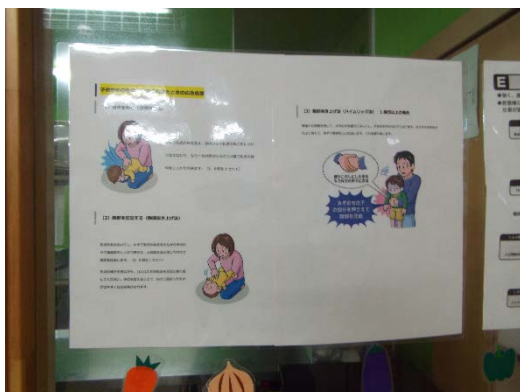
- 市の消防署の方に来ていただき、心肺蘇生法や気道内異物除去、AED準備・使用、エピペンの練習等の訓練を行うようにしている。保育に支障が出ないよう同日に2回開催し、常勤、非常勤の全職員が受講している。もし当日参加できなかった職員がいた場合は、講習終了後、受講した職員が情報を共有する。また、訓練の様子は園内に掲示し、保護者も見られるようにしている。
- 気道内異物除去は、講義のみでなく実践に近い形で受講できるようにしており、また講義で使用した気道内異物除去の方法を保育室内に掲示している。
- AEDは操作方法や置き場（園内事務室）を全職員で把握するようにしている。
- エピペンについては、練習用キットを使用した練習ができるようにしているが、もしできない場合は写真等で使用方法を全職員で確認している。



実践に近い形での気道内異物除去の講習



マネキンを用いてのAED使用の訓練



講義で使用した気道内異物除去方法の掲示



園内に完備されているAED

6 防災訓練の実施

- 避難訓練、消火訓練、通報訓練のいずれも、月に1回、行っている。また、その結果は記録として残している。
- 避難訓練は、年度の始めに、地震や火災、津波、台風、不審者など、様々な場面を想定した計画表を作成し、それに基づいて実施している。職員には具体的な日程を知らせずに行う等、実際に近い形で訓練し、臨機応変に対応できるように工夫している。
- 消火訓練は、いざというときに消火作業がスムーズに行えるよう、消防署から練習用の水消火器を借りて実施している。
- 通報訓練では、常勤、非常勤関係なく、どの職員でも通報、消火、誘導ができるように全職員が交代で訓練を実施している。



近隣のアパートから出火した想定での避難訓練



消火訓練も毎回実施

■ 本事例から得られる示唆

同じグループ内や一般に公表されている他の保育施設のマニュアル、点検表を参考に、自園にあうように手直し、また運用にも取り込むなど、効率的・効果的に事故防止に取り組んでいる。ただし、そのまま転用するのではなく、なぜそのようなルールになっているのかを保育士同士で議論し、その議論を通して、自らのものとしている。また、グループ内の他の保育施設と、保育行政の最新情報やインシデント事例を共有し合い、得られた気づきを、すぐにマニュアルそして保育に反映させている。

当保育施設の特徴的な取り組みとしては、「保育場面（通常保育中、園外保育中など）ごとの指揮権順位の設定」、「マニュアル更新の都度、連絡帳への貼付を通じた職員への周知」、「散歩ルート of 危険箇所マップ（写真付き）」などが挙げられる。

【事例2：参考例1】

乳幼児対応マニュアル

(乳幼児突然死症候群、熱性けいれん、誤嚥、嘔吐下痢) (一部抜粋)

1. SIDSを防ぐために常に心がけること

① うつぶせ寝を仰向けに寝かせる

- 仰向けに寝かせ、寝返りをした子どもはその都度、仰向けにする。

② お昼寝などの就寝中の監視体制の強化

- 定期的に就寝中の子どもの様子をみる。

③ 子どもの変化を見逃さない

- 普段から子どもの様子を把握し、視診時、就寝中の監視は体に触り、変化を見逃さないようにする。

④ 暖めすぎない

- 厚着にしすぎると、急に高体温になったとき、体温調節ができなくて危険。寒いときは部屋全体を体温調節ができる程度に調整する。温度計、湿度計により部屋の状況を把握し、適度な状態に保つように配慮する。

⑤ 発熱や風邪症状に十分注意する

- 風邪の症状は見逃さないようにする。病状が急変するインフルエンザに注意する。

⑥ 過食を避ける

- 子どもの満腹感を見逃さないようにする。哺乳瓶によるミルク授乳は特に気をつけ、「どうしても飲ませなくては」という義務感はやめる。

⑦ 周辺環境の整備

- 窒息死の原因になる柔らかな枕、ぬいぐるみ、小さなおもちゃは枕元に置かないようにする。
- 睡眠中の照明は、光による刺激によって睡眠が妨げられない程度で、顔の表情がよく判る明るさにする。

⑧ 1日に2～3回以上の検温

- 受入れ時は保護者に検温してもらい、連絡帳に記入してもらう。午睡後に担当保育士が検温して連絡帳に記入する。子どもの様子によってはその他の必要時に検温する。

2. SIDSの防止対策

① SIDSに関する知識の習得

- 人工呼吸、心肺蘇生などの実践の研修に年1度参加する。
- 乳児担当者になった者は、年度始めに乳児主任による具体的な日常の注意事項、手順、連絡帳の書き方の研修を受ける。

② 保育士による登園時の受け入れ方

- 健康状態を把握する（顔色、むくみ、鼻汁の有無、鼻詰まり、表情や反応、目の充血、皮膚の状態、外傷の有無）
- 保護者との会話、連絡帳から生活ぶりを把握する（昨日からの家庭での子どもの様子、健康状態、体温、機嫌、食欲、睡眠時間、排泄の状況、保護者の当日の就労状況、親の心情等）
- 保護者との会話、連絡ノートの内容を把握した職員は他職員に必要な情報を伝える。

③ 睡眠時の注意

- うつ伏せをやめ、仰向けに寝かす。寝返りをした子どもはその都度、仰向けにする。
- 午睡チェック表に身体の向きを記入する。
- 0歳児は5分、1歳児は10分、2歳児は15分ごとに、子どもの様子をうかがい、必ず子どもに触れて確認する。呼吸があるかを鼻の近くに手を近づけたり、耳を近づけたりして確かめ、体に触れてみて反応があるかをみる。できれば脈を確認する。
- 泣き声、機嫌、睡眠中の顔色、毎日の検温などから体調をきめ細かくチェックし、「何か変」と思う疑問を無視しないで、その都度、保育者同士で確認し合う。
- 厚着にしていると、急に高体温になったとき、体温調節をできず危険。衣服の締め付けがないかを確認し、寒いときは部屋全体を体温が調節できる程度に調整。
- 窒息死の原因になる柔らかな枕、ぬいぐるみ、小さなおもちゃは枕元に置かないようにする。
- 睡眠中の照明は、光による刺激によって睡眠が妨げられない程度で、カーテンは一部を開放したままにし、顔の表情がよく判る明るさを保つ。

④ 発生時の迅速な対処法

- 決して取り乱さないでパニックにならないようにする。
- 必要以上に騒がないで落ち着いた対処とすばやい行動をとる。
- 何が一番優先するか、平常心を失わず冷静に対応する。

5. 誤嚥時の対応

A 誤嚥の予防

① 誤嚥（食事中）

- 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた子どもの健康状態等について情報を共有する。
- 子どもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。

（食事の介助をする際の注意事項）

- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
 - 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
 - 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
 - 汁物などの水分を適切に与える。
 - 食事の提供中に驚かせない。
 - 食事中に眠くなっていないか注意する。
 - 正しく座っているか注意する。
- 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設の状況に応じた方法で、子ども（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。
 - 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材（例：白玉風のだんご、丸のままのミニトマト等）は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。

② 誤嚥（玩具、小物等）

- 口に入れると咽頭部や気管が詰まる等窒息の可能性のある大きさ、形状の玩具や物については、乳児のいる室内に置かないことや、手に触れない場所に置くこと等を徹底する。
- 手先を使う遊びには、部品が外れない工夫をしたものを使用するとともに、その子どもの行動に合わせたものを与える。

- 子どもが、誤嚥につながる物（例：髪ゴムの飾り、キーホルダー、ビー玉や石など）を身につけている場合もあり、これらの除去については、保護者を含めた協力を求める。

- 窒息の危険性があった玩具やこれまでに窒息事例があるものと類似の形状の玩具等については、内で情報を共有し、除去する。

【事例2：参考例2】

水遊び・沐浴マニュアル

水遊び・沐浴をする前の注意点

- 連絡帳で水遊び・沐浴ができるかできないかをしっかり確認する。
- 健康状態をよく確認する。
 - ① 熱はないか、② 下痢はしていないか、③ 中耳炎、外耳炎になっていないか
 - ④ 扁桃腺の腫れはないか、⑤ 結膜炎になっていないか、⑥ とびひはないか
- 職員間で声を掛け合い、見学者が水遊びをすることがないようにする。
※ 見学者の有無、見学者名簿を事務に伝える。
- 必ず排泄を済ませておく。
(途中で排泄に行くと水遊び中の職員不足の原因となるため)
- **準備運動**を行い、怪我・事故を予防する。

【準備運動】

1. 肩回し、首回し
2. 屈伸
3. 伸脚
4. 手首、足首

※ 乳幼児は十分な準備運動が行えないため、心臓発作防止の観点から心臓より離れた四肢から徐々に温水に慣らしていく。

- 水遊びをする前に必ず子どもたちと**お約束**の確認をする。

【お約束】

- 準備運動をして、怪我のないように気を付ける。
- プールの周りで走ったり、お友だちを押ししたりしない。
- プールの中で友だちに覆いかぶさったり、危険な行為をしない。
- プールの中に顔を付けない。

※ 水遊びは、15分以上は行わないこと！！

水遊び準備の注意点

- プールが破れないように、プールの下だけにブルーシートで敷く。
- 子どもたちが水遊びをする直前に温水をプールにためる。(子どもの転落を防ぐため)
- 水遊びの実施条件は気温と水温をあわせて 50 度以上とする。
(例 気温 25 度の場合、水温 25 度)
- 肌寒かったり、体調不良が多い場合は、その都度判断する。
- プールにはる水量は、10 cm以内 (量に気を付ける。)
- プールに入る前は、ビニール手袋をつけ、足洗い場にて、子どもの水着の中に手を入れて、おしりを洗う。

その他の重要事項

- プールを出して水遊びをする場合は、必ず監視役を配置する。

※ 監視役とは……

子どもたちの水遊びの際に活動を見守り、怪我や事故のないように全体の様子を見る担当。そのため、水遊び中はその場を離れず、子どもたちの様子から目を離さない。見学の子の様子も含めてみる。

水遊びが終わるまで (最後の子がプールを上がるまで) 監視役に徹する。子どもたちが上がった片付けまで手伝いをする。

※ 監視役がない日はプールを出さず、子どもたちと活動する職員がホースで水をまく活動のみとする。

- 職員の配置は、
 - ① 監視役
 - ② 子どもと活動をする人 (担任)
 - ③ 子どもと活動をし、怪我や排泄の対応をする人 (2人目の職員)

※ 2クラス合同で行うときは、合同で行うクラス担任と担当分けを行うこと。
- 水遊び前に、配置を職員間で声に出し、確認しあうこと (職員配置に気を付ける)。
- 水遊び後には、うがい・シャワー・目洗いの徹底を行う。

活動後のプールの片付けについて

- 監視役が先にプールの片付けを始め、子どもたちが落ち着いたら、空いている職員が手伝う。
※ プールの水抜きを確実に1番に行う。
- 監視役は、水抜きが終わったら担任に声をかけ、自分の持ち場に戻る。
- 担任は、クラスが落ち着いたら、水遊びをした場所が子どもたちの降園や活動に支障がないかを確認する。

事故が起きてしまった時の対応

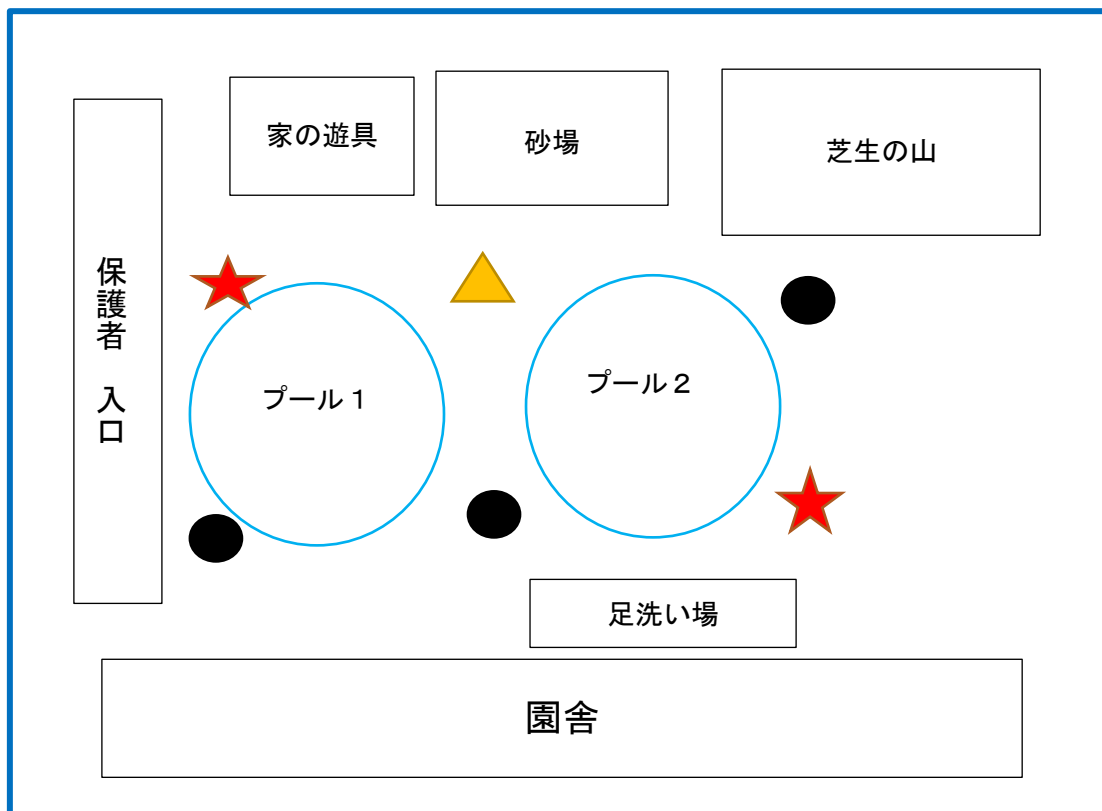
- 発見者は、監視役に伝え、監視役は事務へ報告
→ 1. 園長先生 2. 園長・主任の判断で消防（119番）へ通報
監視役は事務（園長・主任）に報告後、AEDをもって救助活動の場所へ戻り、救助に加わる。
※ AEDは玄関内小窓に設置。
- 監視役以外の職員のうち1名は、子どもの救助にあたり、1名は他の子どもたちの安全を確保し、子どもを集める。
- 子どもの救助にあたる先生は、一刻も早く気道を確保し、水を吐かせるよりも先に人工呼吸をする心肺蘇生を行う。

応急処置

- ① 水中から出す
 - ② 意識確認……反応がなければ呼びかけ、脈の有無、心臓の鼓動の確認
 - ③ 救急車要請（119）状況を伝え、指示を受ける
⇒ 事務の先生は園携帯で連絡をし、救助活動場所へ向かう
 - ④ 救急車を待つ間、AED・人工呼吸
 - ⑤ 水を飲みこんでいる場合は、背中をたたいて水をはかせる
- ※ 意識があっても病院へ→水中の細菌や汚れが肺に入ると肺炎の恐れあり

職員配置

△ … 監視役 ☆ … 担任 ● … 職員



【事例2：参考例3】

インシデント・アクシデント報告書の様式

インシデント・アクシデント報告書

対象児

 ぐみ

報告日 年 月 日
 発生日 年 月 日
 時 分頃発生

報告書種類 : インシデント アクシデント

危険度レベル : ない 極めて低い 低い 高い 極めて高い

発 生 時 の 状 況	発生場所		報告者（当事者）について			
			氏名		経験年数	年
状 況	気づいた人		発生時の子どもの年齢	子どもの健康状態	子どもの人数	保育者の人数
	<input type="checkbox"/> 報告者 <input type="checkbox"/> 他の職員 <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> その他（ ）		歳	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 発熱あり <input type="checkbox"/> その他（ ）	名	名
事 故 の 種 類	<input type="checkbox"/> 備品		<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 説明不足 <input type="checkbox"/> 使用間違い <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 環境設定		<input type="checkbox"/> 年齢にそぐわない <input type="checkbox"/> 質・量が適切ではない <input type="checkbox"/> 場所が適切ではない			
	<input type="checkbox"/> 怪我		<input type="checkbox"/> やけど <input type="checkbox"/> すり傷 <input type="checkbox"/> 切り傷 <input type="checkbox"/> 打撲 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 食事		<input type="checkbox"/> 誤嚥 <input type="checkbox"/> 誤食 <input type="checkbox"/> 誤配膳 <input type="checkbox"/> 異物混入 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 移動		<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 人数確認不足 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 与薬		<input type="checkbox"/> 薬剤間違い <input type="checkbox"/> 園児間違い <input type="checkbox"/> 分量間違い <input type="checkbox"/> 与薬忘れ <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 忘れる・間違える		<input type="checkbox"/> 入れ忘れ <input type="checkbox"/> 入れ間違い <input type="checkbox"/> 作成間違い <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	<input type="checkbox"/> 対応の不備		<input type="checkbox"/> 保護者対応 <input type="checkbox"/> 電話対応 <input type="checkbox"/> 職員対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
<input type="checkbox"/> その他						
原 因 分 析	事故の概要・詳細		どのような相手に対して、どのような状況で、何がどのようにしておきたのか？ 発生までの状況を記入。			
	原因分析					
	今後の対策					

発生時の見取り図 ※必要な場合

その後の状況

園長印	主任印	担任印	報告者印

■ 事例3 | ゆらりん砂町保育園（東京都）



■ 保育所の概要

施設名称	ゆらりん砂町保育園
所在地	東京都江東区北砂5丁目20 北砂五丁目団地1号棟101
施設種別	認可外保育施設（地方単独保育事業）
経営主体	ライフサポート株式会社
開設時期	2009年7月
定員数	29名（0歳児9名、1歳児11名、2歳児9名）
職員数	常勤職員6名（保育士5名、調理員1名） 非常勤職員4名（保育士1名、保育補助2名、調理員1名）
保育事業の種類	月極保育、一時保育
開所日	月曜日～土曜日
休所日	日曜・祝日、年末年始
開所時間	7時30分～22時00分

1 事故防止に対する当保育施設の考え方

- 多くのマニュアルやチェックリスト等の資料は、保育所保育指針や行政が発出しているガイドライン等を基に、法人の本部が自らの保育方針や運営方針等に沿って独自に作成し、法人内の保育施設に統一的に適用しているものである。
- 0歳児の午睡時のチェック項目の記録や睡眠状態の確認等については、センサーと連動させたタブレットを活用するなど、民間企業ならではの先進的な効率化に向けた創意工夫も行われている。
- こうした本部の取組みにより、当保育施設の職員は事故防止について高いレベルで均一化された取組みを実践できている。

2 事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等について

(作成プロセス)

- 保育所保育指針や行政が発出しているガイドライン等を基に、法人の本部が自らの保育方針や運営方針等に沿って独自に作成した、保育全般に係る「ゆらりんマニュアル」の中の「第2章 ゆらりんの保育」及び「第9章 安全管理と危機対策」が、事故防止に係るマニュアルに該当する。
- 上記のほか、お散歩、看護、食中毒、感染症予防、給食、食物アレルギー、防災など、項目別のマニュアルも法人の本部が作成している。
- これらのマニュアル類は、法人が運営する保育施設に共通するマニュアルである。

(マニュアルの内容)

- 「ゆらりんマニュアル」の中の「第2章 ゆらりんの保育」及び「第9章 安全管理と危機対策」の構成は、以下のとおりである。

<マニュアルの構成>

第2章 ゆらりんの保育	
1 保育の計画	
2 保育の実施	
3 室内の環境整備	
4 園外保育の安全確認	
5 固定遊具の使い方	
6 園外保育の配慮	
7 子どもの生活と職員の対応	
第9章 安全管理と危機対策	
1 消防計画	9 災害時の対応
2 防災計画	10 事故発生時の対応
3 不審者対応	11 主な怪我の対応
4 台風時の対応	12 誤飲
5 大雪時の対応	13 感染症についての対応
6 津波時の対応	14 かみつきの対応
7 地震時の対応	15 アタマジラミが発生した時の対応
8 火災時の対応	

(マニュアルの見直し)

- 法人の本部が、東京都主催の講習会で紹介された資料や事例を追加するなど、定期的に見直し作業を行っている。これに加え、保育制度に大きな変更があった場合など、都度見直しを行っている。
- 当該マニュアル類については、各々の保育施設の実態に合わせて見直しを行うこともある。地域の状況等にあわせて都度見直し、マニュアルに反映させている。

(職員への周知徹底)

- マニュアルの内容の見直しや職員の研修受講の報告等は、職員会議（月2回、1時間程度）の中で連絡・報告し、周知徹底を図っている。
- マニュアル類は、職員が常に目を通すことができる場所に置いておき、都度確認ができるようにしている。また、疑問点等については、主任や園長にすぐに確認するよう促している。
- マニュアル類に係る職員の理解度については、園長が園内巡回の際に都度声掛けを行うなどして、確認している。
- 新入職員については、入社時研修などでマニュアル類の熟読や確認を促している。

3 事故防止に係る取組状況

(1) 睡眠中の呼吸等点検

(チェックしている点)

- 呼吸
- 体位
- 睡眠状態
- その他、胸の動き、顔色、咳、鼻水

(チェックの頻度)

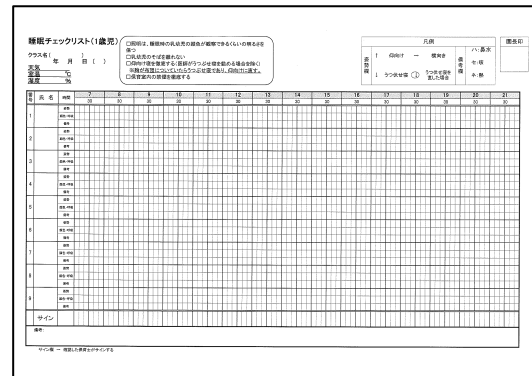
0歳児	1歳児	2歳児
5分に1回	10分に1回	10分に1回

(チェックに際しての点検表の活用)

- 0歳児については、目視に加え、センサーを併用しているため、センサーと連動させたタブレットに入力している。5分に1回、アラームが鳴るため、アラームの都度、入力する。
- 1歳児、2歳児については、手書きの点検表を活用し、10分ごとの「呼吸」、「体位」、「睡眠状態」、「その他（胸の動き、顔色、咳、鼻水）」を記録している。



睡眠中の点検表（0歳児用）



氏名	性別	年齢	クラス	保育士
1	男	2	1	山本
2	女	2	1	山本
3	男	2	1	山本
4	女	2	1	山本
5	男	2	1	山本
6	女	2	1	山本
7	男	2	1	山本
8	女	2	1	山本
9	男	2	1	山本
10	女	2	1	山本
11	男	2	1	山本
12	女	2	1	山本
13	男	2	1	山本
14	女	2	1	山本
15	男	2	1	山本
16	女	2	1	山本
17	男	2	1	山本
18	女	2	1	山本
19	男	2	1	山本
20	女	2	1	山本
21	男	2	1	山本
22	女	2	1	山本
23	男	2	1	山本
24	女	2	1	山本
25	男	2	1	山本

睡眠中の点検表（1・2歳児用）

(チェック体制)

- 午睡チェックには、各クラス（年齢別、1・2歳児のみ同じクラス）に専属で1名以上の職員を配置している。

(チェックにあたり心掛けていること)

- 仰向けに寝かせ、寝返りをした子どもはその都度、仰向けにする。
- 0歳児については、保育者による目視に加え、センサーも併用し、チェックを行っているが、センサーを利用しているからといって、それに依存しすぎることの

ないよう、目視での確認も重視している。チェック項目の記録や睡眠状態の確認等については、センサーと連動させたタブレットを活用し、無呼吸状態をセンサーが感知するとタブレットがアラームを出す仕組みとなっている。

(2) プール・水遊び中の事故防止の工夫

- 実施時には必ず1名以上の監視役を配置し、長くても30分以内で水遊びを実施している。監視役以外にも2～3名の職員を遊び役として配置している。また、適宜水分補給をしている。
- 「水遊び日誌」に、子どもの体調、開始時・使用中の人数、水温・気温、担当者名等を記入し、職員の意識付けを図っている。

水あそび日誌 2019年 月 日 () 天気()

確認事項								監視員 確認サイン	
・園児の健康状態は良いか？									
・水あそびの用具・玩具に破損・不備等はないか？									
クラス	参加児 (人)	不参加児 (人)	出席児 合計	担当者名	天候	時間	気温 (℃)	水温 (℃)	
開始時	0歳児				晴・曇・雨	時 分			
	1歳児				晴・曇・雨	時 分			
	2歳児				晴・曇・雨	時 分			
使用中	0歳児				晴・曇・雨	時 分			
	1歳児				晴・曇・雨	時 分			
	2歳児				晴・曇・雨	時 分			
	0歳児				晴・曇・雨	時 分			
	1歳児				晴・曇・雨	時 分			
	2歳児				晴・曇・雨	時 分			
確認事項								確認サイン	
・参加児全員、保育園に戻っているか？外に園児は残っていないか？									
・水あそびの用具・玩具に破損・不備等はないか？									
(備考)								園	長

水あそび日誌 2019年 月 日 () 天気()

確認事項								監視員 確認サイン	
・園児の健康状態は良いか？									
・水あそびの用具・玩具に破損・不備等はないか？									
クラス	参加児 (人)	不参加児 (人)	出席児 合計	担当者名	天候	時間	気温 (℃)	水温 (℃)	
開始時	0歳児				晴・曇・雨	時 分			
	1歳児				晴・曇・雨	時 分			
	2歳児				晴・曇・雨	時 分			
使用中	0歳児				晴・曇・雨	時 分			
	1歳児				晴・曇・雨	時 分			
	2歳児				晴・曇・雨	時 分			
	0歳児				晴・曇・雨	時 分			
	1歳児				晴・曇・雨	時 分			
	2歳児				晴・曇・雨	時 分			
確認事項								確認サイン	
・参加児全員、保育園に戻っているか？外に園児は残っていないか？									
・水あそびの用具・玩具に破損・不備等はないか？									
(備考)								園	長

水あそび日誌

- 準備、片付け時の留意点等が記載されたマニュアルの読み合わせを行うほか、水遊びに関するヒヤリハットを共有し、事故防止に努めている。

(3) 誤えん事故防止の工夫

- 「給食担当者業務マニュアル」の中には、「使用禁止食品」や「使用注意食品」、食材の大きさの基準などを表示している。
- 子どもが食事を口に押し込まないように一口の量を調整するほか、特に体調不良時には固さや量に配慮している。

<使用禁止食品、使用注意食品>

6) 使用禁止食品

食品名	禁止理由・その他
貝・甲殻類 (えび・かに等)	激しいアレルギー反応が出る可能性がある為(アナフィラキシーショック)
ナッツ類	激しいアレルギー反応が出る可能性がある為(アナフィラキシーショック) ※ナッツ類とは(ピーナッツ(落花生)・アーモンド・クルミ・カシューナッツ・マカダミアナッツ・ピスタチオなど)
コーヒー・紅茶	カフェインが多く含まれている為

7) 使用注意食品

※すべての食材は原材料表示を必ず確認してから使用すること

※各行政のルールに従うこと

食品名	使用上の注意事項
牛肉、牛肉使用食品 牛肉使用調味料	牛肉の使用については、行政の規則に従う(使用する場合は識別番号、生産者がはっきりとしている国産牛肉を使用すること)
ゼラチン	豚由来のものを使用(牛由来がある)
練り製品	原材料をよく確認する(卵白、魚の種類など) 誤飲の原因となりやすい食材なので、大きさに注意
ハム、ベーコン、 ウインナーソーセージ	卵白使用のものが多いので、成分をよく確認すること ※アレルギー児注意
しょうが・にんにく	匂い、刺激が強いため、少量使用、加熱して使用する。
白玉粉	誤飲の原因となりやすいので、小さく丸めずに大きい物を調理用ハサミなどでカットする 小麦粉や片栗粉、豆腐を利用して硬さを柔らかく仕上げる
青魚(さば・いわし)	園児によってはアレルギー反応が出る可能性がある為、使用は家庭に確認を
キウイフルーツ	激しいアレルギー反応が出る可能性がある為
山芋	激しいアレルギー反応が出る可能性がある為
はちみつ	乳児ボツリヌス症(乳児特有の病気)予防の為使用は1歳を過ぎてから
酒・みりん	アルコールをしっかりとばして使用
ソース	香辛料が含まれており、刺激が強いため少量使用
コンソメ・鶏がら・中華だし	無添加の物を使用する ※原材料を確認する
マヨネーズ	卵が使われているのでアレルギーに注意をする。 ※卵アレルギー児に対しては、卵を使用していないマヨドレ等に代替可。
マーガリン	製造時の油に、安全性も確認がとりにくい為

(4) 日常保育中の施設内点検

(点検対象)

- 保育室、エントランス

(点検内容)

- 保育全般に係る「ゆらりんマニュアル」の中に、年齢別の「保育環境チェックリスト」があり、月に1回設けている安全チェックの日に、このチェックリストを基に、クラス担任が点検を行っている。

<0歳児のチェック項目の例>

- 室内で角や鋭い部分にはガードがしてある。
- 室内は整理整頓を行い、使用したものは直ぐに収納場所に片付けている。
- ネジや玩具の破片など誤飲の原因となるものが落ちていないか確認している。
- 室内玩具に破損はないか、また数を点検する。

- また、毎日の園内巡回時や玩具の清掃時、保育室の片づけ・整理時に、破損の有無や数の確認、年齢にあった玩具等が配置されているかの確認を行っている。

(5) アレルギー児への対応

(実施している誤食防止措置)

- アレルギー食は普通食とは作業スペースを分けて盛り付けを行っている。
- 担当の調理師をつけ、アレルギー食は最初に作る。
- 調理時、取り分け時、配膳時など、重要な場面でのアレルギー表と現物との突き合わせ確認を行う。
- アレルギー児はアレルギー専用のトレイを使用し、食器の形や色を変える。
- アレルギー児は普通食の子どもとは別のテーブルにする。
- 普通食を介助する職員と、アレルギー児を介助する職員を分けて配置している。

(調理時、取り分け時、配膳時以外でのアレルギー児への対応に関する工夫)

- 前月末までに、アレルギー児専用の「アレルギー対応献立」を保護者・調理員・保育士・園長で共有し、複数の目で除去食材が確かに献立から除かれていることを確認している。
- 「アレルギー対応献立」とは別に、毎食、「除去食確認表」を作成し、喫食前に、除去食材が確かに除かれていることを、調理員・配膳者・介助者・園長が順次チェックしている。



アレルギー対応献立

除去食確認表						年 月		除去内容		
園児名： _____						組： _____				
日付	曜日	区分	献立	除去食品	対応	確認印				
						給食室	配膳担当	介助担当	園長	
		朝ごはん	主食			朝ごはん				
		昼食	主菜			昼食				
			副菜							
			汁							
			果物							
		午後おやつ				午後おやつ				
		朝ごはん	主食			朝ごはん				
		昼食	主菜			昼食				
			副菜							
			汁							
			果物							
		午後おやつ				午後おやつ				
		朝ごはん	主食			朝ごはん				
		昼食	主菜			昼食				
			副菜							
			汁							
			果物							
		午後おやつ				午後おやつ				
		朝ごはん	主食			朝ごはん				
		昼食	主菜			昼食				
			副菜							
			汁							
			果物							
		午後おやつ				午後おやつ				

除去食確認表

4 事故・ヒヤリハット発生時の報告書の活用

- ヒヤリハット報告書、軽傷報告書、事故発生報告書の3種類を作成している。
- ヒヤリハットが発生した際にはヒヤリハット報告書を、医療機関への受診を伴わない怪我の場合は軽傷報告書を、受診を伴う怪我の場合は事故発生報告書を作成している。
- それぞれの記載内容は、以下のとおりである。

<各報告書の構成>

■ ヒヤリハット報告書

- 園児名、年齢、クラス
- 発生日時、場所、状況
- 原因の分析（以下の選択肢から選択）
 - ・ 環境に問題
 - ・ 保育手順に問題
 - ・ 自分自身の問題
 - ・ 園児の問題
- 改善したこと
- 改善後1か月経過しての所感

■ 軽傷報告書（受診を伴わない場合）

- 園児名、年齢、クラス
- 発生日時、場所、状況（どうして、どうなったか）
- 処理
- 怪我をした部位
- 改善点
- 保護者への対応
- その後の様子

■ 事故発生報告書（受診を伴う場合）

- 園児名、年齢、クラス
- 発生日時、場所、診断名、受診先、受診部位
- 発生原因、状況、状況図
- 時間別事故に関する対応
- 受診内容、傷の状況
- 事故防止の対応策

- なお、ヒヤリハット報告は、作成枚数の目標設定などはしておらず、特に決めていない。法人の本部には、都度報告を行っている。

5 救命救急講習の受講について

- 心肺蘇生法、気道内異物除去、AED使用、エピペン使用のいずれの講習についても、東京都主催の認可外保育施設向けの研修や法人の本部主催の研修を受けた職員が、職員会議の際に他の職員に伝達をしている。
- 東京都主催の研修等、園外の研修については、毎回、違う職員が受講できるように配慮している。救命救急講習については、既に現在所属する職員の全員が受講した。
- 心配蘇生法や気道内異物除去については人形を使い、エピペンについては練習用キットを使ったりするなど、実地に近い内容となるよう工夫している。

6 防災訓練の実施

- 年間計画を作成し、さまざまな時間帯・状況を想定した訓練を計画し、実施している。具体的には、避難経路の確認のための図上訓練、園内出火・地震・火災等を想定した避難訓練、消火訓練、不審者対応訓練を行っている。職員への予告なしで行うこともある。年に1回は、保護者による子どもの引き取り訓練も行っている。
- 通報訓練は、さまざまな職員によって訓練を実施している。緊急時の連絡先を誰もが分かりやすい場所に掲示し対応できるようにしている。また、消防署に実際に通報する訓練はやっていないが、事前に消防署と協議し119番以外の消防署の電話に通報するという訓練は行っている。

実施時期	実施内容	実施場所	実施者	実施回数	実施状況
1月	避難訓練	園内	職員	1回	実施済み
2月	消火訓練	園内	職員	1回	実施済み
3月	地震訓練	園内	職員	1回	実施済み
4月	不審者対応訓練	園内	職員	1回	実施済み
5月	避難訓練	園内	職員	1回	実施済み
6月	消火訓練	園内	職員	1回	実施済み
7月	地震訓練	園内	職員	1回	実施済み
8月	不審者対応訓練	園内	職員	1回	実施済み
9月	避難訓練	園内	職員	1回	実施済み
10月	消火訓練	園内	職員	1回	実施済み
11月	地震訓練	園内	職員	1回	実施済み
12月	不審者対応訓練	園内	職員	1回	実施済み

年間計画



通報訓練の様子

■ 本事例から得られる示唆

多くのマニュアルやチェックリスト等の資料は、保育所保育指針や行政が発出しているガイドライン等を基に、運営している保育施設に共通するものを法人の本部が独自に作成している。0歳児の午睡時のチェック項目の記録や睡眠状態の確認等については、センサーと連動させたタブレットを活用するなど、民間企業ならではの先進的な効率化に向けた創意工夫も行われている。

一方で、現場における事故防止の取組みは、各現場に即して行われるよう現場に任されており、園長が中心となって、巡回、声掛け、職員会議での指導などを通して、事故防止に努めている。法人の本部が大きな方針や運営方法を提示し、他方、現場は各園の状況に即して必要なカスタマイズを加えながら事故防止に取り組むといった分担がなされていると見受けられる。

事例4 | さくらゆうゆう保育園（愛知県）



■ 保育所の概要

施設名称	さくらゆうゆう保育園
所在地	愛知県一宮市桜2丁目5-1
施設種別	認可外保育施設（企業主導型保育施設）
経営主体	社会医療法人大雄会（運営受託：株式会社トットメイト）
開設時期	2018年3月
定員数	50名（0歳児9名、1歳児15名、2歳児14名、3歳児以上12名）
職員数	常勤職員4名（保育士4名） 非常勤職員12名（保育士11名、事務員1名）
保育事業の種類	月極保育
開所日	月曜日～日曜日、祝日・年末年始
休所日	なし
開所時間	7時00分～20時00分

1 事故防止に対する当保育施設の考え方

- 多くのマニュアルやチェックリスト等の資料は、運営受託会社の本部が自らの企業理念や保育目標等に沿って独自に作成し、運営受託している保育施設に統一的に適用しているものである。マニュアルの中には、トラブル事例を基に原因と対応策を全員で検討する「シェルモデル」や、危険予知トレーニング「KYT」（危険な場面の絵や写真を見て、危険箇所や状況、改善策等を検討する危険予知研修）といった、事故防止のための先進的な分析手法が取り入れられている。
- 職員の研修・教育については運営受託会社の本部が一貫して行っている。事故防止の取組みについても、導入研修、入社1か月後のフォロー研修、その後のスキルアップ研修、管理職に対するリーダー研修等の中で、段階的に実施している。
- 複数の病院を有する経営主体の社会医療法人と提携することにより、急な発病や負傷の場合にも万全の体制が組まれている。

2 事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等について

（作成プロセス）

- 運営受託会社の本部が自らの企業理念や保育目標等に沿って独自に作成した、保育全般に係る「保育マニュアル」の中の「事故防止マニュアル」を使用している。
- 当該マニュアルは、運営受託会社が運営する保育施設に共通するマニュアルである。

（マニュアルの内容）

- 保育マニュアルの構成は、以下のとおりである。（事故防止マニュアルは5（12）

<マニュアルの構成>

- | |
|--------------------------|
| 1 行事等（省略） |
| 2 安全管理 |
| （1）薬の扱い方のルール |
| （2）アレルギー対応のルール |
| （3）アレルギー対応に必要な2次製品加工食品 |
| （4）調乳と授乳 |
| （5）離乳食の進め方 |
| （6）離乳食（食材と食べる量） |
| （7）給食、業者弁当のメニューの掲示ルール |
| （8）散歩、戸外遊びの取り組み方 |
| （9）SIDSチェックについて |
| （10）ベビーラック・ベビーベッドの使用のめやす |
| （11）パイプ椅子の運び方 |
| （12）夜間勤務 |
| （13）一次救命処置について |
| （14）アクションカードの使い方について |

3 衛生管理

- (1) 保育室の室温 湿度管理
- (2) 夏の健康管理
- (3) お茶を飲む目安
- (4) 冬の健康管理
- (5) 水遊び・お願いの手紙
- (6) 熱中症
- (7) アタマジラミ
- (8) おむつ替えのルール
- (9) ノロ、ロタウイルス対策
- (10-1) 嘔吐時の処理
- (10-2) 出血時の処置
- (11) 感染症について①②
- (12) 予防接種について・予防接種スケジュール
- (13) 手洗いの基本ルール
- (14) 砂場の消毒の仕方
- (15) 検温
- (16) スタッフの検便
- (17) 口拭きタオルの扱い方
- (18) 子どもの爪のチェックについて
- (19) 食べ物の管理について

4 個人面談 (省略)

5 その他

- (1) 書類の保存期間
- (2) アルバム作成の仕方
- (3) かみつき、ひっかけがおきてしまったら
- (4) ブルーリボン対応
- (5) トラブル(被害者)リスト, リスト見本
- (6) 避難訓練年間計画(地震・火災)
- (7) 避難訓練年間計画(防犯)
- (8) 災害時持ち出し品
- (9) 感染症発生時の対策
- (10) ルーム・個人宅・集団でのケガ・誤食などの連絡フロー
- (11) ケガ誤食の対応
- (12) 事故防止マニュアル

① 室内遊び、② 園庭遊び、③ 園外保育、④ 食事、⑤ 排泄、⑥ 午睡

- 事故・災害発生時マニュアルの「室内遊び」の項目では、はさみ、のり、セロテープの使い方といった具体的な保育の場面にまで落とし込んだマニュアルがある点が特徴的である。

（マニュアルの見直し）

- 当該マニュアルは、運営受託会社の本部が原則として年1回見直しを行っているが、トラブル事例が発生した場合等にはその都度見直しを行っている。また、見直しをしない場合でも、見直しを必要としないことについて確認を行っている。

（職員への周知徹底）

- 当該マニュアルは、月1回の職員打合せ（園児の午睡中（13時～15時）に実施）の中で読み合わせや確認を行い、周知している。具体的には、毎月ここを強化するという「強化テーマ」を設定し、企業主導型保育施設が受講する保育安全研修会の内容を参考に、トラブル事例を基に原因と対応策を全員で検討する「シェルモデル」を用いて議論している。**【事例4：参考例参照】**
- 新入職員については、本部で1日間かけて行われる入社後の導入研修の中で、「事故防止マニュアル」についても研修を行っている。

3 事故防止に係る取組状況

(1) 睡眠中の呼吸等点検

(チェックしている点)

- 呼吸
- 体位
- 睡眠状態
- その他、顔色の変化

(チェックの頻度)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児以上
5分に1回	5分に1回	5分に1回	5分に1回

(チェックに際しての点検表の活用)

- 点検表を活用しており、すべての子どもに対し、5分ごとの体の向きを記録している。

(チェック体制)

- 専属の職員をクラスごとに必ず1名配置している。また、担当する職員同士で適宜交代してチェックを行っている。

(チェックにあたり心掛けていること)

- スタイを外し、物や布を顔周りに置かないようにしている。
- シーツは布団に固定し、布団と布団の間隔を10～15cm空けている。
- 仰向けに寝かせ、寝返りをした子どもはその都度、仰向けにする。
- 部屋の明るさは60ルクス以上になるように測定装置を使って測定し、顔色が確認できるようにしている。
- タイマー(5分間隔、音が出るもの)を使用している。

(2) プール・水遊び中の事故防止の工夫

- プール・水遊びは、監視役の目が届くように、クラスごとに小人数を交代させながら実施している。また、0歳児はプールには入れず、タライ等で遊ばせている。
- プールの水温は、お湯を足す等して冷たすぎないようにしている。
- 水深は10cmまでとしている。
- 子どもをプールに入れたまま離れない。子どもの肌の状態や唇の色を見て、遊ぶ時間を調整している(10分～15分程度)。
- 監視役の保育士は子ども全体が見える位置に立ち、すぐに手が伸ばせるようにしておく。

(3) 誤えん事故防止の工夫

- 食材点検表を活用している。
- 普通食の子どもについては、大きい食材は調理の際に1口サイズに切っている。
- 必ず顔色、食べている姿が見えるような位置に保育士が座るようにしている。

(4) 日常保育中の施設内点検

(点検対象)

- 保育室、2階テラス（水遊び用）、公園の遊具（散歩前に点検）

(点検内容)

- 毎日、週1回、月1回、3か月1回の異なる点検頻度ごとにチェックリストがあり、このチェックリストを基に、例えば以下の項目について点検を行っている。

毎日	週1回	月1回	3か月1回
○ 床に異物がないか ○ 玩具等が壊れていないか など	○ 大型備品のねじにゆるみはないか ○ 窓枠、網戸などがたつき、ゆるみはないか など	○ 棚などがたつきがないか ○ ベビーカー、バギーのタイヤ、ブレーキは壊れていないか など	○ エアコン、照明器具の点検 など

(その他)

- 基本的には清掃時に点検を行っている。
- ヒヤリハット報告書も活用し、危険箇所があればすぐに改善を行っている。
- 3か月に1回、危険予知トレーニング「KYT」（危険な場面の絵や写真を見て、危険箇所や状況、改善策等を検討する危険予知研修であり、月1回の職員打合せ時に実施）を実施し、日頃から危険が予測できるようにしている。
- 散歩コースは経営主体の社会医療法人大雄会の送迎バスが走る道路とし、バスの運転手にも危険箇所を確認してもらっている。

(5) アレルギー児への対応

(実施している誤食防止措置)

- 調理時、取り分け時、配膳時など、重要な場面でのアレルギー表と現物との突き合わせ確認を行う。
- 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- 食器やトレイの形や色を変える。
- アレルギー児は普通食の子どもとは別のテーブルにする。

(調理時、取り分け時、配膳時以外でのアレルギー児への対応に関する工夫)

- アレルギー児が登園したときには、職員の意識づけのため、職員が「△△アレルギーの○○ちゃんがあります」と声を出し、全体に伝えている。
- 準備・除去時には、外部委託している給食業者の調理担当者と当保育施設の保育士が、子どもの名前・アレルギー食品名・献立名を記載した「アレルギーチェック表」と、同じ情報を記入したプレート（給食業者が作成）を照らし合わせて確認し、さらに配膳時に、子どもの顔と名前、プレート、用意した献立が合っているかを保育士2名でダブルチェックしている。その後、確認業務を担当した給食業者の担当者及び保育士は「アレルギーチェック表」に自分の名前を記入する。
- 子どもがまだ食べたことがない未食の食品も掲示している。

4 事故・ヒヤリハット発生時の報告書の活用

- ヒヤリハットが発生した際は、ヒヤリハット報告書を記載している。
- ヒヤリハット報告は、ヒヤリハットに気付いた保育士が記入する。発生場所、事故内容といった主な記載項目のほか、事故現場の見取り図も記入することにより、当事者以外の職員でも状況が把握しやすいように工夫している。
- ヒヤリハット報告は、月1回の職員打合せ時に全員で確認のうえ、傾向分析や改善策の検討を行い、打合せ記録を記録している。なお、ヒヤリハット報告は、月に4枚（年に50枚）は作成するように指導している。
- 30日以上事故が発生した場合は、国が定めた「特定保育・教育施設等 事故報告様式」に則り、事故報告を記入する。

5 救命救急講習の受講について

(1) 心肺蘇生法、気道内異物除去の講習

- 事前に運営受託会社の本部で講習を受講した施設長が、実際に乳児と幼児のマネキンを使用して心肺蘇生法、気道内異物除去の講習を実施している（年2回、全職員を2グループに分けて実施）。
- 平成30年度より、受講前に前年度の講習内容をどこまで理解しているかの把握のために、心肺蘇生法、気道内異物除去のテスト（筆記式）を実施している（100点を取る職員も多数）。
- また、独自の動画（運営受託会社の本部が作成し、スマートフォンの職員用サイトで視聴が可能）をいつでも見て、復習することができる。

(2) AED使用の講習

- AED使用の講習は、職員全員を対象として、半年に1回、練習用のAEDを実際に使用して行っている。



乳児（0歳児）のマネキン



幼児（1～5歳児）のマネキン



AED



キューマスク



講習風景

(3) エピペン使用の講習

- 地域の保育園・幼稚園・小学校等を対象に経営主体である社会医療法人大雄会が年1回実施するエピペン講習会に参加し、実際に練習用のエピペンを使用する講習を受講している。講習の内容は、子ども役、先生役等を他の参加者と役割分担し、アレルギーが発症した状況を再現のうえ、対応策などを学ぶものである。
- エピペン講習会には、常勤職員は全員が参加するものとし、未受講者及び非常勤の職員には、月1回の職員打合せ時に周知している。

6 防災訓練の実施

- 避難訓練、消火訓練は、月に1回、別々に行っている。また、通報訓練も2～3か月に1回は行っている。
- 事前に年間実施計画書を作成しているため、職員はあらかじめ狙いを把握したうえで参加できている。

<年間実施計画書に記載された災害想定、ねらい等>

月	災害想定	活動	実施時間
4月 5月 6月	地震①	地震時の避難方法を知る。	土・日・祝実施 午後 午前
7月 8月 9月	地震②	地震時の第二次避難の方法を知る。	土・日・祝実施 午前 午後
10月 11月	火災①	火災時の避難方法を知る。 (火元ーキッチン)	午前 午後
12月 1月	火災②	火災時の第二次避難の方法を知る。 (建物全体)	午前 午後
2月 3月	地震 火災	地震から火災の起こる可能性を考え、 安全に避難する。	土・日・祝実施 午後

- 避難訓練では、職員間で避難経路、避難する子どもの順番、持ち物などを毎度確認し、連携が取れるようにしている。
- 消火訓練では、全員が消火にあたるよう、月1回の職員打合せ時に、保育士の動きや消火用のバケツ・消火器・非常ベル・放送機器などの場所や使い方、避難場所などを確認している。また、これとは別に、経営主体である社会医療法人大雄会が主催する消火訓練にも運営受託会社の本部職員及び当保育施設の常勤職員が参加している。
- 通報訓練では、不審者に出会った場合の子どもの逃がせ方など保育士の動きを確認し、速やかに逃げて通報できるようにしている。なお、今後、救命救急や火災などの場合に消防署に通報する際の手順書(カード)を作成し、園内に掲示する予定である。

■ 本事例から得られる示唆

多くのマニュアルやチェックリスト等の資料は、運営している保育施設に共通するものを運営受託会社の本部が独自に作成している。また、事故防止の取組みに関する職員の研修・教育についても、多くの保育施設を運営受託する中で蓄積されたヒヤリハット事例をベースに本部が教材を作成し、計画的かつ主導的に実施している。

こうした本部の取組みにより、当保育施設の職員は事故防止について高いレベルで均一化された取組みを実践できている。トラブル事例を基に原因と対応策を全員で検討する「シェルモデル」や危険予知トレーニング「KYT」といった先進的な分析手法が取り入れられているのも特徴的である。

【事例4：参考例】

シェルモデルを用いた検証

■ 検証ケース

12月4日 ケガ（かみつき）

＜子どもの症状・状況＞

0歳のAちゃんが、2歳のBくんに右手中指をかみつかれ、3mm程度の傷ができ血がにじんだ。Bくんは自宅をかみつくことがあると保護者から聞いており、ルーム内でも噛みつき未遂が数回発生していた。Bくんは日頃からラックに乗りたがる傾向にあった。

＜現場の状況＞

子ども 3名

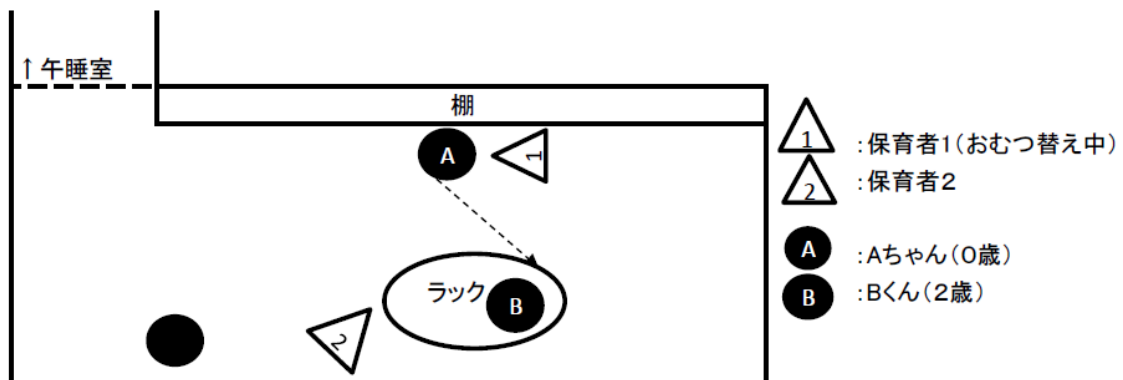
保育者 2名

- ・保育者②がAちゃん（0歳）をラックに寝かせようと事前にラックを保育室に準備していた。
- ・保育者①はAちゃんのおむつ替えが終わり、周りの様子を確認せずにAちゃんを遊びに行かせて、片づけを始めた。
- ・Aちゃん（0歳）が本来乗るべきラックにBくん（2歳）が乗ってしまった。
- ・保育者②はラックに乗っていたBくん（2歳）を降ろそうとしている状態だった。

＜内容＞

Bくんは「降りたくない！」と不機嫌な状態で、保育者が「降りようね」と声をかけていた。そこへ、おむつ替えを終えたAちゃんがハイハイで近付き、ラックに手をついてつかまり立ちをした。そのまま手を伸ばし、Bくんの口の中に自分の右手を入れてしまう。2人の間にトラブルなどはなかったが、元々不機嫌であったBくんが、そのままかみついた。右手中指の爪の下あたりを噛まれ、少し切れて血がにじむ。冷やして様子を見た。Bくんは自宅をかみつくことがあると保護者から聞いており、保育者②は知っていたが、保育者①はヘルプスタッフで知らなかった。

保育者は横についていたが、止めることができなかった。



■ 原因と対策

項目	原因	対策
研修・ルール面 (マニュアルや 流れなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者の役割分担ができていない。 ・ ヒヤリハットの記入や共有漏れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者①がおむつ替えをするのであれば、保育者②は子ども全員が見て保育できるようにするべきだった。 ・ 数回未遂があったがヒヤリハットに記載をしておらず、また本部に事前相談がなく、対策をしていなかった。
設備・備品面 (玩具・施設不備 など)		
現場の状況面 (配置・周りの 環境など)	誰も乗っていないラックがあったので、Bくんが自由に乗ってしまう状況だった。	ラックは使う直前に出し、使用後はすぐ片付ける。『子どもの乗っていないラックが保育室にある』という状態を作らない。
事故に関わった人の面 (見たり対応した 保育士など)	<ul style="list-style-type: none"> ① Bくんがかみつく可能性があるという意識が薄れていてスタッフ間の声掛けができていない。 ② Bくんをすぐにラックから降ろすことができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 朝の申し送りでBくんの特性を共有し、特に不機嫌な場合は誰でもかみつく可能性があるため、常にBくんに保育者をつけ、スタッフ間で声掛けをする。 ② 他の遊びに誘うなど、すぐにラックから降ろすようにする。
上記以外の人 (子ども・保育士 など)	おむつ替えが終わった後に、周りの様子を確認せずAちゃんを遊びに行かせ、片づけを始めた。	<ul style="list-style-type: none"> ・ おむつ替えの後にラックを出し、Aちゃんを乗せてBくんがラックに乗ることを防ぐ。 ・ 保育者②が1名で3名の子どもを見られるように、Aちゃんをラックに乗せて安全が担保できてから業務に向かう。

■ まとめ

1. 役割分担表（ホワイトボード）を元に業務分担を明確にすること。
ヘルプスタッフに対しても、分担表の場所を知らせ、ルームスタッフが指示をする。
例）今回は保育担当がラックを出してしまっている
2. ヒヤリハット・トラブルリストを活用すること。

事例5 | レーベンくじら保育園（北海道）



■ 保育所の概要

施設名称	レーベンくじら保育園
所在地	北海道札幌市豊平区平岸4条10丁目8-1
施設種別	認可外保育施設（企業主導型保育施設）
経営主体	株式会社みらいレーベン
開設時期	2017年8月
定員数	19名（0歳児6名、1歳児6名、2歳児7名）
職員数	常勤職員6名（保育士3名、保育助手1名、調理員1名、 連携従事者1名） 非常勤職員10名（うち保育士8名）
保育事業の種類	月極保育
開所日	月曜日～土曜日
休所日	日曜日・祝日、年末年始
開所時間	7時30分～20時30分（延長保育なし）

1 事故防止に対する当保育施設の考え方

- 当保育施設は、0歳から2歳までに一番大切なのは「安全と愛情」であるという考えのもと、「安全と愛情」を笑顔にのせて”を保育理念として掲げている。いずれも保育の基本であり、その基本をしっかりやろうという発想である。
- 経営主体は複数の園を運営しているため、毎月、各園の責任者を集めて行う責任者会議の中で、代表者が事故防止の大切さや安全について常々強調している。ただし、現場の保育士への伝え方（伝えるタイミング、伝える際の言葉選びなど）については、各園のリーダーに任せている。
- 安全のためには「目線（目線を上げ、子どもたちから目を離さない）」、「立ち位置（死角を作らない）」、「言葉がけ（大きな声を出すなど、子どもが落ち着きをなくすようなことはしない）」の3つが重要であるとの考えのもと、職員全員がこれらを意識するような工夫がなされている。
- 当保育施設では、多くの場面で点検表やチェックリストを活用しているが、これは視点を定めてチェックをすることにより、職員が細部にまで意識を行き渡らせることができるようになるための仕掛けの一つとして行っているものである。
- 一方で、子どもたちは日常において冒険をする中で身体の動かし方を学び、ケガから身を守る能力を身に付けていく。そのため、事故を減らすために子どもたちの活動を過度に制限するようになってしまっては本末転倒である。とはいえ、大事故につながることは避けなければならないので、そのバランスに配慮している。

2 事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等について

(作成プロセス)

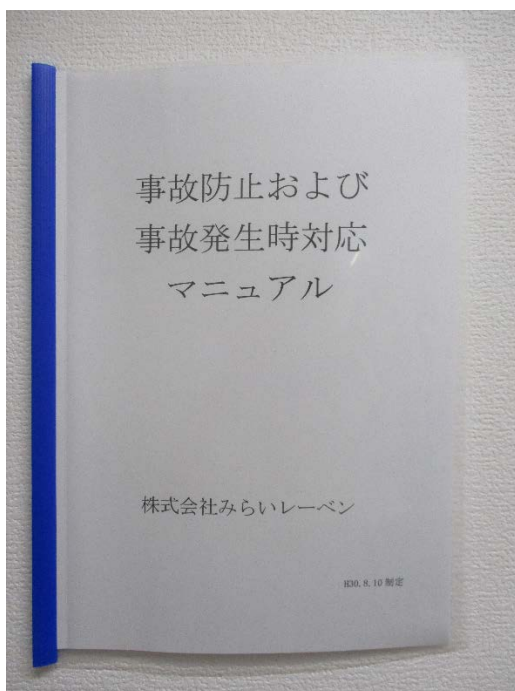
- 当保育施設が独自に作成した「事故防止および事故発生時対応マニュアル」を使用している。
- 当該マニュアルは、厚生労働省「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を見ながら、保育士同士での話し合いを重ね、経験の少ない保育士でもできるよう、やるべきことをマニュアルに落とし込んでいった。

(マニュアルの内容)

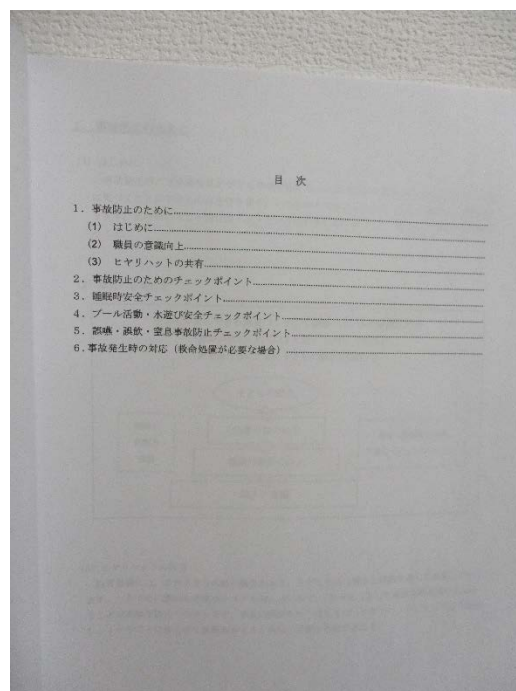
○ マニュアルの構成は、以下のとおりである。

<マニュアルの構成>

- 1 事故防止のために
 - ・はじめに
 - ・職員の意識向上
 - ・ヒヤリハットの共有
- 2 事故防止のためのチェックポイント
- 3 睡眠時安全チェックポイント
- 4 プール活動・水遊び安全チェックポイント
- 5 誤嚥・誤飲・窒息事故防止チェックポイント
- 6 事故発生時の対応 (救命措置が必要な場合)



マニュアル (表紙)



マニュアル (目次)

(マニュアルの見直し)

○ 当該マニュアルは、必要の都度及び年に1回定期的に見直しを行っている。

(職員への周知徹底)

○ 当該マニュアルは、園内研修を行い周知し、職員会議などで定期的にヒヤリハット等を議題にしている。

3 事故防止に係る取組状況

(1) 睡眠中の呼吸等点検

(チェックしている点)

- 呼吸
- 体位
- 睡眠状態
- その他、顔色の変化、胸が動いているか

(チェックする頻度)

0歳児	1歳児	2歳児
5分に1回	5分に1回	5分に1回

(チェックに際しての点検表)

- 点検表を活用しており、すべての子どもに対し、5分ごとの体位、呼吸、顔色、症状（熱、咳など）を記録している。

(チェック体制)

- 午睡チェックには専属で1～2名の職員を配置し、常に子どもから目を離さないようにしている。また、同じ職員が長時間チェックにあたっていると見落としが起る恐れがあるので、担当する職員は時間を決めて交代制としている。

(チェックにあたり心掛けていること)

- 仰向けに寝かせ、寝返りをした子どもはその都度、仰向けにする。
- 午睡前には、必ず温度（夏は26～28度程度（※湿度によって変動あり）、冬は20～23度程度）、湿度（50～60%が目標）を確認している。
- 部屋の明るさは、子どもたちの顔色がみえる明るさであることを常に意識しており、天候の悪い日には照明を付ける場合もある。

(2) プール・水遊び中の事故防止の工夫

- 0～2歳児の低年齢児のみを対象とする保育施設であるため、プールは使用せず、桶や雪遊び用のそりを用いている。それであっても、10cmの深さがあれば溺れることはありうるため、水深には十分に注意している。
- プール・水遊び中の監視者を毎回必ず決め、その者は子どもから目を離さずに監視に専念し、水遊びの指導や片付けはしないことをルールとしている。
- 水遊びに関するチェックリストを毎回記入している。チェック項目は水遊び前と水遊び中に分けて設定しており、例えば前者であれば「桶に破損はないか」、「監視場所に死角はないか」など、後者であれば「子どもの表情に変わりはないか」、「子どもに不審な動きはないか」などを確認している。

なお、このチェックリストの作成にあたっては、消費者安全調査委員会「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びに関する実態調査（平成30年4月24日付）」附属資料2（プール活動・水遊びに関するチェックリスト）を参考にした。

【参考HP：消費者安全調査委員会】

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_180424_0001.pdf

- 水遊びは、子どもを数人ずつに分け、入れ替えをしながら、目が届きやすいように配慮している。



プール・水遊びを始める前に、職員の目に付くよう出入口の近くに貼ってある掲示物

(3) 誤えん事故防止の工夫

- 職員会議には調理師も参加し、その子に合った食材の大きさ、固さについて話し合っている。
- また、毎食、異なる保育士が検食し、食材の固さ、大きさのチェックを行い、その子に合っていないと感じた場合は調理師に戻し、作り直してもらっている。

(4) 日常保育中の施設内点検

(点検対象)

○ 保育室、駐車場

※ 当保育施設には園庭はない。

(点検内容)

○ 毎日、月2回、月1回の異なる点検頻度ごとにチェックリストがあり、このチェックリストを基に、例えば以下の項目について点検を行っている。

毎日	月2回	月1回
○ 玩具等が壊れていないか	○ 避難口がふさがれていないか	○ 椅子や机のがたつきがないかの点検
○ トイレ等の薬品の安全確認	○ ガス器具のホースやコンロが破損していないか	○ 床の傷みやはがれはないかの点検
○ コンセントの確認 など	など	○ 窓が劣化する恐れはないか など

(その他)

○ 常に同じ職員が行うと視点が変わらず、気づかない部分も出てくるので、色々な職員が異なる目線でチェックして、全員が安全を意識できるようにしている。

○ 駐車場については、毎日、ごみや危険物がないかの確認を行っている。



IHコンロの点検



避難口・消火器の点検

(5) アレルギー児への対応

(実施している誤食防止措置)

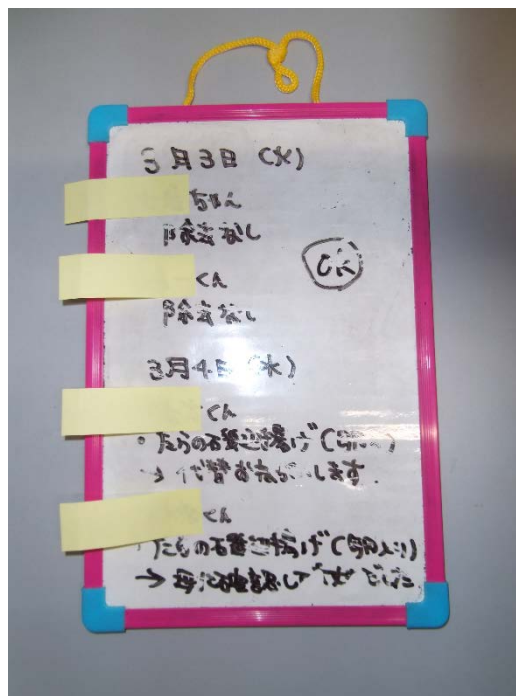
- 調理時、取り分け時、配膳時など、重要な場面でのアレルギー表と現物との突き合わせ確認を行う。
- 除去食、代替食は普通食と形や見た目が明らかに違うものにする。
- 食器やトレイの形や色のほか、おしぼりの色も変える。
- アレルギー児は普通食の子どもとは別のテーブルにする。
- アレルギー食品や注意点（最初に配膳をする、体調の変化に注意する など）を記した個人カードを作り、トレイに載せて、複数の職員が確認するように徹底している。

(調理時、取り分け時、配膳時以外でのアレルギー児への対応に関する工夫)

- 前日には、職員が2名で翌日のメニュー表を見て、(アレルギー食材が献立に入っている場合には家から持ってきてもらう) 代替食を確認し、ボードに書き出す。それをお迎え時に職員と保護者と確認し合う。当日の朝も、同じように職員と保護者とで代替食の確認を行い、2重のチェックをしている。これは職員自らが発案し、始めた取組みである。
- アレルギー食材が他児の給食に入っている場合、食後は全員で手洗いをし、床、椅子、机は消毒する。
- 調理師のエプロンについた食材でもアレルギーが出る場合があるので、調理師が調理室から出るときにはエプロンは必ず外す。



アレルギー食品や注意点を記した個人カードを載せ、色を変えたトレイとおしぼり



代替食を書き出したボード

4 事故・ヒヤリハット発生時の報告書の活用

- ヒヤリハットが発生した際は、ヒヤリハット報告を記載することとしている。記載内容は、以下のとおりである。

<ヒヤリハット報告の構成>

1	いつ
2	どこで
3	だれが
4	何を
5	改善策
6	程度（未遂・無傷・軽傷・受診）
7	分類 （噛みつき・ひっかき・つねる・つかむ・ 投げる・切る・押す・叩く・蹴る・誤飲・ 転倒・転落・衝突・危険行為・異物混入・ 脱走・暴言・保育士 環境・その他）

責任者 担当	
ヒヤリハット報告	
いつ	年 月 日 () 時 分
どこで	0歳児室 1歳児室 2歳児室 乳児トイレ その他
誰が	() (才)
何を	
改善策	
程度	未遂・無傷・軽症・受診
分類	噛みつき・ひっかき・つねる・つかむ・投げる 切る・押す・叩く・蹴る・誤飲・転倒・転落 衝突・危険行為・異物混入・脱走・暴言 保育士 環境・その他

- 事故が発生した場合は、市区町村に提出が必要のない30日未満の事故の場合でも事故報告を記入している（記入様式は市を通じて国に提出する「特定保育・教育施設等事故報告様式」）。それは、実際に重大な事故が発生してしまった場合にも迅速に報告が書けるよう、訓練として位置づけているためである。
- 作成されたヒヤリハット報告、事故報告は、「いつ」、「何歳児の児童に」、「どのようなことが起こったか」が分かるよう一覧にし、毎月、傾向を分析するための会議を行っている。具体的には、全職員がそのリストを見て、思ったことを文章に落とし、それを基に、職員会議で議論している。
- ヒヤリハット報告や事故報告を書くことを推奨しており、よく気づく人ほどヒヤリハットや事故報告をたくさん書いている。

5 救命救急講習の受講について

(1) 心肺蘇生法、気道内異物除去、AED使用の講習

- 毎年、消防署や公益財団法人札幌市防災協会から講師を派遣してもらい、姉妹園の保育士も参加して講習を行っている。講習の内容は、AEDの使用が中心ではありながらも、心肺蘇生法や気道内異物除去の方法についても教えてもらっている。
- 講習後も、自園に戻ってから園内研修として職員で再確認し、講習に参加できなかった職員にも周知、徹底している。

(2) その他

- 当保育施設は0歳～2歳児の低年齢児を対象とする保育園であり、アレルギー食材は完全除去としているため、エピペン使用についての講習は受講していない。代わりに、アナフィラキシーが起こった場合、嘱託医、又は医療機関への搬送により救急処置ができる体制を整えている。
- 当保育施設にはAEDは備え付けていないため、万が一に備えて、保育園の近隣のAED設置場所を職員が把握できるようAEDマップを作成している。



当保育施設の近隣のAED設置場所を職員が把握できるよう作成したAEDマップ

6 防災訓練の実施

- 避難訓練、消火訓練は、月に1回、同時に行っている。また、2～3か月に1回は、通報訓練も行っている。
- 避難訓練としては、火災、地震、竜巻等の災害の種類や、発生する場所・時間帯の想定を変えた年間計画を作成し、それに基づき、どんなときでも安全第一に対処できるよう訓練している。
- 消火訓練としては、消火器を実際に持ち、使い方の確認をしている。
- 通報訓練では、毎回、違う保育士が通報を行っている。実際に通報をしないときでも電話を持ち、いざという時に慌てることのないよう、自園の住所や電話番号、状況を伝える訓練を行っている。

【非常災害等訓練年間計画表】

令和2年度	レーベンビル保育園	
実施日時	訓練種別・避難場所	訓練内容(記録者)
4月10日(金) 10時00分	火災(火元ポイラー室) 玄関まで	避難訓練に興味や関心を持ち、保育士の指示に従って行動できるようにする(阿部)
5月14日(木) 10時30分	地震 2歳児保育室	机の下に隠れたり、避難場所に集合するなど、地震時の避難方法を知らせる(中根)
6月15日(月) 9時30分	火災(近隣火災) 駐車場まで	身支度をして、外までの避難を実施する。落ち着いた指示の元、行動する(栗)※通報訓練
6月23日(火) 13時00分	不審者対策(玄関より)	午睡時間に宅配係を様子して侵入する、対応の訓練を実施する。合言葉の通知(黒山)
7月14日(火) 14時45分	地震・火災(火元顕電室) 玄関まで	地震による避難を行った後に、火災が起こる場合の避難を実施する(黒山)※通報訓練
8月11日(火) 9時00分	地震 2歳児室	昼の合同保育時間での訓練を行う。(阿部)
9月8日(火) 15時30分	近隣火災(火元近隣) 東山小学校	避難場所である東山小学校への移動避難訓練を実施する(新田)
10月15日(木) 16時00分	地震 東山小学校	夕方の合同保育時間等に避難訓練を実施する。(岸)
11月11日(水) 9時15分	台風 保育室内	竜巻発生時の避難方法を知らせる(建物に入り、窓から離れるなど)(栗)
12月10日(木) 9時00分	火災(火元 調理室) 乳児室	夜の合同保育時間等に避難訓練を実施(中根)
12月16日(水) 15時30分	不審者対策(玄関より)	夕方の合同保育時間等に避難訓練を実施する。合言葉の通知(長崎)
1月14日(木) 14時30分	地震 玄関	午睡中に訓練実施(黒山)
2月19日(土) 9時15分	地震による火災 玄関	土曜日保育時の避難訓練を実施(栗)
3月15日(月) 15時00分	緊急合で実施	日時、内容お知らせせず予告なしの避難訓練を実施(黒山)

その他 ※ 毎月書簡贈出一項活動(長崎)

7月……プール遊び、焼きそばについての対応や注意事項

8、9月……台風と竜巻の誘定案(保育士、親の指示を聞くこと)

11月……家庭において、避難職員には勝手に触らないよう注意する

年間計画



避難訓練のイメージ

■ 本事例から得られる示唆

“「安全と愛情」を笑顔にのせて”という保育理念のとおり、保育の基本中の基本として安全を最優先に考え、その理念どおりに職員が無意識に動けるような仕掛けが施されている。例えば、「目線」、「立ち位置」、「言葉がけ」の3つが大事であることを繰り返し伝え、常に意識させること、また職員が細部まで意識を行き渡らせることができるようになるための訓練として点検表やチェックリストを活用していることなどが挙げられる。

こうした意識が醸成されていることにより、当該保育施設では、アレルギー児の代替食のボード作成など、職員自らの発案による自発的な取組みが活発に行われている。職員の積極的な取組みを引き出すためには、こうした仕掛けを意識的に入れていくことが肝要であると感じられる事例である。

第4章 巡回支援指導員の配置状況等の実態調査

1 アンケート調査の概要

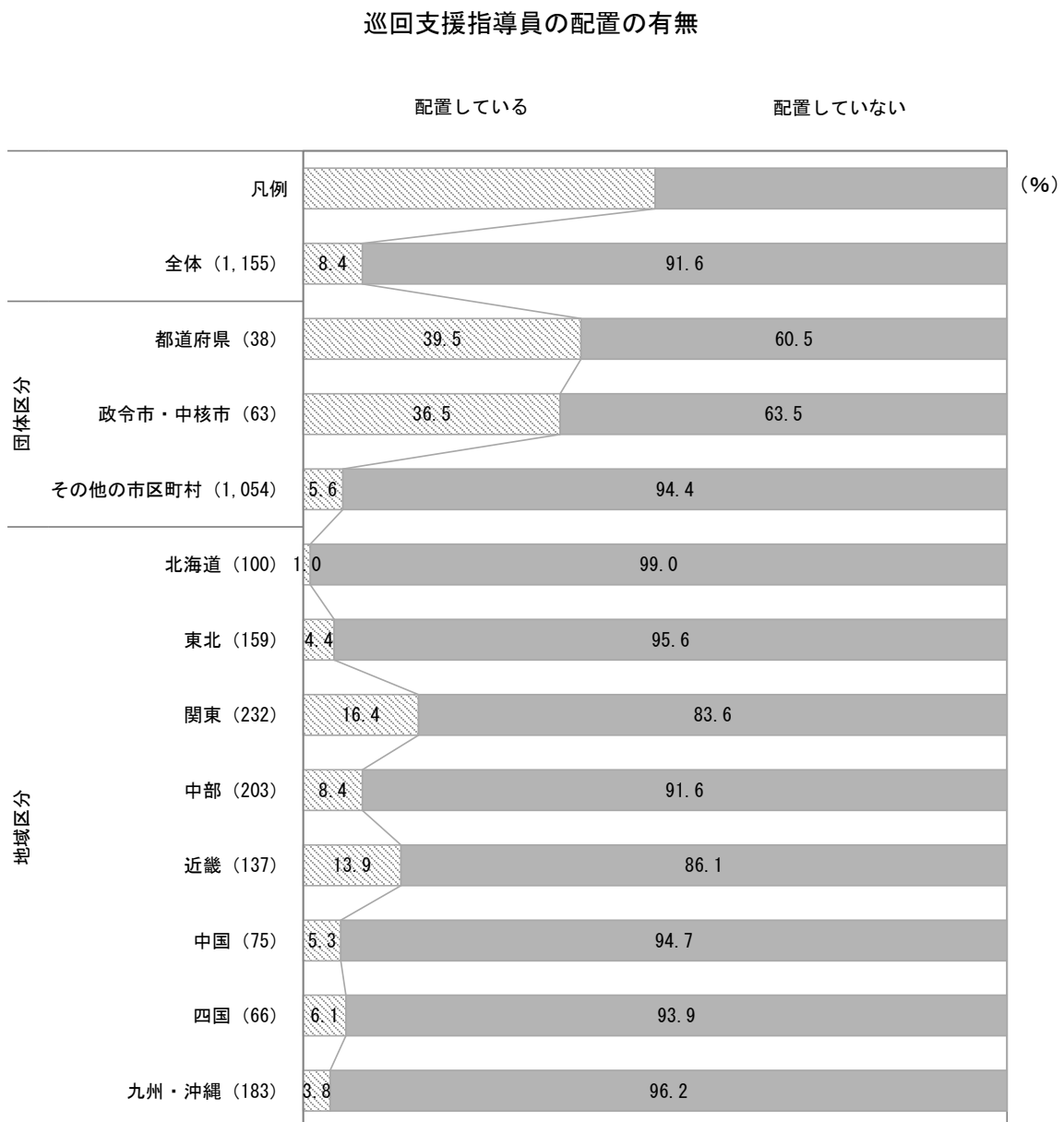
保育所等における重大事故防止を目的とした巡回支援指導員の配置状況や実施方法のほか、巡回支援指導員を配置している場合はその活用に関する問題・課題を、配置していない場合はその理由と今後の配置予定を把握するため、全国の都道府県及び市区町村に対し、アンケート調査を実施した（調査の実施方法の詳細は、第1章2（4）を参照のこと）。

アンケート調査結果は、以下の2のとおりである。

2 アンケート調査結果

(1) 巡回支援指導員の配置状況

全体で見ると、巡回支援指導員を「配置している」が8.4%、「配置していない」が91.6%となっており、ほとんどの自治体は配置していない。団体区分で見ると、都道府県の39.5%、政令市・中核市の36.5%に対し、その他の市区町村は5.6%となっており、その他の市区町村の配置割合が低い。地域区分で見ると、配置割合が高い順に、関東16.4%、近畿13.9%、中部8.4%などとなっている。



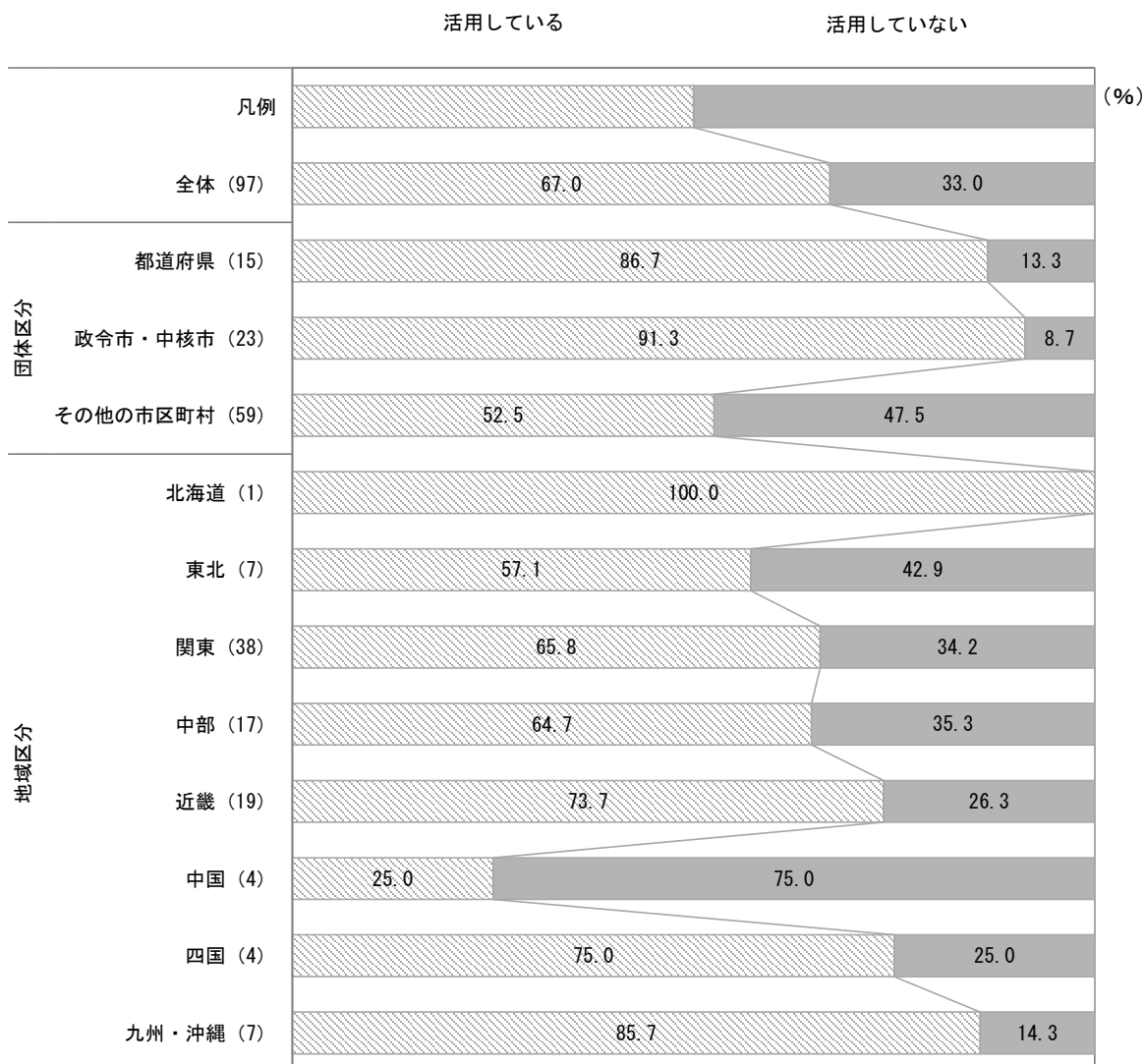
() 内は回答自治体数 (以下同じ)

(2) 巡回支援指導員を配置している場合の配置状況

ア 国の補助金の活用の有無

巡回支援指導員を配置している場合、全体で見ると、国の補助金を「活用している」が67.0%、「活用していない」が33.0%となっており、約3分の2の自治体は活用している。団体区分で見ると、都道府県86.7%、政令市・中核市91.3%、その他の市区町村52.5%となっており、特に政令市・中核市の活用割合が高い。地域区分で見ると、活用割合が高い順に、北海道100.0%、九州・沖縄85.7%、四国75.0%などとなっている。

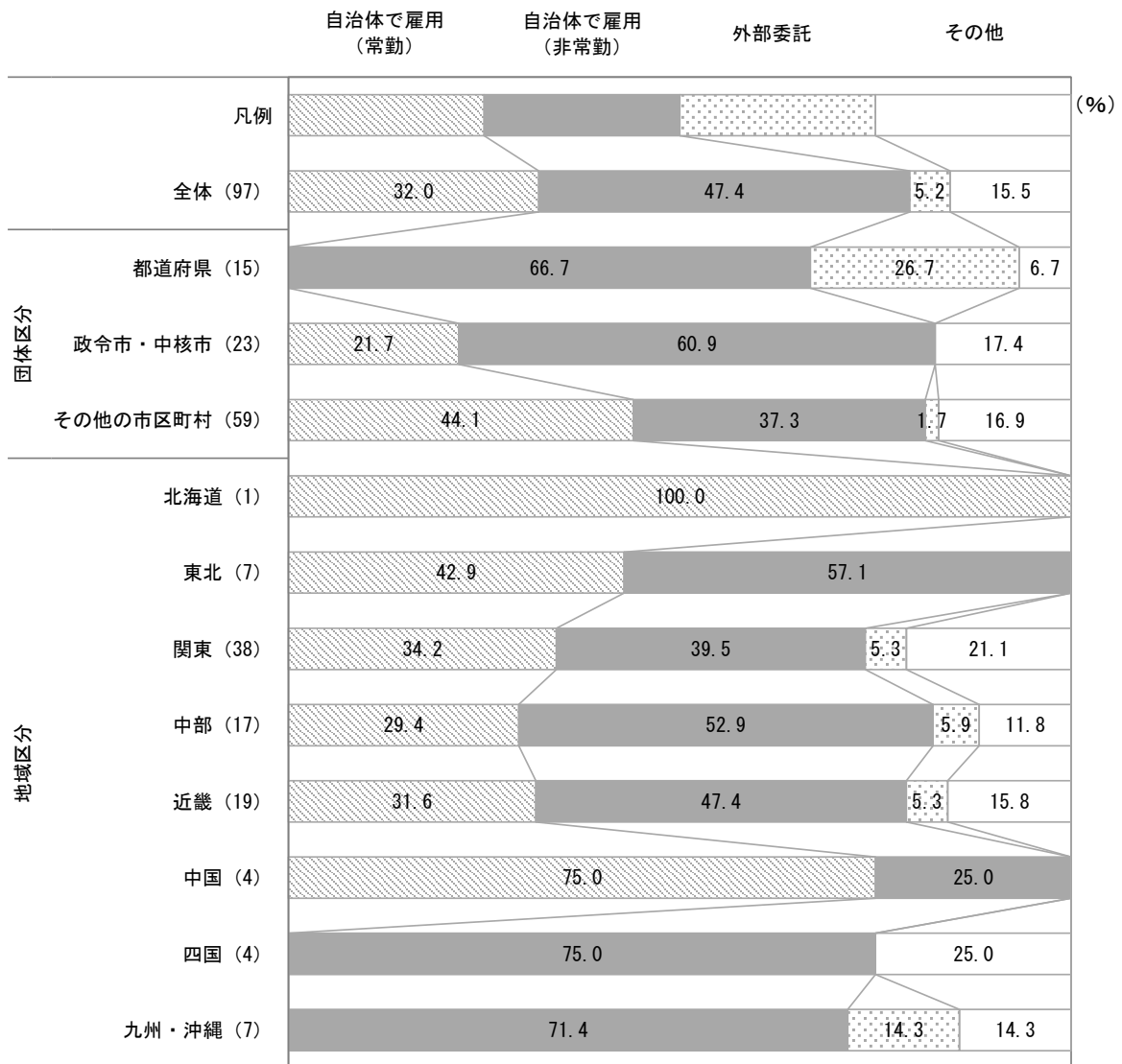
国の補助金の活用の有無



イ 巡回支援指導員の雇用形態等

全体でみると、巡回支援指導員の雇用形態は「自治体で雇用（常勤）」が32.0%、「自治体で雇用（非常勤）」が47.4%、外部委託が5.2%、その他が15.5%となっており、「自治体で雇用（常勤）」と「自治体で雇用（非常勤）」を合わせると約8割が自治体で雇用されている。団体区分でみると、都道府県では「自治体で雇用（常勤）」はなく、「自治体で雇用（非常勤）」又は「外部委託」が多くなっている。「自治体で雇用（常勤）」は政令市・中核市（21.7%）に比べて、その他の市区町村（44.1%）の方が多くなっている。地域区分でみると、北海道や中国では「自治体で雇用（常勤）」が多くなっているのに対し、四国や九州・沖縄では「自治体で雇用（非常勤）」が多くなっている。

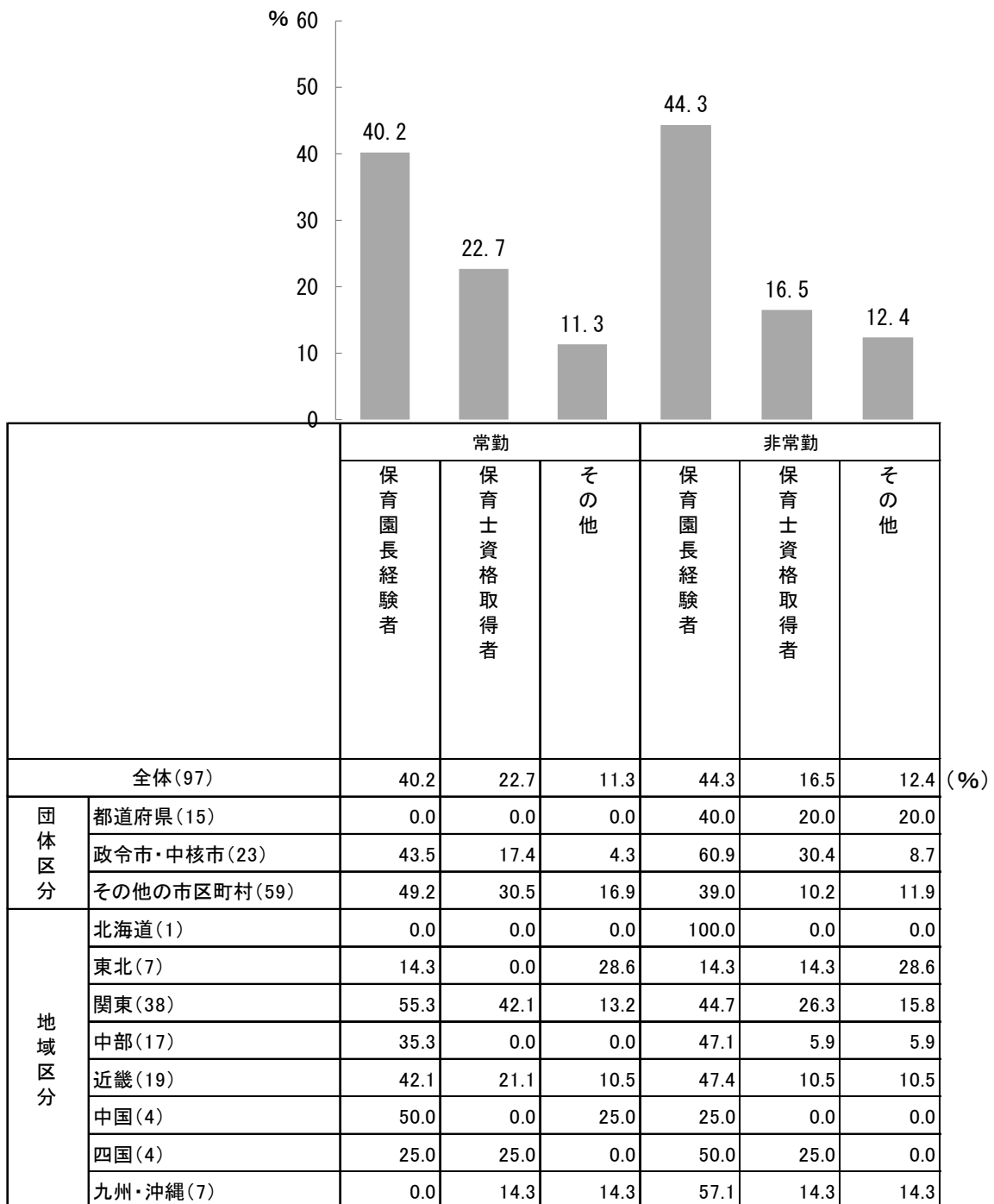
巡回支援指導員の雇用形態等



ウ 自治体で雇用している場合、保育士資格等を有する職員の配置の有無

全体でみると、巡回支援指導員は、常勤では保育園長経験者 40.2%、保育士資格取得者 22.7%、その他 11.3%、非常勤では保育園長経験者 44.3%、保育士資格取得者 16.5%、その他 12.4%の順となっており、常勤、非常勤ともに保育園長経験者を配置している割合が高くなっている。

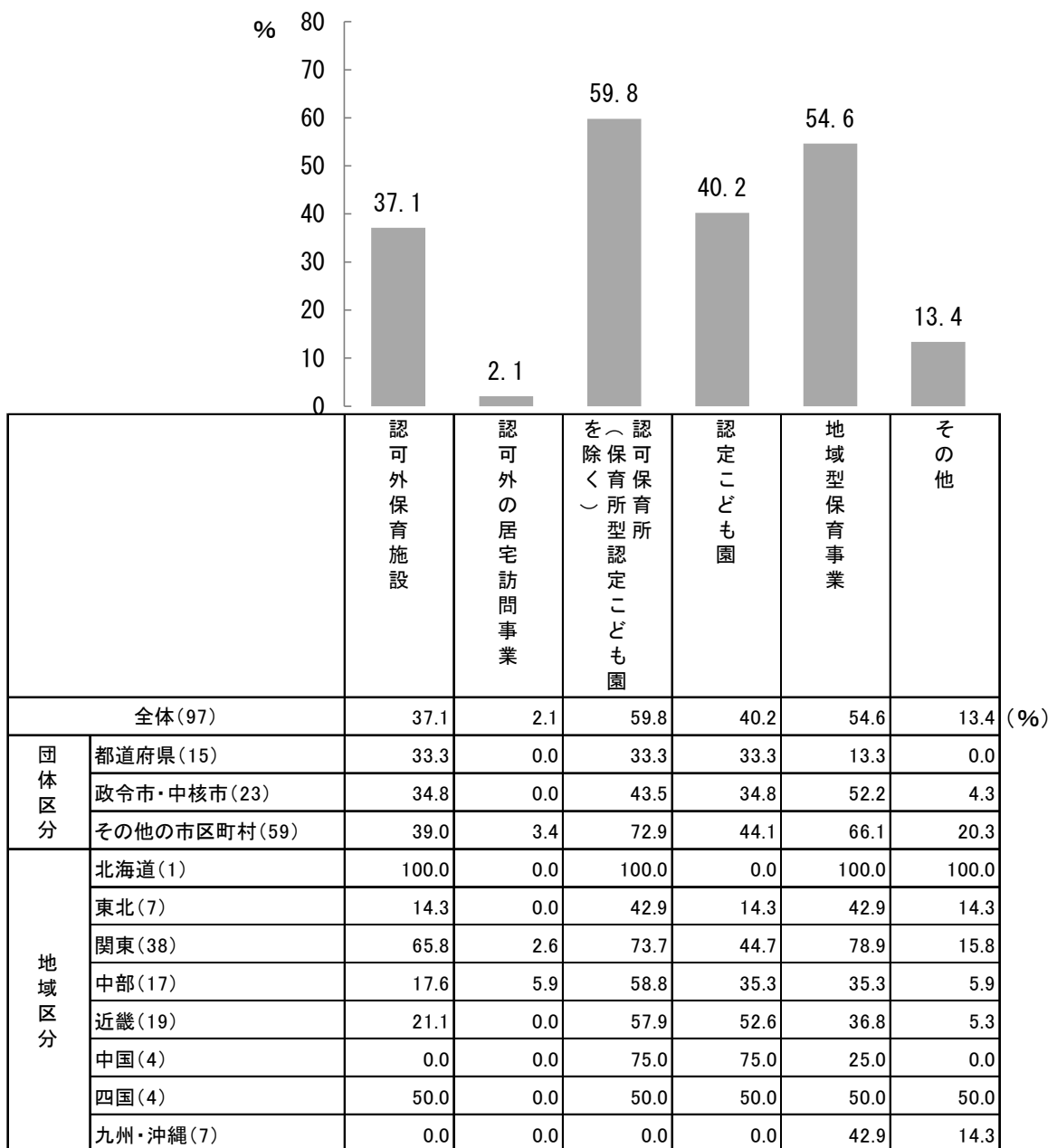
保育士資格等を有する職員の配置の有無



エ 施設種別ごとの巡回支援指導の実施の有無

全体でみると、巡回支援指導の実施対象は「認可保育所（保育所型認定こども園を除く）」が59.8%、「地域型保育事業」が54.6%、「認定こども園」が40.2%、「認可外保育施設」が37.1%などとなっている。団体区分でみると、その他の市区町村では、都道府県や政令市・中核市に比べて、「認可保育所（保育所型認定こども園を除く）」や「地域型保育事業」に対する実施割合が高くなっている。

施設種別ごとの巡回支援指導の実施の有無（平成30年度）

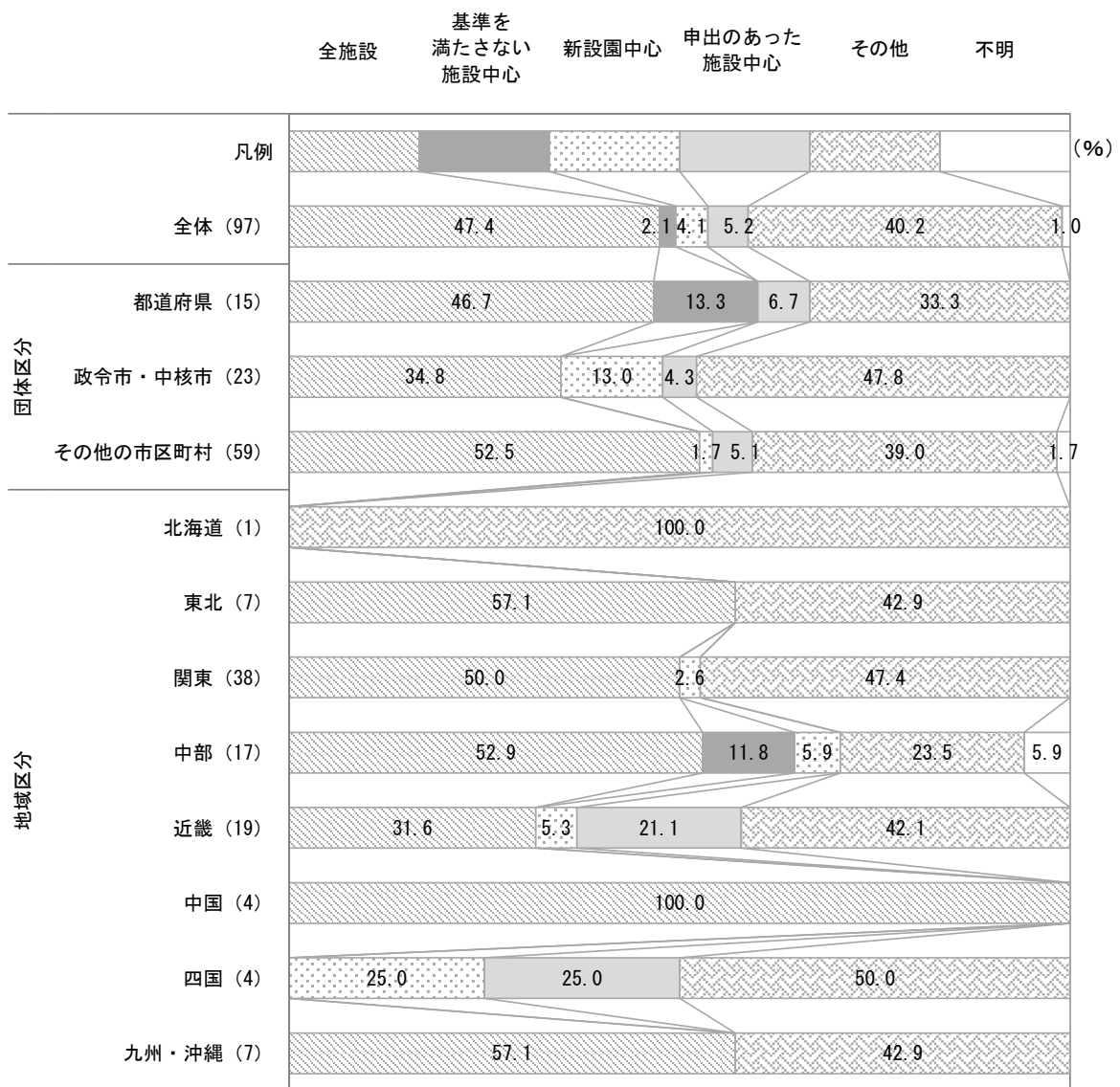


オ 巡回支援指導の実施方法

(ア) 巡回する施設の選定方法

全体でみると、巡回する施設は「全施設」が47.4%、「その他」が40.2%、「申出のあった施設中心」が5.2%、「新設園中心」が4.1%、「基準を満たさない施設中心」が2.1%などとなっている。団体区分でみると、相対的に、都道府県では「基準を満たさない施設中心」(13.3%)や「申出のあった施設中心」(6.7%)の割合が高く、政令市・中核市では「新設園中心」(13.0%)の割合が高く、その他の市区町村では「全施設」(52.5%)の割合が高くなっている。

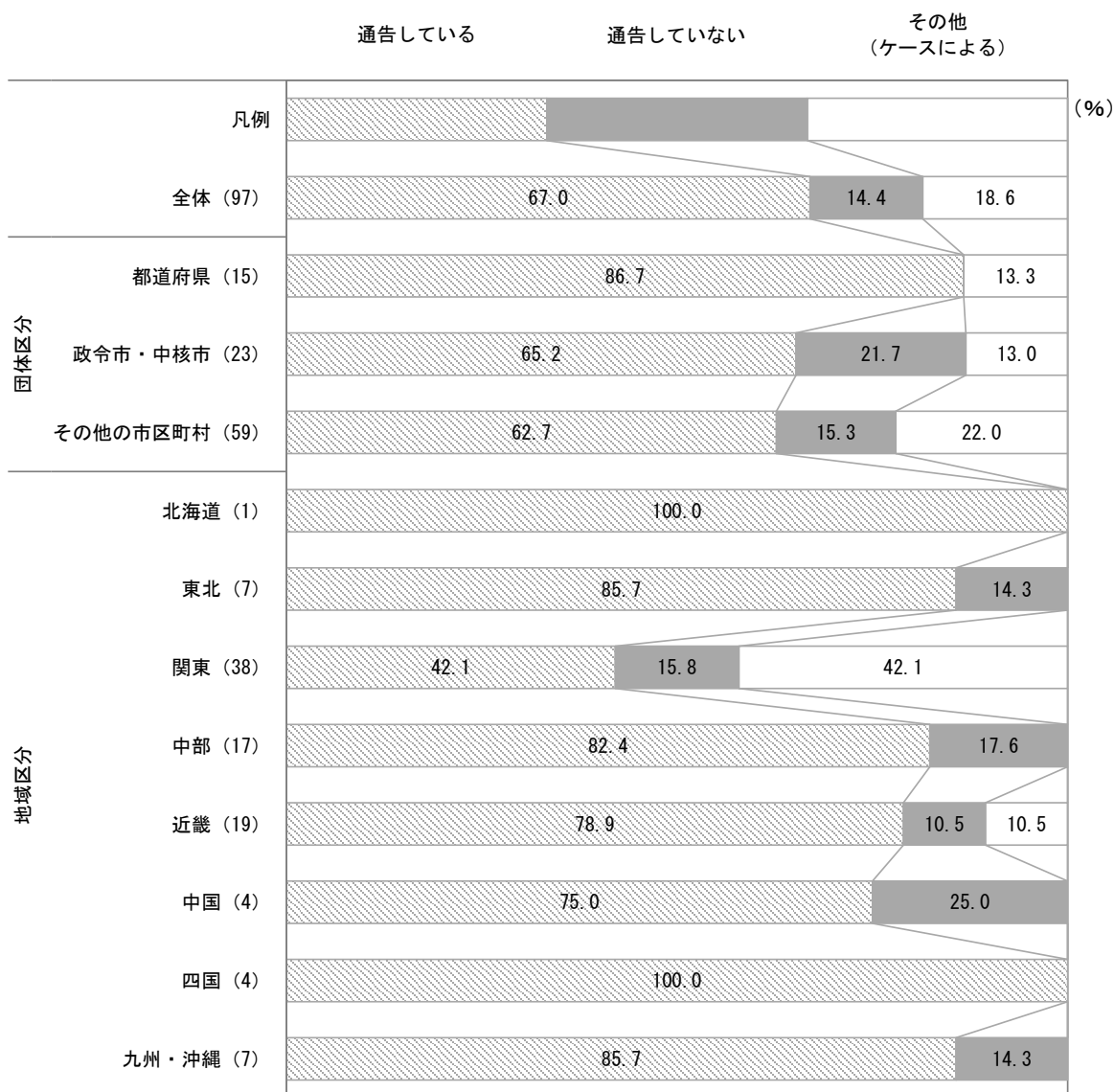
巡回する施設の選定方法



(イ) 事前通告の有無

全体で見ると、巡回を「通告している」が67.0%、「通告していない」が14.4%、「その他（ケースによる）」が18.6%となっており、約3分の2は事前通告をしている。団体区分で見ると、事前通告をしている割合が高いのは、都道府県、政令市・中核市、その他の市区町村の順になっている。地域区分で見ると、北海道や四国では事前通告をしている割合が高く、中国、中部、関東などでは事前通告をしていない割合が高くなっている。

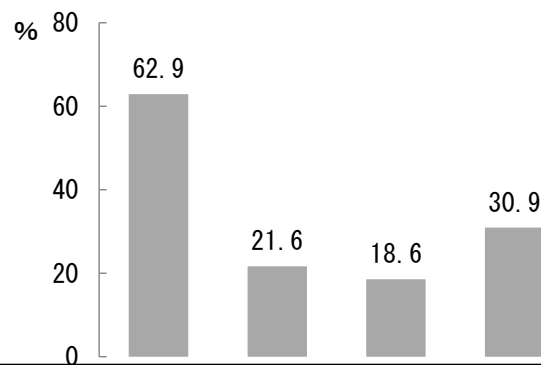
事前通告の有無



(ウ) 通常の訪問体制

全体で見ると、訪問は「保育園長経験者」が62.9%、「保育士資格取得者（保育園長経験者を除く）」が21.6%、「自治体職員」が18.6%、「その他」が30.9%となっており、6割以上は「保育園長経験者」が訪問している。団体区分で見ると、その他の市区町村（69.5%）、政令市・中核市（65.2%）では「保育園長経験者」の訪問割合が高くなっている。

訪問体制

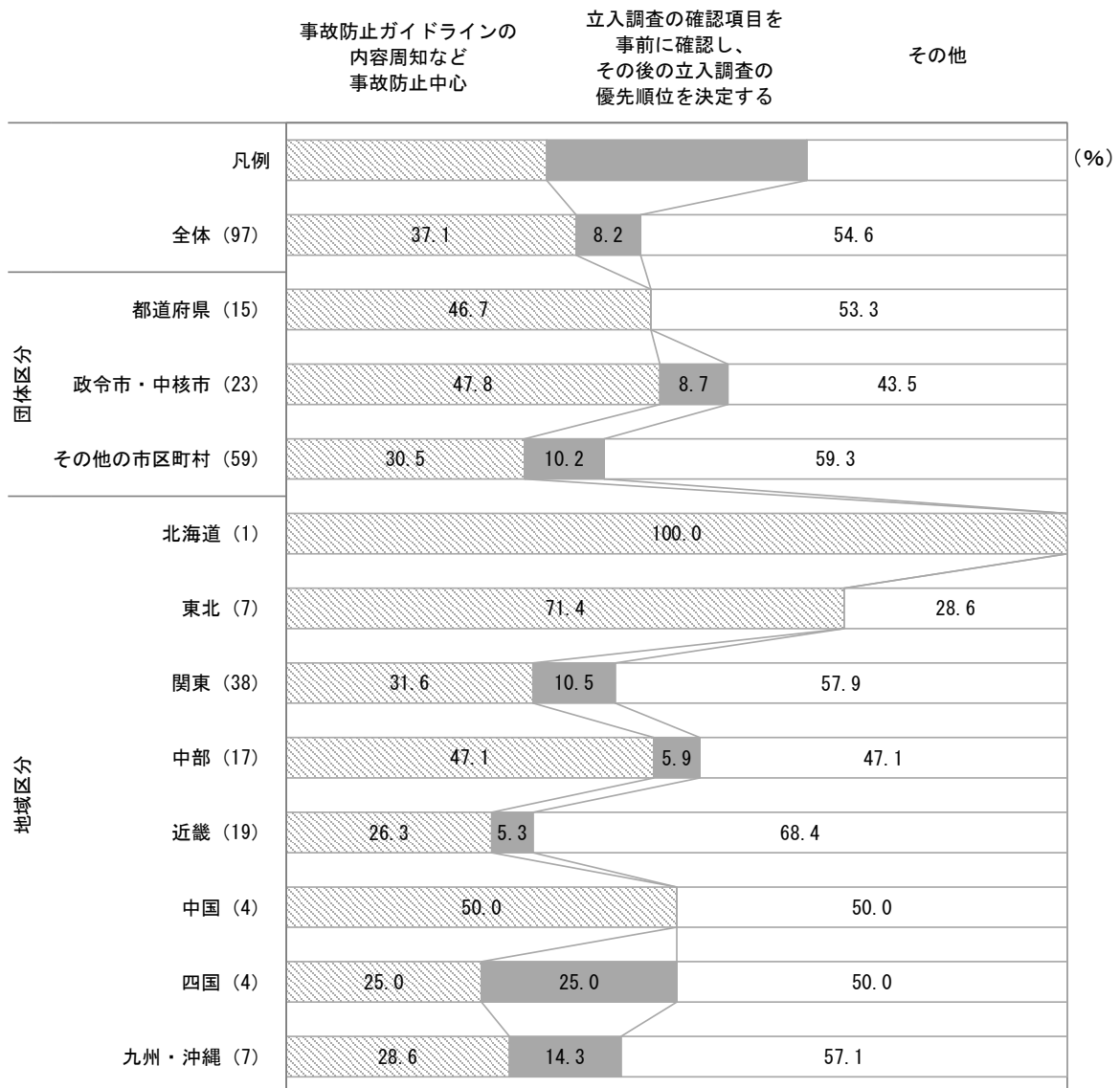


		保育園長経験者	園保育士資格取得者を除く（保育）	自治体職員	その他	
全体(97)		62.9	21.6	18.6	30.9	(%)
団体区分	都道府県(15)	33.3	26.7	33.3	40.0	
	政令市・中核市(23)	65.2	26.1	21.7	30.4	
	その他の市区町村(59)	69.5	18.6	13.6	28.8	
地域区分	北海道(1)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	東北(7)	28.6	14.3	42.9	42.9	
	関東(38)	52.6	23.7	10.5	44.7	
	中部(17)	82.4	11.8	23.5	11.8	
	近畿(19)	73.7	26.3	26.3	26.3	
	中国(4)	75.0	0.0	0.0	25.0	
	四国(4)	75.0	50.0	25.0	0.0	
	九州・沖縄(7)	57.1	28.6	14.3	28.6	

(エ) 実施内容

全体で見ると、実施内容は「事故防止ガイドラインの内容周知など事故防止中心」が37.1%、「立入調査の確認項目を事前に確認し、その後の立入調査の優先順位を決定する」が8.2%、「その他」が54.6%となっている。団体区分で見ると、「事故防止ガイドラインの内容周知など事故防止中心」の割合が高いのは、政令市・中核市、都道府県、その他の市区町村の順になっている。地域区分で見ると、「事故防止ガイドラインの内容周知など事故防止中心」の割合が高いのは、北海道、東北、中国、中部の順になっている。

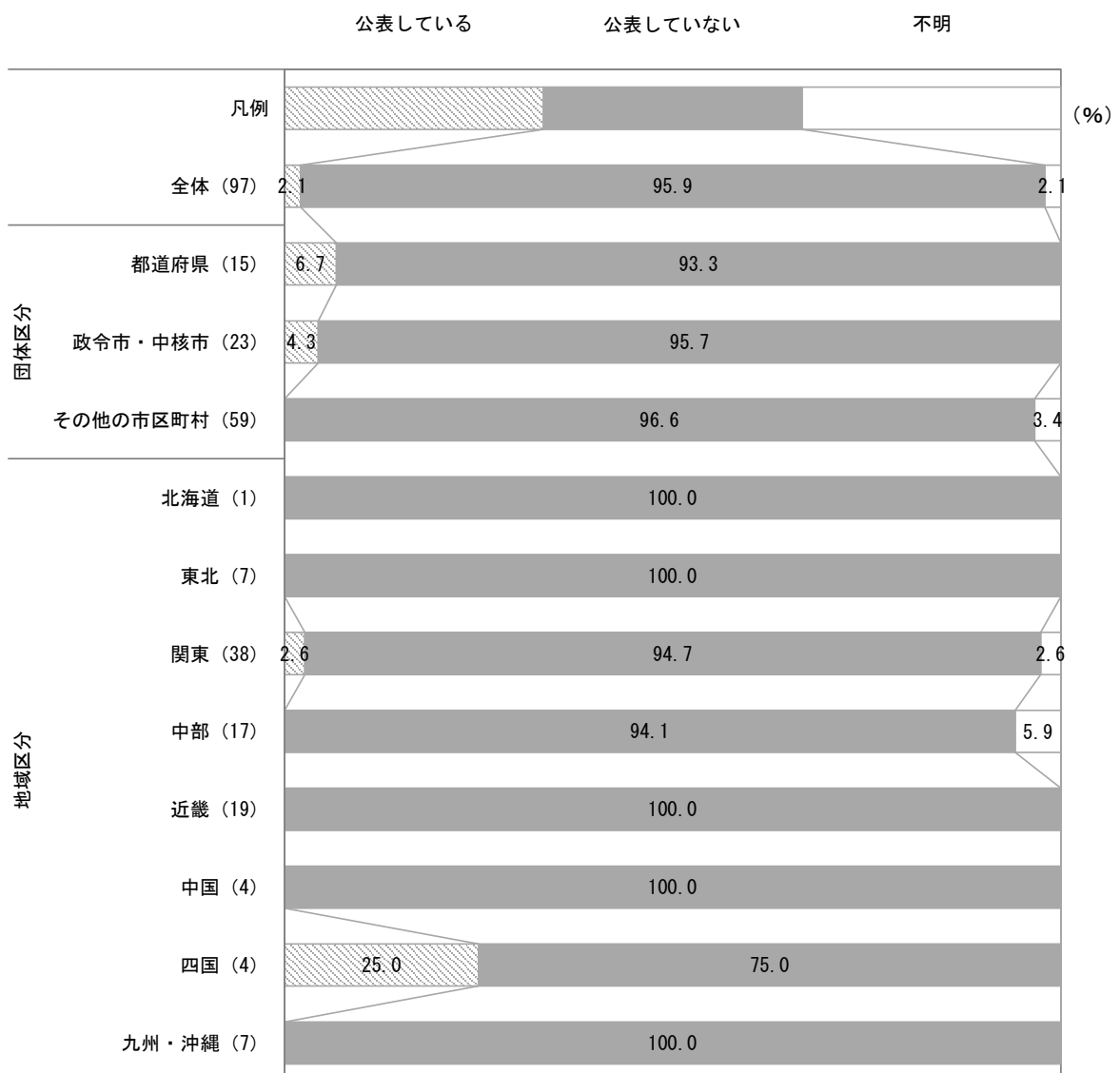
実施内容



(オ) 巡回支援指導の結果の公表の有無

全体で見ると、巡回支援指導の結果を「公表している」が2.1%、「公表していない」が95.9%、「その他」が2.1%となっており、ほとんどの自治体では巡回支援指導の結果を公表していない。団体区分で見ると、「公表している」の割合が高いのは、都道府県、政令市・中核市の順になっており、その他の市区町村では全く公表していない。地域区分で見ると、「公表している」のは、関東と四国のみとなっている。

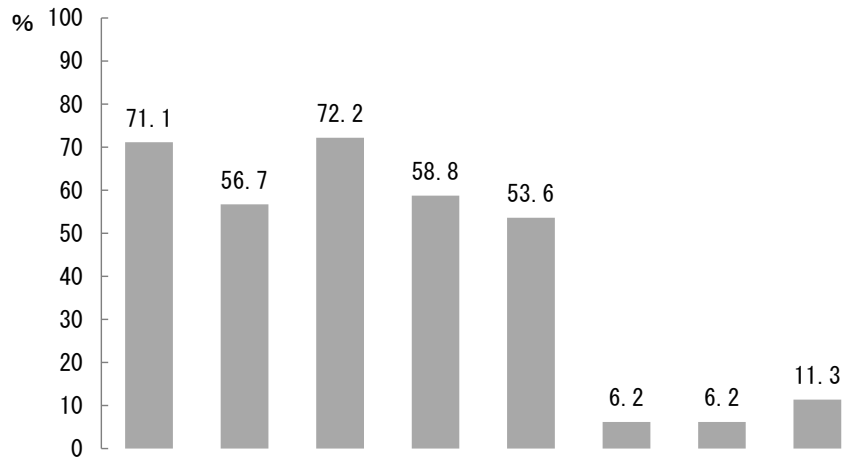
巡回支援指導の結果の公表の有無



カ 連携している部局等

全体でみると、連携している部局等は「認可保育所等の施設所管担当」が72.2%、「認可保育所等の監査担当」が71.1%、「保育事故担当」が58.8%、「認可外保育施設等の立入調査担当」が56.7%、「認可保育所等の入所担当」が53.6%などとなっており、様々な部局等との連携が行われている。

連携している部局等について

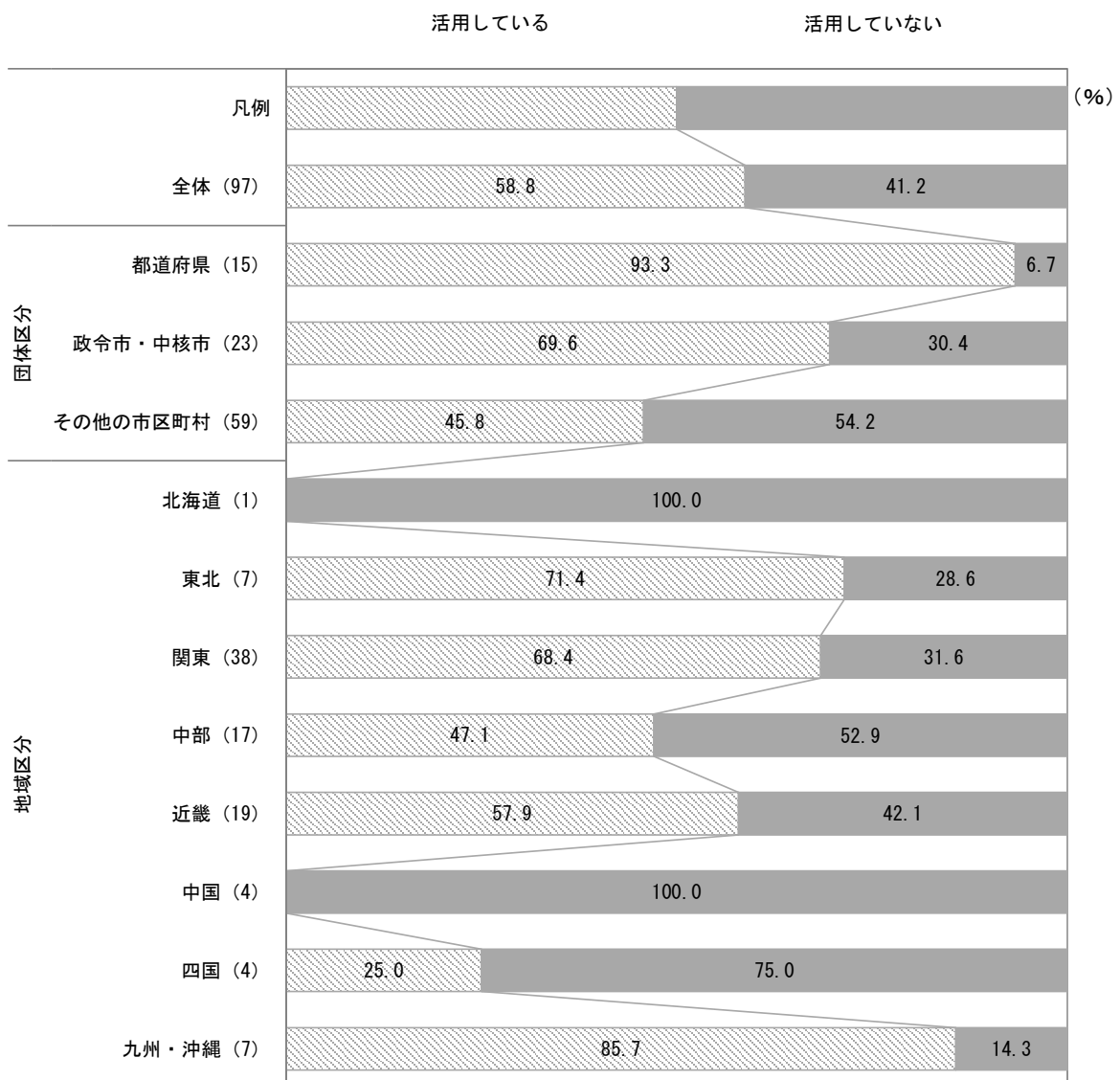


		認可保育所等の監査担当	認可外保育施設等の立入調査担当	認可保育所等の施設所管担当	保育事故担当	認可保育所等の入所担当	建築確認担当者	特にない	その他	(%)
全体(97)		71.1	56.7	72.2	58.8	53.6	6.2	6.2	11.3	
団体区分	都道府県(15)	60.0	86.7	60.0	53.3	0.0	0.0	13.3	0.0	
	政令市・中核市(23)	82.6	78.3	78.3	60.9	43.5	8.7	0.0	13.0	
	その他の市区町村(59)	69.5	40.7	72.9	59.3	71.2	6.8	6.8	13.6	
地域区分	北海道(1)	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	
	東北(7)	57.1	28.6	85.7	57.1	42.9	0.0	0.0	28.6	
	関東(38)	86.8	68.4	76.3	55.3	68.4	10.5	0.0	10.5	
	中部(17)	47.1	35.3	47.1	47.1	35.3	5.9	17.6	5.9	
	近畿(19)	68.4	47.4	68.4	57.9	36.8	0.0	15.8	10.5	
	中国(4)	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	25.0	
	四国(4)	75.0	75.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	25.0	
	九州・沖縄(7)	71.4	100.0	100.0	85.7	42.9	14.3	0.0	0.0	

キ 巡回支援指導におけるチェックリスト等の活用の有無

全体でみると、巡回支援指導にチェックリスト等を「活用している」が58.8%、「活用していない」が41.2%となっており、約6割の自治体では巡回支援指導の際にチェックリスト等を活用している。団体区分で見ると、「活用している」の割合が高いのは、都道府県、政令市・中核市、その他の市区町村の順になっている。地域区分で見ると、「活用している」の割合が高いのは、九州・沖縄、東北、関東の順になっている。

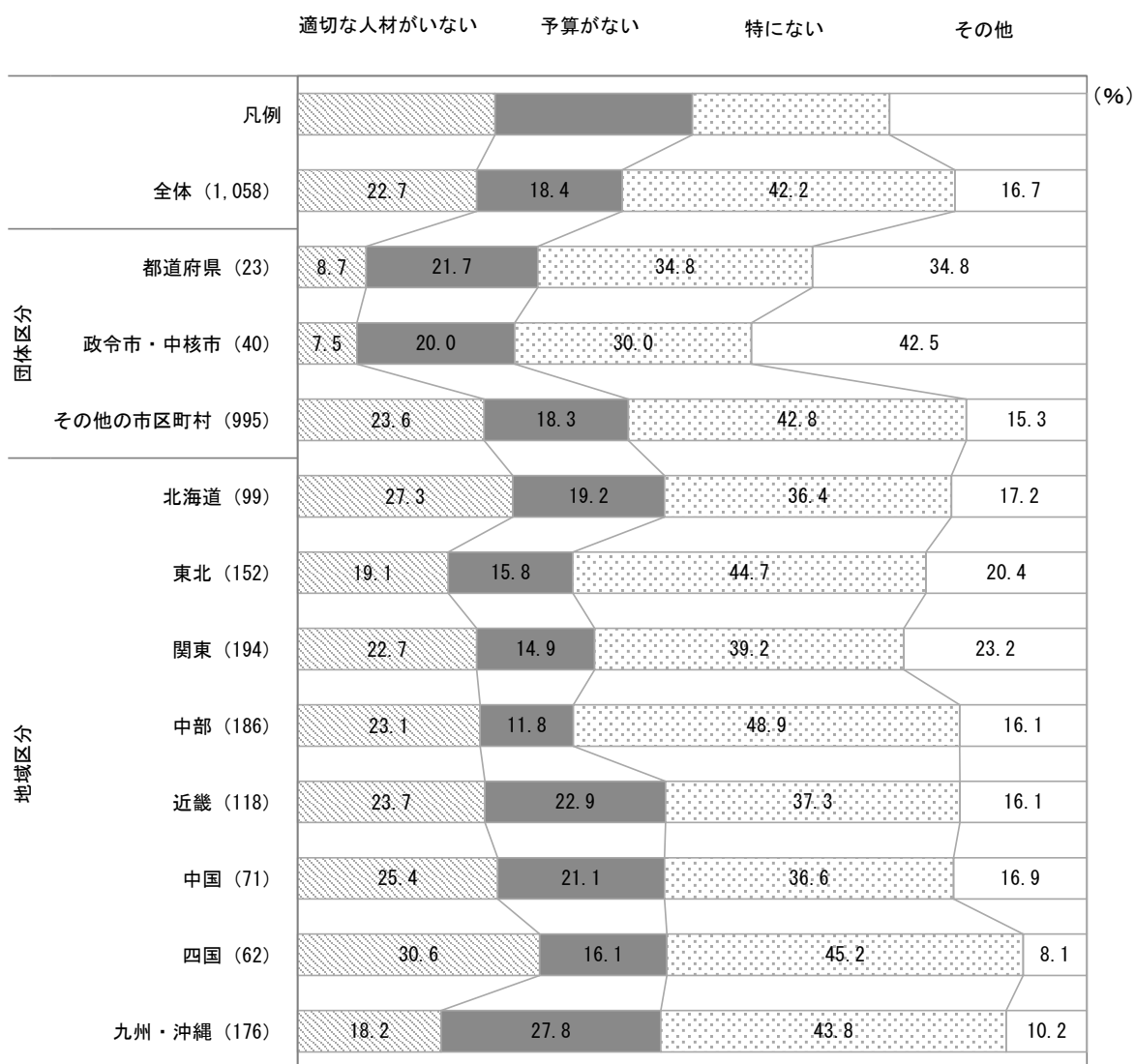
巡回支援指導におけるチェックリスト等の活用の有無



(3) 巡回支援指導員を配置していない場合の理由

巡回支援指導員を配置していない場合、全体でみると、その理由は「特にない」が42.2%、「適切な人材がない」が22.7%、「予算がない」が18.4%、「その他」が16.7%となっている。団体区分でみると、「適切な人材がない」の割合が高いのは、その他の市区町村、都道府県、政令市・中核市の順になっている。また、「予算がない」の割合が高いのは、都道府県、政令市・中核市、その他の市区町村の順になっている。

指導員を配置していない場合の理由

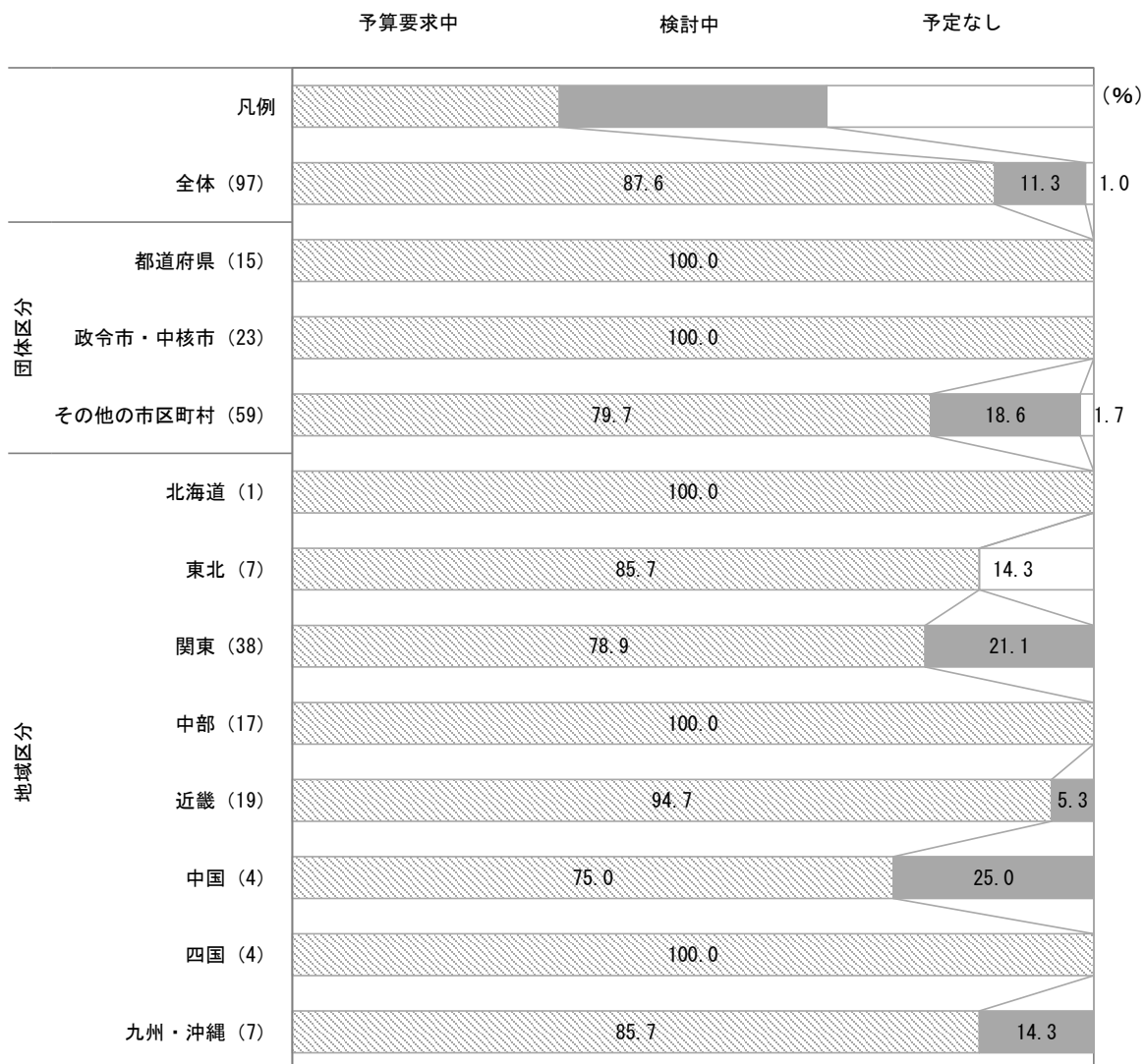


(4) 令和2年度以降の配置予定

ア 現在の配置が「有」の自治体の場合

現在、巡回支援指導員の配置が「有」の自治体の場合、全体で見ると、令和2年度以降の配置予定は「予算要求中」が87.6%、「検討中」が11.3%、「予定なし」が1.0%となっており、多くの自治体で「予算要求中」となっている。団体区分で見ると、その他の市区町村では「検討中」が18.6%となっている。地域区分で見ると、「検討中」の割合が高いのは、中国、関東、九州・沖縄の順になっている。

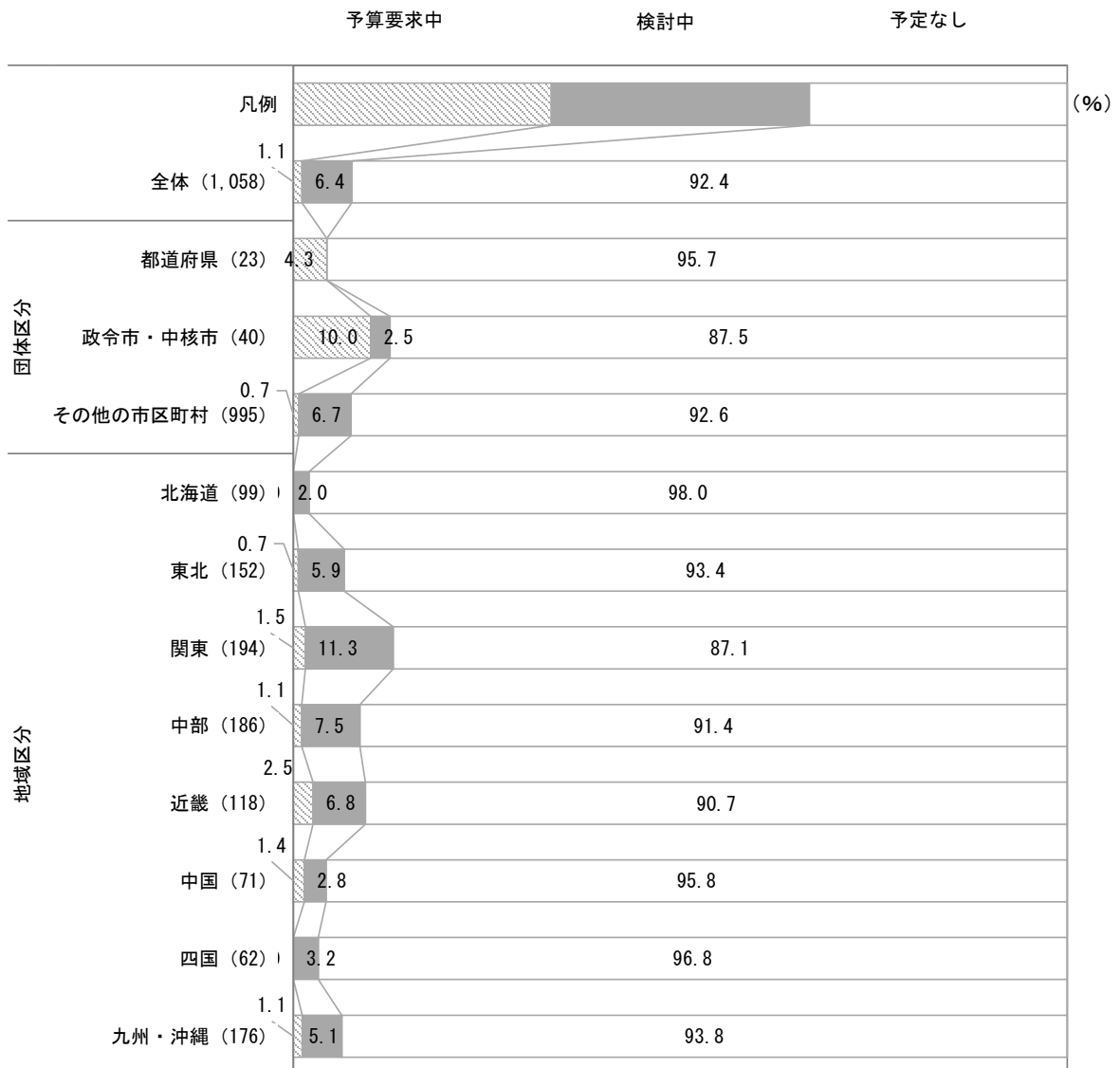
【現在の配置が「有」の自治体の場合】
令和2年度以降の配置予定について



イ 現在の配置が「無」の自治体の場合

現在、巡回支援指導員の配置が「無」の自治体の場合、全体でみると、令和2年度以降の配置予定は「予算要求中」が1.1%、「検討中」が6.4%、「予定なし」が92.4%となっており、現在の配置が「有」の場合に比べて、ほとんどの自治体で令和2年度以降の配置予定は「予定なし」となっている。団体区分でみると、「予定なし」の割合が高いのは、都道府県、その他の市区町村、政令市・中核市の順になっている。地域区分でみると、「予定なし」の割合が高いのは、北海道、四国、中国の順になっている。

【現在の配置が「無」の自治体の場合】
令和2年度以降の配置予定について



第5章 調査結果のまとめ

1 各調査結果から見えてきたこと

第2章「保育所等における重大事故防止対策等に関する実態調査」、第3章「認可外保育施設等において実施可能な好事例の収集 ～ ヒアリング調査を通じて～」及び第4章「巡回支援指導員の配置状況等の実態調査」の各調査結果から見えてきたことをまとめると、以下のとおりである。

(1) 保育所等における重大事故防止対策等に関する実態調査

地方自治体及び保育所等における重大事故防止対策の実施状況等の実態を把握するため、都道府県及び市区町村並びに保育所等に対しアンケート調査を実施したところ、以下の状況が確認できた。

(ア) 都道府県及び市区町村

<マニュアル、ガイドライン等の作成の対象施設>

- 都道府県、市区町村が自ら指導監督権限を有する施設に対し、マニュアル、ガイドライン等を作成している割合は認可保育施設に比べ、認可外保育施設の方が低い。(例：最も高い認可保育所 46.1%に対し、認可外保育施設のうち最も高い認可外保育施設（地方単独保育施設）でも 26.9%)

<事故防止対策に使用するチェックリスト等の作成、配布又は公開となる対象施設>

- 事故防止対策に使用するチェックリスト等の作成、配布又は公表の対象についても、認可保育施設に比べ、認可外保育施設の割合の方が低い傾向がある。なお、「睡眠中の呼吸等点検」、「アレルギー児の把握及び誤食防止措置」、「日常保育中の施設内点検」の作成等の割合の方が、「プール・水遊び中の指導役と監視役の分散配置」、「誤えん事故防止のための食材点検」に比べると、相対的に高い。

<事故防止に向けた講習の実施対象施設、講習の案内の送付対象施設>

- 事故防止に向けた講習については、全施設種別の中で、認可外保育施設（地方単独保育施設）を対象とした講習の実施割合が高い。また研修の種類の中では、「AEDの使用に関する講習」「心肺蘇生法に関する講習」の実施割合が総じて最も高く、反対に「気道内異物除去に関する講習」の割合は低い。
(事故防止に向けた講習の案内の送り先についても同様の傾向がある。)

<事故防止に向けた講習の受講費用等の助成対象施設>

- 事故防止に向けた研修の受講費用等の助成を行っている割合は、認可保育施設に対する割合に比べ、認可外保育施設に対する割合の方が低い。(例：最も高い認可保育所 24.9%に対し、認可外保育施設のうち最も高い認可外保育施設（地方単独保育施設）でも 15.4%）

<立入検査の確認事項と位置づけられている項目>

- 事故防止対策等のうち立入検査の確認事項として位置づけられている割合が高いのは、「睡眠中の呼吸等点検」、「アレルギー児の把握及び誤食防止措置」、「日常保育中の施設内点検」であり、この3項目は事故防止対策に使用するチェックリスト等の作成等が高い順番とも一致している。また、施設種別でみると、認可外保育施設（ベビーホテル）に対して、これらの3項目について重視して確認していることがうかがえる。
- その他、立入検査の確認項目として位置づけられている割合が高いのは、救命救急講習の受講状況の中では「心肺蘇生法に関する講習の受講状況」と「AEDの使用に関する受講状況」、消防訓練の受講状況の中では「避難訓練の実施状況」と「消火訓練の実施状況」となっている。このうち「避難訓練の実施状況」、「消火訓練の実施状況」については、他の施設種別に比べ、認可外保育施設（ベビーホテル）の立入検査において確認項目となっている割合が高く、重視されていることが分かる。

(イ) 保育所等

<事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等の作成、活用状況>

- 事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等を使用している保育所等がほとんどであり、そのうち8割弱が施設・運営主体の作成したものを、約4割が自治体等の作成したものを使用している。

<事故防止に係る取組状況>

- 事故防止に係る取組状況は以下のとおりであり、相対的に「睡眠中の呼吸等点検」、「日常保育中の施設内点検」、「アレルギー児の把握」の実施割合が高い。
 - ✓ 睡眠中の呼吸等点検：98.4%
 - ✓ プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置：86.3%
 - ✓ 誤えん事故防止に係る食材点検：78.9%
 - ✓ 日常保育中の施設内点検：97.7%
 - ✓ アレルギー児の把握：96.9%

- 「睡眠中の呼吸等点検」、「日常保育中の施設内点検」、「アレルギー児の把握」については、施設種別による実施割合の差はほとんどない。他方、「プール・水遊び中の指導役と監視役の分別配置」については、認可外保育施設の方が認可保育施設に比べて相対的に低く、「誤えん事故防止に係る食材点検」については、認可外保育施設（ベビーホテル）における実施割合が、他の施設種別に比べ、低めとなっている。

<事故・ヒヤリハット発生時における報告書の作成、活用状況>

- 事故・ヒヤリハット発生時における報告書については、ほとんどの保育所において作成、活用されているものの、「作成していない」又は「作成しているが、活用していない」という回答も若干見られた。なお、「作成していない」又は「作成しているが、活用していない」保育所としては、認可外保育施設、なかでもベビーホテルの割合が高い。

<救命救急講習の受講状況>

- 救命救急講習の受講状況は以下のとおりであり、相対的に「心肺蘇生法の講習」及び「AED使用の講習」の受講割合が高い。
 - ✓ 心肺蘇生法の講習：88.0%
 - ✓ 気道内異物除去の講習：66.5%
 - ✓ AED使用の講習：87.4%
 - ✓ エピペン使用の講習：62.3%
 なお、「心肺蘇生法の講習」及び「AED使用の講習」は、自治体による立入検査の確認項目と位置付けられている割合も高い。
- 施設種別でみると、これらの2項目については、認可外保育施設（ベビーホテル）に対し、重要視して確認していることがうかがえる。

<防災訓練の実施状況>

- 防災訓練の実施状況は以下のとおりであり、非常に高い割合で実施されている。
 - ✓ 避難訓練：99.4%
 - ✓ 消火訓練：93.4%
 - ✓ 通報訓練：89.2%
- 施設種別でみると、いずれの種類の実施でもそれほど差はないが、消火訓練及び通報訓練において認可外保育施設（地方単独保育施設）、認可外保育施設（事業所内保育施設）の割合が若干低めとなっている。

(2) 認可外保育施設等において実施可能な好事例の収集

～ ヒアリング調査を通じて ～

小規模な施設でも適切な対応を行っている事例、点検表を用いて確実に各種点検を実施している事例に対し、ヒアリングを行ったところ、以下のような参考になりうる取組みが確認できた。

<事故防止に係るマニュアル・ガイドライン等の作成、活用状況>

- いずれの保育所も、市や法人の本部等が作成したマニュアル・ガイドライン等を基に、各園の状況等を踏まえて、独自の工夫を織り込んでいる。

(以下、独自の工夫の例)

- ✓ 危機管理における指揮権について定めている頁がある。お散歩・遠足等の園外保育における指揮権順位、イベント等特殊な状況における指揮権順位も定められている。
- ✓ 睡眠中の子どもたちの写真を撮り、良い例には○、悪い例には×を付けるなど、誰でも視覚的に分かるように工夫した頁がある。
- ✓ 「室内遊び」の項目では、はさみ、のり、セロテープの使い方といった具体的な保育の場面にまで落とし込んだ頁がある。
- ✓ 緊急対応が必要な事項を抽出のうえ、「自宅で読み返すための用途」、「勤務中にポケットに常に入れておき、必要な時に見返すことができるようにするための用途」別に、A3版二つ折り、A4版二つ折りの2種類で印刷し、配布している。
- 職員への周知については、以下のような取組みが行われている。
 - ✓ 毎月ここを強化するという「強化テーマ」を設定し、職員打合せの中で読み合わせや確認を行っている。
 - ✓ 重要な箇所は抜粋して園内に掲示している。
 - ✓ マニュアルの内容を更新した場合は、更新した箇所を職員間の連絡ノートに貼り付け、その確認の証として職員の先生方に押印してもらう仕組みを取っている。

<事故防止に係る取組状況>

- 事故防止に関し、以下のような取組みが行われている。

(睡眠中の呼吸等点検)

- ✓ 点検表を確認し、時間を決めて呼吸や体位、睡眠状態等をチェックする。
- ✓ 仰向けに寝かせ、寝返りをした子どもはその都度、仰向けにする。
- ✓ 呼吸チェックの際は、身体を触り、変化を見逃さないようにする。
- ✓ 子どもの顔色が見やすいよう部屋を暗くしすぎない。
- ✓ センサーを活用する場合でも、依存しすぎることのないよう、目視での確認も併用する。

(プール・水遊び中の指導役と監視役の分散配置)

- ✓ 監視者は専属で配置し、目印として、監視用の黄色いタスキを使用する。
- ✓ 必ず10分おきに子どもの人数を点呼する。
- ✓ 事故があったときにすぐに対処できるよう、プール・水遊び中、携帯電話と緊急連絡カードをセットにしてプールサイドに置いておく。
- ✓ プールの水抜きは監視役が始めに行い、最後まで責任を持つ。

(誤えん事故防止の工夫)

- ✓ 毎食、給食日誌・検食簿を付け、その中で食材の硬さや大きさなどをチェックする。
- ✓ 食材点検リストを用いて、誤えん・窒息につながりやすい食材の有無を確認する。
- ✓ 食べるスピード、一口の量の確認を行う。口の中にたくさん詰め込まず、よく噛むなど、安全な食べ方を指導する。
- ✓ 必ず顔色、食べている姿が見えるような位置に保育士が座る。
- ✓ 外部委託を活用する場合は、委託業者の調理員との給食会議で食材のカットサイズや食べやすくするための工夫等を伝え、改善を加える。

(日常保育中の施設内点検)

- ✓ 点検頻度ごとに分けたチェックリストを用いて点検を行う。
- ✓ 年齢別のチェックリストを付けるなど、きめ細かな点検を行う。
- ✓ 毎日の園内巡回時や玩具の清掃時、保育室の片づけ・整理時に、破損の有無や数の確認、年齢にあった玩具等が配置されているかの確認を行う。
- ✓ 常に同じ職員が行うと視点が変わらず、気づかない部分も出てくるので、色々な職員が異なる目線でチェックして、全員が安全を意識できるようにする。
- ✓ 散歩コースについては、コースごとにマップと注意点を記載したペーパーを作成し、冊子としてまとめる。

(アレルギー児への対応)

- ✓ アレルギー食材・献立を掲示し、全職員間で情報を共有する。
- ✓ 調理時、取り分け時、配膳時など、重要な場面でのアレルギー表と現物との突き合わせ確認を行う。
- ✓ 食器やトレイの形や色、おしぼりの色を変える。
- ✓ 毎食、「除去食確認表」を作成し、喫食前に、除去食材が確かに除かれていることを、調理員・配膳者・介助者・園長が順次チェックする。
- ✓ 配膳の際には、「〇〇（アレルギー食材）は入っていません。」「確認しました。」というように、常に声に出して確認する。

<事故・ヒヤリハット発生時における報告書の作成、活用状況>

- いずれの保育所も、事故・ヒヤリハット報告書を作成している。
- ✓ 報告書は、気づいた職員にその日のうちに書いてもらい、その日のうちに他の職員にも伝達する。
- ✓ 発生場所、事故内容といった主な記載項目のほか、事故現場の見取り図も記入することにより、当事者以外の職員でも状況が把握しやすいようにする。
- ✓ 実際に重大な事故が発生してしまった場合に迅速に報告書が書けるよう、市区町村に提出の必要がない30日未満の事故の場合でも、訓練として「特定保育・教育施設等 事故報告様式」に事故報告を記入している。
- ✓ 報告内容は、「いつ」、「何歳児の児童に」、「どのようなことが起こったか」が分かるよう一覧にし、毎月、傾向を分析するための会議を行う。

<救命救急講習の受講状況>

- 救命救急講習の受講に関し、以下のような取組みが行われている。
- ✓ 消防署の方に来てもらい、心肺蘇生法や気道内異物除去、AED準備・使用、エピペンの練習等の訓練を行う。
- ✓ 日程は、全員が受講できるよう卒園式の日の午後に設定し、全員が受講してから新年度のスタートを切るようにする。
- ✓ 心肺蘇生法、気道内異物除去の訓練は、乳児と幼児のマネキンを使用して行う。
- ✓ AED及びエピペンは、トレーニングキッドを使用し、園内でも練習する。
- ✓ AEDを園内に備え付けていない場合は、万が一に備えて、近隣のAED設置場所を記したAEDマップを作成する。

<防災訓練の実施状況>

- 防災訓練の実施に関し、以下のような取組みが行われている。
- ✓ 年度の始めに、地震や火災、津波、台風、不審者など、様々な場面を想定した年間計画表を作成し、それに基づいて実施する。職員には具体的な日程を知らせずに行う等、実際に近い形で訓練し、臨機応変に対応できるように工夫する。
- ✓ 消火訓練では、全員が消火にあたるよう、保育士の動きや消火用のバケツ・消火器・非常ベル・放送機器などの場所や使い方、避難場所などを確認する。
- ✓ 消火訓練は、消防署から練習用の水消火器を借りて実施する。
- ✓ 通報訓練では、常勤、非常勤関係なく、どの職員でも通報、消火、誘導ができるように全職員が交代で訓練を実施する。
- ✓ 緊急通報のマニュアルの内容は電話機の側や目につくところに掲示し、慌てなくてもそれを読むだけで通報できるように工夫する。

(3) 巡回支援指導員の配置状況等の実態調査

保育所等における重大事故防止を目的とした巡回支援指導員の配置状況や実施方法を把握すべく、全国の都道府県及び市区町村に対しアンケート調査を実施したところ、以下の状況が確認できた。

<巡回支援指導員の配置状況>

- 巡回支援指導員を「配置している」自治体が8.4%、「配置していない」自治体が91.6%となっており、ほとんどの自治体で巡回支援指導員は配置されていない。
- 巡回支援指導員の雇用形態は「自治体で雇用（常勤）」が32.0%、「自治体で雇用（非常勤）」が47.4%と、「自治体で雇用（常勤）」と「自治体で雇用（非常勤）」を合わせると約8割が自治体で雇用されている。
- 巡回支援指導の実施対象は「認可外保育施設」が37.1%と、「認可保育所（保育所型認定こども園を除く）」の59.8%、「地域型保育事業」の54.6%、「認定こども園」の40.2%と比べて低い。

<巡回支援指導員を配置していない場合の理由>

- 巡回支援指導員を配置していない場合、その理由は「特になし」が最も多く42.2%、「適切な人材がない」が22.7%、「予算がない」が18.4%、「その他」が16.7%となっている。

<令和2年度以降の配置予定>

- 現在、巡回支援指導員の配置が「有」の自治体の場合は、多くの自治体で「予算要求中」となっており、配置の「予定なし」はわずか1.0%と、今後も配置を継続することが見込まれる。他方、「無」の自治体の場合は、「予定なし」が92.4%となっており、今後も配置する意向はみられない。

2 総括

保育所等における事故防止対策の実態把握は、これまで小規模に行われたことはあっても全国的に大規模に実施されたことはなく、特に認可外保育施設については十分な把握がなされていなかった。今回、認可外保育施設を含む全国の保育所を対象にアンケート調査を行い、7,000 か所超の回答を得て、事故防止対策の実施状況等について確認するとともに、施設種別ごとの分析を行った。

結果を見ると、施設種別によっては認可外保育施設の回答は少なかったものの、回答いただいた範囲からは、認可外保育施設も認可保育施設と概して遜色なく、事故防止対策が行われていることが分かった。睡眠中の呼吸等点検については、認可外保育施設で事故が相次いでいることを受け、注意喚起がなされているためか、むしろ認可外保育施設の方がチェックの間隔が短く、頻繁にチェックしている様子も見受けられた。他方で、プール・水遊び中の指導役と監視役の分散配置など、一部の項目において、認可保育施設と比べて、実施割合が低い項目もある。認可保育施設、認可外保育施設を問わず、自治体の立入検査の確認項目として位置づけられている項目は、実施割合が高い傾向が見られることから、地方自治体が指導監督に入る際には、実施割合が低い項目にも焦点をあてて、確認を行っていくことも考えられる。

また、保育所等にとっては、アンケートで各園からご回答いただいた工夫の内容や、好事例として紹介した取組みを参考に、可能なものは自園に取り入れ、より一層の対策を進めていただけると事故防止に役立つものとする。

なお、最後に、本調査において助言を頂いた専門家のご指摘を付記しておきたい。それは、子どもの「安全な環境」が確保されなければならないのと同じように、子どもの「自由」や「自発的・意欲的に関われる環境」も確保されなければならないということである。何かを禁止するのであれば、その代替を提供して、子どもが生涯にわたる生きる力の基礎を培える「自発的・意欲的に関われる環境」を整えなければならない。

また、職員に対しても、マニュアルに基づく管理一辺倒では自発的な保育への関わりの機会を奪い、結果として、子どもへの良好な保育環境の提供を阻害することにつながってしまう。簡単なことではないが、「安全な環境」と「自発的・意欲的に関われる環境」の両立を常に追求していく姿勢は忘れてはならないものである。

本報告書は、株式会社日本経済研究所のホームページ (<https://www.jeri.co.jp/>) に掲載し、公開しています。

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
＜保育所等における事故防止対策の実施状況等に関する調査研究報告書＞

令和2（2020）年3月

株式会社 日本経済研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ 15階

TEL : 03-6214-4600